

第五部

労働・

社会政策

I 労 働 政 策

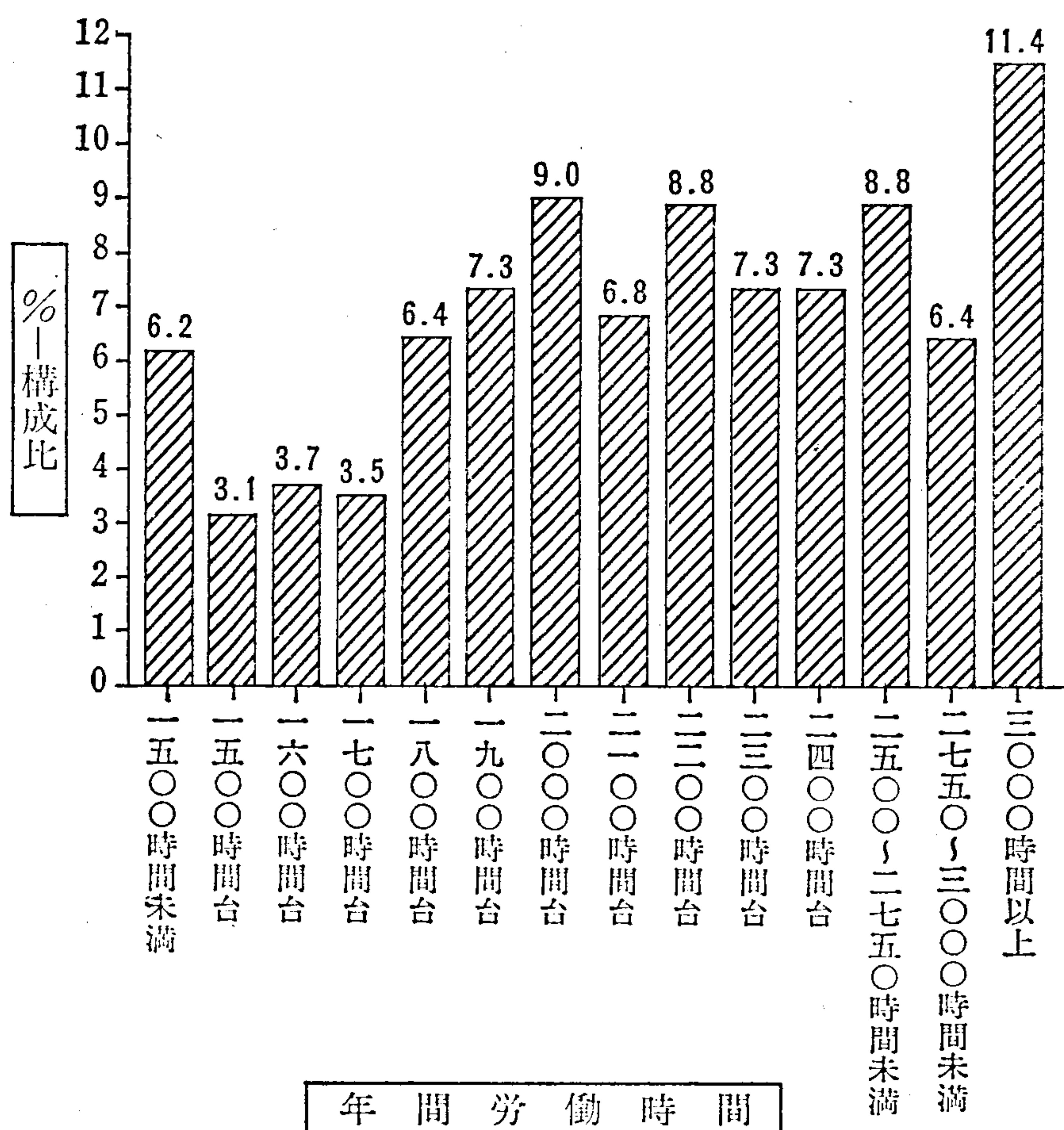
持続する好況下の構造調整

近づきつつある高齢化社会を前に

労働力のミスマッチ、時短、

災害防止の中期計画を策定

フルタイム労働者の年間労働時間の推移



〔出所〕 経済企画庁国民生活局「労働時間短縮がライフスタイルに及ぼす影響について」（1989年4月）

概況

☆ 八八年は、前年後半からみられた経済の好況が持続したため、これまでとは異なった状況が労働市場にあらわれてきた。その代表は、不足分野への不熟練外国人労働者の流入である。この問題については、労働大臣の国会での所信表明ではじめてふれられ、労働行政としての政策の検討が、研究者・関係者などを招いてなされた（これについては「特集」で扱っている）。

☆ 恒例の労働大臣の所信表明の本体の部分では、好況下とはいいながら経済構造調整と近づきつつある本格的高齢化にともなう労働力需給のミスマッチ対策、労働時間短縮をふくむ勤労者福祉の向上、特別に配慮を要する層の対策を重点としてかかげた。そのほか、政府提出の法案について説明している。

☆ 『労働白書』は、多数の統計を用いて、労働市場のミスマッチの問題や勤労者生活の課題について、労働時間短縮や新たな地域問題に関連しつつ分析をおこない、労働政策の基礎づけを試みた。

☆ 今期には、労働政策の分野で三つの中期的政策がたてられた。第一は、雇用対策基本計画である。これは、六月初めに雇用審議会から答申されているが、その直前に「世界とともに生きる日本」と題する経済運営五カ年計画が策定された。両者はもちろん連携して策定され、計画期間（八八～九二年度）末に、失業率

二・五％をめざしている。雇用対策基本計画では、労働力需給の質的不均衡、労働時間短縮と勤労者福祉の向上、国際的環境のなかで、構造変化に対応する施策が必要とみている。八八年度としても、この要請に沿った動きがみられた。

☆ 第二の中期計画は、労働時間短縮推進計画であり、同じ期間に週四〇時間制、年間実働一八〇〇時間の実現をめざしている。政策の部分は、官公庁・銀行の週休二日制のほか、啓蒙・教育など従来から推進されてきたものと同じである。

☆ 第三の中期計画は、労働災害防止計画で、災害の三〇％減などをめざしている。労災死亡者が最近若干増加したという事情もあり、重要な分野である。この計画実施のため、労働安全衛生法が改正された。

☆ 勤労者福祉については、中小企業向け対策、財形制度での改革があった。

☆ 法令としては、中労委・国労委の統合、港湾労働法の全面改正、その他既述の政策をささえるための法改正がなされた。

☆ 政策立案の過程であるが、パートタイム労働対策、八月に公表された労働基準法研究会（災害補償関係）の中間的報告などが重要と思われる。後者は本稿では省略したが、労災保険制度の根幹にかかわる修正点をいくつも提起している。

概況

Ⅰ 労働大臣の所信表明

中村太郎労働大臣は、慣例にしたがい、第一一二回通常国会の衆・参両院の社会労働委員会で、八八年三月一日、所信表明をおこなった。経済構造調整や高齢化といった構造変化のもとに、豊かな勤労者生活を目指として労働諸施策が必要であるとのべ、産業構造の変化に対応した労働対策を第一の柱としてかかげた。また、第二の柱は、労働時間短縮をふくむ労働条件向上と勤労者福祉の向上、第三の柱は、障害者等特別の配慮を要する人々の職業生活上の援助対策であった。提出法案の背景をのべたほか、雇用対策基本計画、外国人労働者問題にも言及した。

【中村労働大臣の衆議院社会労働委員会における所信表明（概要）】

今日の我が国は、目覚ましい発展を遂げる一方、経済構造調整の推進や内需拡大などの重要課題を抱え、また、産業構造の転換や高齢化の進展など種々の構造変化に直面しております。こうした中で、名実ともに豊かな勤労者生活を実現することが求められており、私は、そのための労働行政を積極的に推進してまいり所存であります。

第一は、産業構造等の変化に対応した労働対策であります。

今後構造変化が進展する中で、労働力需給のミスマッチにより各種の雇用問題が発生することが懸念されております。このため、新たに産業・地域・高齢者雇用プロジェクトを実施し、雇用失業情勢の均衡ある改善を図ってまいります。特に、産業雇用対策の拡充、強化を図るための法律案を

今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、雇用を取り巻く環境の大きな変化に適切に対処するため、新経済計画策定の動向を踏まえつつ、新雇用対策基本計画を策定することとしております。

さらに、外国人労働者問題については、労働関係法規違反に厳正に対処するとともに、いわゆる単純労働者は受け入れないというこれまでの基本方針のもとに鋭意検討を進めてまいります。

第二は、労働条件の向上と勤労者福祉の増進のための対策であります。

週休二日制の普及等労働時間短縮は、勤労者生活の充実や内需拡大等の観点から極めて重要な課題であり、週四十時間労働制に向けて労働基準法の改正も行われたところであります。このため、改正労働基準法の円滑な施行に努めるとともに社会的、国民的合意形成の促進と労使の自主的努力に対する指導、援助に努めてまいります。

また、労働災害防止対策の一層の充実と健康の保持増進対策の推進を図るため、新たな労働災害防止計画を策定するとともに、この計画の効果的な推進が図られるよう、労働安全衛生法の改正法案を今国会に提出することとしております。

さらに、持ち家や貯蓄といった資産の保有を促進するため、勤労者財産形成促進制度の改善を図ることとしており、そのための法律案を今国会に提出することとしておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

中小企業労働対策については、中小企業の事業主と勤労者が共同して総合的な福祉事業を行うことを援助する等、その一層の推進を図ってまいります。

第三は、障害者等特別の配慮を必要とする人々に対する職業生活の援助等に関する対策であります。

障害者雇用対策については、重度障害者、精神薄弱者に重点を置きつつ、障害の種類、程度に応じたきめ細かな対策を総合的に推進してまいります。

一方、輸送革新の進展等港湾労働をめぐる状況の変化に対応するため、港湾労働者の雇用の安定及び改善等を図るとともに、労働者派遣を行う体

制を整備すること等を内容とする法律案を、また、駐留軍関係離職者の再就職の促進等を図るため、関係法律の有効期限を延長することを内容とする法律案をそれぞれ今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

このような労働行政の展開に加え、職業能力開発対策、高年齢者の雇用就業対策、パートタイム労働対策、男女の雇用機会均等の確保等女子労働者対策等を積極的に推進するとともに、良好な労使関係の維持発展を図るための環境づくりに努めてまいります。

また、今後の経済社会の変化に伴う行政需要に的確に対応するため、労働省組織の再編を行うこととしており、中央労働委員会と国営企業労働委員会については、これを統合するための法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

なお、職業安定関係地方事務官制度の廃止等を内容とする法律案については、前国会から今国会へ継続審査となっており、よろしく御審議をお願い申し上げます。

2 労働省予算

八八年度政府予算案は、八七年十二月二十八日に閣議決定、八八年一月二五日に国会に提出され、四月七日成立した。大蔵省によると、財政改革の推進と内需拡大の要請に 대응することが二大重点であった。経常経費は、概算要求基準でマイナス一〇%とひきつづき強く抑制されたが、公共事業は前年度並みの基準に加え、NTT株売却収入があてられ、実質的には、前年度対比二〇%近い増大であつた。

た。一般会計で防衛関係費、経済協力費がこれについて伸びがめだつたが、その他の経費は、微増か減少している。

■ 八八年度予算、前年度比四・七%増の四兆七四八億九千九百九十九万円

八八年度の労働省予算は、一般会計は、対前年度（当初予算）〇・一%増の四八九〇億円、特別会計をふくむ全体では四・七%増の四兆七四八億九千九百九十九万円であった。増加額がもっとも大きかったのは、「産業構造・就業構造の変化に対応した労働対策」であった。このなかには、構造変化により、労働力需給のミスマッチが大きい分野・層にたいする「産業・地域・高齢者雇用プロジェクト」がふくまれている。プロジェクトは、別項における内容となっている。この大型プロジェクトのほか、総合的雇用情報システムの稼働など、労働力需給システムの整備、パートタイム労働対策がこの項目の柱であった。

第二に増加額の大きいのは、「長寿社会への対応」で、高年齢者の雇用就業対策がおもな内容である。六〇歳台前半層にたいする、継続雇用・再就職・定年退職後の就業の場の確保などが課題である。

第三に増加額が大きかったのは、「労働者の安全衛生の確保対策」である。金額としては労災補償対策が主であるが、新政策としては、労働安全衛生法の改正と労働者健康確保事業助成制度の創設が重点であった。

第四に増加額の多い「職業能力開発対策」費では、「技術革新の進展等に対応した高度の職業能力開発の推進」の金額増が大きい。情報処理関連技能者を養成する職業訓練施設の拡充、職業訓練大学

校いわゆる大学院の設置、高度な技能訓練をおこなうハイテク・カレッジの設置推進などがこれと関連している。

第五位の予算増は「総合的な勤労者福祉対策」となっている。従来の施策を大幅に見直し、「中小企業勤労者総合福祉推進事業」の創設、関連懇談会の開催、勤労者財産形成制度の改善などがふくまれている。

そのほか、労働大臣の重点施策にふくまれる障害者等の特別の配慮を必要とする人々への職業生活援助対策では、リハビリテーション施策の強化、重度障害者、精神薄弱者にたいする施策がふくまれる。その他、困難な条件下の種々の層の職業対策が内容である。労働時間対策は、重点であるが、会議等による合意形成や中小企業集団の援助などの施策で、金額増としては多くない。ほかにめだつものとして、国際化を反映して、途上国との関連強化を目標とする事業が企画された。

■ 八九年度予算案、前年度比三・七％増

消費税、リクルート問題などで、予算編成は例年より大幅に遅れ、八九年一月二四日の閣議で政府予算案が決まった。労働省予算は前年度比三・七％増である。金額としては前年より減少したが、構造変化と就業形態の多様化に応じた雇用対策が重視されている。また、国際協力関係の増額もめだつた。

なお、予算案の概要は『労働時報』（八九年二月号）に紹介されている。

3 『労働白書』の公表

労働省は、例年のように『昭和六二年労働経済の分析』（労働白書）を八八年七月一五日、閣議報告するとともに公表した。白書はつぎの二部構成であった。

第一部 昭和六二年労働経済の推移と特徴

第二部 構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題

『白書』は、調査・統計に、よりくわしい分析をおこなったあと、政策の方向を示唆している。第一に、就業構造の変化に関連して、わが国雇用慣行のもとでは、配置転換、出向など、内部・準内部労働市場に期待することが——中高年層についてとくに——望ましいとしている。転職によらねばならないときは若年層を中心とし、そのため、需給調整を円滑にする施策（情報提供、能力開発、社会的能力評価体制等）が必要であるとしている。そのほか、パートタイム労働者の総合対策の必要性等を説いている。

第二に、失業率の上昇と関連し、新規中卒・高卒の職業教育と進路指導、高齢者にたいする前記の対策、適職と適切な雇用形態の雇用機会の開発などをあげている。

第三に、地方圏の雇用対策として、発展産業の地方展開、地域特性を活かした産業振興、広域的な基盤整備（教育や訓練をふくむ）の

必要性を説いている。

勤労者生活の課題としては、分析のそれぞれの項目に応じ、①輸入の活用、物価構造の是正、②高等教育費用負担の検討、労働時間短縮、③大都市における宅地供給対策、勤労者財産形成促進制度などによる勤労者の住宅取得能力の向上、賃貸住宅の供給促進、企業の地方分散などに言及している。

4 経済計画と雇用計画

1 経済運営五カ年計画

前回の経済計画は、中曽根内閣のもとで八三年に策定されたが、円高にともなう構造調整などによって環境が変化し、竹下内閣の経済計画が必要となり、八七年十一月、経済審議会に新経済計画について諮問がなされていた。八八年五月二三日、審議会から竹下総理大臣あて「世界とともに生きる日本——経済運営五カ年計画」が答申された。経済計画は五月二七日に政府の計画として閣議決定された。

経済計画は、「第一部 我が国の課題と政策運営の基本方向」、「第

二部 重点課題への対応」、「第三部 発展基盤の確立」、「第四部 経済の姿と経済計画」、以上の構成となっている。計画期間は、八八年度～九二年度の五カ年である。

第四部によると、計画期間における実質経済成長率は三・七五％で、うち内需分は四・二五％、すなわち輸入等の伸びが相対的に大きく、外需はマイナスの寄与をする見込みである。名目成長率は四・七五％、したがって物価は相当に安定したもの（消費者物価で一・五％上昇）を想定している。対外均衡は期間中に調和のとれたものとなるとする。国内産業構造の転換など労働市場でミスマッチを生ずるが、雇用対策により二・五％を目安としてできるだけ低くするよう努めるとしている。

第一部では、世界全体と歴史のなかの位置づけから、経済構造調整が課題であると論じ、その方向として、①対外不均衡是正と世界への貢献、②豊かさを実感できる多様な国民生活の実現、③円滑な産業構造調整と地域間の均衡ある発展、の三点をあげている。このための政策運営の基本方向は、ここ数年来強調されてきた内需主導型経済への転換、行革と規制緩和などであるが、新たに「世界とともに生きる日本」の視点を強調している。これは、対外関係および国内の構造調整にも適用すべきものとしている。

労働政策にかかわる問題も多いが、とくに第二部では、豊かさを実現できる国民生活の内容として、土地対策と住生活、物価構造の是正とならんで、労働時間短縮と自由時間の充実についてスペースを割いている。目標としては、計画期間中に週四〇時間制を実現し、年間総労働時間を一八〇〇時間に短縮するとしている。

第三部のなかでは、雇用の安定は構造調整期における最大の課題

であるとの認識をかがけている。対策としては、時間対策と同様、労働政策として追求されつつあることがおおむね繰り返されている。しかし、「日本的ワークシェアリング」として働きすぎの現役世代から、仕事の不足する高齢世代に雇用機会を再配分するといった、やや新しい発想などもみられる。

外国人労働者については、第二部において、専門的な技術・技能を有する者は可能なかぎり受け入れる方向を示したが、その他はすみやかに検討するとのみのべている。

2 第六次雇用対策基本計画の策定

雇用政策研究会の需給見通し

労働省の「雇用政策研究会」（座長＝梅村又次・一橋大学名誉教授）は、雇用対策基本計画の策定の準備として、一九九五年頃までの労働力需給の長期見通しをおこない、八八年一月に発表した。結果は、経済成長三％強のとき九五年の失業率三・三％、四％弱の場合二・九％としており、また、期間には、労働力需給のミスマッチがひきつづき重要な問題であることを示している。さらに研究会では、あるべき政策の方向も指摘している。失業率の見通しを除き、見解は雇用対策基本計画に反映された。

雇用対策基本計画の枠組み

雇用審議会（会長＝隅谷三喜男・日本労働協会会長）は、八八年六月

三日、第六次雇用対策基本政策を労働大臣に答申した。政府は、これを六月一七日閣議決定した。

計画は、①基本的考え方、②雇用の動向と問題点、③雇用対策の基本的事項から成っている。その概要について労働省は第4図をかげている。計画期間は、八八年度から九二年度までである。この五年間の経済的・社会的環境のもとで、労働力需給のミスマッチが拡大すること、また、国際化にともなう問題、国内の労働生活の問題があると認識している。そこから、計画の課題は図の下方にある「構造調整期において雇用の安定を確保し、これを基盤としたゆとりある職業生活の実現をめざすこと」においており、これは具体的には、目標年次に完全失業率二・五％程度を目安にし、失業を顕在化させない移動、中小企業の雇用安定という質的条件を付するものとなっている。

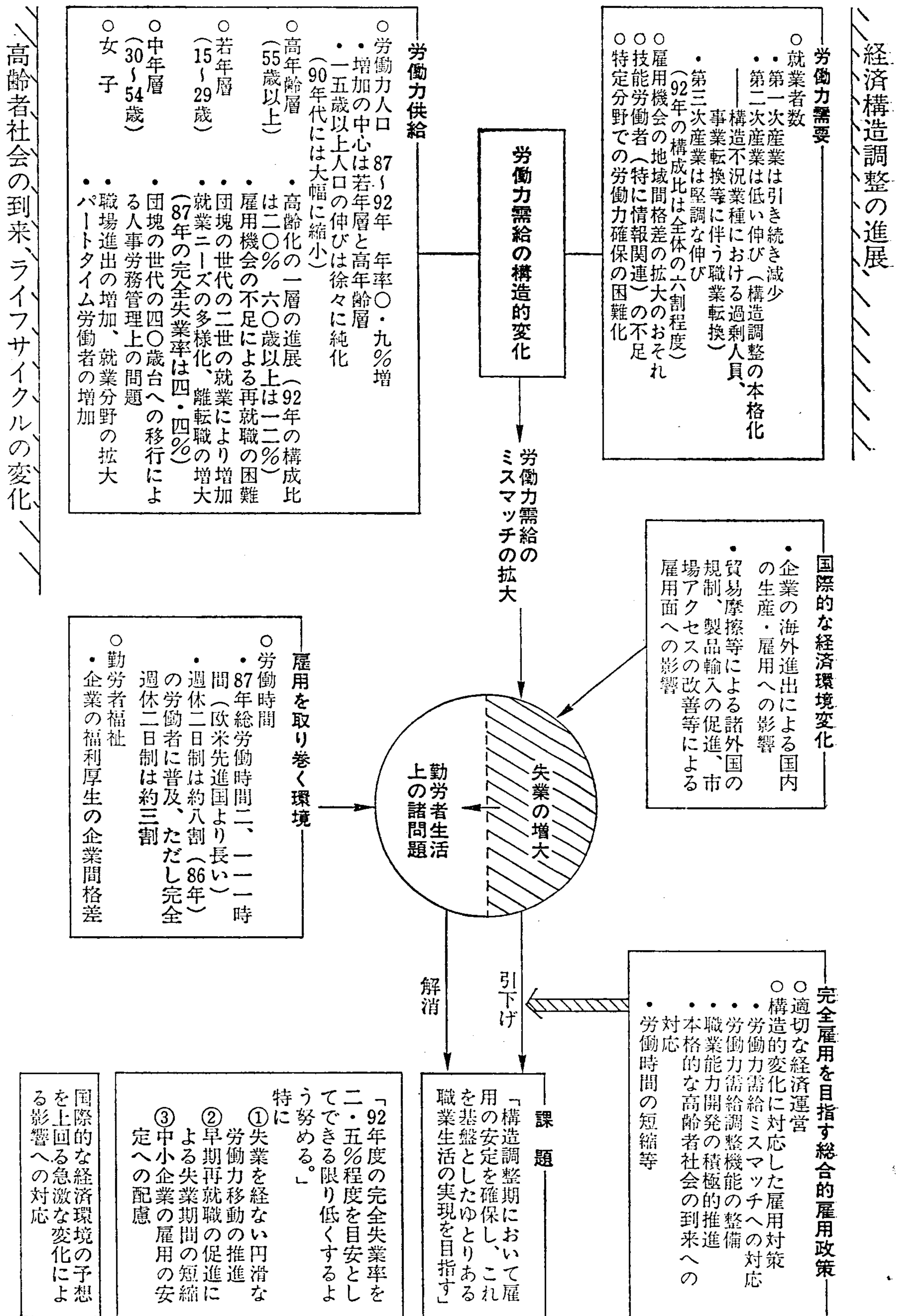
「雇用の動向と問題点」の項では、図の上部の「労働力需要」「労働力供給」の枠内にかかげられている事情について説明している。

雇用対策の基本的事項

課題に対処し、目標を達成する雇用政策は、図の右下に列举されている。これはさらに内容的に展開されているが、外国人労働者問題などを除くと、すでに開始されている政策が中心である。

- 1 経済構造転換下における雇用の安定
 - (1) 適切な経済運営と雇用の維持・拡大
 - (2) サービス経済化の進展に伴う人材の養成、確保
 - (3) 地域雇用対策の推進
- 2 国際化の進展と外国人労働者問題への対応
 - (1) 企業の海外進出問題への対応

第4図 第6次雇用対策基本計画の概要



労使間合意により雇用への影響を最小限とする。下請企業等の雇用も配慮する。海外における問題に対処する。

(2) 外国人労働者問題への対応

専門技術的能力、外国人独自能力に着目した人材は範囲等を明確にしつつ可能な限り受入れる方向。単純労働者については十分慎重に対処。外国人受入れ問題につき慎重かつ速やかに検討。

3 本格的な高齢者社会の到来への対応

六五歳程度まで企業グループ内で継続雇用を促進。高齢期にも職業能力が発揮できるような対策。企業年金、財形年金貯蓄の普及など。被用者年金の支給開始年齢の引き上げは、雇用促進のための条件整備等をはかりつつ総合的に検討。

4 女子労働者の増大等への対応

5 特別な配慮を必要とする人達への対策の充実

6 労働力需給調整機能の強化

総合的雇用情報システムの活用、民間労働力需給調整機能の整備、雇用援助・助成制度の見直し、若年者雇用対策の推進など。

7 生涯職業能力開発の推進

8 労働時間の短縮等雇用環境の整備

- (1) 労働時間の短縮の推進
- (2) 勤労者福祉の増進

5 労働市場政策の動向

■ 年次雇用計画と政策の重点

労働省では、例年のように、雇用の見通しと、これにもとづく職

業安定行政の重点施策を決め、五月三〇日付けで新聞発表した。これによると、景気の拡大が持続し、雇用失業情勢は好転しているが、構造不況業種、地域、高齢者層において、ミスマッチが依然深刻であるとしている。

八八年度の行政の重点施策としては、①産業構造・就業構造の変化に対応した雇用対策（産業・地域・高齢者雇用プロジェクトと特定不況業種雇用安定法改正がおもな内容）、②地域雇用開発を中心とする総合的地域雇用対策の推進（地域雇用開発促進法にもとづく施策が中心）、③本格的な高齢化への対応（従来からの政策に加え、①のプロジェクトでも取り上げる）。④障害者対策の推進（改正された障害者雇用促進法による施策、「障害者対策等に関する長期計画」の実施など）をあげている。

このほか、中長期の「構造調整の下における雇用問題への対応」として、第六次雇用対策基本計画、海外直接投資の増大に関連した雇用対策をかかげている。また、「労働力需給調整機能の強化」として、公共職業安定所における基本業務の的確な実施、総合雇用情報システムの活用等をあげ、さらに、民間の労働力調整事業の整備（派遣労働者の雇用安定、民営職業紹介事業機能の研究）について言及している。

■ 産業・地域・高齢者雇用プロジェクト

八八年度労働政策関係予算の柱となった「産業・地域・高齢者プロジェクト」は、前年度の「三〇万人雇用開発プログラム」をひきつぎ、三種の労働市場のミスマッチにたいし、助成金の支給により雇用の確保をはかろうとするもので、つぎの内容であった。

1 産業間ミスマッチへの対応

特定不況業種雇用安定法の改正とこれに伴う助成金の活用等（別項参照）

2 地域間ミスマッチへの対応

- (1) 地域雇用開発助成金の活用等による地域雇用開発の推進
- (2) 雇用調整助成金の活用による失業の予防

3 年齢間ミスマッチへの対応

- (1) 特定求職者雇用開発助成金の活用
- (2) 高齢者雇用特別奨励金制度の創設
- (3) 高齢者多数雇用報奨金の活用（中小企業）
- 4 円滑な職業転換のための職業能力開発の促進
- (1) 特定不況業種、特定地域の離職者に対する職業転換訓練の実施
- (2) 高齢者特別能力開発制度の創設
- (3) 中小企業事業転換能力開発給付金の活用

労働省は、八八年三月二三日、中央職業安定審議会に、プロジェクトの具体案を諮問して、即日、可とする答申を得た。これにともない雇用保険法施行規則の改正等がおこなわれた。改正のおもな内容としては、暫定的に引き上げられていた雇用調整助成金等を一年間延長したこと、高齢者対策関係で、高齢者短時間雇用助成金を発展的に解消し、高齢者短時間雇用者に特定求職者雇用開発助成金の適用拡大をはかったこと、「高齢者雇用特別奨励金」制度を創設し、高齢者向けの職場施設の設置・整備、高齢者会社の設立をおこなった事業主にたいする助成をおこなうこととしたことがあげられる。

なお、4は、職業能力開発関連の政策で、五五歳以上の雇用保険受給資格者にたいして、事業主（団体）に訓練を委託する「高齢者特別能力開発制度」（新設）や、新たな助成金による促進措置である。

特定不況業種雇用安定法の運用

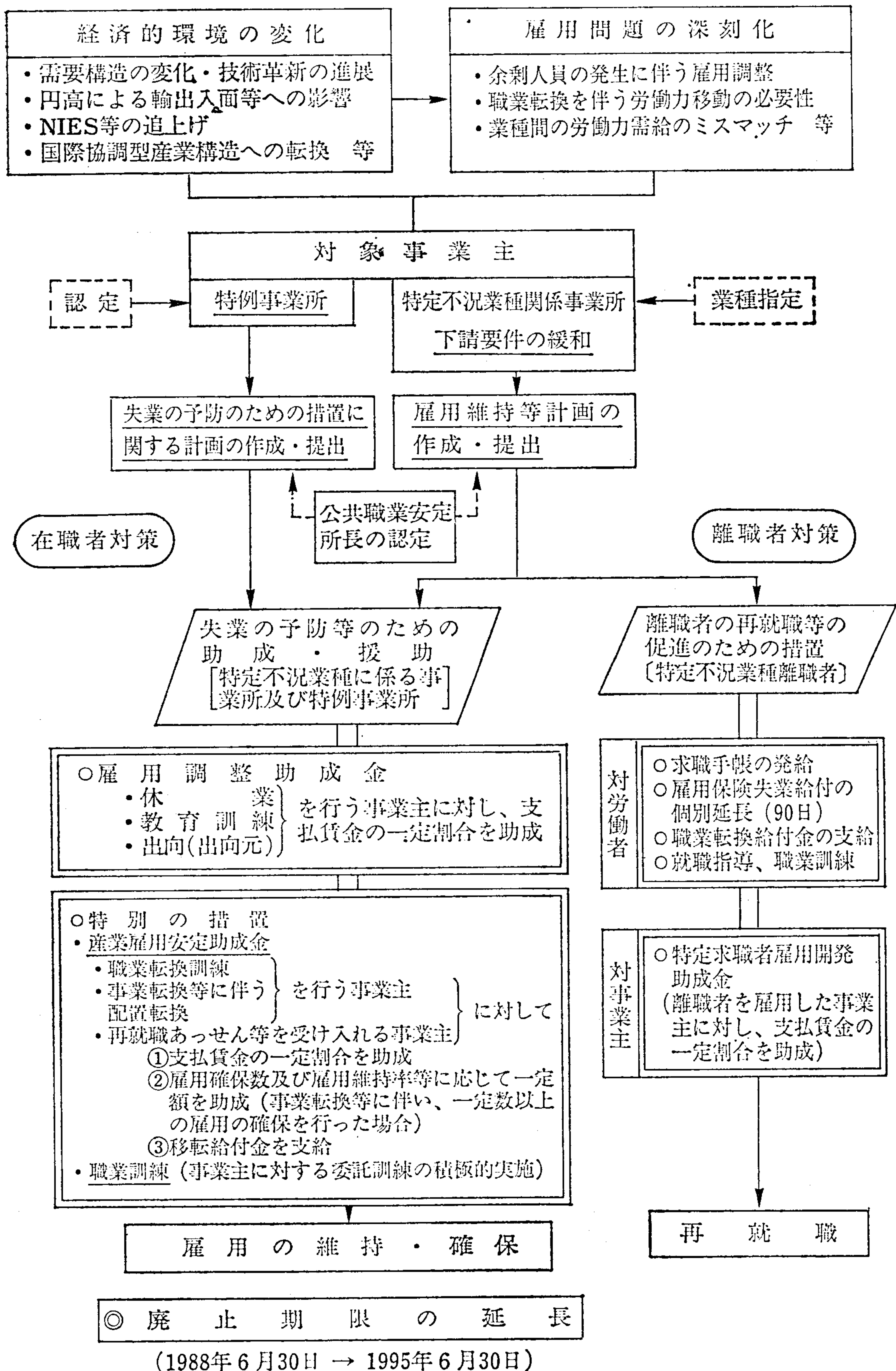
三七二頁で記載したとおり、特定不況業種雇用安定法が改正されたが、これによる政策の具体化が、同法施行令、施行規則、雇用保険法施行規則の改正（八八年六月）によってなされた。施策は複雑であるが、労働省は第5図のフロー・チャートを示している。チャートのうち、下線の部が新しい制度ないし手続きである。

施行令・規則の改正では、従来は対象となっていなかった二次下請業者までふくみうる規定とした。特定不況業種の見直しにより、一〇業種（水産缶詰、綿スフ織物業、鍛鋼・鋳鋼、がん具など）を加えるほか、従来からの指定業種の期間延長（石炭鉱業、非鉄金属鉱業、水産物加工の一部、紡績、レーヨン、石油精製、セメント、造船、海運など）鉄鋼、合板などの指定終了がなされた。また、チャート上半の下線にかかわる規定がなされた。

チャート下半の「特別の措置」は、雇用保険法施行規則の改正によってなされた。その内容は、①新設の「特例事業所」（経済摩擦や構造調整による雇用調整がおこなわれ、特定不況業種に準ずる状況にある業種に属するもの）にも雇用調整助成金制度を適用すること、②従来の雇用調整助成金を再編し、「産業雇用安定助成金制度」を創設することが内容となっている。

この制度改正では、構造調整にあたり失業をとまわずに配置転換・出向等により雇用を維持するよう奨励することをめざしており、新設の産業雇用安定助成金は、事業主にたいし手厚い助成をおこなうものである。制度の概要はチャートの「特別の措置」の枠内にみられる。助成率は、事業転換による配置転換の場合、賃金の二

第5図 特定不況業種雇用安定法の改正



分の一（中小企業三分の二）である。

なお、雇用調整助成金のうち出向に関するものは、出向労働者の賃金についての負担額の三分の二（中小企業四分の三）助成の制度となっている。

■ 総合的雇用情報システムの稼働

公共職業安定所を、オンラインのコンピュータ・システムで結ぶ「総合的雇用情報システム」は、八六年一〇月より首都圏で利用されはじめたが、八八年六月一日より全国規模で利用を開始した。これは、利用者のニーズが多様化し、求人求職を広範囲に迅速適切に結合させるための手段として導入されたものである。全国的オンライン・システムとしては、有数の規模であり、独自の分野を開拓したこととなる。『職業安定広報』は、つぎのように紹介している。

システムは、労働省と四七都道府県庁および、約六〇〇にのぼる公共職業安定所の機関を、オンライン・ネットワークで結び、公共職業安定所が受理する求人、求職に関するデータを、すべてデータベース化している。これに基づいて、求人者には求人条件に適合する求職者リスト等、求職者には希望する条件に適合する求人リスト等の情報を提供したり、受理した求人者、あらかじめ登録されている近隣の安定所に自動的に連絡する求人の共有化を行うことによって、安定所の職業紹介機能や雇用情報提供機能の充実・強化を図ろうとするものである。

……広域的な職業紹介を効果的に行う上から、……システムは、中央、都道府県庁および安定所にホストコンピュータを設置する三階層分散型となっている。

また、職業紹介関係業務で取り扱う情報の多様性から、端末機は「多種で」その総台数は約五五〇〇台となっている。なかでも受理端末機は、手

書きの文字情報に加えて手書きのイメージ情報を読みとるOCR機能、バーコード・リーディング機能、カナ漢字変換機能を合わせもつ端末機である。

このシステムの導入によって、求人求職の照合作業が迅速化・改善され、相談業務が充実される可能性等はあるが、情報がどのように生かされるかは、今後の運用に依存する。

6 職業能力開発政策

■ 八八年度の主要政策

八八年における職業能力開発政策は、労働省予算や、「産業・地域・高齢者プロジェクト」の一環として言及した。この行政の年度運営方針は、四月一日付けで新聞発表された（詳しくは『職業能力開発ジャーナル』四月号に掲載）。これによると、行政の重点は三項目に分かれる。

① 産業構造調整対策等としての公共職業訓練等の推進

「三〇万人雇用開発プログラム」で実施してきた施策をひきつぐとともに「高年齢者特別能力開発制度」を創設する。公共職業訓練施設における新技術をになう人材の育成を強化する。情報処理技能者養成施設（コンピュータ・カレッジ）を増設する。障害者の職業能力開発をいっそう推進するなど。

② 民間企業における教育訓練の振興

(主としてこれまでおこなわれてきた諸施策の実施、高レベル教育訓練のためのネットワーク化の検討)

③ 職業訓練分野の海外技術協力の推進

政府、国際機構、民間ベースの職業訓練関係の技術協力を強化する。

特級技能検定の開始

法律にもとづいて、国が労働者の技能を、一定の基準で検定し公証する技能検定制度は、一九五九年に実施され、八八年度初めて一三四職種が対象となっている。技能検定には、職種により、等級区分のないものと一級・二級に区分されているものがある。今回、一級の上に特級が設けられ、八八年度には電子機器組立等五職種について実施されることになった。「特級」設定の背景としては、ME技術革新により生産システムの管理や保全の能力を求められること、技能検定は、労働者にとっては自己啓発の目標となるものであるが、職業生活の長期化にともない高度の資格があることが望ましいことなどの事情があった。

検討の結果、単一職種の名人芸的な技能を検定の対象とするのではなく、一般の企業において、一級技能士等が第一線監督者となっていることが多いことに着目し、管理的な技能を現場技術とともに評価することとした。

7 労働時間短縮に関する政策

1 労働時間短縮推進計画

成立経過と枠組み

八八年四月施行の改正労働基準法は、本則に四〇時間制をかかげ、漸次それに到達することが課題となっている。また、労働者生活上の要請はもとより、経済摩擦という外的な圧力もあって、経済政策の一環としても、労働時間短縮が問題となってきた。新経済計画でも、九二年度までに、週四〇時間制、年間一八〇〇時間を目安とした目標を設定した。労働省では、八五年六月に「労働時間短縮の展望と指針」を設けて行政にあたってきたが、実労働時間の実態はこのところほとんど動いていない状況である。

労働省は、中央労働基準審議会における年前半の討議をふまえ、同審議会の了承を得て、六月八日「労働時間短縮推進計画——活力あるゆとり創造社会の実現をめざして——」(計画期間八八・九二年)を策定した。

計画は、①計画の基本的考え方、②労働時間短縮の目標、③労働時間短縮への取り組みの三項目より成っている。

計画の基本的考え方では、欧米先進国より格段に長い労働時間を

ふまえ、国内でも政策的努力がなされていることを紹介している。「活力あるゆとり創造社会」という副題は、労働時間短縮により、新しいライフスタイルや社会的価値観等を創り出す、国民生活のゆとりと社会の活力をもたらすとの趣旨である。また、労働時間短縮は、ゆとりある生活のほか、企業、国民経済的にも意義があるとのべている。

労働時間短縮の目標として、計画期間中に、週四〇時間制、年間一八〇〇時間程度の総実労働時間を実現する。このため、段階的な完全週休二日制の普及、年次有給休暇の完全取得、連続休暇の定着、所定外労働時間の削減が重点であるとする。また、自由時間の有効活用ができるような条件整備が必要であるとしている。

三項目の具体的対策

労働時間短縮への取り組みの項では、労使、国民、行政の三者一体となった対処が必要であるとして、三項目に分けて整理している。

① 労使の取り組み

基本的課題として、生産性向上と、その成果を労働時間短縮にも配分すること、従来の労働時間制度、労働慣行を見直すこと、親企業・下請企業関係で影響のある事項を改善すること、業者団体としてとりくむことをあげている。このほか個別的課題として、目標の項にある四つの重点に加え、変形労働時間制の利用と自由時間の活用促進の必要を指摘した。

② 国民の理解と協力

労働時間の短縮には国民の理解と協力が不可欠であること、人生八〇年時代にふさわしい労働と自由時間のバランスのとれたライフ

スタイルの確立が必要であること、国民の利便と商業サービス部門の労働者の福祉の調整を考慮すべきであることの三点をあげている。

③ 行政の取り組み

(イ)改正労働基準法の円滑な施行等……産業等の実情をふまえた指導・援助、時間外労働の限度の目安設定、法定労働時間を実態に配慮しつつ適切に短縮することなどをあげている。

(ロ)労使の自主的努力にたいする指導・援助……業界団体にたいする働きかけ、中小零細企業、零細商業・サービス業にたいする集团的指導・援助、啓蒙と教育、有給教育訓練休暇制度の普及などをかかげている。

(ハ)国民的コンセンサスの形成……広報、キャンペーン、会議等によるコンセンサスの形成、金融機関の完全週二日閉店制の八九年二月実施と公務員の完全週休二日制、学校の週五日制の推進のための連携、自由時間活用促進のための環境整備などをあげている。

全体として、これまでの啓蒙・指導と労使の自主努力に期待する行政の施策と変わりが無いが、行政指導が労働基準法の基礎のもとで強化されたこと、公務員の週休二日制等をふくめ国民的コンセンサスを強調していることなどが注目される。

2 労働時間短縮の諸施策

八八年における労働時間短縮に関する具体的施策で、主要なもの

は以下のとおりである。

① 土曜閉庁法の成立と銀行等の全土曜休業

行政機関の休日に関する法律が、八八年二月九日成立し、毎月第二土曜日、第四土曜日に行政機関は原則として執務しないこととなった。この措置は、直接には、国家公務員の閉庁方式による四週六休に関する人事院勧告をうけたもので、給与法も同時に改正された。土曜閉庁は八九年一月より実施された。

銀行・郵便局の完全週休二日制は、八九年二月より実施することを、八八年八月二三日、全国銀行協会と郵政省が決定し、実施された。

② 自動車運転者の労働時間

労働基準法改正の際に取り扱いが持ち越されてきた標記の行政措置については、中央労働基準審議会の小委員会で結論に達した（八八年一〇月七日）。隔日勤務以外の一日の拘束時間一時間短縮などの小さな改革で現行どおりとすることとなった。

③ 情報サービス業、印刷業での時短研究

労働省の働きかけでおこなわれていた研究がまとめられ、八八年一〇月一日付け新聞発表があった。

④ 行政における対策

労働省は、年度初めに「当面の労働時間対策推進要領」を定めて出先に通知すると同時に、事業主や関係者の理解を求めた（『労働基準』八八年六月号）。この文書は、八八年四月からの改正労働基準法の実施、指導や広報および「労働時間短縮推進計画」に対応する行政上の措置を示している。

⑤ 船員法の一部改正

労働基準法改正により、労働時間短縮が実現されたことにともない、船員法の一部改正がなされた。船員には勤務の特質上、特別の規定があるが、基本的に一般労働者に見あった制度にする政府案であった。とくに、すべての海員について一日当たりの労働時間を八時間以内にするともに、一年以下の範囲で定める「基準労働期間」につき一週当たりの労働時間を四〇時間以内とすることとし、当分の間は、四八時間以内を政令で定めることとしていた。衆議院の段階で修正がなされ、政令は、週平均四〇時間労働制に可及的すみやかに移行するためのものである旨の付加がおこなわれた。また、法律について施行後三年で検討すべき附則が加えられた。改正法は、右のほか、一週間当たり平均一日以上の休日、補償休日、内航船員の有給休暇日数の引き上げなどについて規定している。

8 安全衛生政策の展開

1 労働災害防止計画

■ 「計画」策定の経緯

労働省は、労働安全衛生法（安衛法）の規定にもとづき、「第七次労働災害防止計画——心身ともに健康で安全な勤労者生活をめざし

て」を策定した。

最初の計画は一九五八年に公表され、以降五カ年計画が繰り返されてきた。今回は、八七年一〇月二八日、労働大臣から中央労働基準審議会に諮問し、同審議会労働災害部会で実質審議がなされた。八八年一月二九日、審議会は諮問に一部修正意見を添えて適当であると答申した。その後各省間の連絡を経て、三月四日の閣議に報告され、三月一八日の官報に掲載された。審議会答申にあたり、この計画の実施については法令改正が必要であるとの建議があり、これは法律改正となって実現することとなった。

「計画」は、労働災害防止のための主要対策等を定めるものであり、この分野の行政の基本を示している。「計画」の概要は、以下のとおりである。

■「計画」の枠組み

①「計画」のねらい

「計画」のねらいとしては、つぎの四項目をあげている。このうち、(2)にみられる心身の健康増進は、計画の副題にもあるように新しい重点であり、また(3)で、危険予知活動に言及がなされていることも注目される。

- (1) 職場における潜在的な危険有害性の予測とその結果に基づく安全衛生対策の徹底を図ること
- (2) 労働者の心身両面にわたる積極的な健康の保持増進対策を実施することにより、労働者の職場適応能力の向上を図ること
- (3) 機械設備等のフェールセーフ化等ハード面の対策に加え、危険予知活動等の安全衛生活動、安全衛生教育の充実等ソフト面の対策の充実を図ること

- (4) 関係行政機関、労働災害防止団体、関係事業者団体等との幅広い連携を図ることにより事業者の自主的な安全衛生活動を支援し、労働災害防止活動が国民的運動として定着するよう促進すること

この項目のはじめに、労働災害の絶滅と快適で健康な職場環境の形成に向けて最大限の努力をする必要があるとし、この「計画」は、従来からの問題と新しい局面にともなう課題への対策の方向を示すものであると結んでいる。

② 計画期間

一九八八年度～九二年度の五年間

③ 計画の目標

「計画」の目標としては、「労働災害の絶滅に向けての努力により、死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病の大幅な減少を期するとともに、労働災害の総件数の概ね三〇％の減少を図り、労働者の安全と健康を確保すること」であるとのべている。

この目標達成の重点として、つぎの五項目をあげている。これは網羅的な施策のうちで、とくに重視するものであろう。

- (1) 安全衛生に係る事前評価体制の確立
- (2) 心身両面にわたる積極的な健康の保持増進
- (3) 適正な作業環境管理の推進
- (4) 機械・設備の安全化の促進
- (5) 中小規模事業場における安全衛生活動の促進

「計画」では、最近の労働災害・職業病の発生状況と関連する問題点を具体的に指摘し、それに見合う対策および一般的な対策を詳細にかかげている。

2 改正安衛法の施行

安全衛生法令は、技術的な性格もあり、実質的な規制の相当部分を命令などに依存してきた。八八年の労働安全衛生法の改正（三六九ページ参照）にあたっては、これと一体をなす政令・規則・告示により、政策の内容が具体化された。すなわち、安衛法一部改正法は、八八年五月一七日公布されたが、労働省はこれの施行にかかわる政省令（安衛令、安衛則および五つの省令）案要綱を、七月一五日、中央労働基準審議会に諮問したが、同審議会から、八月三日、妥当である旨の答申がなされ、省令は九月に改正された。

改正のうち主要なものは、つぎのとおりである。なお、同時に実施された告示のなかに健康保持増進（別項）、作業環境基準等重要な基準がある。

- (1) 安全衛生管理体制の充実
- ① 安全管理者を選任すべき事業場として、新たに卸売・小売業の一部、旅館業又はゴルフ場の事業に属する事業場で、常時五〇人以上の労働者を使用するものを追加すること（安衛令）。
- ② 衛生管理者免許を第一種衛生管理者免許と第二種衛生管理者免許とに分け、事業者は、有害業務との関連の薄い業種に属する事業場については、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することができるとすること（安衛則）。
- ③ 安全衛生推進者（又は衛生推進者）の選任を要する事業場を、常時一〇人以上五〇人未満の労働者を使用する事業場とすること（安衛則）。
- ④ 産業医の職務内容として、健康診断の結果に基づく措置に関するこ

と、健康教育、健康相談等に関すること等を規定し、その明確化を図ること（安衛則）。

⑤ 衛生委員会の付議事項として、労働者の健康の保持増進のための措置の実施計画の作成に関することを加えること（安衛則）。

(2) 作業環境測定の制度の充実

① 作業環境測定の対象作業場のうち、有機溶剤、鉛、特定化学物質等及び粉じんに係る作業場について、作業環境評価基準に基づき測定結果の評価を行わせるとともに、その評価により第三管理区分（当該作業場の作業環境中の有害物濃度の平均が管理濃度を超える状態）に区分された場所については、事業者が直ちに施設等の点検を行わせ、改善等の措置を講じさせるものとする（有機則、鉛則、特化則、粉じん則）。

② 作業環境測定を行うべき有機溶剤を三〇物質追加すること（有機則）。

(3) 化学物質に関する規制の充実

(4) 建設業における労働災害防止対策の充実

建設工事等の計画の作成に当たり一定の資格を有する者の参画を要する工事として、足場及び型枠支保工に関する工事を加えること（安衛則）。

3 健康保持増進のための指針

改正安衛法では、事業者は、労働者にたいする健康教育・健康相談、その他労働者の健康の保持増進をはかるための努力義務を課している。労働大臣はこのため指針を公表することを定めている。改正法施行に先立ち、労働省は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」を、八八年九月一日付け官報で公示した。指針は、大要、つぎのとおりである。

一 趣旨

二 健康保持増進対策の基本的考え方

健康の保持増進には、労働者が自主的にとりくむことが必要であるが、職場には労働者では取り除けない健康障害要因、ストレス要因があり、事業者による健康管理の積極的推進が必要である。その際、従来の健康障害防止の観点のみでなく、労働生活の全期間にわたり、継続的・計画的に、かつ心身両面にわたる積極的な内容のものとしなければならない。

三 健康保持増進計画等

(1) 健康保持増進計画の策定

(2) 事業場内の推進体制と対策の確立

健康保持増進対策の推進には、衛生委員会等、専門的スタッフ（産業医、ヘルスケア・トレーナー、ヘルスケア・リーダー、心理相談員、産業栄養指導者、産業保健指導者）を活用する。専門スタッフは、産業医を長とする専門委員会を構成することが望ましい。

(3) 企業外労働者健康保持増進サービス機関の利用

前記(2)の専門スタッフすべてを企業内で確保できない場合は、チームとして活動できる企業外のサービス機関に委託して実施することが適当である。また、事業場内に運動指導スタッフのみが不足している場合は、ヘルスケア・トレーナー（運動の処方・指導をする）、ヘルスケア・リーダー（運動実践の指導をする）がいて、事業場の産業医と連携がとれる機関に委託する。

(4) 健康保持増進対策の実施結果の評価

(5) その他

秘密の維持、記録の保存、衛生管理者による支援

四 健康保持増進措置の内容

(1) 健康測定

健康測定は、労働者の健康状態の把握であり、原則として産業医が中心となって実施し、その結果により指導票がつけられる。

(2) 運動指導

(3) メンタルヘルスケア

ここでは、積極的な健康づくりをめざす人を対象としたもので、ス

トレスにたいする気付きの援助、リラクセーションの指導など。必要な場合または希望のある場合に、産業医の指導のもとに心理相談員がおこなう。

(4) 栄養指導

(5) 保健指導

9 女子労働に関する政策

1 男女雇用機会均等法施行規則等の改正

男女雇用機会均等法とこれを実施するための規則（同法施行規則、女子労働基準規則）は、八六年四月より施行されている。しかし、この規則の審議にあたった審議会で、今回、改正となった事項について三年を目途に措置する旨の意見が付されていた。二つの審議会にはかり、答申を得て、規則改正がおこなわれた。八八年四月一日より施行される。内容は以下のとおりである。

(1) 女子にたいして男子と差別的取り扱いをしてはならないとされている福利厚生措置のうち住宅の貸与に、「独身寮の貸与」を含めること。

(2) 女子の深夜業の禁止の例外となる女子の健康および福祉に有害でない業務に、

1 旅行者に同行しておこなう旅程管理業務（いわゆる旅行添乗業務）

2 郵政事務Bで採用された者が行う郵便物の区分、運搬等の業務を追加すること。

2 パートタイム労働対策

■ 専門家会議の中間報告

女子中年層を中心にパートタイム労働者の増加がつづき、その保護等が政策課題となってきた。労働省が設置した、学識経験者と労使代表からなるパートタイム労働問題専門家会議（座長＝高梨昌・信州大学教授）は、八八年十二月二日、中間報告をおこなった。この専門家会議は、「女子パートタイム労働対策研究会」の報告（『日本労働年鑑』第58集四四三ページ）を基礎として検討をおこなった。

中間報告は、パートタイム労働への需要・供給は増加する勢にあるが、就業条件等に問題があることをあらためて指摘している。対策面でも、雇用保険適用、職業紹介体制、能力開発に問題があるとしている。そのうえで、不可欠となったパートタイム労働を良好な雇用形態として確立するため、八四年から実施されているパートタイム労働対策要綱にもとづく施策の充実・強化が必要であるとし、細目を論じている。また、疑似パートタイム労働者を対策から除くべきでないこと、雇用保険の適用を拡大すべきことも指摘した。しかし、対策の法制化について労使の意見が対立し、継続検討することとなった。

■ 雇用保険の適用拡大

パートタイム労働者にたいする雇用保険の適用および雇用保険四

事業の見直しについて、中央職業安定審議会の雇用保険部会（主任委員＝山口浩一郎・上智大学教授）で、八八年九月から検討があり、二月二三日、審議会に結論が報告された。このうち、パートタイム労働者にたいする雇用保険の適用については、現行条件（通常の同種労働者の四分の三以上の労働時間、一年以上の雇用見込み、年収九〇万以上など）のうち、労働時間に関する要件を引き下げるにより適用拡大をはかることとしている。給付については、一般被保険者にたいする特例を設け、合理的な日数、実情に即した基本手当日額とすることを提案した。

その後八九年に入り、この結論にもとづく立法化手続きが進められることとなった。

10 勤労者福祉に関する政策

■ 勤労者福祉の重視

日本の経済大国化の一方で、これが国民生活にいつこうに反映されない状況から、新経済計画でも、豊かさの実現を重点的な課題にあげている。労働政策の分野でもこれに対応し、雇用対策基本計画で「生涯を通じたゆとりある職業生活」を政策目標とし、労働時間短縮とともに勤労者福祉の増進をめざすなどとしている。

労働省は、八八年一〇月一日より、組織変更して、賃金時間部

と、勤労者福祉部を設け積極姿勢を示している。

東京集中と勤労者生活に関する研究

労働省は、標題の研究を研究会（主査＝桑原靖夫・独協大教授）に依頼していたが、その報告が、八八年六月にまとめられた。

これによれば、雇用者の約四分の一が東京圏に集中し、持ち家取得の困難、通勤時間の増大、生活環境の悪化を生じている。対策としては、「職と住のバランスのとれた豊かさの実現」のための施策として、企業、人材、生活文化の地方分散、東京圏における住宅施策の充実（社宅・賃貸住宅重視、高速交通機関利用、セカンド・ハウス利用）、「ライフ・スタイル、ライフ・ステージに応じた職と住」の多様なあり方などがあるとした。

勤労者財産形成促進法の一部改正

勤労者財産形成促進法については、つぎの三点を内容とする制度改正がなされた。

① 財形年金貯蓄契約の払い出し制限に関する要件の緩和

財形年金貯蓄は、元本五〇〇万円（郵便貯金等三五〇万円）までから生ずる利子等が非課税で、この非課税枠の範囲で計画的貯蓄がおこなわれるが、積立期間終了後、年金支給開始日までの間に、予期しない金利の上昇があると貯蓄額が非課税限度を超える可能性があり、以後生じる利子が課税対象となる矛盾がある。

一方、貯蓄からの払い出しは、年金支払いのほか、かぎられた場合にしか認められていない。そこで金利の変動にともなう一定の理由にもとづく利子等の払い出しを適格なものとするものである。

② 財形住宅貯蓄契約にもとづく貯蓄の用途に、一定の要件を満たす住宅の増改築等を加えること。

財形住宅貯蓄は、一九八八年四月より発足したばかりの制度であるが、貯蓄の用途は持ち家の取得にかぎられていたものを用途を拡大するものである。

③ 財形給付金契約及び財形基金契約にもとづく払い込みの特例
両制度は、事業主の拠出金を金融機関等で運用し七年ごとに勤労者に元利合計が給付されるものである。この満期給付金は財形貯蓄等に払い込むことができる。勤労者が中途退職した場合の中途解約給付金は財形貯蓄等に払い込むことはできないこととなっていた。財形貯蓄制度におけると同様、転職の際も継続措置を設けるものである。

中小企業勤労者福祉推進事業

大企業と中小企業の間には、福利厚生費の格差がいちじるしく、さらに近年拡大気味である。前年度における検討を経て（『日本労働年鑑』第58集四四四ページ）、八八年度より「中小企業勤労者福祉推進事業」が労働省によりおこなわれることとなった。

その内容をみると、中小企業の勤労者と事業主が共同して、市区町村単位に「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立する。このセンターは、在職中の生活の安定に係る事業（不時の災害等に重点をおいた共済給付、低利無担保の生活資金融資斡旋）、健康の維持増進に係る事業（講習会、情報提供、スポーツ施設等の割引利用の斡旋、体育大会の実施など）、老後生活の安定に係る事業（生涯設計のための研修会、相談など）、自己啓発等に関する事業（たとえば講座等の割引利用の

幹旋)などのサービスを提供し、中小企業事業主と勤労者はセンターに会費を支払う。そして国は、市区町村を介してセンターに運営費の補助を間接におこなうというものである。八八年度は、人口一〇万以上の市二〇団体を補助する予算が計上された。

11 第一一二回国会における 労働関係法案

第一一二回通常国会には、労働省主管のつぎの六つの法案が新たに提出された。すなわち、①労働組合法等の一部改正法案、②労働安全衛生法の一部改正法案、③港湾労働法案、④特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正法案、⑤駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正法案、⑥勤労者財産形成促進法の一部改正法案である。これらのうち、①③が修正されたが、その他は政府原案どおり成立した。このほか、⑦運輸省主管の船員法が、労働基準法改正に対応して改正されている。このうち、⑥⑦は別項で紹介している。

これらの法案の国会における審議状況は、第60表のとおりであった。継続審議となっていた職業安定法等の一部改正は審議未了、廃案となった。

第60表 労働関係主要法案の審議経過（第112回国会）

法 案	先 議 院			後 議 院			公布番号
	提出	委員会 審 査	本会議 審 査	送付	委員会 審 査	本会議 審 査	
労働組合法等の一部改正法案	2.12 衆	5.17 修可	5.17 修可	5.17 参	5.19 可	5.20 可	6.14 82
労働安全衛生法の一部改正法案	3.15 参	4.14 附加	4.15 可	4.15 衆	5.10 附加	5.12 可	5.17 37
港 湾 労 働 法 案	2.15 衆	4.19 附修可	4.22 修可	4.22 参	4.28 附加	5.11 可	5.17 40
特定不況業種雇用安定法 の一部改正法案	2. 9 衆	4.12 附加	4.14 可	4.14 参	4.21 附加	4.27 可	5. 6 26
勤労者財産形成促進法の一部改正法案	3.15 参	4.14 可	4.15 可	4.15 衆	5.10 可	5.12 可	6. 1 79
船員法の一部改正法案	3.15 衆	4. 1 附修可	4.12 修可	4.12 参	4.28 附加	5.11 可	5.17 39

〔備考〕 衆＝衆議院，参＝参議院，附＝附帯決議，修＝修正，可＝可決。
審査委員会は，社会労働委員会。ただし，船員法の一部改正は運輸委員会。

労働組合法等の一部改正

公共企業体の民営化、臨時行政調査会の意見等にもない、中労委および国労委（国営企業労働委員会）の統合が問題となっていたこ

と、および不当労働行為事件審査の迅速化の必要から、労働省は、関係委員会、労使団体等の意見を聞いたうえ、法案を作成し、第一一二回国会に提案した。その提案理由説明のうち、内容に関する部分は以下のとおりである。

本法律案は、……中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合するとともに所要の改正を行おうとするものであります。……

第一は、統合後の中央労働委員会の委員についてであります。

委員の数は、使用者委員、労働者委員、公益委員各一三人といたしております。

委員の任命権者は内閣総理大臣とし、公益委員については労使委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿のうちから国会の同意を得て任命することとし、また、使用者委員及び労働者委員については、それぞれ関係労使の推薦に基づいて任命することとし、そのうち各九人については民間企業関係労使の、また、各四人については国営企業関係労使の推薦に基づくことといたしております。

第二は、国営企業の地方における労使紛争の処理についてであります。

現行の国営企業労働委員会の地方調停委員会は廃止いたしますが、統合後の中央労働委員会に地方調整委員を置くこととしました。なお、この地方調整委員は、従来中央労働委員会が扱うこととしていた民間企業の事件のうちの一部についても担当することができることといたしております。

第三は、中央労働委員会における紛争調整手続についてであります。

使用者委員及び労働者委員についてはそれぞれの推薦母体別に、公益委員については会長の指名により、国営企業担当と一般企業担当を定め、紛争調整の開始決定やあつせん、調停、仲裁等に参加させることといたしております。

第四は、国営企業の事件に関する不当労働行為の審査等のための審査委員会の設置についてであります。……国営企業の事件の特殊性にかんがみ、重要な事件を除き、国営企業担当の公益委員のみで処理することができるようにいたします。

最後に、この法律の施行期日は、委員の任命のための準備行為に関する

もの等を除き、昭和六三年一〇月一日といたしております。

この法案については、公益委員の任命方式等について、労働組合の一部に反対があり、国会の審議でも問題とされ、衆議院の審議にあたり、自民・社会・公明・民社各党の共同提案により、任命方式の変更、その他二点の修正がおこなわれたうえ、成立した。修正の一点は、NTTの民営化に当たり、労調法附則に設けられていた特例調停制度に関して三年後見直すとなっていたことをうけて、廃止したものである。他の一点は、在籍専従期間の延長が実態上不可欠との認識のもとに延長したものである。法律案にたいする修正の要綱は以下のとおりである。

【法律案に対する修正要綱】

- 一 中央労働委員会の公益委員については、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することに改めるものとする。
- 二 日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表等の特例措置を廃止するものとする。
- 三 国営企業の職員が労働組合の役員として専ら従事する期間の上限は、国営企業の運営の実態にかんがみ、……当分の間、七年以下の範囲内で労働協約で定める期間とするものとする。

労働安全衛生法の一部改正

別項にのべたとおり、第七次労働災害防止計画と一体をなすものとして労働安全衛生法が改正された。

法案の準備段階では、中央労働基準審議会の「労働安全衛生法令の整備について」の建議（八八年二月二九日）とそれにもとづく法案要綱の諮問という手続きがふまれたが、全体としては、最近の労働

災害、職業病等に関する課題に対応するために、行政当局が重要視した事項がとりあげられている。国会に提出された法律案要綱によると、法案の内容は後記のとおりである。

参議院社会労働委員会では、七項目の附帯決議があつた（産業医の確保、ME化・サービス経済化にともなう労働災害・職業病防止のための関係法令の見直し、監督官の増員など）。衆議院でも同様附帯決議があつた（林業における振動障害の総合対策が加えられたが、他はほぼ同じ内容）。政府案は両院とも全会一致で可決された。

【労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱】

第一 安全衛生管理体制の充実

一 安全衛生推進者等

事業者は、一定の規模の事業場ごとに、安全衛生推進者等を選任し……なければならないものとする。

二 衛生委員会等

衛生委員会及び安全衛生委員会の調査審議事項に、労働者の健康の保持増進に関することを加えるとともに、産業医のうちから事業者が指名した者を、それらの委員会の構成員とするものとする。

三 安全管理者等に対する（事業者の）能力向上教育（努力義務）

第二 機械等及び化学物質に関する規制の充実

一 機械等の改善命令制度

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、機械等で規格を具備していないものを製造し、又は輸入した者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ることその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる……。

二 化学物質の有害性の調査

……一定の技術的な基礎を有すると認められる機関において、労働大臣の定める基準に従って行わなければならない……。

第三 健康の保持増進のための措置

一 作業環境測定の結果の評価等

事業者は、作業環境測定の結果「を労働大臣の定める基準に従って評価し」、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならないものとする。

二 作業の管理

事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならないものとする。

三 健康教育等

（一）事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないものとする。

（二）労働者は、事業者が講ずる（一）の措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

四 指針の公表

労働大臣は、健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

五 （労働者の健康の保持増進に関する）国の援助

第四 建設業等における労働災害防止対策の充実

一 計画の届出制度

「事前届出を要する」計画の作成に当たり一定の資格を有する者を参画させなければならない計画に、建設物又は機械等の設置等に係る工事のうち一定の工事の計画を追加するものとする。

二 発注者等に対する勧告又は要請

第五 その他

一 技術上の指針

労働大臣は、労働災害の防止のための技術上の指針を定めるに当たっては、中高年齢者に関して、特に配慮するものとする。

二 （事業者の）安全衛生教育（努力義務）

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 附 則

この法律は、昭和六三年一〇月一日から施行するものとする。

ただし、第一の一及び第四の一に関する規定は、昭和六四年四月一日から施行するものとする。

港灣労働法の全面改正

港灣労働法は一九六五年に制定されたが、その後、環境条件の大きな変動を生じ、労働の態様から、公的施策が必要とみなされ、総理府の港灣調整審議会で改善案が検討されていた。八七年一〇月一日、常用労働者派遣により需要の変動に対処する制度の創設につき、労働大臣に意見書が提出されたことをきっかけに、労働省で所要の手続きを経て、新法案が作成された。新法提案が必要となった理由および法案内容を、提案理由ではつぎのように説明している（内容の第二については、後記のコメントを参照）。

港灣労働法は、港灣運送に必要な労働力の確保と港灣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、一定数の日雇港灣労働者を登録し、優先的に雇用せしめるとともに、港灣労働者の雇用の調整を行うことを目的として、昭和四〇年に制定されたものであります。

その後、昭和四〇年代後半から五〇年代前半にかけて、コンテナ輸送の増大等港灣における輸送革新が著しく進展し、最近におきましても更にその度合が強まってきているところであります。また、これに伴い港灣労働者の常用化が進んできているものの、港灣荷役の波動性に伴う臨時的な労働力需要の充足については、なお企業外の労働力に依存しなければならぬという事情があります。

このような状況の下で、港灣運送に必要な労働力については、企業外に確保する労働力を含め、荷役機械の操作等を行う技能労働力を安定的に確保することが喫緊の課題となっております。

このため、政府といたしましては、従来から登録日雇港灣労働者に対する訓練の実施等港灣労働者の能力の開発及び向上に努めてきたところであり、しかしながら、今後、企業内に雇用される港灣労働者につきまし

ては、その雇用の改善を図ることにより良質な技能労働力を安定的に確保するための基盤を整備するとともに、その能力の開発及び向上を図るほか、企業外に確保する労働力につきましては、計画的かつ継続的に能力の開発及び向上を図りつつ、港灣荷役の波動性に対応した需給調整を行うために、常用労働者によって確保することを原則とすることが求められているところであります。……

次にその内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、港灣労働対策を総合的かつ計画的に実施するため、労働大臣は港灣ごとに港灣雇用安定等計画を策定することといたしております。

第二に、港灣労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等を促進するための施策を明らかにいたしております。

第三に、港灣労働者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人を港灣労働者雇用安定センターとして指定することとし、これが港灣労働者の雇用の安定に関する調査研究、雇用管理に関する相談援助及び訓練等の業務を行うとともに、企業外に確保する労働者を常用労働者として雇用し、労働者派遣を行う体制を整備することといたしております。最後に、この法律は、昭和六四年一月一日から施行することといたしております。……

国会における審議では、衆議院社会労働委員会が原案に批判的な論議があり、つぎの三点の修正がなされた。

① 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港灣運送の業務に従事させようとするときは、「政府案は努力義務としているが」、港灣労働者雇用安定センターにたいし、労働者の派遣を求めなければならないものとする。

② 港灣労働者の雇用の届出を怠った者等にたいする罰則を設けること

③ 法施行後三年を経過した時点で、施行状況を勘案して必要なら見直しをおこなうこと

また、両院の委員会で、ILO一三七号条約（常用化の奨励、雇用または収入の最低限の保障、登録制度の維持などを規定）の批准にむけた条件整備に努めること、センターの運営について関係労組の意が反映されるよう指導すること、登録日雇港湾労働者に必要な経過措置をこうずること、違法雇用の取締りの強化等に努めることなど、同内容の七項目の附帯決議がおこなわれた。

労働省事務局による広報によれば、新法下の政策の柱のひとつは、提案理由説明の第二に関するもので、港湾運送事業者の管理の適切化である。すなわち、四条一項につきの規定をおいている。

「事業主は、募集、雇入れ及び配置を計画的に行うことその他の港湾労働者の雇用の改善に資する措置を講ずるとともに、港湾運送の業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を行うことにより、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。」

これを補足するものとして、国・地方公共団体による援助、事業主による雇用管理者の選任、公共職業安定所長による雇用管理に関する勧告の規定がおかれた。

他の政策の柱は、荷役の波動性に対処する措置である。その内容は、提案理由説明第三にあり、公益法人である港湾労働者雇用センターに常用雇用される労働者派遣に依存することになっている。なお、事業主が、日雇労働者を港湾運送の業務に従事させる場合は、公共職業安定所の紹介を受けなければならないとしている。

特定不況業種雇用安定法の一部改正

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法は、石

油危機以降、特定産業が構造的危機に当面し雇用問題を生じてきたことから、失業の予防、再就職の促進等のため、もともと、八三年に五年間の期限で「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」として、その前身の臨時措置法を引きついで成立した。このうち、地域に関する部分については、地域雇用開発等促進法により対策が強化された（『日本労働年鑑』第58集四四六ページ）。特定不況業種雇用安定法は、八八年六月末までに廃止するものとされていた。しかし、後掲のような認識のもとに労働省は、中央職業安定審議会の審議を経て、同法の一部改正案を国会に提出した。提案理由説明による背景とおもな内容は、以下のとおりである。

我が国の景気は現在のところ拡大局面にあり、最近の雇用失業情勢は……総じて改善傾向にあります。しかしながら、こうした中でも石炭、造船、非鉄金属等の構造的な不況に陥った業種においては、相当程度の雇用調整が行われるなど依然として厳しい状況にあります。また、……内需主導型の産業構造への転換を図ることが国民的課題となっており、その過程において、産業・職業間の労働力需給の不適合の拡大や雇用調整の増加など各種の雇用問題が発生するおそれがあります。

このため……影響を受けることとなる労働者に関し、失業の予防を中心とした雇用の安定のための施策……が重要な課題となっております。……この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、法の廃止期限を七年間延長して、昭和七〇年六月三〇日までとすることとしております。

第二に、特定不況業種に係る事業所以外の事業所のうち、事業規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が認定した事業所を、特例事業所として本法の失業の予防措置の対象とするとともに、下請事業主の範囲を拡大することとしております。

第三に、特定不況業種事業主が作成することとされている現行の再就職

援助等計画を……雇用維持等計画とするとともに、特例事業所の事業主は、失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることができることとしております。

第四に、事業の転換による雇用機会の確保など関係労働者の失業の予防に特に資すると認められる措置を講ずる事業主について、雇用保険法の雇用安定事業として特別の措置を講ずるとともに、事業主が在職者の職業の転換のために必要な教育訓練を円滑に実施できるようにするため、職業訓練の実施について特別の措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、「一九八八年」七月一日から施行することとしております。

以上のうち、第三の意味するところは、旧法で事業規模の縮小等の際に再就職援助計画を作成することになっていたのを、雇用維持等計画に改め、まず、関係労働者が失業を経ることなく転換をはかり、再就職は第二次的な位置づけとしようとするものである。第四の雇用保険法による雇用安定事業のなかで、これを支援しようとしているわけである。第四の措置の具体化は、別項の政省令の改正等によってなされた。

■ 駐留軍関係および漁業離職者に関する臨時措置法の期間延長

駐留軍関係離職者および漁業離職者については、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」および「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法」により、特別な就職指導の実施、職業転換給付金の支給等の施策がおこなわれてきた。その有効期間が、それぞれ八八年五月、六月までであるが、国際情勢の変化等により、なお離職者が発生すると見込み、それぞれ有効期間を五年間延長することを内容とする両法の一部改正法案が提案され、成立した。

【参考資料】①『労働時報』、②『職業安定広報』、③『職業能力開発ジャーナル』、④『労働基準』、⑤『婦人と年少者』、⑥『週刊労働ニュース』、⑦『衆議院社会労働委員会会議録』、⑧労働省新聞発表資料、⑨『第六次雇用対策基本計画』、⑩その他

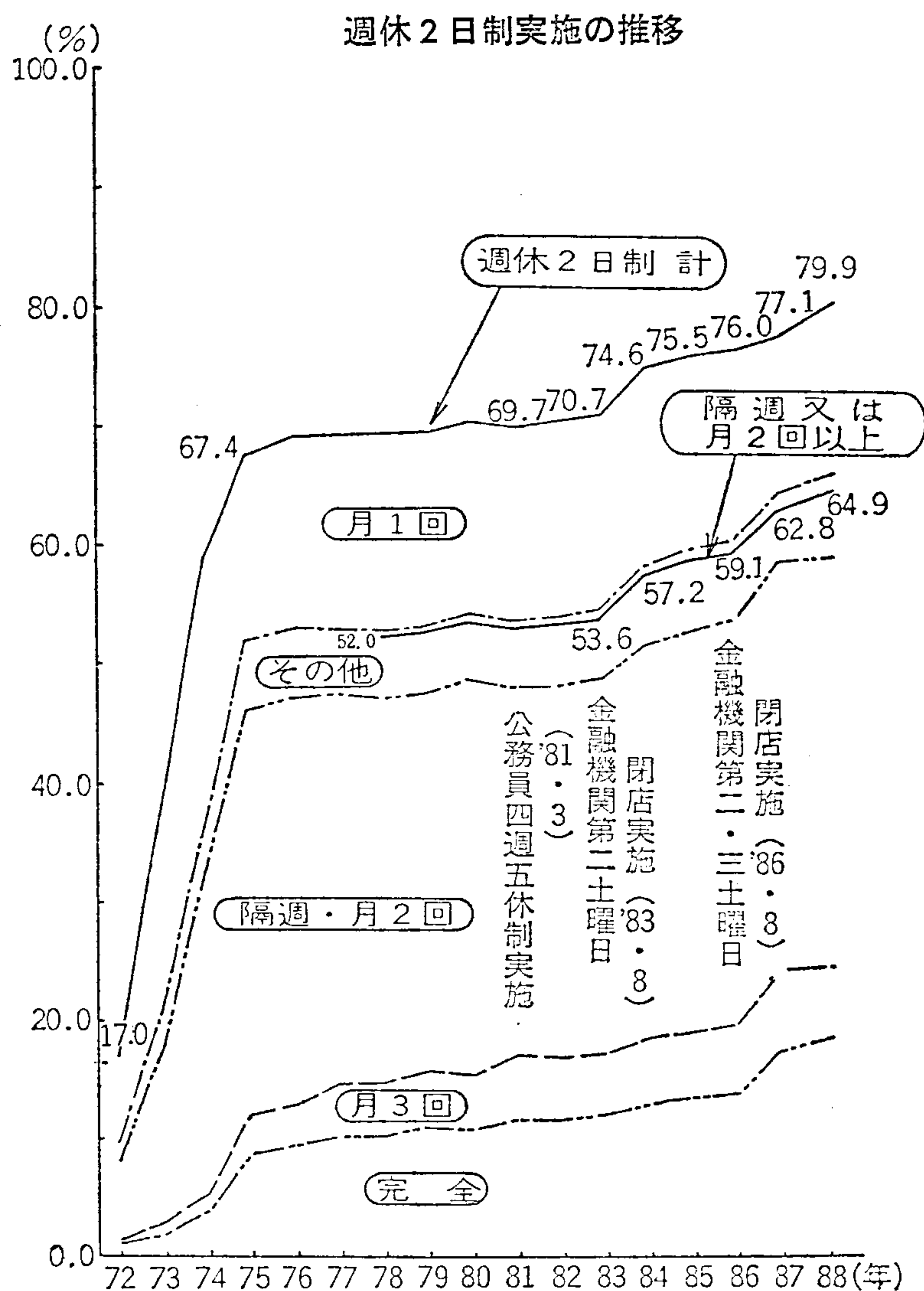
II 賃金政策

地域最賃の「目安」3.0%

最高4,000円、最低3,424円

人勧ベア、2.35%で完全実施

行政機関の土曜閉庁、スタート



〔出所〕『賃金通信』VoL. 41. No. 24

概況

☆ 中央最低賃金審議会の目安額は、景気の回復を多少反映して前年より〇・八ポイント高い三・〇%の引き上げであり、三年ぶりに前年を上回ることとなった。

☆ 目安提示を受けて改定された地域別最低賃金は、全国加重平均（日額）三七七六円、引き上げ率三・〇%であった。四三都道府県で目安どおりの増額がおこなわれ、最高額はこれまでの東京、大阪に加え、神奈川の四〇〇〇円、最低額は前年同様、青森・秋田・長崎・宮崎・鹿児島の一・四七%である。

☆ 八九年度から新制度にするため、現行の産業別最低賃金の改定は八八年度が最後となった。電機産業では三四都府県で新制度による産業別最低賃金が決定された。

☆ 人事院は、官民給与格差が六四七〇円（二・三五%）であるとして、これに相当する額の給与改善を四月一日にさかのぼって実施するよう勧告した。この引き上げ率は、それぞれ過去最低となった八六年の二・三一%、八七年の一・四七%を上回っているが、三番目に低い水準である。政府は、この勧告どおり給与増額を決定し、三年連続完全実施された。

☆ 政府は、前年の四週六休制に関する人事院勧告を受け、八八年四月一七日から開庁方式による四週六休制を本格実施した。また、五月三十一日には第二・第四土曜日を原則的に閉庁とする方針を閣議決定、一二月九日には土曜閉庁法案が成立し、八九年一月一四日から土曜閉庁がスタートした。なお、人事院は、九二年度までに完全週休二日制を実現するよう表明した。

概況

I 八八年度地域別最低賃金の改定

中央最低賃金審議会、引き上げ率三・〇%（目安）を答申

労働大臣の諮問（八八年五月一六日）をうけた中央最低賃金審議会（以下、中賃と略記）は、七月二八日、「昭和六三年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の答申をおこなった。

答申された目安額は、景気が回復してきたことを多少反映して、前年度より〇・八ポイント高い三・〇%の引き上げであり、三年ぶりに引き上げ率は前年を上回ることとなった。金額でみても三年ぶりの水準であるものの、八五年にくらべ一〇〜一二円低い。目安制度が導入された七八年度以降の目安額の推移は、第61表のとおりである。

中賃では、目安に関する小委員会が三回開催され、公益委員と労使各側委員との個別会議もそれぞれ数回にわたっておこなわれた。使用者側委員は、据え置きを主張した前年とは異なり、有額の引き上げを認めたものの、引き上げ幅については労働側委員との一致にはいたらなかった。

使用者側委員からだされた意見は、特定の地域・業種においてはなお好景気の波及を受けていないこと、賃金改定状況調査によれば賃上げを実施していない事業所の割合がいまだ高い水準にあるこ

第61表 地域別最低賃金額改定の目安の推移

年 度 ランク	78年度	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
Aランク	155円 (6.3)	160円 (6.1)	195円 (7.0)	191円 (6.4)	170円 (5.4)	106円 (3.2)	106円 (3.1)	127円 (3.6)	110円 (3.0)	83円 (2.2)	116円 (3.0)
B "	150円 (6.3)	150円 (6.1)	189円 (7.0)	185円 (6.4)	165円 (5.4)	103円 (3.2)	103円 (3.1)	124円 (3.6)	107円 (3.0)	81円 (2.2)	112円 (3.0)
C "	145円 (6.5)	150円 (6.3)	179円 (7.0)	175円 (6.4)	157円 (5.4)	98円 (3.2)	98円 (3.1)	118円 (3.6)	102円 (3.0)	77円 (2.2)	107円 (3.0)
D "	140円 (6.6)	145円 (6.4)	169円 (7.0)	165円 (6.4)	148円 (5.4)	93円 (3.2)	93円 (3.1)	111円 (3.6)	96円 (3.0)	72円 (2.2)	101円 (3.0)

- 〔備考〕 1. 金額は引上げ額、()内は引上げ率(%)を示す。
 2. 81年度から88年度は、公益委員見解である。
 3. 『労働基準』1988年9月号

と、国際的にみれば最低賃金の水準が高くなっていること、経済の先行きは不透明であることなどであった。

これにたいし労働側は、一般労働者と中小企業に働く未組
 織労働者との賃金格
 差を縮小すること、
 新産業別最低賃金へ
 の移行にともなう現
 行産業別最低賃金か
 らの年齢・業務・業
 種などについての適
 用除外が進められて
 いることを考慮して、各ランク四・七
 %の引き上げをおこ
 なうべきだと主張し
 た。

結局、八八年度も、
 目安に関する公益委
 員見解の提示という

形で、右の目安額を地方最低賃金審議会に示すことが全会一致で決定されることになった。このような形は八一年度以降八年連続であり、今後の中賃において、目安制度の再検討をおこなうことが確認された。

■ 地域別最低賃金、四三都道府県で目安と同額の引き上げ

地方最低賃金審議会(以下、地賃と略記)は、中賃の目安提示を受け、各都道府県労働基準局長の諮問により改定審議をおこなった。八八年八月五日から九月二八日のあいだに、すべての地賃での審議が終了し、第62表のとおり地域別最低賃金が改定された。中賃の目安どおりに増額されたのは四三都道府県で(前年より二減)、上回ったのが三県(奈良、神奈川、滋賀)である。なお、京都については、南北一本化のため前年にひきつづき、南部で目安より下回り、北部で上回る改定をおこなった。

全国加重平均額は、日額三七七六円(引き上げ率三・〇%)、時間額四七四円(同二・八二%)である。

最高日額は四〇〇〇円(月額二五日換算で一〇万円)で、前年までの東京・大阪に加え神奈川も最高額になった。

最低日額は三四二四円(同八万五六〇〇円)で、前年同様、青森・秋田・長崎・宮崎・鹿児島の実五県である。

最高額を一〇〇とした最低額の指数は八五・六〇(前年八五・五六)で、格差はひきつづきわずかながら縮小した。

第62表 1988年度地域別最低賃金決定状況

1988年9月28日現在

県名	項目	88年度 公見 益解	87年度		88年度		引上げ額		引上げ率		目安 比較	発効日
			日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額		
A ランク	東大京 阪奈 神都 川南	116	円	円	円	円	円	円	%	%	円	
			3,884	497	4,000	508	116	11	2.99	2.21	0	11月20日
			3,884	490	4,000	503	116	13	2.99	2.65	0	9月30日
			3,882	486	4,000	500	118	14	3.04	2.88	+2	10月16日
			3,816	477	3,917	490	101	13	2.65	2.73	-15	10月4日(指)
B ランク	愛千知 埼葉 埼玉 兵庫 静岡 三岐 重阜	112	3,785	474	3,897	488	112	14	2.96	2.96	0	10月5日
			3,751	469	3,863	483	112	14	2.99	2.99	0	10月1日
			3,751	470	3,863	484	112	14	2.99	2.98	0	10月1日
			3,733	468	3,845	482	112	14	3.00	2.99	0	9月30日
			3,712	464	3,824	478	112	14	3.02	3.02	0	10月1日
			3,706	464	3,818	478	112	14	3.02	3.02	0	10月4日(指)
			3,706	464	3,818	478	112	14	3.02	3.02	0	10月3日(指)
C ランク	京都北 山石梨 長和歌 富滋野 茨群山 群福賀 福城馬 新木岡 広井瀉 奈島良 岡山道 北山口	107	3,644	456	3,772	472	128	16	3.51	3.51	+21	10月4日(指)
			3,586	449	3,693	462	107	13	2.98	2.90	0	10月3日
			3,581	448	3,688	461	107	13	2.99	2.90	0	10月1日(指)
			3,581	448	3,688	461	107	13	2.99	2.90	0	10月1日(指)
			3,580	448	3,687	461	107	13	2.99	2.90	0	10月1日
			3,574	447	3,681	461	107	14	2.99	3.13	0	10月1日
			3,573	447	3,682	461	109	14	3.05	3.13	+2	10月16日
			3,570	447	3,677	460	107	13	3.00	2.91	0	10月5日(指)
			3,565	446	3,672	459	107	13	2.98	2.91	0	10月12日
			3,565	446	3,672	459	107	13	3.00	2.91	0	10月1日
			3,553	445	3,660	459	107	14	3.01	3.15	0	10月1日
			3,551	444	3,658	458	107	14	3.01	3.15	0	10月1日(指)
			3,546	444	3,653	457	107	13	3.02	3.01	0	10月1日(指)
			3,536	442	3,643	456	107	14	3.03	3.17	0	10月14日
			3,536	442	3,652	457	116	15	3.28	3.39	+9	10月31日
			3,520	440	3,627	454	107	14	3.04	3.18	0	10月1日
			3,516	440	3,623	453	107	13	3.04	2.95	0	10月1日
			3,510	439	3,617	453	107	14	3.05	3.19	0	10月1日
D ランク	宮高城 香知 徳川 愛島媛 島福取 山福根 佐山島 沖形 熊賀 大縄 秋本 岩分 青手 長森 宮崎 鹿児島	101	3,405	426	3,506	440	101	14	2.96	3.29	0	10月19日
			3,382	423	3,484	436	101	13	2.99	3.07	0	10月1日(指)
			3,382	423	3,483	436	101	13	2.99	3.07	0	10月1日(指)
			3,382	423	3,483	436	101	13	2.99	3.07	0	10月1日
			3,382	423	3,843	436	101	13	2.99	3.07	0	10月1日(指)
			3,374	422	3,475	435	101	13	3.00	3.08	0	10月3日
			3,362	421	3,463	433	101	12	3.00	2.85	0	10月2日(指)
			3,361	421	3,462	433	101	13	3.00	3.09	0	10月8日(指)
			3,329	417	3,430	429	101	12	3.03	2.88	0	10月5日
			3,324	416	3,425	429	101	13	3.04	3.13	0	10月27日
			3,324	416	3,425	429	101	13	3.04	3.13	0	10月2日(指)
			3,324	416	3,425	429	101	13	3.04	3.18	0	10月5日
			3,324	416	3,425	429	101	13	3.04	3.18	0	10月14日
			3,323	416	3,424	429	101	13	3.04	3.18	0	10月14日
			3,324	416	3,425	429	101	13	3.04	3.18	0	10月14日
			3,323	416	3,424	429	101	13	3.04	3.13	0	10月10日(指)
			3,323	416	3,424	428	101	12	3.04	2.88	0	10月21日
			3,323	416	3,424	428	101	12	3.04	2.88	0	10月22日
			3,323	416	3,424	428	101	12	3.04	2.88	0	10月14日

〔備考〕 (指)とは指定発効を示す。(5-3)は最賃法5条3項のことで地方最賃審議会専門部会の決定がその地方最賃審の決定とされる。

『賃金通信』Vol. 41. No. 28.

2 産業別最低賃金

—— 現行制度最後の改定と新制度への転換

■ 現行産業別最低賃金の最後の改定

産業別最低賃金制度は、八九年度より年齢・業務・業種などを適用除外したうえでの新制度に転換される。現行制度による最低賃金額の改定は本年度までであり、翌八九年度以降は行政のイニシアチブによる改定諮問はおこなわれない。したがって、現行産業別最低賃金の改定は、八八年度が最後となる。

改定状況の概略は、つぎのとおりである。食料品・飲料・飼料製造業は、前年と同じく四六都道府県で改定された。最高額は東京の日額四二七九円（時間額五四五円）、最低額は鹿児島の日額三五六九円（同四四七円）である。繊維産業は、前年まで設定されていた四二都道府県のうち、改定したのは三七道府県となった。東京では廃止され、三重・滋賀・兵庫・広島は四県では新制度での最低賃金が決定された。それ以外の業種では、機械・金属製品等製造業が四七都道府県、木材・木製品・家具・装備品製造業が四五都道府県、出版・印刷・同関連産業が四〇都道府県、窯業・土石製品製造業が三七道府県、パルプ・紙・紙加工品製造業が一三道府県、自動車整備業が一都県で改定されている。

なお、卸売・小売業については、四六道府県で改定が終了してい

るが、東京は改定予定ながらまだ決定されていない（八九年二月末現在）。繊維産業で新制度への転換が四県で進んだほかは、ほぼ前年どおりの改定件数となっている。また発効日は、そのほとんどが八八年一二月から八九年一月である。

■ 電気機械関係業種は、三七都府県で新制度へ

新産業別最低賃金制度は、地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる年齢・業務・業種について適用除外とし、地域別最低賃金よりも高い水準の最低賃金を設定する必要があると認められるものにかぎって実施される。現行制度から新制度への転換に必要な所用の手続きは、八九年度までに終了することとされているが、すでに八七年度よりいわゆる前倒し申請がおこなわれている。

八九年二月末現在、新産業別最低賃金が決定しているのは五八件である。石炭鉱業は全国一律の最低賃金となっているが、それ以外の業種については各都道府県単位で決められている。業種別の件数は、電気機械関係業種が三七都府県で決定されており、とくにめだっている。精密機械関係が七県、繊維関係が五県、木材関係が二県、その他で六件である。

電気機械関係業種の新産業別最低賃金をみると、最高額は東京の日額四四四〇円（時間額五五五円）で、最低額は大分県の日額三五九五円（同四五〇円）となっている。東京では精密機械製造業をふくめた最低賃金となっており、秋田と高知では電子計算機・応用装置等製造業の最低賃金として設定されている。発効日は、八八年一二月が一九件で最も多く、八九年三月が八件、同二月が五件、同一月が四件、八八年一〇月が一件となっている。

3 八八年度の人事院給与勧告

人事院は、八八年八月四日、国会と内閣にたいして国家公務員の給与と週休二日制・勤務時間制度に関する勧告をおこなった。給与勧告とその実施については、以下のとおりであった。

定昇別で二・三五%の引き上げを勧告

人事院は、職種別民間給与実態調査の結果、官民給与格差が六四七〇円（二・三五%）であるとして、これに相当する額の給与改善を四月一日にさかのぼって実施するよう求める勧告をおこなった。この勧告引き上げ率は、六〇年以降それぞれ最低となった八六年の二・三一%、八七年の一・四七%を上回っているが、三番目に低い水準である。

引き上げ額の給与体系上の配分については、俸給五五八四円（二・〇三%）、扶養手当四六二円（〇・一七%）、住居手当七七円（〇・〇三%）、その他三四七円（〇・一三%）としている。また、俸給表は九種一七表すべてについての改定をおこなうとし、その配分は、民間初任給の上昇に対応して、前年にひきつづき、初任給を中心に若年層ほど厚くなっている。俸給表および手当などの改定内容の骨子は、つぎのとおりである。

【俸給表および手当などの改定内容の骨子】

1 俸給表の改定

民間における初任給の傾向等を考慮して、初任給の改善にも配慮しつつ、全俸給表について改定する。

① 行政職俸給表(一)の引上率

行政職俸給表(一)（事務・技術関係）の引上率は次のとおり。

級	率 %
1	2.7
2	2.6
3	2.4
4	2.4
5	2.3
6	2.3
7	2.3
8	2.3
9	2.3
10	2.3
11	2.3
計	2.4

② 初任給

(例) 行政職俸給表(一)の場合

- 大学卒 (I種試験) 一四万一〇〇〇円 (現行一三万七四〇〇円)
- 大学卒 (II種試験) 一二万二〇〇〇円 (現行一一万七九〇〇円)
- 高校卒 (III種試験) 一〇万二二〇〇円 (現行 九万九五〇〇円)

③ 各俸給表の平均引上率

二・三%と二・四%(公安職〔刑務官、少年院教官等〕及び若手研究員について配慮)

指定職俸給表 二・四%

2 手当

手当については、民間における支給状況等を考慮し、次のとおり改める。

① 扶養手当 (職員の扶養を受ける配偶者等のいる職員に支給)

配偶者 月額一万六〇〇〇円 (現行一万五〇〇〇円)

配偶者がいない場合の扶養親族のうち一人 月額一万五〇〇円 (現行 一万円)

なお、子、孫及び弟妹について、満一八歳に達した日以後その年度末まで支給できるよう改善

② 住居手当 (借家、借間に居住し月額一万一〇〇〇円を超える家賃を支払っている職員及び持家に居住する職員に支給)

借家、借間居住者のうち、月額二万五〇〇円を超える家賃を支払っている職員に係る二分の一

加算限度額 月額一万一五〇〇円（現行八五〇〇円）

（注） 最高支給限度額 月額二万一〇〇〇円（現行一万八〇〇〇円）

③ 初任給調整手当（採用困難と認められる官職に採用された職員に支給）

医師（歯科医師を含む）の支給月額の限度 月額二万六〇〇〇円（現行二万九〇〇〇円）

医系教官等の支給月額の限度 月額四万四五〇〇円（現行四万三五〇〇円）なお、期末・勤勉手当については四・九月份（現行どおり）

3 実施時期

昭和六三年四月一日（さかのぼって改定）

ただし、扶養手当のうち、子、孫及び弟妹に係る部分については、昭和六四年四月一日

また、今回の給与勧告にともなう報告のなかで、人事院は、単身赴任の問題を指摘している。それは、「職員の経済面、心身面与える負担、公務能率に及ぼす影響等を考慮すれば、まず単身赴任を減少させるための努力を行うことが肝要である」とするものであり、今後、人事院でも単身赴任者にたいする具体的措置を検討すると表明している。

なお、右の給与勧告とは別に、寒冷地手当についての勧告もおこなわれた。これは、最近の灯油および石炭の価格動向を考慮して、寒冷地手当を平均約三七％引き下げるとするものである。

給与勧告、三年連続の完全実施

人事院勧告を受けた政府は、その後二回にわたって給与関係閣僚会議を開き、財政事情などの面から給与勧告の取り扱いを協議し

た。好景気によって来年度以降も自然増収が見こめることから、一月二五日に開いた給与関係閣僚会議と閣議で、完全実施することを決定した。

この結果、国家公務員の給与は四月一日にさかのぼり平均二・三五％引き上げられ、人事院給与勧告は三年連続で完全実施された。

4 週休二日制・勤務時間制度に関する人事院勧告

人事院は、八七年度に四週六休制の本格実施を求める勧告をおこない、あわせて土曜日閉庁方式によることが望ましいとする姿勢を示した。これを受けて八八年には、公務員の四週六休制が実施された。また、人事院は、右の給与勧告とともに「週休二日制・勤務時間制度に関する勧告」をおこなった。八八年度は、土曜日閉庁問題をふくめて公務員の週休二日制をめぐる一連の措置がとられ、公務員の労働時間制度にとって大きな転換の年となった。

政府、四週六休制の本格実施と土曜日閉庁を決定

前年度の四週六休制勧告を受けた政府は、週休二日制・閉庁問題関係閣僚会議を設置（八七年九月二五日）し、検討を進めた。八七年末の段階において、四週六休制についてはその実施を決定していた

が、土曜日閉庁に関しては検討課題とされていた。この結果、四週六休制は、開庁方式により八八年四月一七日から本格実施されることになった。

閉庁問題は、総務庁において具体的検討が進められ、行政サービスを下下せないことを条件にして実施方針が練られた。五月三十一日、政府は、第二、第四土曜日を原則として閉庁とする方針を閣議で決定した。この方針では、土曜閉庁の対象としない官署として、交替制で事務をおこなう必要のある官署、週末に利用率がとくに高い官署、その他各行政機関の長がとくに事務をおこなう必要があると認める官署をあげ、国立学校、国立病院（外来部門）等については当面閉庁対象とせず、さらに検討するとしている。また、地方公共団体においても、国との均衡をとりつつ土曜閉庁を導入するよう要請し、特殊法人でもそれぞれの事業の性格に応じ適切な措置をこうじるよう指導することとした。これによって、公的部門での土曜日閉庁の準備が具体的に進められることになった。

人事院、閉庁方式による四週六休制と九二年度までに 完全週休二日制の実現を提言

こうした政府の方針を受けて、人事院は、土曜閉庁方式による四週六休制の形態を「勤務を要しない日」とすること、週休日の振替制度の新設など、週休制度の整備をはかるように求める勧告をおこなった。この整備は、週休にあたる土曜日を現行の「勤務を要しない時間」ではなく、通常の休日と同じ扱いにするものである。そして、公務運営上の必要から休日に勤務した場合には、勤務日との振替制度を設けることによって、「閉庁方式の円滑な実施と職員の休

日の確保及び実勤務時間の短縮」をはかろうとしている。勧告部分の全文は、つぎのとおりである。

【週休二日制・勤務時間制度に関する勧告】

次のように四週六休制の実施方法等を改定するため、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九五号）を改正することを勧告する。

1 日曜日及び四週間につき二の土曜日は勤務を要しない日とし、勤務時間は、月曜日から金曜日まで及び勤務を要しない日とされた土曜日を除く土曜日において割り振るものとする。

2 1により難い職員については、人事院規則の定めるところにより、一週間につき一日以上の割合で勤務を要しない日を設けることを条件として、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができるものとする。

3 各庁の長は、公務の運営上特に必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、勤務を要しない日を勤務時間が割り振られた日と振り替えることができるものとする。ただし、振替えが困難な場合には、人事院規則の定めるところにより、勤務時間が割り振られた日の勤務時間の一部を勤務を要しない日に割り振ることができるものとする。

4 勤務を要しない時間の指定による四週六休制は廃止するとともに、その他の規定について所要の整備を行うこと。

この改定は、行政機関の土曜閉庁の実施に合わせて実施すること。

また、人事院は、勧告にともなう報告において、完全週休二日制の実現へむけた努力を求めている。人事院の調査によれば、なんらかの形で週休二日制を導入している事業所の割合は七九・九％、隔週または月二回以上の週休二日制の事業所は六四・九％であり、前年よりさらに増加している。完全週休二日制の事業所も、すでに一八・七％にのぼっている（三七四ページの図参照）。人事院は、こうした民間の動きや、改正労働基準法で週四〇時間制が目標として規定

されたこと、さらに八八年度から九二年度の経済運営五カ年計画において週四〇時間制の実現と年間総労働時間一八〇〇時間への短縮という目標が設定されていることを考慮し、公務員についても、行政サービスに配慮しつつ勤務時間短縮や週休二日制の積極的推進が必要であるとしている。そして、政府にたいし、民間における週休二日制の推進・拡大の動きや土曜閉庁の国民生活への影響をふまえて、「国全体の労働時間短縮の計画期間内にすみやかに実現することを目標に、そのための施策を計画的にこうじる」こと、すなわち九二年度までに完全週休二日制を実現するよう求めている。また、同時に、公務能率の向上や勤務時間管理の厳正化へのとりくみの必要性も指摘している。

第二・第四土曜日の閉庁実施

政府は、人事院勧告を受け、八八年九月二日、土曜日閉庁関連四法案を国会に提出した。同法案は、二月九日参議院本会議での可決によって成立し、八九年一月一日施行された。こうして、八九年一月一四日から、土曜日閉庁がスタートすることになったのである。

日曜日を休日、土曜日を半日勤務としてきた国家公務員の週休制度は、一八七六年以来のものである。隔週休とはいえ土曜閉庁による四週六休制が本格実施されたことによって、わが国の週休制度の慣習がようやく大きな転換を迎えたといえよう。その意味では、八八年度は日本の労働時間制度のうえで一つの区切りを示す年となった。

【参考資料】 ①『賃金通信』、②『労働基準』、③『賃金事情』、④『労働基

III 社会保障政策

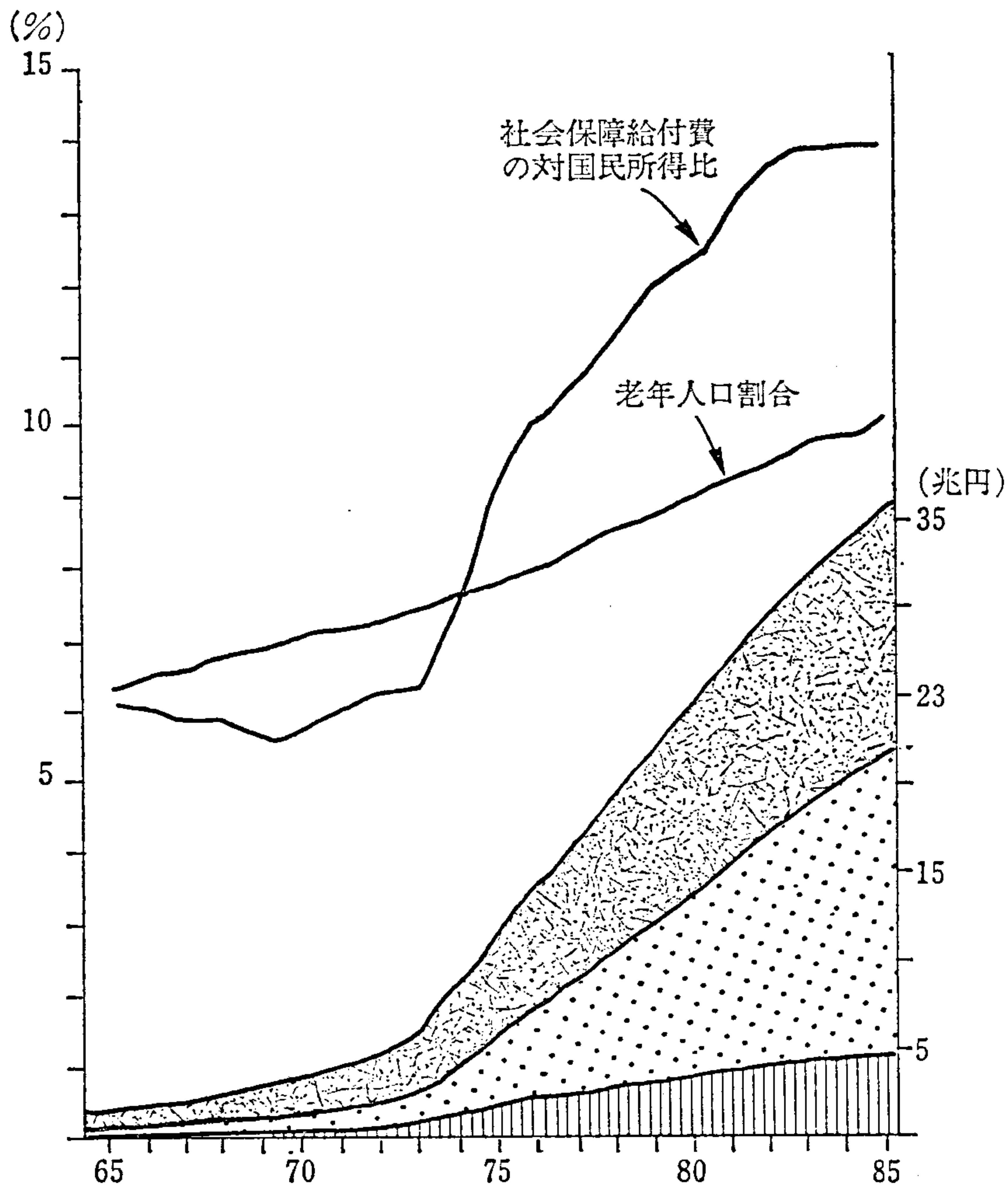
半世紀を経過した厚生行政

21世紀の福祉ビジョンを展望

社会保障マンパワーの育成、本格化

厚生年金の支給年齢、65歳へ具体化

社会保障給付費等の年次推移



〔出所〕 厚生省編『昭和62年版厚生白書』

☆ 一九三八年一月一日に創設された厚生省は、今期五〇周年を迎え、わが国の社会保障政策も半世紀を経過することになった。そして、二一世紀初頭の「超高齢社会」を前に、「明るい活力に満ちた福祉社会」の実現を政策目標としてかけ、種々の福祉ビジョンを提示している。

☆ 『昭和六二年版厚生白書』は、「社会保障を担うマンパワー」の重要性を説き、「生活の質」を求める国民のニーズに積極的に対応していく必要があるとしている。

☆ 八八年七月、わが国の働きかけによって、パリのOECD本部において、「OECD社会保障担当大臣会議」が開かれた。これを機会に、わが国社会保障政策も、国際化への道を余儀なくされることとなる。

☆ 厚生年金基金制度の改革がおこなわれ、上乘せ部分の給付をよりいっそう充実させる道が開かれるとともに、基金の普及をはかるための施策の整備がおこなわれた。

☆ 年金審議会の公的年金改革に関する意見書が出され、厚生年金の支給開始年齢を六五歳に引き上げるための具体的スケジュールが示された。

☆ 国民健康保険法が改正され、国保財政の安定した運営を確保するための措置がこうぜられることとなった。

☆ シルバーサービス産業の育成、健康増進施設の普及などの施策によって、民間企業が保健・福祉の分野に参入する素地が形成された。

Ⅰ 社会サービスの多様化と福祉ビジョンの展開

■ 新たな福祉ビジョンの骨格

二一世紀初頭の「超高齢社会」という入口にたつて、社会保障政策もまた、新たな展開をとげつつある。今後、高齢者人口が急速に増加し、かつ異なった意識と多様なライフスタイルをもつ人々が増大するなかで、社会保障政策は、より多様化し、より選択的で、より高度なサービスを志向するものへと、その理念と枠組みを変化させつつある。

一九三八年一月一日に創立された厚生省は、八八年一月に五〇周年を迎えた。一月一日に開催された「厚生省創立五〇周年記念式典」において、藤本厚生大臣は、五〇年の歩みをふりかえったのち、「わが国の社会保険の給付・福祉サービスは、欧米諸国と遜色のない水準に達し、平均寿命も世界一の長寿国となり、最高の衛生・福祉水準を誇っている」ことを指摘した。そして、今後の厚生行政については、「人類がはじめて達成した偉大な財産である長寿を、いかに活用して、理想的な長寿社会の建設に挑戦していくかが厚生行政の一大目標であるとし、①二一世紀を展望した人生八〇年型の社会システムの構築、②国民のニーズの多様化・高度化に対応する保健、医療、福祉施策の総合化と民間事業の活用を、具体的な

課題としてあげた。

政府としては、厚生行政は五〇年を経過して成熟期に入っているとの認識をもっており、来たるべき超高齢社会に向けて新しい政策ビジョンを模索していたが、その骨格がほぼかたまってきた。①政策ビジョン研究会報告「変革期における厚生行政の新たな展開のための提言」(二月)、②大蔵省・厚生省共同発表の「二一世紀初頭における社会保障の給付と負担の展望」(三月)、③政府による「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」(二〇月)の三つが、社会保障政策の今後の動向を占ううえで欠かすことのできない参考資料となる。

「政策ビジョン研究会の提言」 政策ビジョン研究会の提言は、厚生省の若手官僚による勉強会の成果をとりまとめたものであり、厚生省としての政策方針を示すものではないが、九〇年代から二一世紀へかけての政策論を占ううえで注目される素材を提供している。

提言は、二一世紀に向けて、「成熟し安定した明るい高齢社会」を建設していくために、「今や社会保障制度は新しい発展の局面を迎えている」ことを確認し、「そのためには、これまでの社会保障政策の発想を転換し、新たな政策視点や政策手法を導入していかなくてはならない」としている。

この提言が示す基本的な方向は、①施策の統合化(インテグレーション)、②施策の重層化・複合化(マルチプル化)、③都市政策的手法や産業政策的手法の導入の三点であるが、具体策として、「ウェル・エイジング・コミュニティ構想」や「アクティブライフのための新たな健康づくりプラン」を提唱している。

「二一世紀初頭の社会保障の給付と負担の展望」 「二一世紀初頭におけ

る社会保障の給付と負担の展望」は、大蔵・厚生両省によって、八年三月一〇日の衆議院予算委員会に提出された。これによると、わが国の社会保障給付費は、二〇一〇年には一九五〇兆円程度となつて、八八年度にくらべ約五倍にふくらむ見通しであること、これにともない、国民の社会保障負担は、現在の四〇五倍(二五〇一五兆円)に、国庫負担も約四倍(四五〇五兆円)にそれぞれ増大するとしている。社会保障負担と租税負担を合わせた国民負担率(対GNP比)は八八年度で三六・三%だが、大蔵省によれば二一世紀初頭には四割台となり、二〇二〇年には五割を越すことも予想されることである。いわゆる新型間接税(消費税)の実現に意欲を燃やす大蔵省が、サラリーマンの負担を軽減し、国民が平等に租税負担をする仕組みに変え、高齢化社会の到来に備えるべきことを強調するための説得材料として提示した、とみることもできる。

「長寿・福祉社会施策の基本的考え方と目標」 「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」は、八八年一〇月二五日、厚生省と労働省から衆議院税制問題等調査特別委員会に提出された。これは、野党の要求にこたえて、税制審議に入る前提として、「行財政改革ビジョン」とともに提示された、いわば「社会保障ビジョン」とでもいうべきものである。

内容は、厚生省が八六年六月にまとめた「長寿社会対策大綱」をベースにしているが、今回の「基本的考え方と目標について」は、高齢者の社会参加の推進など、長い生涯を健康で生きがいと喜びをもってすごすことができるような、明るい活力に満ちた長寿・福祉社会づくりという視点を重視するとともに、各施策の目標を具体的にわかりやすく示している。

「基本的考え方」は、つぎの三点からなる。

- ① 高齢者が保護や援助の対象としてだけでなく、その豊富な人生経験や知識、技能をいかし、社会に貢献できる一員として、社会参加できるように、必要な機会の提供と環境の整備を図る。
- ② 自立自助の精神と社会連帯の考え方に立ち、国民の基礎的ニーズについては公的施策をもって対応し、国民福祉の基盤の充実を図るとともに、多様かつ高度なニーズについては個人及び民間の活力の活用を図る。

- ③ 人口高齢化の進展等にもない、長寿・福祉社会を実現するための国民の負担は、長期的にはある程度の上昇は避けられないが、経済の発展、社会の活力を損なわない程度にとどめる。

また、「今後の施策の目標と方向」は、つぎの八つの分野において、

- ① 積極的な健康づくりと生きがいをもって暮らせる地域づくり
- ② 保健、医療、福祉サービスの連携と充実
- ③ 児童の健全な育成と家庭の支援対策の強化
- ④ 障害者の自立と社会参加の促進
- ⑤ 高齢者雇用の推進
- ⑥ 老後生活を経済的に支える所得の保障
- ⑦ 良質で効率的な医療の供給と医療費の保障
- ⑧ 長寿を支える研究開発の推進

＊

なお、厚生省創設五〇周年にかかわっての記念行事として、また「活力ある長寿社会の確立」政策の一環として、厚生省が力をいれたイベントの一つに「第一回全国健康福祉祭ひょうご大会」（ねんりんピック'88）がある。これは、八八年一〇月、兵庫県神戸市で開催された。

「長寿社会対策推進会議」の設置

以上のような福祉ビジョンを現実化するため、厚生省では、省内に吉原健二事務次官を委員長とする「長寿社会対策推進会議」を設置した（八八年八月一日）。同会議は、これまでの「高齢者対策企画推進本部」にかわるもので、豊かで活力ある長寿社会を実現するための諸施策を検討・推進することを目的としている。

検討の対象となるのは、①疾病の予防と積極的な健康増進、②老後生活の設計、③医療や介護を要する老人のケアのあり方、④公私の役割分担と民間サービスの導入のあり方、⑤高齢者が健康で安心して暮らせる地域社会・まちづくり、⑥長寿社会における児童の問題と家庭・家族の役割、⑦長寿科学等の研究の推進とその応用、の七項目である。

また、これに先だち七月一日には、厚生省大臣官房に老人保健福祉部がおかれ、スタートしている。同部には、企画課、老人保健課、老人福祉課の三課がおかれ、高齢者にたいする保健、医療、福祉施策を総合的に推進する体制の整備がはかられた。これまでの保健医療局老人保健部（計画課、老人保健課）と社会局老人福祉課を統合し、より機能的な組織に再編成したものである。

社会保障マンパワーの育成・確保

八八年七月に厚生省が発表した「昭和六二年簡易生命表」によれば、日本人の平均寿命（新生児の平均余命）は、前年にくらべ、男性は〇・三八歳、女性は〇・四六歳延び、男性七五・六一歳、女性八一・三九歳となっている。これは、各国と比較してみた場合、男女

ともに日本人の平均寿命がトップにあることを示している。なお、国民年金の支給開始年齢とされている六五歳をみると、男性一六・一二年、女性一九・六七年となっており、六五歳になっている人の平均寿命は、男性八一・一二歳、女性八四・六七歳ということになる。

このようにわが国は、名実ともに世界的な長寿国となりつつあるが、一方で高齢者世帯の増加、核家族化の進行、扶養意識の変化、ライフスタイルの多様化などにより、家族の構造・機能も旧来とは大きく変質してきている。また、生活水準の向上、自由時間の増大は、生活の質（クオリティー・オブ・ライフ）や、精神的な豊かさへの志向を高めることとなる。

『昭和六十二年版厚生白書』は、このような状況認識のもとに、「今や我が国の社会保障はかつてのような欧米水準へのキャッチアップではなく、新たな成熟化時代を迎えつつあり、『クオリティー・オブ・ライフ』を求める国民のニーズに積極的に対応していくことを求められている」とする。そのためには、「社会保障制度の改革も、これまでの個別制度毎の給付水準の適正化や給付と負担の公平化を図るための改革だけでなく、総合的な『社会サービス』充実のための供給面の改革を重視していく必要がある」とくに、高齢化社会から超高齢社会へ推移するなかで、「保健・医療サービスだけでなく、介護サービスについても需要の増大が見込まれるところであり、超高齢社会を支える社会保障マンパワーの量の拡大と質の向上が今後の社会保障施策の大きな課題となっている」。

こうして『厚生白書』は、「制度面の整備と併せて社会サービスの担い手であるマンパワーについて新たな視点に立った整備、改

革」を訴えている。『厚生白書』の副題が、「社会保障を担う人々——社会サービスはこう展開する」とされたゆえんである。

事実、今期においては、マンパワーを確保するための施策が進展することとなった。ここでは、とりあえず、①福祉サービス関連職種、②医療関連職種、③健康関連職種の三種に分けて、この一年の動向をみておこう。

〔福祉サービス関連職種〕福祉サービス関連職種で最も話題となったのは、「社会福祉士及び介護福祉士法」（八七年五月制定）による「社会福祉士」と「介護福祉士」の国家資格制度である。この制度は、八八年四月に施行されるとともに、その実務を運営するため厚生大臣指定の試験・登録機関として財団法人「社会福祉振興・試験センター」（本部・東京）が設けられた。このセンターにより、第一回の資格認定試験が八九年一月から三月にかけて実施されることとなっている。

〔医療関連職種〕医療関連職種については、厚生省は八七年二月、「新たな医療関係職種の資格制度の在り方に関する検討会」を設け、資格制度化が要請されている職種のうち、①臨床工学技士、②医療福祉士（いわゆるMSW）、③義肢装具士、④補聴器士、⑤言語聴覚療法士（いわゆるST）の五つの職種をめぐって検討をおこない、同検討会は、八七年三月つぎのような中間報告をとりまとめた。

- (1) 臨床工学技士、義肢装具士については、業務の重要性に加え、適正な医療を確保する観点から、早急に資格法制化すべきこと。
- (2) 残る三職種のうち、医療福祉士及び言語聴覚療法士については速やかに法制化すべきであるが、それぞれ若干の問題点が残されており、検討調整を要すること。
- (3) 補聴器士については、法制上の問題が残されているため、当面自主

的な認定制度を導入することなどにより適正な資質の確保に努めるべきこと。

政府は、これを受けて、新たに「臨床工学技士」と「義肢装具士」の資格制度を定めることとし、その業務の適正な運用をはかるため、「臨床工学士法」および「義肢装具士法」を制定した。これらの法律は、八八年四月に施行され、第一回目の国家試験が、臨床工学技士については一一月に、義肢装具士については一〇月におこなわれることとなった。

「健康関連職種」健康関連職種としては、「健康運動指導士」制度が創設された。これにより、健康づくりのための適切な指導をおこなうことのできるマンパワーを育成し、運動習慣の普及を通じて、成人病の発生予防、国民の積極的な健康増進をはかることを目標としている。この健康運動指導士資格は、「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程」（八八年厚生省告示・一八号）にもとづき、財団法人健康・体力づくり事業財団のおこなう「健康運動指導士審査・証明事業」を認定することにより、厚生大臣の事業認定資格として位置づけられている。

■ OECD、初の「社会保障担当大臣会議」を開催

八八年七月六～七日、パリのOECD（経済協力開発機構）本部で、OECDとしては初めての社会保障担当大臣会議が開催された。この会議は、八四年ごろから、わが国がOECDにたいし大臣レベルの会合をもつよう働きかけてきた結果開催されたもので、OECDの全加盟国（二四カ国）の社会保障担当大臣らが出席した。

会議のテーマは、八五年に東京で開かれた「保健医療および年金

政策に関する日本・OECD合同ハイレベル専門会議」における議論をふまえ、つぎの三項目となった。

- ① 社会保障の将来像（社会保障の優先順位、公私の役割分担、高齢者対策、労働政策との連携）
- ② 年金制度（公的年金の規模の調整、支給開始年齢の弾力化、企業年金・個人年金の充実）
- ③ 保健医療制度（医療費コントロールのための支払制度等の改革、老人の長期ケアの充実）

このうち、最初のテーマである「社会保障の将来像」において、会議提唱国の日本から藤本厚生大臣が、導入演説として「活力ある社会（アクティブ・ソサエティ）を建設するために」と題するプレゼンテーションをおこなった。

さらに、二日目には、「社会保障の将来」と題する労働力社会問題委員会閣僚レベル会議コミュニケがとりまとめられ、これを採択して会議を終了した。このコミュニケは、「より活力ある社会に向けて」、社会保障制度は「これからの数十年間もひきつづき重要な目的となるであろう」「すべての市民が、就労ならびに社会活動およびボランティア活動を通じ、生活している地域社会に参加する機会がもてるよう、社会保障政策がいっそう発展していく必要がある」と結んでいる。

2 所得保障システム

今期の主要な政策課題は、企業年金の中核となっている厚生年金基金制度の改革と、一九九〇年の公的年金改革へ向けた設計図をえがくことにあつた。

■ 厚生年金基金制度の改革

八八年五月、「厚生年金保険法の一部を改正する法律」が可決成立し、一部を除き九月一日から施行されることとなった（昭和六三年五月二四日法律第六一号）。この法律は、高度化・多様化する老後生活のニーズにこたえ、公的年金を補完するものとして、企業年金の中核をなす厚生年金基金制度の普及・育成をはかるための諸般の措置を定めたものである。

厚生年金基金は、厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人であり、基金を設立する事業所の従業員の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、これに基金独自のプラスアルファの上乗せ給付をおこなっている。八九年一月現在で、厚生年金基金数は一二五二基金、加入員数は七九四万人であり、厚生年金被保険者の約四分の一が加入するにいたっている。

すでに、八六年六月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」にお

いて、企業年金制度の普及・充実が政府の指針としてあげられていたが、これとあわせて、厚生省では、八六年四月に企業年金等研究会を設けて審議をつづけ、八七年七月、中間報告（『日本労働年鑑』第58集四七二ページ参照）を得た。厚生省は、この報告をふまえて制度改正の準備を進め、年金審議会と社会保障制度審議会の議を経て（八八年三月）、法案を国会に提出し、五月に成立をみたものである。

改正の特徴は、①年金給付の充実に関する事項と、②厚生年金基金の普及に関する事項の二点からなっており、これらの内容は以下のとおりである。

① 年金給付の充実に関する事項

(a) 年金給付の努力目標水準……サラリーマンの退職後の生活をより充実したものとするため、基金の年金給付について努力目標水準を設定した。この水準は、加入員であつた期間にもとづき基金が支給する老齢厚生年金（代行部分）に相当する額に二・七を乗じて得た額に相当する。これは、老齢基礎年金、老齢厚生年金と基金の上乗せ給付を合わせ、トータルとしては被用者の退職前所得の六割程度となるよう定められている。なお、この努力目標水準達成のために必要な積立金については、法人税法上に規定する退職年金等積立金にたいする法人税（特別法人税）を非課税とすることとした。

(b) 中途脱退者に係る年金給付の通算制度の改善……基金からの中途脱退者については、従来、代行部分は厚生年金基金連合会が承継し年金給付をおこない、プラスアルファ部分は脱退一時金として支給されていた。今回の改正は、プラスアルファ部分についても新たに通算の対象とすることとした。そのため基金は、中途脱退者に支給すべき脱退一時金給付に相当する額を厚生年金基金連合会に交

付し、連合会が通算のための事務処理をすることができるとした。

(c) 解散基金加入員に係る年金給付の通算制度の創設……改正前、基金が解散した場合には、代行部分は政府が承継し、プラスアルファ部分は残余財産（一時金）として加入員であった者に分配されていた。改正により、解散した基金の代行部分の年金給付は厚生年金基金連合会がおこなうとともに、プラスアルファ部分は、中途脱退者にたいする一時金の通算制度と同様、連合会において年金給付として支給できるととされた。

(d) 年金給付の確保事業……厚生年金基金連合会は、解散基金加入員に支給する年金給付につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として年金給付の額を付加する事業を、厚生大臣の認可を受けておこなうことができることとなった。

② 厚生年金基金の普及に関する事項

(a) 業務の共同処理……小規模基金の事務費負担を軽減するため、基金は、厚生大臣の認可を受けて、年金数理に関する業務を除く業務の一部を厚生年金基金連合会に委託することができるとした。

(b) 年金数理……基金および連合会は、適正な年金数理にもとづいて業務をおこなわなければならないことを明示するとともに、厚生大臣に提出する年金数理に関する書類について、当該書類が適正な年金数理にもとづいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならないこととなった。

■ 年金審議会の年金保険制度改正に関する意見

厚生大臣の諮問機関である年金審議會は、八八年十一月二九日、

「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」をまとめ、藤本厚相に提出した。厚生省では、この意見書の内容を尊重しつつ年金制度の改革案を作成し、関連法案の改正を次期通常国会に上程する予定である。

八九年は、五年に一度年金給付と負担のあり方を見直す「財政再計算期」にもあたっており、これにあわせて、政府は、前回の年金改革（八六年四月施行）にひきつづく大改革を実行しようとしている。これは、先の年金改革によって、公的年金制度が従来のタテ割り体系から国民共通の基礎年金をベースとした二階建ての体系に切りかわったあとを受け、負担と給付の公平化をさらに推し進め、現役労働者の負担と年金水準とのバランスを維持しながら、超高齢社会における年金財政の安定性の確保を意図しているものと理解することができる。このような流れのなかで提出された意見書の概要は、つぎのようなものである。

〔給付水準と保険料〕 今回の改正における年金の給付水準については、前回改正時に設定された水準を維持すべきことを明言するとともに、完全物価スライド方式を導入することを提案している。また、保険料については、その算定の基礎となる標準報酬の上下限を前回に準じた改訂措置とするものとし、料率については、段階的に引き上げをはかることとしている。

〔厚生年金の支給開始年齢〕 前回の改正時に、厚生年金の支給開始年齢は原則として六五歳とすることが条文上明確に規定されたところであるが、六〇歳からの特例支給制度が設けられ、実質的には、六〇歳支給開始と同じ効果をもっていた。しかし意見書では、六五歳支給開始の原則に移行するための具体的なスケジュールが示され

ることとなった。すなわち、男子については、一九九八年に六一歳からの支給開始とし、その後三年に一歳ずつ引き上げて二〇一〇年に六五歳とすることとし、また、女子については、二〇〇三年に六一歳とし、その後三年ごとに順次引き上げて二〇一五年に六五歳とすることを提言している。このような六五歳への年金支給開始年齢の引き上げは、前述の「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」(社会保障ビジョン)において、すでに示唆されていたところであり、政府の年金改革スケジュールの一環として組み込まれていたものである。

〔被用者年金制度間の調整〕 公的年金制度を、公平で長期的に安定したものとするために、政府は、一九九五年を目途に制度の一元化を完了しているが、前回の改革以後一元化へ向けての残された課題は、被用者年金各制度間の公平化をはかることであった。意見書は、被用者年金制度の一元化の姿については、それぞれ歴史・沿革等を異にする被用者年金各制度は存置したまま、一階部分の一元化の姿との整合性にも十分配慮しつつ、同一給付・同一保険料率による各制度共通の給付を保障する「新たな単一の被用者年金制度」を創設すべきであるとしている。

なお、日本鉄道共済年金問題との関係については判断を留保し、「厚生年金拠出者の理解を得るためには、日本鉄道共済年金の赤字の分析と自助努力の内容と金額が明確となった段階で、再度、本審議会の意見を聴くべきであり、本審議会の最終的判断はその際に明確にしたい」とのべている。

〔国民年金基金の活用〕 自営業者については、現在、一階部分の基礎年金しかないため、法律上は存在するが実際には機能していない

「国民年金基金制度」を活用すべきであるとしている。具体的には、「職能型国民年金基金の設立要件の緩和を図るとともに、一般の自営業者の加入を容易にするために地域型国民年金基金を創設するのが適当である」と提唱している。

〔学生への適用〕 現行法上、二〇歳以上の国民のうち、学生については、国民年金の強制適用の対象から外され、任意加入となっている。このため、加入していない二〇歳以上の学生が障害者となった場合に年金が支給されなかったり、加入期間の短縮により基礎年金のフル・ペンション(満額)が保障されなくなるなどの問題を生じている。この際、学生についても、強制適用の対象とすべきであるとしている。

■ 鉄道共済年金問題懇談会報告書

鉄道共済年金問題懇談会は、日本鉄道共済年金問題に関する閣僚懇談会の要請により、鉄道共済年金の九〇年以降の問題について検討を重ねてきたが、八八年一〇月六日、報告書を取りまとめた。

本報告書では、まず同共済年金が財政的に破綻した原因を、旧国鉄共済時代の制度・運営等に起因する側面、産業構造の変化・人口高齢化等に起因する側面の両面から分析し、この問題への具体的な対応策を提案している。その要旨を紹介すると、以下のとおりである。

① 鉄道共済年金の自助努力および国の役割

この問題は、本来、鉄道共済自身の問題であることから、まず最大限の自助努力をおこなうことが最も肝要であるとの考え方を基本としつつ、おおむね次のような方向で対応することが適当であると考えられる。

(i) 既裁定年金をふくむ年金給付の見直し

(ii) 保険料率の引き上げ
(iii) JR各社の負担
(iv) 清算事業団の負担および国の役割
(v) 現行財政調整計画の見直し
② 公的年金一元化とのかかわり

鉄道共済年金の赤字の原因のうちには、成熟度が産業構造の変化により他の年金制度に比して極端に高くなっていることに起因する面がふくまれている。一方、政府においては、昭和七〇年の公的年金一元化に向けて、現在、昭和六四年の次期財政再計算時においてその「地ならし」をおこなうこととしている。公的年金一元化の問題と鉄道共済年金の問題は、本来別の問題であるが、鉄道共済年金も公的年金の一つであり、公的年金一元化の「地ならし」において、各年金制度間で成熟度の相違との関連で負担の公平がはかられるよう措置されることとなれば、鉄道共済年金の上記部分にもかかわりが出てくるものと考えられる。

3 医療保障システム

増大しつづける国民医療費

今期もまた国民医療費は増大をつづけることになった。厚生省の統計により(第63表「国民医療費の動向」参照)、八八年度における国民医療費(推計値)の概況をみておこう。

八八年度の国民医療費推計額は、一八兆九六〇〇億円(対前年度比五・二%増)で、毎年約一兆円ずつ(対前年度比五・六%増)増加し

第 63 表 国民医療費の動向

(実 績)		(単位：億円)			
年 度		85推計	86推計	87推計	88推計
国 民 医 療 費		160,159	170,690	180,200	189,600
内 訳	負担者等	12,090	11,845	11,100	11,100
	公保老患	88,506	94,405	98,500	104,000
	費者保者	40,377	43,829	46,000	48,900
	負健負	19,185	20,611	24,600	25,600
医療費に対する国庫負担		42,551	44,607	44,000	45,700
(諸 率)		(単位：%)			
医療費の前年度比		6.1	6.6	5.7	5.2
国民所得の前年度比		6.1	4.1	4.1	4.6
医療費の対国庫負担割合		6.29	6.44	6.54	6.58
医療費の公保老患負担者等健負		26.6	26.1	24.4	24.1
医療費の公保老患負担者等健負		7.5	6.9	6.2	5.9
医療費の公保老患負担者等健負		55.3	55.3	54.7	54.9
医療費の公保老患負担者等健負		25.2	25.7	25.5	25.8
医療費の公保老患負担者等健負		12.0	12.1	13.7	13.5
国 民 所 得		2,545,192	2,648,530	2,756,000	2,882,000

〔備考〕 1)「国民医療費」は、85～86年度は厚生省大臣官房統計情報部による推計額であり、87～88年度は予算にもとづく推計額である。
2)「国民所得」は85～86年度は経済企画庁調べ、87～88年度は「昭和62年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」による。

ている。国民医療費の伸び率(対前年度比)については、厚生省はこれまで「国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内に抑え込む」という基本方針をもち、八三年度から八五年度までは目標を達成したが、八六年度以降は国民医療費の伸びが国民所得の伸びをかなり上回っている。

なお、八八年度の伸び率五・二%の内訳は、人口増〇・五%、人口の高齢化一・二%、医療費改定〇・五%、その他三%となっている。

る。

つぎに、八八年度国民医療費の内訳は、公費負担五・九％、保険者等負担五四・九％、老人保健負担二五・八％、患者負担一三・五％の割合である。このうち、医療費にたいする国庫負担の割合は、二四・一％で近年減少傾向にある。

さらに、国民医療費を国民一人当たり医療費でみると、八五年度一三万二三〇〇円、八六年度一四万一〇〇円、八七年度一四万七五〇〇円、八八年度一五万四四〇〇円であり、毎年七〇〇〇円程度の伸びを示している。

国民健康保険制度の改正

国民健康保険（以下「国保」という）制度は、全国約三三〇〇の市町村と約一七〇の国保組合が主体となって運営している地域保険制度で、全国民の約四割が加入している。しかし、①世帯主の職業構成における無職者の割合の急増（八六年時点で約一八％）、②高齢被保険者の増大（七〇歳以上の占める割合は八八年度推計で一三・六％）、③一人当たり医療費の急伸（八七年度一人当たりの伸び率を対前年同期比でみると、国保七・五％）、④医療費の地域差の拡大（八六年度で、一人当たり医療費の最も高い歌志内市二八万八〇〇〇円と、最も低い青ヶ島村二四万三〇〇〇円との格差は六・七倍）、⑤小規模保険者の漸増（被保険者数五〇〇〇人未満の保険者数は一六三四―八五年度）など多くの問題をかえ、きびしい財政運営をおこなっている。

その解決のため、八八年五月、「国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立、六月一日に公布（昭和六三年法律第七八号）され、同日から施行されることとなった。

すでに、老人保健制度の創設（八三年二月）や退職者医療制度の創設（八四年一〇月）により、医療保険各制度間の年齢構成の格差に由来する負担についての公平化をはかろうとする試みはなされていたが、国保医療費は、他制度とくらべより高い伸びで推移していた。そこで、八七年五月に「国保問題懇談会」が設置され、国保の安定した運営が確保されるよう医療保険制度全体における制度のあり方について基本的な検討がおこなわれ、一二月に報告書がとりまとめられた（『日本労働年鑑』第58集四六九頁参照）。この報告を受けて、八八年末に国保制度の見直しについて大蔵・厚生・自治三大臣の合意がまとまり、今回の改正へとつながったのである。

国民健康保険法の改正内容の概要は、以下のとおりである（厚生省が国会に提出した「国保改革の概要」による）。

（一）改革のねらい

高齢社会を控え、国保制度の安定化を図るため、①都道府県も参画して低所得者問題や医療費の地域差問題など国保制度の構造的な問題に国と地方が一体となって取り組む仕組みを導入し、②国保加入世帯の保険料負担の増大に歯止め（改革全体を通じ、保険料は一世帯当り一七〇〇円減）をかける。

（二）改革の主な内容

（1）高医療費市町村における運営の安定化
①高医療費市町村は安定化計画を策定、②計画実施の結果を踏まえ、著しく高い医療費の一定部分（適正化に努力すべき部分）につき、九〇年度から、保険料二分の一のほか、国六分の一、都道府県六分の一、市町村六分の一を共同負担する。
これによって、①国、都道府県、市町村が一体となった取り組みを重視、②国と地方が共同して負担する部分は、的確な取り組みにより適正化が可能な範囲に限定する。

（2）保険基盤安定制度

低所得者に対する保険料軽減分について公費で補てん（国二分の一、都道府県および市町村四分の一負担）する。

これによって、①低所得者の保険料軽減分は完全補てん（低所得者の割合が高いことによる財政不安定要因の減少、保険料負担も軽減）、③財政力の弱い保険者に、調整交付金が重点的に配分できるようになる。

(3) 高額医療費共同事業の強化・拡充

高額医療費共同事業等に国（一〇億円）、都道府県（二九〇億円）が助成する。

これによって、事業規模が拡大され、高額医療費発生による不安定要因が減少し、また、保険者の負担も軽減することとなる。

(4) 老人保健拠出金に係る国庫負担の見直し

今回の改革による国保の財政体質改善に伴い、老人保健拠出金に対する特例的に高い国庫負担率の見直しを行う。

以上のうち、(2)、(3)および(4)は、八八年度・八九年度の措置で、九〇年度には見直しをおこなうこととなっている。同じく、老人保健制度の再検討も九〇年度におこなわれる予定であり、医療保険の一元化をふくめ、医療保険制度の歴史上で節目となる時期が近い将来おとずれることになるであろう。

社会保険診療報酬等の改定

増大する医療費の基本的な要素となっている「社会保険診療報酬」が、八八年四月一日付けで改定され、診療報酬体系の一定の合理化がはかれるとともに、薬価基準の改定（引き下げ）も実施された（同日実施）。

今回の診療報酬改定は、八八年二月二五日に藤本厚生大臣から諮問された改定案について、中央社会保険医療協議会が同月二九日、「原案どおり了承する」との答申をまとめたためであるが、すでに

大蔵省との間でも了解済みだったものである。

引き上げは、平均三・四％（医科三・八％、調剤一・七％）であるが、同日付けで薬価基準の一〇・三％の引き下げ（医療費ベースで二・九％）が実施されるので、実質的なアップ率は〇・五％となる。

改定にあたっての重点項目は、①長期入院の是正、②老人医療の見直し、③在宅医療の推進、④検査の適正化、⑤医療機関の機能・特質に即した診療報酬の評価などである。中央社会保険医療協議会の答申書により、「社会保険診療報酬改定」の骨子と「老人診療報酬改定」の骨子をみておこう。

【社会保険診療報酬改定の趣旨】

(一) 診療所のプライマリー・ケア機能、病院の高次機能等医療機関のあるべき機能、特質に即した診療報酬上の評価を行う。また、その一環として、大学病院等高度専門病院における医療の見直しを行うとともに、精神医療の動向を踏まえた充実を図る。

(二) 長期入院の是正を図るため、入院時医学管理料の見直し等所要の改正を行う。

(三) 在宅医療の推進を図るため、独立の部を新設し、訪問診療、訪問看護等各般の新規項目を盛り込む。

(四) 検査の適正化を図るため、生体検査の再編成を行うとともに、生体検査、画像診断に関する通減制等を導入する。

(五) 医療技術の進歩に対応するため、普及性、効率性等からみて適当と認められる高度先進医療の保険導入を図るとともに、高度先進医療の施設基準を緩和する。

(六) 患者ニーズの高度化・多様化に対応するため、特定療養費制度を活用し、地域の実勢等に応じた患者サービスの選択の幅の拡大を図る。

(七) オーバーベッド対策の強化等医療法と診療報酬上の取扱いの連携を図る。

【老人診療報酬改定の趣旨】

(一) 長期入院の是正を図るための入院時医学管理料の見直し、介護機能

に着目した基準看護制度の見直し等入院医療の適正化を図る。

(二) 寝たきり老人を訪問して行う医学管理、看護、理学療法の評価等在宅医療の推進を図るとともに、早期、回復期等の病期に応じた理学療法、痴呆性老人に対するデイ・ケア等老人に対するリハビリテーションの評価を図る。

(三) 病院から老人保健施設への情報提供の評価等老人保健施設関係の診療報酬を設定する。

■ 歯科診療報酬の改定

中央社会保険医療協議会は、歯科診療報酬の改定について、厚生省から諮問をうけて「諮問どおり六月一日から実施することを了承する」との答申をおこなった。これにより、歯科診療報酬改定は医科の四月実施より二カ月遅れで実施されることとなった。

改定の趣旨は、高齢化社会における歯科医療の重要性を配慮し、欠損補綴等を中心に診療報酬上の再評価をおこなうところにある。基本的な項目としては、①欠損補綴および歯冠修復の重点的な評価、②寝たきり老人にたいする歯科診療の充実をふくめ、老人歯科診療の評価、③歯科診療の技術の評価をおこなうことなどである。また、同時に四月一日から実施された医科診療報酬の改定項目のうち、歯科に関連するものについて、同様の改定をすることとなった。

改定項目のなかで最も問題となっていた歯科技工士の技工料の取り扱いについては、「歯冠修復および欠損補綴」の項目の通則で、「歯冠修復および欠損補綴料には、製作技工に要する費用および製作管理に要する費用がふくまれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね一〇〇分の七〇、製作管理に要する費用がおおむね一

〇〇分の三〇である」との一項が加えられ、とりあえず決着をみることとなった。

なお、改定の引き上げ幅は一％であるが、歯科関係の薬価基準の改定(引き下げ)が〇・一％マイナス、歯科材料費の改定(引き下げ)が〇・三％マイナスであったので、結果的には差引(純増)で〇・六％のアップとなった。

4 保健・福祉サービス

「社会サービスの多様化・高度化にたいする国民のニーズに応えるため」との理由から、保健・福祉サービスの領域に、民間企業が参入する制度的素地が与えられた。今後、保健・福祉産業は、着実に拡大していくものと思われる。1でのべた「社会保障マンパワーの育成・確保」は、実は、このことと連動しており、保健・福祉産業における人材の確保とサービスの質の向上とに密接なかわりがある。

■ 老人保健施設の本格施行

厚生省が、高齢化社会における老人介護のため、入院と在宅療養の中間施設として構想した老人保健施設が、八七年度のモデル実施事業(全国で七カ所)を経て、八八年四月一日から本格施行に移っ

た。

また、八七年度においては、老人保健施設の本格実施に備えて、施設基準・運営基準等を作成する作業がおこなわれ、検討が進められてきた。その結果、八七年一月二日には老人保健審議会から、老人保健施設の施設・設備、人員および運営の基準について答申がなされ（『日本労働年鑑』第58集四七四頁参照）、これを受けて、厚生省は「老人保健施設の施設および設備、人員並びに運営に関する基準」（昭和六三年一月四日厚生省令第一号）を公布し、八八年一月二〇日に施行した。

さらに、入所者の費用基準である老人保健施設療養費等については、中央社会保険医療協議会場で検討されてきたところであるが、八八年二月二九日、診療報酬改定に関する答申とともに「諮問のとおり了承する」との答申をおこなった。これにより、予定どおり四月一日に老人保健施設制度を本格的にスタートさせることが決定した。

厚生省では、かねてから二〇〇〇年までには二六〇三〇万床を整備する予定であることを表明しているが、八八年度中には、モデル施設（七カ所）と八七年度国庫補助分（七六カ所）、八八年度国庫補助分（約一〇〇カ所）とをあわせ、二〇〇カ所（約一万五〇〇〇床分）近い施設に開設許可が出されることになるものと見込まれている。

民間サービスの育成・普及

「シルバーサービス」ここ数年、高齢者を対象とするシルバーサービスを中心に民間事業者による多様なサービスの供給事業が展開されている。多様化・高度化する高齢者のニーズに的確に対応してい

くためには、公的施策の推進とあいまって、民間部門の創意工夫を生かした事業活動を健全に育成することが求められている。

このような観点から、八七年三月には、民間事業者からなる社団法人シルバーサービス振興会が設立された。同振興会は、倫理綱領の策定をおこなうほか、シルバーサービスの質の向上のための調査研究等を実施している。

これとともに、福祉関係三審議会合同企画分科会において、民間のシルバーサービスのあり方について検討作業がおこなわれていたが、八七年一二月七日、「今後のシルバーサービスの在り方について」と題する意見具申があり、それを受けて、民間事業者のおこなう有料老人ホームおよび在宅介護サービスにたいする社会福祉・医療事業団による融資制度を創設することとなった。

このため、「社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律」が国会に上程され、八八年四月二八日に可決成立し、五月一七日法律第三六号として公布された。その後、関係法令等の整備を経て一〇月一日より施行されている。なお、融資制度の概要は、つぎのとおりである。

① 融資対象

ア、有料老人ホーム

建築資金、設備整備資金、土地取得資金

イ、在宅福祉サービス（入浴、ホームヘルプ）事業

設置・整備資金、経営資金

② 融資利率（一九八八年三月一日現在）

ア、有料老人ホーム

社会福祉法人 年四・八%

株式会社等 年五・二%

イ、在宅福祉サービス（入浴、ホームヘルプ）事業

設置・整備資金 年五・二%

経営資金 年五・五%

右のような融資制度の実施にあわせ、厚生省では、民間部門において良質なサービスを確保し、高齢者の福祉向上をはかるため、在宅介護サービスに関するガイドライン「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスガイドラインについて」（老人保健福祉部老人福祉課シルバーサービス振興指導室）を作成し都道府県に通知した（九月一六日）。このガイドラインは、「在宅介護サービスに関する懇談会」が九月九日にとりまとめた報告の内容をうけたものである。

〔健康増進施設〕 厚生省では、これからの長寿社会を明るく活力あるものとしていくために、アクティブヘルスプラン（第二次国民健康づくり対策）を八八年度から推進し、運動習慣の普及を中心に積極的な健康づくり施策へのとりくみをしているが、健康増進モデルセンターなどの公的健康増進施設の整備・促進とあわせ、民間による健康増進施設の普及・育成もまた重要な政策課題となっている。

今日、健康づくりにたいする国民のニーズはいちじるしく高まっており、アスレチッククラブ、フィットネスクラブ、クアハウス等と呼ばれる健康づくりを標榜した民間の運動施設等は約一〇〇〇施設に達しており、毎年二〇〇施設以上が新設されている。今後、国民の健康づくりを進めるためには、安全かつ適切な運動がおこなえる施設の整備・普及が必要だとの観点から、八八年三月、公衆衛生審議会より厚生大臣にたいして、「運動等を通じて健康づくりを行う施設（健康増進施設）の在り方について」の意見具申がなされた。

このなかで示された健康増進施設の人的・物的基準等の基本的な考え方をふまえて、十一月、厚生大臣は、「健康増進施設認定規程」（昭和六三年厚生省告示第二七三号）を定め、告示した。また、一〇月からは医療法人や株式会社等の経営する疾病予防運動施設および温泉療養運動施設にたいして、社会福祉・医療事業団から融資をおこなうこととなった。

精神障害者の社会復帰施設

八七年九月一八日に国会を通過し、九月二六日に公布された「精神保健法」は、今期に入って、八八年七月一日から施行されている（精神保健法の内容については『日本労働年鑑』第58集四七五頁参照）。

この法律によって、精神障害者をめぐる施設の体系が大きく改善され、社会復帰促進の観点から、精神障害者社会復帰施設の制度が整備されることとなった。これまでも制度的な枠組みとして存在していた「精神障害者援護寮」「精神科デイ・ケア施設」の内容が豊富となったほか、新たに「精神障害者福祉ホーム」「精神障害者通所授産施設」が加えられた。

このため八七年の法改正とともに社会福祉事業法、医療法の改正をおこない、精神障害者社会復帰施設を社会福祉事業に位置づけるとともに、社会福祉法人、医療法人等も、これらの施設を設置することができるようになった（「精神障害者社会復帰施設設置運営要綱」）。

八八年度においては、精神保健法にもとづき社会復帰施設の設置運営にたいする補助を新規におこなうほか、授産施設に通えない精神障害者を対象とした精神障害者小規模作業所や精神保健センターの運営にたいしても、ひきつづき助成をおこなっている。

5 社会保障財政

ここでは、一九八八年度厚生省予算の概要と八九年度予算の概算要求を紹介する。

なお、消費税の導入等を柱とする税制改革関連六法案は、八八年一月二四日に成立し、同三〇日に公布された。新しい税制は、八九年四月一日から施行されるが、社会保障制度との関連についても、今後、厳密な詰めがおこなわれることとなる。

■ 八八年度厚生省予算の概要と特徴

八八年度予算は、八七年一月二八日に閣議決定され、八八年一月二五日、国会に提出された。八八年度の厚生省予算額は、一〇兆三二一億円で前年度に比し二九四六億円（二・九％）の増加となっている。この増加額は一般歳出の増加額の七割強を占め、また厚生省予算の一般会計に占める割合は、過去最高の三一・三％となった。厚生省予算の内訳のうち、生活保護費、社会福祉費、社会保険費などの社会保障関係費が九兆九二二億円と厚生省予算の九六・一％を占めている。また、失業対策費等を加えた社会保障関係費の全体は、一〇兆三八四五億円で、前年度に比し二九四九億円（二・九％）の増加となっている。

厚生省によると、八八年度予算の特徴は、①長寿社会対策の推進、②疾病対策の推進、③障害者対策の推進、④医療保険制度の安定化、にあるとされている。

なお、社会手当・年金等に関しては、「児童扶養手当法等の一部を改正する法律」が八八年五月に国会を通過し（昭和六三年五月二四日法律第五六号）、同年四月一日にさかのぼって適用されており、給付額等の改善がおこなわれた。八八年四月分からの改正の概要は、左記のとおりである。

- ① 児童扶養手当の額の引き上げ……月額三万三九〇〇円を三万四〇〇〇円に。
- ② 特別児童扶養手当の額の引き上げ……重度障害児月額四万一一〇〇円を四万一三〇〇円に、障害児月額二万七四〇〇円を二万七五〇〇円に。
- ③ 障害児福祉手当の額の引き上げ……月額一万一六五〇円を一万一七〇〇円に。
- ④ 特別障害者手当の額の引き上げ……月額二万九〇〇円を二万九五〇円に。
- ⑤ 拠出制年金に物価スライドの特別措置……拠出制国民年金、厚生年金等の拠出制年金の額について、特例として昭和六二年暦年の対前年物価上昇率（〇・一％）に応じて八八年四月分から改定。
- ⑥ 老齢福祉年金の額の引き上げ……月額二万七四〇〇円を二万七五〇〇円に。
- ⑦ 年金の支払期月の変更……旧国民年金法による障害年金等について、八九年二月支払いから、現行の年四回支払いを、二月、四月、六月、八月、一〇月及び一二月の年六回支払いに変更。
- ⑧ 親子助け合い住宅融資制度を創設……年金福祉事業団の住宅融資制度を拡充し、被保険者の直系血族等の居住の用に供するための住宅を融資の対象とする親子助け合い住宅融資制度を創設。

■ 八九年度予算の概算要求、一〇兆七八一三億円

厚生省の八九年度概算要求は、一〇兆七八一三億円であり、八八年度予算額と比べると四・五％の伸びとなっている。概算要求にあたっての基本的な視点としては、つぎの三項目をあげることができる。

- ① 明るいイメージをもった長寿社会を実現するための施策への積極的とりくみ
 - ② 高齢者対策と車の両輪をなす児童の健全育成対策の強化
 - ③ 厚生行政の分野における国際協力の推進
- これらの柱に沿って、以下の主要項目ごとに、積極的な新規施策を盛り込んだものとなっている。

- (a) 明るい長寿社会の実現……「長寿社会開発センター」の整備、「痴呆疾患センター」の整備、「ナイトケア事業」の創設、「シルバー一一〇番」の全県実施、高齢者に配慮したコミュニティ・プランなど。
- (b) 心豊かな子どもの育成と家庭基盤の充実……「子ども・家庭一一〇番」の創設、保育事業の改善など。
- (c) 疾病対策と健康づくりの推進……糖尿病対策、エイズ対策、「ナースバンクセンター」の設置（全国四カ所）などのほか、健康増進施策など。
- (d) 食生活の安全確保対策……ポスト・ハーベスト処理問題への対策、輸入食品監視体制の強化など。
- (e) 清潔で住みよいまちづくり……生活排水クリーン作戦（合併処理浄化槽の普及）の展開、「リサイクル・プラザ事業」の創設

など。

- (f) 障害者対策の推進……小人数のグループホームづくり（精神薄弱者地域生活援助事業）の創設、重症心身障害児施設および救護施設における通所事業の創設など。

- (g) 厚生科学技術の振興・活用……非A非B型肝炎研究に着手するほか、「長寿科学研究センター」の基本計画の策定など。

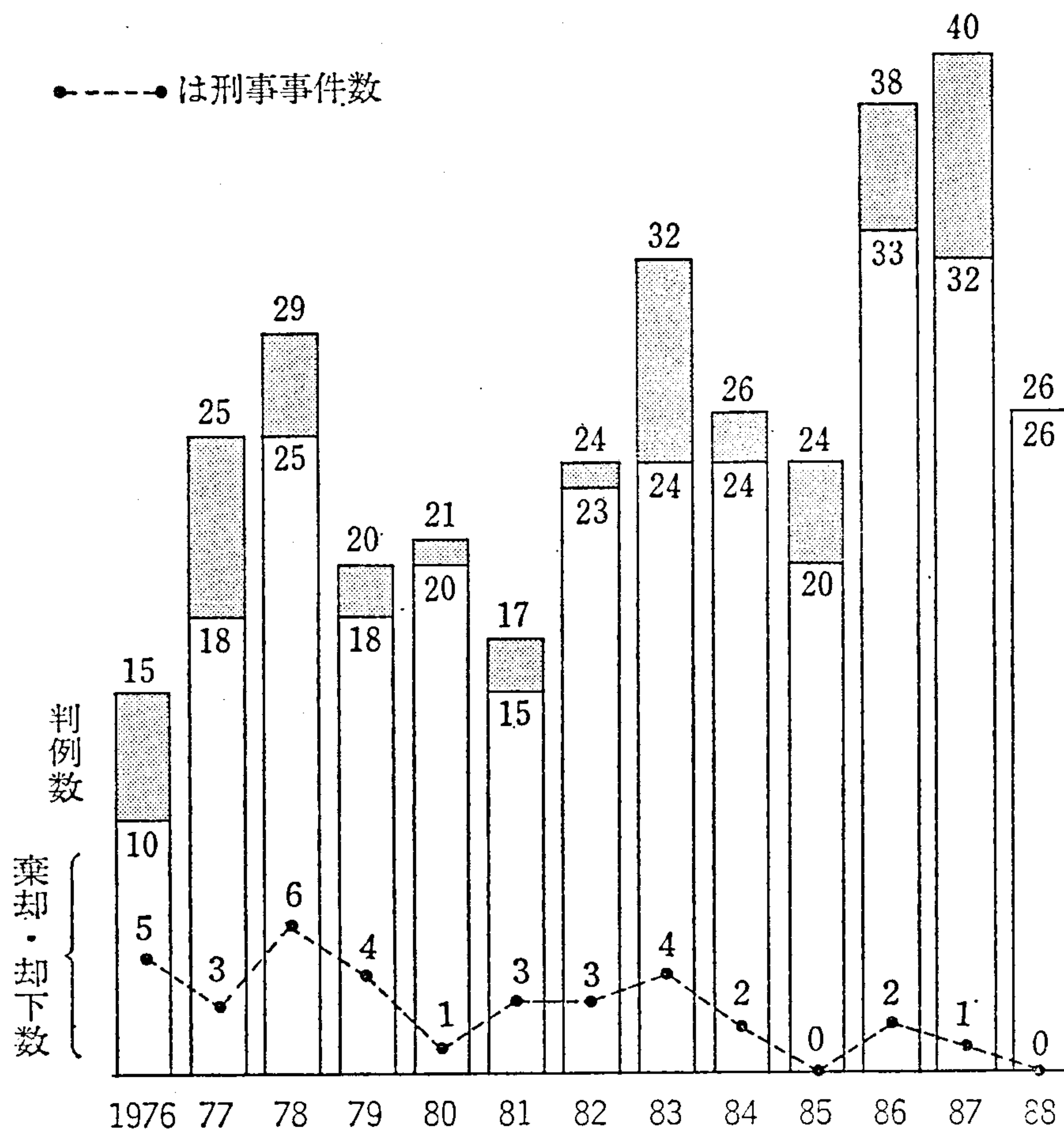
- (h) 国際協力の推進……「国際医療協力センター」の整備、「国際医療協力人材バンク」の設置、WHO拠出金の充実など。

【参考資料】 ①『昭和六十二年版厚生白書』、②『厚生』、③『健康保険』、④『月刊福祉』、⑤『週刊社会保障』、⑥『総合社会保障』

IV 労働判例・労働委員会命令

国労・JR 関係に不当労働行為の
判断あいついで出される
差別待遇から国労組合員を救済

最高裁労働判例件数の推移
(1976年～'88年)



〔出所〕『労働判例総覧』各年版（産業労働調査所）

概況

☆ 今期（八八年一月一日～二月二日）の労働関係最高裁判例は、二六件であり、すべて小法廷判決である。前年に比較して件数は少ないが、職場における思想・信条の自由について判断した東京電力塩山営業所事件、起訴休職について判断した福岡中央郵便局事件、就業規則の不利益変更の合理性判断に新たな見解を加えた大曲市農協事件などが、とくに注目される。

☆ 下級審でも重要な判例が多く出されているが、前年にひきつづき、国鉄・JR関係の判例がまとまって出されているのが特徴である。このなかで、議員兼職禁止をめぐる六件の判決が出されているが、いずれも兼職禁止を有効とし、失職扱いを認めている。また、労使慣行にたいしても、組合側にきびしい判断を示している。

☆ 労働協約をめぐる、その規範的効力について判断した神姫バス事件、および一般的拘束力について判断した第四銀行事件判決は、法理論上重要な問題を提起している。

☆ このほか組合のビラ配布・貼付についていくつかの判決が出されているが、いずれも使用者の施設管理権を優先させ、組合側にきびしい判断を示している。

☆ 労働委員会命令では、地労委でJR・国労関係の命令が七件出され、いずれも国労組合員を救済している。

☆ 中労委命令は一六件出されているが、エッソ石油事件、日本シェーリング事件、ニプロ医工事件、新大阪新聞事件などが注目される。

概況

Ⅱ 最高裁判所判例

最高裁判例一覧

今期（一九八八年一月～二月）に言い渡しのある労働関係最高裁判所判決・決定は、第64表のとおりで二六件である。最高裁判例の年間の件数は、ここ二年三〇件を越しているところであり、今期の件数は少ないが、その理由のひとつとして、集団的労働関係の判例が少なかったことがあげられる。

思想・信条の自由——東京電力塩山営業所事件

労使関係の場における思想・信条の自由については、三菱樹脂事件（大法廷判決、七三年二月二日）や富士重工業事件（第三小法廷判決、七七年二月一三日）等において、最高裁の判断が示されていた。東京電力塩山営業所事件は、思想・信条の自由にたいする侵害について、慰藉料請求が認められるか否かについて最高裁として初めての判断にのぞんだケースであるが、この問題にたいする最高裁の姿勢をあらためて示した事例として注目されるものであった。

事件の概要は、電力会社の営業所長が、内部情報が共産党機関紙に掲載されたことから、女子職員にたいして共産党員か否かを直接問いただし、かつ、共産党員ではない旨を書面にして提出するよう

第 64 表 最高裁労働判例一覧

集 団 的 労 働 関 係	個 別 的 労 働 関 係
●1・21(一) 佐賀県教組事件 〔休暇闘争の企画・遂行等を理由とする停職処分有効〕 ●7・19(三) 池上通信機事件 〔組合集会開催妨害行為を不当労働行為とした労委命令を取り消した原判決を維持〕 ○9・6(三) 潮文社事件 〔賃上げや雇止めを不当労働行為とした労委命令を適法とした原判決を維持〕 ●9・8(一) 京セラ事件 〔休職期間満了を理由に退職扱いとした労働者に関する問題について団交を拒否したことは不当労働行為に該当しない〕 ●12・8(一) 北九州市交通局事件 〔残業拒否・完全点検・五割休暇闘争等を理由とする組合幹部への懲戒処分は不当労働行為に該当しない〕 ○12・9(二) 北九州市(67年闘争)事件 〔市議会への請願行動の指導等を理由とする懲戒免職処分を権利濫用とした原判決を維持〕 ●12・9(二) 北九州市小倉東清掃事務所事件 〔組合活動等を理由とする懲戒免職処分を有効とした原判決を維持〕 ●12・9(二) 北九州市小倉西清掃事務所事件 〔2件〕 〔スト等の指導を理由とする停職処分を有効とした原判決を維持〕 ○12・9(二) オリエンタルモーター事件 〔組合事務所問題に関する団交拒否を不当労働行為とした中労委命令を適法とした原判決を維持〕 ●12・16(二) 北九州市(68年闘争)事件 〔争議行為を指導したことなどを理由とする懲戒処分を有効とした原判決を維持〕	●2・5(二) 東京電力塩山営業所事件 〔共産党員でない旨を書面にして提出するよう求めた行為は、違法とまではいえない〕 ●2・16(三) 大曲市農協事件 〔農協合併にともなう就業規則の退職金条項の不利益変更には合理性がある〕 ●3・1(三) 亀戸労基署長(石川島播磨重工業)事件 〔労使紛争時の傷害につき業務起因性を否定〕 ●3・1(三) 園部労基署長事件 〔じん肺患者に対する労災補償給付不支給処分を適法とした原判決を維持〕 ●3・14(二) 追浜職安所長事件 〔職安所長の処分の執行停止申立を却下した原判決を維持〕 ●3・15(三) 宝運輸事件 〔賃金仮払いの仮処分命令が控訴審で取り消された場合、仮処分債権者は仮払賃金の返還義務を負う〕 ●3・18(二) 鉄道弘済会事件 〔腰部打撲事故が安全配慮義務違反でなく、右治療認定後の欠勤を理由とする解雇は有効〕 ●4・5(三) 鳳郵便局事件 〔懲戒免職処分の無効確認訴訟で国は被告適格を有しない〕 ●5・20(二) 仙台入国管理局事件 〔20年あまり前の退職辞令の取消請求を却下した原判決を維持〕 ●6・16(一) 福岡中央郵便局事件〔2件〕 〔一審無罪判決後の起訴休職処分の継続につき、これを適法とした原判決を維持〕 ○7・14(一) 小里機材事件 〔住宅手当, 皆勤手当, 乗務手当, 役付手当は時間外割増賃金の算定基礎額に入る〕 ●9・8(一) 福岡海上保安部事件 〔巡視船航海士の脳卒中につき、公務起因性を否定〕 ●11・1(三) 名古屋北労基署長(大東進送)事件 〔自家用車の激突死につき、通勤災害を否定〕 ●12・9(二) 八代労基署長(興人)事件 〔休業補償給付の給付基礎日額の算定に違法はないとした原判決を維持〕

〔備考〕 ○印は労働側勝訴又は有利。●印は労働側敗訴又は不利。
(一)(二)(三)は各小法廷。〔 〕内は判断内容のポイント

求めたとして、右女子職員が、会社および営業所長にたいし慰給料の支払いを求めたケースである。一審判決（甲府地裁、八一年七月三日）は、右事実を認定したうえ、一〇〇万円の慰給料支払いを命じたが、逆に二審判決（東京高裁、八四年一月二〇日）は、右行為は不法行為にはあたらないとして、請求を棄却した。

これにたいして最高裁は、二審判決の結論を維持したが、その理論的枠組みはつぎのように二審判決とは異なるものである。

「調査目的との関連性を明らかにしないで、上告人に対して共産党員であるか否かを尋ねたことは、調査の方法として、その相当性に欠ける面があるものの、前記赤旗の記事の取材源ではないかと疑われていた上告人に対し、共産党との係わりの有無を尋ねることは、その必要性、合理性を肯認することができないわけではなく、また、本件質問の態様は、返答を強要するものではなかったというのであるから、本件質問は、社会的に許容し得る限界を超えて上告人の精神的自由を侵害した違法行為であるとはいえない。」「企業内においても労働者の思想、信条等の精神的自由は十分尊重されるべきであることにかんがみると、Sが、本件書面交付の要求と右調査目的との関連性を明らかにしないで、右要求を繰り返したことは、このような調査に当たる者として慎重な配慮を欠いたものというべきであり、調査方法として不相当な面があるといわざるを得ない」が、「本件書面交付の要求は、社会的に許容し得る限界を超えて上告人の精神的自由を侵害した違法行為であるということとはできない」。

本件行為の目的が企業秘密の漏えいに関する調査であるとすれば、右漏えいと上告人とのかわりを問いた다는ことは一般論とし

ては合理性を有するといえよう。しかし、それをこえて、特定の政党の党員であるか否かを問いただしたり、その否定にたいし、その旨を書面に提出するよう求めることは合理性を欠くものであって、その意味で右の最高裁の論旨は問題を残している。

■ 起訴休職——福岡中央郵便局事件

起訴休職処分をめぐっては、これまで多数の判例が出されている。それは、企業の対外的信用の保持や対内的職場秩序の維持等の点から、起訴休職処分制度自体の合理性を肯定し、具体的処分に関してはなお限定して解する立場をとってきたといえよう。しかし、官公労関係の起訴休職処分については、公務の特殊性を強調することによって処分を容認しがちであった。また、当該起訴事実に関する一審無罪判決後の起訴休職処分の継続の当否について、判例は処分の継続を肯定する傾向にある。本判決も、こうした判例の傾向をうけて、つぎのような論旨により公務員にたいする起訴休職処分の一審無罪判決後の継続の当否について、その合理性を認めた事例である。

「国公法は、……休職処分後に当該刑事事件について無罪判決が言い渡されたが、それがいまだ確定していない場合については、何らの規定も設けていない。したがって、起訴された刑事事件につき第一審裁判所において無罪の判決が言い渡された場合においても、休職処分が当然に終了したものとみなされるものでないことはもとより、任命権者は、当然に休職処分を撤回すべき義務を負うものでもなく、起訴休職制度の前記の趣旨、目的に照らして、休職を継続する必要性が消滅したか否かを判断し、休職処分を撤回すべきか否か

を決定することができるのであって、その判断は、任命権者の裁量に任されているものというべきであり、任命権者が休職処分を撤回しなかったことは、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合でない限り、国家賠償法一条一項にいう違法な行為には当たらないと解するのが相当である」。

就業規則の不利益変更——大曲市農協事件

最高裁は、就業規則の不利益変更について、秋北バス事件（大法院判決、六八年十二月二五日）で初めて判断を下して以降、タケダシテム事件（第二小法院判決、八三年二月二八日）において、労働条件の不利益変更の「合理性」判断につき、変更の内容および必要性の両面からの考察が要求されるとの立場を示してきた。ただ、変更の内容と必要性の両者の関連性については明瞭さを欠いていたため、最高裁の新たな判断が待たれていた。本判決は、農協合併にともなう退職金規程の改訂による退職金支給基準の変更の合理性について、つぎのような論旨により判断を下した。

「当該規則条項が合理的なものであるとは、当該就業規則の作成又は変更が、その必要性及び内容の両面からみて、それによって労働者が被ることになる不利益の程度を考慮しても、なお当該労使関係における当該条項の法的規範性を是認できるだけの合理性を有するものであることをいうと解される。特に、賃金、退職金など労働者にとって重要な権利、労働条件に関し実質的な不利益を及ぼす就業規則の作成又は変更については、当該条項が、そのような不利益を労働者に法的に受忍させることを許容できるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものである場合において、その効力を生

ずるものというべきである。」「被上告人らが被った不利益の程度、変更の必要性の高さ、その内容、及び関連するその他の労働条件の改善状況に照らすと、本件における新規程への変更は、それによって被上告人らが被った不利益を考慮しても、なお上告組合の労使関係においてその法的規範性を是認できるだけの合理性を有するものといわなければならない。」

時間外割増賃金の算定基礎——小里機材事件

時間外労働等にたいする割増賃金の算定に際しての算定基礎額からの除外賃金に関する労基法三七条二項および同施行規則二一条の規定は、行政解釈によれば、右除外賃金を制限的に列举したものと解すべきとされてきた。本件は、時間外割増賃金の算定に際し、住宅手当、皆勤手当、乗車手当、役付手当が右算定基礎額から除外されていたのにたいし、被上告人らが、右各手当を算入して計算された割増賃金と既払分との差額等の支払いを求めたケースであるが、第一審（東京地裁判決、八七年一月三〇日）、第二審（東京高裁判決、八七年一月三〇日）ともにこれを認容し、本判決もこれを維持した。本判決はとくに理由を付していないが、その結論は当然であり、最高裁がその立場を確認したという点で意義がある。

組合集会妨害と不当労働行為——池上通信機事件

組合活動に関して最高裁は、国労札幌支部事件判決（第三小法院、七九年一〇月三〇日）以降、企業秩序を重視する立場から企業の許諾を得ない組合活動を原則的に認めないという判断を示してきた。本判決も、この系譜のうえにたつ判例といえるが、組合集会に関する

初めての判断を下したものとして注目される。

事件の概略は、組合が組合集会のための食堂利用の許可願いを会社にしたところ拒絶され、右食堂使用を強行したところ、そのつど会社により警告書交付、社内放送を利用した集会中止命令等の集会開催妨害行為がおこなわれたというものである。これにたいし、組合が不当労働行為の救済申立てをなしたところ、神奈川地労委はこれを認容し救済命令を出したため（八一年七月二七日）、会社がその取り消しを求め、一審（横浜地裁判決、八三年九月二九日）、二審（東京高裁判決、八四年八月三〇日）ともに、国労札幌支部事件判決の立場をふまえ、右救済命令の取り消しを認容した。

これについて本判決は、とくに理由を付することなく原判決を維持した。しかし、国労札幌支部事件判決の判断にたいしては学界からの批判も強く、しかも本判決が不当労働行為の救済命令の是非を問う行政訴訟であることからすると、国労札幌支部事件判決の論理がストレートに認められるわけのものでないなど、問題点が多くふくまれている。

なお、本判決には、伊藤裁判長の補足意見が付せられており、国労札幌支部事件判決の「使用者が当該施設の利用を許諾しないことが権利の濫用と認められるような特段の事情」を重視する考え方を示しており、注目される。同意見がいうように、本判決が維持した原判決は、少なくとも「その措辞からみて、労働組合又はその組合員が使用者の所有し管理する物的施設を利用して行う組合活動の正当性の判断について厳格にすぎる感を免れない」ということができよう。

2 下級審重要判例

国鉄・JR関係

前年にひきつづき今期も、国鉄分割・民営化を背景とした労使紛争事案が多数下級審の判断の俎上にのぼった。

①国鉄小牛田駅職員（議員兼職）事件（仙台地裁判決、八八年二月二五日）は、町議会議員に当選したものの総裁の兼職承認が得られなかった国鉄職員の失職を、日本国有鉄道法二六条二項と公職選挙法一〇三条一項の規定を根拠に有効と判断した。

このほか、②国鉄福岡県下職員（議員兼職）事件（福岡地裁小倉支部判決、八八年二月二五日）、③国鉄長野原自動車営業所職員（議員兼職）事件（前橋地裁高崎支部判決、八八年三月八日）、④国鉄小牛田駅職員（議員兼職）事件（仙台高裁判決、八八年一月三〇日）、⑤国鉄大宮車掌区職員（議員兼職）事件（浦和地裁判決、八八年一月二八日）なども、同様の理由により、地方議会議員選挙に当選した国鉄職員の失職扱いを相当であると判断した。

なお、⑥国鉄筑前前原駅ほか職員（議員兼職）事件（福岡地裁判決、八八年四月二六日）は、日本国有鉄道法二六条二項は公職選挙法一〇三条一項の「法律の定めるところ」には該当しないとしつつも、日本国有鉄道法二六条二項の規定自体により失職扱いとすることができ、国鉄総裁の裁量権の濫用もないとした。

つぎに、⑦国鉄千葉運転区事件（千葉地裁判決、八八年二月五日）

は、車両故障によるダイヤ変更のため乗務時刻変更となった列車乗務員が、夕食をとっていたためただちに乗車できず、右事実を知った乗客らの抗議のため列車が大幅に遅延したことに因して、停職一月の懲戒処分到处せられたことを有効と判断したが、事実関係に照らすと妥当であるか疑問が残る。

⑧国鉄池袋電車区・蒲田電車区事件（東京地裁判決、八八年二月二四日）は、勤務時間内の洗身入浴につき電車区長がこれを承認してきた慣行があるとしても、右区長に勤務時間短縮の権限がない以上、勤務時間内洗身入浴の労使慣行が成立していたとはいえないとして、勤務時間内の入浴を理由とする賃金カットが適法であると判断した。同様の判断は、⑨国鉄国府津運転所事件（横浜地裁小田原支部判決、八八年六月七日）においても示されているが、一般に裁判所は、これらの労使慣行にたいしてきびしい姿勢をとっている。

⑩国鉄梅小路駅異議事件（京都地裁判決、八八年九月二八日）は、勤務確定後になされた担務変更命令につき、生活設計への配慮を欠き同命令拒否を理由とする停職処分を無効とした。JRにおける勤務確定・変更のあり方にたいする歯止めの論理として、今後の判例にも影響を与えるものといえよう。

⑪国鉄鹿児島自動車営業所事件（鹿児島地裁判決、八八年六月二七日）は、国労組合員パッチの取りはずし命令にしたがわないことを理由に、自動車営業所構内に降り積もった火山灰の除去作業に従事させられた労働者が、営業所長らにたいして慰藉料の支払いを求めた事案であるが、その一部を認容した。本判決でまず注目されるのは、組合員パッチの取りはずし命令に合理性を認めたことである。これは、ホテルオークラ事件最高裁判決（第三小法廷、八二年四月二三日）

の法理の延長線上にあるものであり、職務専念義務の内容を厳格に解する判断といえよう。また、降灰除去作業に従事させたことが、労働者にいちじるしい精神的・肉体的苦痛をおよぼすもので、業務命令権の濫用にあたると判断したことは、「報復」的業務命令が、労働者の人格権に照らして許されないことを表明するものである。

⑫JR西日本新見運転区事件（岡山地裁決定、八八年一〇月二七日）は、勤務指定について、業務上の必要性が認められるほかに、人選の具体的基準が明らかにならなければ、ただちに人事権の濫用として無効となるものではないと判断したが、人事権における使用者の広範な裁量を認めた点に特色があり、JRにおける労働契約についての判断ということで議論を呼ぶものである。

⑬勤労千葉事件（千葉地裁判決、八八年一月三〇日）は、ジェット燃料貨車輸送の期間延長に反対しての線見訓練阻止行動、指名ストの指揮・参画を理由とする、公労法一八条にもとづく解雇を有効としたものであり、官公労働者の労働基本権にたいするきびしい姿勢を示している。

■ 労働協約の効力をめぐる判決

労働協約の規範的効力については、労働条件の不利益変更の場合にもおよびうるかどうかをめぐって、これまで議論となってきた。

①神姫バス事件（神戸地裁姫路支部判決、八八年七月一八日）は、合理化の一環として、労働組合と合意のうえ、「事務補職」を廃止して右業務に従事していた女子労働者を配置換えしたことにつき、その効力が争われたものであるが、その判断のなかで労働協約の規範的効力について、つぎのような見解を示している。

「従前の労働条件を切り下げる内容の労働協約についてもその趣旨に反しないかぎり原則として労働協約のいわゆる規範的効力が及ぶと解されるが、労働組合の有する団体交渉上の決定権限も無制限ではなく、個々の労働者に任されるべき権利の処分などの事項については当然その効力が及ぶものではないし、一定の労働者に対して賃金の切り下げとなるなど著しい労働条件の低下を含む不利益を認容する労働協約を締結するような場合には個々の労働者の授權まで必要とはいえないけれども労働組合内部における討論を経て組合大会や組合員投票などによって明示あるいは黙示の授權がなされるなどの方法によってその意思が使用者と労働組合の交渉過程に反映されないかぎり組合員全員に規範的効力が及ぶものではないというべきである。」

②第四銀行事件（新潟地裁判決、八八年六月六日）は、慣行としての五八歳までの定年（五五歳）後在職制度から、六〇歳定年制へと移行したことにともない、賃金体系の変更により受けとる賃金総額と退職金の合計額が減少したことに關して、賃金の差額請求がおこなわれたケースであり、いわば定年延長がかかえる問題性を指摘する事案であった。

本判決では、就業規則の変更の効力についての判断も、定年延長に合理性なしとした点で重要な意義をもつが、労働協約の拡張適用について判断を示したことも注目される。それによれば、労組法一七条にいう「一の工場事業場」とは、多数の本店・支店を有し、それぞれ特有な労働条件の存在が考えられない銀行のような業種にあつては、個々の本店または支店ではなく、企業全体を指すと解すべきものとされ、労働条件の不利益変更の場合にも、特段の事情が

ないかぎり、労働協約の一般的拘束力が認められ、未組織労働者にもその効力がおよぶとされている。

このほか労働協約に關しては、③いすゞ自動車事件（横浜地裁判決、八八年五月九日）が、別組合を結成した労働者にたいしてユニオンショップ協定の効力はおよばないとしている。

■ ビラ配布・貼付にはきびしい姿勢

国労札幌支部事件判決以降、企業内におけるビラ貼付活動が規制される傾向にあるが、ビラ配布行為についても同様に、裁判所はきびしい態度を示している。

①国労兵庫支部鷹取分会事件（神戸地裁決定、八八年三月二日）は、企業内におけるビラ配布につき、使用者の許可を必要とする旨の就業規則の規定を有効であるとしたうえ、組合がおこなった休憩時間中のビラ配布行為にたいする使用者の妨害禁止を求める仮処分申請を却下した。

②国労岡山操車場事件（岡山地裁判決、八八年五月二五日）は、管理職らが、組合掲示板に掲示された組合文書が右掲示板の設置・利用許可条件に反するとして、掲示物を実力撤去したことにたいして、組合が損害賠償を求めたケースであるが、右撤去行為に違法はないとして、請求を棄却した。しかし、掲示文書の許可条件違反を撤去行為の正当性にただちに結びつけるところには、論理の飛躍があるといえよう。

③エッソ石油事件（東京地裁判決、八八年一月二八日）は、組合によるビラ貼りを違法であるとしたうえ、使用者が右ビラ撤去費用相当額の損害賠償の支払いを求めたことにたいして認容した。最近のビ

ラ貼付にたいするきびしい判例の傾向を示すものである。

④灰孝小野田レミコン事件・洛北レミコン事件（大阪地裁決定、八年一月一四日）は、コンクリートミキサー車の車体へのビラ貼付の禁止を求める仮処分申請が認容されたものである。

以上のように裁判所は、組合側のビラ配布・貼付にたいし、使用者の施設管理権を優先させ、組合活動にはきびしい姿勢をつらぬいている。

■ 不当労働行為

不当労働行為に関する判例は今期も件数が多いが、そのうち注目されるものとして以下のものがある。

①明輝製作所事件（東京高裁判決、八八年八月三十一日）は、組合員を屋根のペンキ塗り等の雑作業に従事させたこと、組合員にたいし残業・休日出勤を命じなかったことを不当労働行為とした。

②日本鋼管事件（東京地裁判決、八八年六月三〇日）は、ユニオンショップ協定にもとづく解雇の場合、除名理由が別組合結成・加入等であるときには、組合活動を理由とする解雇として不当労働行為にあたりと判断した。ユ・シ協定にもとづく解雇が不当労働行為にあたるかどうかについて、裁判所が初めて判断を下したものとして注目される。

③オリエンタルモーター事件（東京高裁判決、八八年六月二十三日）は、組合員らにたいする格下げの単純業務への変更等の仕事差別について、不当労働行為であると判断した。

④長崎生コンクリート事件（長崎地裁判決、八八年二月二二日）は、不当労働行為に関連して、使用者の違法な就労拒否により賃金を得

られなくなった労働者が他に就職して収入を得た場合、民法五三六条二項但書にもとづき、右就労をまぬかれた間に他の労務に服して得た収入で、右就労をまぬかれたことと相当因果関係にある収入を償還すべきであるとしたが、右相当因果関係の判断は一律になされるべきでなく、事案ごとに、各種の事情を総合勘案して判断すべきであるとの見解を示した。

■ 年次有給休暇をめぐる判決

年休に関して、①仙台統制電話中継所ほか七事業所事件（仙台地裁判決、八八年一月二七日）は、成田闘争参加の労働者の年休権行使に関連した時季変更権行使を違法（一部適法）としたが、一連の最高裁判決（電電公社近畿電通局事件・第三小法廷判決、八七年七月二日ほか）の結論にしたがったものである。

②時事通信社事件（東京高裁判決、八八年二月一九日）は、労働者が約一カ月の年休を請求したところ、会社が後半の一二日間にたいして時季変更権を行使したことに關して争われたものであるが、右時季変更権行使は不適法であり、業務命令違反を理由とする譴責処分・賞与カットは無効と判断した。今日、時短が叫ばれ、年休の消化率の低さや年休日数の引き上げが指摘されているおり、本判決の結論は妥当であり、年休の拡充という国民意識の定着のうえで大きな意義を有するものといえよう。

このほか年休に関しては、時季変更権行使を無効としたものの、これにたいする抗議行動を理由とする減給処分を有効とした③横手郵便局事件（仙台高裁秋田支部判決、八八年一月三〇日）や、年休を利用してストライキの指導的役割をはたした行為が年休権の行使と

は認められないとして、事後の不承認を有効とした④国鉄津田沼電車区事件（千葉地裁判決、八八年九月二八日）などが出されている。

配転・出向をめぐる判決

配転・出向に関連して、①西村書店事件（新潟地裁決定、八八年一月一日）は、労働契約の締結過程からみて、労働契約上、勤務場所を本店と限定する合意があったものとして、営業所への転勤命令の効力を否定した。

②本山製作所事件（仙台高裁判決、八八年九月二六日）は、仙台北社製造部門（技術業務）から広島出張所への異職種転勤命令を有効としたうえ、右命令拒否を理由とする懲戒解雇の効力を肯定した。

③国光カーボン工業事件（津地裁判決、八八年三月二日）は、炭素製品製作工程における「フルイ」の仕事から焼却炉における仕事への配転命令を、不当労働行為として無効とした。

④ゴールド・マリタイム事件（大阪地裁判決、八八年一月二六日）は、労働協約に出向に関する規定があっても、非組合員たる管理職には効力がおよばないとし、本人の同意をとまわらない出向命令は無効であるとした。

⑤大塚鉄工事件（宇都宮地裁栃木支部判決、八八年一〇月二三日）は、企業グループ傘下の子会社への出向命令効力停止の仮処分決定異議事件であるが、無効と判断した原決定を認容した。

⑥日立精機事件（東京高裁判決、八八年四月二七日）は、関連会社への転籍ならびにそこからの海外出向という、二重出向命令を拒否した労働者にたいする解雇を有効と判断した。包括的同意による転籍命令を有効と判断した一審判決（千葉地裁、八一年五月二五日）にたい

しては、批判的に受け止める学説が多かったが、右一審判断をそのまま支持した高裁の見解はあらためて議論を呼ぶものと思われる。

その他の重要判例

その他の下級審判例として注目すべきものとして、まず、①千代田工業事件（大阪地裁判決、八八年三月二八日）は、職安への求人募集に応じて採用されたが、一年間の雇用契約期間の満了を理由に雇い止めされた労働者に関して、職安の求人票に「常用」とあった以上期間の定めなく雇用されたものであると判断した。

②福井郵便局事件（名古屋高裁金沢支部判決、八八年一〇月一九日）は、約八カ月間に七回にわたり任用されてきた非常勤（臨時雇）の現業郵政職員を継続任用しなかったことにつき、右勤務関係は公法的関係であり、任用期間の満了とともに当然に退職するものと扱われるべきと判断した。

③静岡県富士自動車学校事件（静岡地裁富士支部決定、八八年九月二八日）は、経営不振を理由とするパートタイマーにたいする雇い止めに關して、解雇法理を適用すべきであるとしつつも、「その雇い止めの効力を判断する基準については、終身雇用の期待のもとに期間を定めない労働契約を締結している正社員を解雇する場合とはおのずから合理的な差異があるものというべき」であるとして、雇い止めを適法とした。

④日本冶金事件（東京高裁判決、八八年五月二二日）は、起訴休職処分は無効であるが、刑事裁判の無罪確定を申告せず不就労をつづけたことを理由とする労働者にたいする解雇を有効とした。

⑤東京都住宅局事件（東京地裁判決、八八年一〇月六日）は、起訴段

階では休職処分としなかったが、一審で有罪判決を受けたあと起訴休職処分としたことに違法はないと判断した。

⑥関西ソニー販売事件（大阪地裁判決、八八年一〇月二六日）は、セールズ業務に従事している労働者にたいして、セールズ手当という形で時間外労働にたいする割増賃金として毎月定額を支払うことにつき、現実の時間外労働にたいする割増賃金額が右手当の範囲内のものであるかぎり、労基法三七条に違反するものではないとした。

⑦中日新聞社（東京新聞）事件（東京地裁決定、八八年二月三日）は、上司に無申告で記事に加筆し、事後も適切な対応をしなかった新聞記者にたいする解雇を有効とした。

⑧帝都高速交通営団上野検車区事件（東京地裁判決、八八年九月一四日）は、運転事故復旧訓練拒否を理由とする、労働者にたいする停職処分を有効とした。

⑨朝日生命保険事件（仙台地裁判決、八八年六月二日）は、同僚が職場に連れてきた幼児の行為により負傷した事案につき、会社の安全配慮義務違反を否定した。

3 労働委員会命令

■ JR各社にたいし不当労働行為命令あいつぐ

今期の労委命令に関しては、JR関係の不当労働行為救済命令が地労委で多く出されはじめたことを特徴のひとつとすることができ

る。国労は、全国の各地労委に二〇九件の不当労働行為を申し立てていることから、この傾向は来年度もつづくと予測できよう。

①JR東日本新宿車掌区事件（都労委、八八年二月一六日）は、国労組合員への担務変更、および指導助役がおこなった組合員らへの担務変更がありうる旨の発言が、不当労働行為にあたるとした。

②JR東日本秋田保線区事件（秋田地労委、八八年五月二四日）は、分会掲示板の設置につき注文をつけ、さらに掲示板を撤去したJR秋田支店の管理職らの一連の行為を不当労働行為とした。

③JR東日本千葉ルールセンター事件（千葉地労委、八八年七月一八日）は、国労副分会長にたいする出向命令を不当労働行為とした。

④JR東日本（神奈川・運転士配属）事件（神奈川地労委、八八年一〇月二〇日）は、国鉄分割・民営化直前に国鉄当局が国労所属の運転士を運転職場から異職種に配属したことにつき、JR東日本の不当労働行為と判断したが、国鉄・JRの使用者としての同一性を基礎に不当労働行為の判断をしたもので、今後の不当労働行為事件の審査に大きな影響を与えるものとみられる。

同じく⑤JR東日本（横浜・国府津）事件（神奈川地労委、八八年一月四日）も、国鉄当局のおこなった国労組合員にたいする配属差別に関して、JR東日本の不当労働行為と認定した。

⑥JR西日本（採用拒否）事件（大阪地労委、八八年一月二八日）は、国鉄分割・民営化に際して、国鉄当局が国労組合員を会社の採用候補者名簿に登載せず、その結果、設立委員がJR西日本の職員に採用しなかったことは、JR西日本による不当労働行為であると判断した。

⑦JR東日本（神奈川・不採用）事件（神奈川地労委、八八年二月一

六日)は、処分歴のある国労組合員五名をJR東日本が、同四名をJR貨物が採用しなかったことにつき、不当労働行為とした。

地方労働委員会の重要な命令

今期の地労委命令のなかで重要なものとして、JR関係以外では、①読売旅行事件(都労委、八八年六月七日)は、専従期間中の賃金保障慣行は経費援助に該当せず、その一方的破棄は不当労働行為にあたると判断した。

②日産自動車事件(都労委、八八年一月二日)は、組合員にたいする住宅資金貸付拒否が組合活動を嫌悪してなされたもので不当労働行為であると判断した。

③昭和シェル石油事件(鳥取地労委、八八年五月二五日)は、広島への配転後三年を目途に東京にもどすとの労使合意を無視した、境港市への第二次配転が不当労働行為にあたると判断した。

中央労働委員会の命令

今期における中労委命令は一四件であり、注目すべきものとして、①エッソ石油事件(八八年三月二日)は、コンピュータ機器導入問題に関する団体交渉に関して行き詰まり状態と認めて、会社の交渉態度につき不当労働行為ではないと判断した。

②日本シェーリング事件(八八年七月六日)は、会社が組合事務所の移転および業務効率協力条項を八三年各一時金協定締結の前提条件とし、その一括解決に固執して、同一時金協定の締結を困難にし一時金の支給を遅延させたことが、不当労働行為にあたるとした。

③ニプロ医工事件(八八年五月二五日)は、八二年度昇給および同

年度夏季・年末一時金について支部組合員を低査定したことが不当労働行為とした。

④新大阪新聞事件(八八年九月七日)は、嘱託である組合員にたいして、社員登用試験を不合格としたこと、嘱託契約を更新しなかったことが、不当労働行為にあたると判断した。

そのほか中労委命令として、⑤亮正会高津中央病院(雇い止め)事件(救済、八八年三月二日)、⑥亮正会高津中央病院(一時金)事件(救済、八八年三月二日)、⑦松栄運輸事件(却下、八八年五月二五日)、⑧社会保険診療報酬支払基金(一時金)事件(棄却、八八年七月二〇日)、⑨社会保険診療報酬支払基金(昇格)事件(救済、八八年七月二〇日)、⑩日本コンクリート工業事件(棄却、八八年八月三日)、⑪相互タクシー事件(救済、八八年九月七日)、⑫清和電器産業事件(救済、八八年一〇月一九日)、⑬富里商事事件(救済、八八年七月二〇日)、⑭文英堂事件(救済、八八年一〇月一九日)、⑮新日本技術コンサルタンツ事件(救済、八八年一月九日)、⑯JR東日本新宿車掌区事件(救済、八八年二月七日)などが出されている。

* なお、今期の労働判例・命令に関しては、八九年二月末の時点で入手可能なものによった。したがって、この時点で未登載のものについては割愛している。また、今期の労働判例・命令の全容については、秋田成就監修『八九年版重要労働判例総覧／労働判例別冊増刊号』(産業労働調査所)を参照されたい。とり上げた判例・命令の掲載誌名は省略したが、この点も同書を参照されたい。

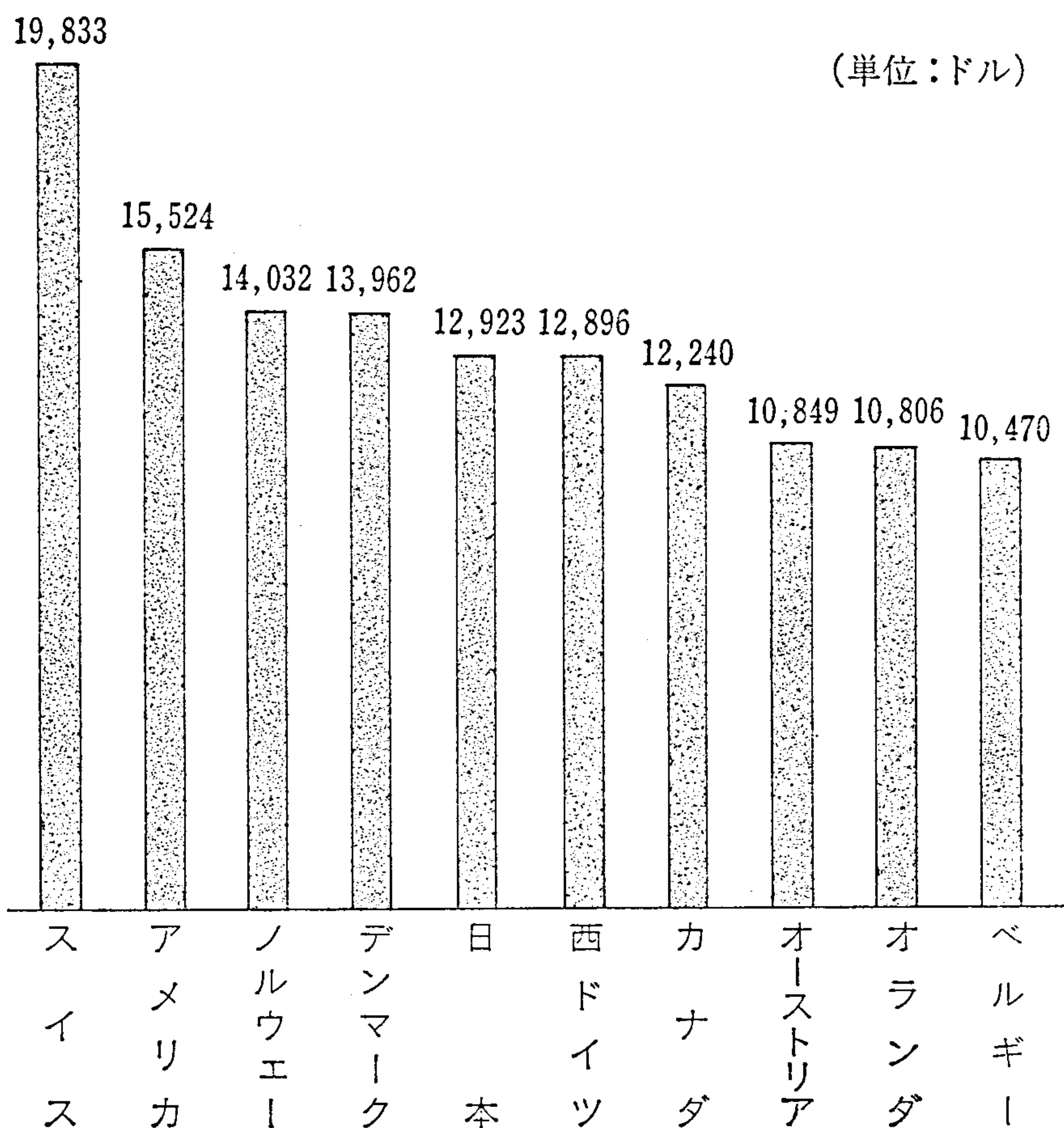
【参考資料】①『労働判例』、②『労働関係民事裁判例集』、③『労働法律旬報』、④『労働経済判例速報』、⑤『別冊中央労働時報』

世界人権宣言採択40周年

結社の自由・団結権保護条約も40周年

ILO、人権の保護と伸張を再強調

国別一人当たり国内所得（上位10カ国）
（1986年）



〔出所〕 経済企画庁『海外経済動向指標』より作成。

概況

☆ 八八年に開催された第七五回ILO総会は、人権関係の審議が多く、「人権総会」と称された。それは同年が世界人権宣言の採択とILOの結社の自由・団結権保護条約（第八七号）の採択四〇周年、およびILOの差別待遇（雇用及び職業）条約（第二一一号）の採択三〇周年にあたったためである。

☆ 同総会の事務局長報告は「人権——共通の責任」と題して、経済情勢が不調なためILO基準が大きな挑戦を受けていることを指摘し、連帯性に影がさしつつある現代世界で人権の保護と伸張を訴えた。

☆ 前年の第七三回総会で採択された八八—八九年度予算が大幅に修正された。ドル安傾向に対処するためである。同じ理由から分担金のスイスフラン建て化が原則的に承認された。

☆ 技術議題関係では、第二次討議の結果、建設業に関する初の総合的な安全衛生基準として「建設業における安全衛生に関する条約」（第一六七号）と同勧告（第一七五号）、および雇用政策と社会保障の連携強化という新局面を開拓した「雇用の促進および失業に対する保護に関する条約」（第一六八号）と同勧告（第一七六号）が採択された。

☆ 総会でアパルトヘイトに関する宣言が再度更新された。

☆ 九〇—九五年度を期間とする中期計画が承認された。

☆ 総会ではフィリピンのアキノ大統領が、女性の国家元首として初の特別講演をおこなった。

☆ 決議委員会が紛糾し、議題外決議は採択されなかった。

概況

Ⅱ 第七五回ILO総会

第七五回ILO総会の概要

第七五回ILO総会は、八八年六月一日から二二日までジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催された。議題はつぎのとおりであった。①理事会および事務局長の報告、②事業計画、予算およびその他の財政問題、③条約および勧告の適用に関する情報および報告、④雇用促進および社会保障（第二次討議）、⑤建設業における安全衛生（第二次討議）、⑥一九五七年の原住民および種族民条約（第一〇七号）の一部改正（第一次討議）、⑦農村雇用促進（一般討議）、および「南アフリカにおけるアパルトヘイト政策に関する宣言」の更新。

また、この総会には、一九九〇年から九五年度を期間とするILOの中期計画案が提出された。

この総会には、加盟国一五〇カ国中一四一カ国から、のべ約一九〇〇名におよぶ代表団が参加した。加盟国でないバミューダおよび韓国からは政労使三者構成の代表団が、また北朝鮮からは政府側だけの代表団が、それぞれオブザーバーとして参加した。日本代表団（代表、代表代理および代表顧問）は総勢四二名で、そのうち代表の氏名はつぎのとおりである（敬称略）。

政府側Ⅱ波多野敬雄在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全

権大使、中村正労働省労働大臣官房総務審議官・ILO

理事会政府側理事

使用者側Ⅱ辻野坦日本経営者団体連盟常任理事・三菱化成株式会社

社顧問・ILO理事会使用者側理事

労働者側Ⅱ田中良一全日本民間労働組合連合会副会長

また、中村太郎労働大臣がビジティング・ミニスターとして出席した。

この年の総会の議長にはヨーロッパの加盟国から就任する順番になっており、東ドイツのヴォルフガング・バイロイター労働賃金大臣が議長に選出された。

政府側副議長にはジャマイカのビジティング・ミニスターであるJ・A・G・スミスガ労働大臣（六月九日まで）と同国のP・W・エイトケン・ワシントン駐在首席連絡官（六月一三日以降）が就任した。使用者側副議長には日本の辻野坦使用者代表が、労働者側副議長にはコートジボアールのアデイコ・ニアムケイ・コートジボアール労働総同盟書記長が、それぞれ就任した。

特別講演者として招待されたのは、フィリピンのコラソン・アキノ大統領と、スペインのフェリペ・ゴンサレス首相であった。なお、総会のアパルトヘイトに関する審議に際しては、南西アフリカ人民機構のサム・ヌジョマ総裁がゲスト・スピーカーとして演説をおこなった。

■ブランシャール事務局長の報告

事務局長報告書の第一部は「人権——共通の責任」と題され、このなかでブランシャールILO事務局長はつぎのような事実を指摘し、ILO基準の尊重にもとづく人権の回復と推進を強く訴えた。

世界経済が不調のためOECD諸国で三〇〇〇万人が失業し、第三世界では七〇〇〇万人が失業、五億人が不完全就業、九億人が極端な貧困状態にある。世界の労働者は、収入、組合参加および社会的保護に関して細分化されつつあり、「ひとつの世界」的アプローチから遠くへだたったままである。「利己心の追求が進歩の原動力であり、社会政策は主として市場の力によって導かれるべきだ」とする見方が世界の多くのところで強まった。

経済情勢が不順なために、人権関係のILO基準が大きな挑戦を受けている。たとえば結社の自由に関しては、構造変化への対応を円滑に進めるためには自由な労働組合の存在が不可欠である。機会の平等に関しては、不安定な雇用形態が発達して常用雇用労働者とのあいだで保護の面で差別が生じており、女性や外国人労働者などにたいする差別もつづいている。労働条件に関しては、さまざまな形の弾力化が導入されて、労働者にストレスや危険有害な状況がもたらされている。社会保障に関しては、高齢人口の比率が高まるにつれて世代間の連帯が弱まっており、人口が雇用にもとづく保障を享受する者と保護の劣る者へと二極分解する危険性がある。

事務局長報告をめぐる一般討論では、二八五名が代表演説をおこなって、事務局長の提案を支持した。そのうち一一七名は労働関係閣僚であった。

日本からは、中村太郎労働大臣と田中良一労働者側代表がそれぞれの立場から代表演説をおこなった。辻野使用者側代表は事務局長報告をめぐる代表演説には加わらなかったが、副議長閉会挨拶のなかでアパルトヘイト問題を中心に人権問題をとりあげた。

八八年のILO総会の事務局長報告書が人権の問題をテーマにと

りあげたのは、この年が国連の世界人権宣言とILO「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」(第八七号)が採択されてから四〇周年にあたり、しかもILOの「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」(第一一一号)が採択されてから三〇周年にあたるからである。また、国際人権年から二〇年目でもあった。

■ 一九八八―八九年度予算の修正

第七五回総会で、前年の第七三回総会で採択された一九八八―八九年度ILO予算がかなり大幅に修正された(ILOの一会計年度は二暦年からなる)。これは主として折から進行中の米ドルの為替相場下落による。『日本労働年鑑』第58集のこの欄で記したように、ILOの予算はドル建てで編成され、分担金もドルで納入される。一方、予算総額の約七〇％はスイスフランで支出され、二〇％はドルで、残りはこれら以外の通貨で支出されている。ドルの対スイスフラン価値を市場の実勢より高く評価した予算レートを用いれば、加盟国の分担金拠出額はその分だけ少なくてすむ。しかし、それはILOに財源不足をもたらす結果になる。

第七三回総会で採択された八八―八九年度予算の規模は総額三億二四八六万ドルであったが、これにたいして第七五回総会でつぎのような修正が加えられた。

- ① 事務費、事業費その他を合わせて一九〇万ドルを削減。
- ② 八六―八七年度において主としてドルの対スイスフラン価値の下落によって生じたILO財政の赤字分を埋めるために、ILOのワーキング・キャピタル・ファンド(準備基金)から二五〇五万九六二七ドルとくりくずしたが、ILOの財政規則にし

たがえば同額を加盟国からの追加拠出によって補填しなければならぬところ、例外的措置として財政規則の規定を変更することなく補填額を一七〇〇万ドル削減し、加盟国に追加拠出を求める金額を八〇五万九六二七ドルとした。

- ③ 八八―八九年度予算は一ドルⅡ一・六〇スイスフランの予算レートによって編成されたが、その採択後もドル安傾向がつづいたため、同会計年度の予算レートを一ドルⅡ一・四三スイスフランに改め、それに応じて同年度予算の第四部「為替レート変動の影響」に二六〇〇万ドルを追加計上し、その分加盟国にたいして追加拠出を求めることになった。

このほかにも若干の修正があり、八八―八九年度予算の総額は、三二一六万三〇三三ドル増加して、三億五七〇二万三〇三三ドルになった。財政規則の規定により追加拠出分は八九年に徴収されるから、八八年と八九年の予算総額はそれぞれ一億六二四三万ドルと、一億九四五九万三〇三三ドルになる。日本の拠出率は、両年とも一〇・八六％であるから、これら両年の拠出額は、八八年一七六三万九八八八ドル、八九年二一三万二八〇四ドルで、三四九万二九〇六ドルの増加となる。

なお、第七五回総会ではドル安傾向がつづくなかでILO財政の健全性を維持するために、ドルの先買い操作と組み合わせたILO予算のスイスフラン建て化を一九九〇―九一年度に導入することが原則的に承認された。この点に関する最終決定は八八年十一月の第二四一回理事会にゆだねられた。同理事会では、審議の結果、①予算は米ドルで編成する(変更なし)、②編成直後に金額をスイスフランに換算する、③分担金をスイスフランで徴収する、④ドルの先買

いをおこなう、⑤収入・支出にともなう為替差額は為替平衡勘定に振り替える、⑥八九年のILO総会で九〇—九一年度を実施することを決議し、それを受けて財政規則を改正したのち九〇年一月一日から実施する、などが決まった。

また、近年におけるILO予算の窮乏は、加盟国の分担金納入がいちじるしく遅れるケースがめだつことも大きな原因になっているため、理事会の提案をもとに分担金の早期拠出奨励策についても審議がおこなわれた。その結果、つぎのような内容の決議が採択された。

「財政規則の規定によれば、加盟国は各暦年の分担金をその年の一月一日に納入しなければならず、ある国が分担金をタイムリーに納入しなければ、ILOの事業の遂行が妨げられ、また分担金をタイムリーに納入した加盟国が不利になるから、分担金をタイムリーに納入した国にたいしてなんらかの報償措置を講じるべきであることで合意して、(a)八九年一月一日から二年間を試験期間として、通常予算の一時的な余剰資金について生じる受取利息を基礎にした奨励制度を導入することを決定し、(b)さらに、この試験期間中このような受取利息の四〇％をワーキング・キャピタル・ファンドに繰り入れ〔現行規則では一〇〇％繰り入れる〕、残りの六〇％を分担金拠出奨励資金とし、分担金の全額を当該年の年末までに納入した加盟国に分配する。分配金額は拠出の日と金額に応じて“S”字形曲線を描く奨励金ポイント数にもとづいて決定する。」

なお、八八—八九年度予算については、同じく第二四一回理事会で、支出をさらに一二六五万ドル削減することが決定された。これ

にともなう『各国労働法令集』(Legislative Series)の八九年中の休刊などが実施されることになった。

条約・勧告の適用

この総会のためILOの条約勧告適用専門委員会が準備した報告書『個々の国に関する一般報告および意見』(Report III, Part 4A)の第二部「個々の国に関する意見」では、日本については、①労働監督条約(第八一号)に関連して同盟が提起した日本における労働監督行政の不十分さをめぐる問題、②結社の自由・団結権保護条約(第八七号)に関連して消防士の団結権否認をめぐる問題、③有料職業紹介所条約(第九六号)に関連して、日本のいくつかの労組からの日本の労働者派遣事業法が同条約に違反するとの申し立て(この件に関しては、八七年二月の第二三八回ILO理事会が「違反せず」との判断を示した。『日本労働年鑑』第58集のこの欄を参照。専門家委員会は理事会のこの判断をテーク・ノートした)、および④同一報酬条約(第一〇〇号)に関連して同盟が提起した日本における男女雇用差別の問題がとりあげられた。

特定の条約・勧告の適用状況に関する一般調査の報告にあてられる同専門家委員会の報告書(Report III, Part 4B)では、一九五八年の「雇用および職業における差別に関する条約」(第二二一号)および同勧告(第二二二号)の適用状況の分析と評価がおこなわれた。

雇用促進と社会保障(第二次討議)

この議題は、社会保障と雇用政策の調整をはかり、従来失業補償のみの機能をもって運営されていた失業給付制度について、失業者

の発生を可能なかぎり防止する機能および失業者が発生した場合に可能なかぎり円滑に再就職できるようにする機能をもあわせて持たせることを目的とした。すなわち、一九六四年の「雇用政策に関する条約」(第一二二号)は、「生産的で、自由な選択にもとづく雇用からなる完全雇用」の実現をめざしており、この目的を追求するためには、適切な手段をすべて講じる必要がある。そうした手段の一つとして社会保障制度を援用することがねらいとされた。

第二次討議の結果、「雇用の促進および失業に対する保護に関する条約」(第一六八号)と「雇用の促進および失業に対する保護に関する勧告」(第一七六号)が採択された。第一六八号条約は、一九三四年に採択された失業給付条約(第四四号)にかわるもので、八部三九条からなり、社会保障制度と雇用政策の連携によって雇用を確保すべきこと、およびそのための方法について、原則的事項を詳細に規定する。第一七六号勧告は四部三〇項からなり、第一六八号条約の規定をより具体的な規定によって補足する。

建設業における安全衛生(第二次討議)

建設業における安全衛生を扱った国際労働基準としては、一九三七年に「建築業における安全規定に関する条約」(第六二号)と「建築業における安全規定に関する勧告」(第五三号)、「建築業における災害予防のための協力に関する勧告」(第五五号)など四勧告が採択されているが、これらはいずれも内容がいちじるしく陳腐になり、しかも土木業を扱った基準がないところから、建設業を対象にした新たな国際労働基準が採択されることになった。そして、第二次討議の結果「建設業における安全衛生に関する条約」(第一六七号)と

「建設業における安全衛生に関する勧告」(第一七五号)が採択された。第一六七号条約は第六二号条約にかわるもので、五部四四条からなり、総則、一般規定および作業の種類および設備の種類ごとの予防的・保護的措置の原則を定める。第一七五号勧告は第五三号勧告および第五五号勧告にかわるもので、四部五三項からなり、第一六七号条約の規定をより具体的な規定によって補足する。

原住民・種族民条約の改正

世界に約三億人いるといわれている原住民・種族民(たとえば南北アメリカのインディアン、北ヨーロッパのラプランドル人、極北のエスキモーなど)の人権の問題を総合的に扱った国際基準としては、ILOが一九五七年に採択した「独立国における原住民ならびに他の種族民および半種族民の保護および同化に関する条約」(第一〇七号)が唯一のものとされる。この基準は採択当時のコンセプトを反映し、当該国における関係原住民・種族民にたいする保護措置を規定しているものの、彼らを多数派住民に同化させようとする「同化政策」にもとづいている。しかし、独自の文化・伝統をもって生活してきた原住民・種族民に同化政策をもつてのぞむことは妥当でないという考え方がその後強まり、また、彼らが追い込まれた奥地まで開発の波がおよぶにつれて、彼らがますます圧迫される傾向が強まるにいたったため、第一〇七号条約を改正して彼らの文化・伝統および自立性を尊重し、彼らに影響がおよぶ諸決定について、彼らに参加の機会を提供するなどのコンセプトを盛り込むことになった。第一次討議の審議の過程で、第一〇七号条約にある population という用語を peoples と改めるべきか否か、また土地に関する権利

の問題をどう扱うべきかという問題をめぐって議論が紛糾し、明年の第二次討議に審議が持ち越された。

なお、この議題が審議された際、北海道ウタリ協会の代表がオブザーバーとして出席した。

■ 農村雇用促進（一般討議）

発展途上国の失業と不完全就業の問題を緩和するためには、国民の大部分が極端な貧困のうちに生活している農村での雇用創出がきわめて重要である。そこで、①多収穫技術やバイオテクノロジーをも利用した農業生産の拡大とそれによる農業雇用および農家所得の引き上げ、②非農業企業（とくに農村の）の生産物にたいする有効需要の拡大、および③非農業部門における雇用と所得の上昇による農業生産物にたいする国内需要の拡大、というサイクルを実現して農村住民のための雇用機会の創出と所得および生活水準の引き上げをはかることを中心に一般討議がおこなわれた。その結果、こうしたアプローチが円滑に実践されるようにするために先進国、発展途上国およびILOがとるべき措置についての結論がまとめられ、それを実質的内容とする決議が採択された。

■ アパルトヘイトに関する宣言の更新

「南アフリカ共和国の『アパルトヘイト』政策に関する宣言」は、一九六四年のILO総会で採択され、八一年のILO総会で更新された。これらはアパルトヘイト（人種隔離）政策を「品位のない犯罪的かつ非人道的な人種政策」として非難するとともに、ILOが「人類の社会的良心の代弁者」として同国のアパルトヘイト政策の

廃絶に努力することを宣言している。しかし、同国における状況がいつそう深刻になっていることを背景に、八七年のILO総会のアパルトヘイト委員会はこの宣言の更新を八八年の総会の議題とすることを本会議で提案し、支持された（『日本労働年鑑』第58集四九六ページ参照）。

第七五回総会における審議の結果同宣言は更新され、名称も「南アフリカ共和国およびナミビアにおけるアパルトヘイト政策にたいする反対行動に関する宣言」と改められた。

なお、ILOはこの更新作業のため、八八年五月にジンバブエの首都ハラレで南アフリカの近隣諸国の代表による三者構成会議を開き、反アパルトヘイト対策に関する包括的な検討をおこなった。

■ 中期計画

第七五回総会には理事会および事務局長から一九九〇―一九五年を期間とする中期計画案が提出された。この中期計画は、ブランシャール事務局長が八六年の第七二回ILO総会における事務局長報告書の第一部「変貌する労働の世界――今後の重要課題」のなかで提案し、同総会で強い支持を得た基本方針にもとづいて作成されたものである。ILOが中期計画をまとめたのは、七二―七七年、七四―七九年、七六―八一年、および八二―八七年の各計画について、今回が五回目である。

新中期計画は、①国際経済をゆるがす構造調整の波が経営・労働に与える衝撃にどう対処するか、②技術変化のマイナスの社会的影響をどう回避するか、③本格的な高齢化社会の到来のなかで社会保障制度をどう運営するか、④世界の二・三億の労働力人口の六割が社

会的保護を受けていない現実をどう打開するか、先進国と発展途上国に共通する深刻な失業問題をどう緩和するかなど、九〇年代における世界の緊急の労働問題にILOがとりくむための事業計画の大纲が示されている。

第七五回総会で審議の結果、新中期計画案は承認された。

新中期計画の内容を若干記しておく。新中期計画は、計画期間中は世界的に低成長がつづき、ILOの財政もいつそうきびしさを増すことが予想されるとし、ILO総会の刷新をふくめたドラスティックな合理化案を示している。ILO総会については、現行のILO憲章の規定によれば毎年総会を開催しなければならないが、大きな総会と小さな総会を交互に開くことにし、小さな総会で技術議題の第一次討議だけをおこない、その翌年に大きな総会を開いて、従来の総会におけると同様に事務局長報告、事業計画・予算審議、条約・勧告の適用に関する報告と、技術議題に関する第二次討議をおこなうようにすることは可能であろう、としている。また、従来は通常の総会のほかに海事総会が数年ないし一〇年に一回程度開催されてきたが、海事問題も通常総会でとりあげるよう提案しており、さらにILO地域会議や産業別の委員会などの合理化の必要性にふれている。

新中期計画は、世界の失業と貧困を緩和するには、今後人口一人当たり年率三・四％の国内総生産(GDP)成長率がつづくことが最低限必要とみているが、世界銀行などの予測では年率二％程度にとどまる見込みである。そうした状況のなかで、ILOの提唱で八七年に「貿易および構造調整に関するハイレベル会議」が開催されたが(『日本労働年鑑』第58集四九ページ参照)、ILOはその会議の

結論にもとづいてILOの世界雇用計画(WEP)の推進に努力を傾注し、インフォーマル・セクターをフォーマル・セクター同様に重視するなどの方針をとることによって、雇用創出と貧困緩和のためにいっそう実効性の大きな活動を展開することとしている。

人権の問題は、中期計画でも重点項目の一つになっている。人権の保護と推進は経済社会進歩の前提をなすものであるが、長期不況の影響のために世界のさまざまなところで人権が脅やかされているため、ILOの人権関係条約の批准の促進と適用監視の強化に努めることにしている。人権関係の活動領域のなかでも、ILOはとくに結社の自由の保護、雇用および職業における差別の撤廃、三者構成主義の強化などを重視するとしている。

基準設定活動については、既存の条約・勧告の見直しと新たな基準が必要な事項の選択について、理事会が八七年春に得た結論に沿って、計画期間中の基準設定活動を推進することとしている。

ILOは、経済社会開発の遅れた国が国際労働基準を批准・適用できるようにする意図から技術強力活動を推進しているが、計画期間中は外部資金の調達と効果的・効率的な実施に最善の努力を払うとのべている。

さらに新中期計画は、ILOが高度情報社会の到来に対応して、ハイテク技術を駆使して加盟国に適時適切な労働情報サービスを提供するために、国際労働情報システム(ILIS)づくりを推進するとのべている。

■ アキノ大統領とゴンサレス首相の特別講演

フィリピンのアキノ大統領は、八八年六月一四日に本会議場で演

説し、人権の保護を強く訴えた。同大統領はみずからその渦中にあった同国の革命は「自由を進歩あるいは社会正義と引き換えることは不可能である」という教訓を残した、とのべた。これは、いかなる目的も民主主義的な方法によらなければ円滑には達成できないことを意味する。「貧しすぎてぜいたくな民主主義を手に入れることができないと考えられている国々こそ、実際には民主主義がなくではやっていけない国であるというのは、奇妙に聞こえようが、否定しえない事実である」。同大統領はまた、貧困が人的資源の開発を抑制している状態を訴え、累積債務問題の公正な解決の必要性を強調した。

ブランシヤール事務局長が同大統領を総会議場で紹介した言葉のなかに、同大統領は「ILO総会で演説する初の女性国家元首」とある。

スペインのゴンサレス首相は、八八年六月七日、本会議場で演説し、同国が労働組合の自由を憲法で保障するなど、市民的・政治的権利の推進へと進むようになったことについては、ILOに負うところが大きいとのべ、二一世紀の前夜にあたって公共当局が社会的権利の保障を効果的におこなう必要があることは明らかであると、また「社会的ダンピング」を基礎にして国際経済関係を築くことは不可能であると訴えた。

■ 議題外決議は採択されず

総会の決議委員会には、事前に一三の決議案が提出されていた。決議委員会は、内容の共通性にもとづいて併合するなどの措置をとったのち、審議の優先順位を投票によって決めた。第五順位までは

つぎのとおりであった。①「パレスチナおよびその他の被占領アラブ地域における労働者および使用者の諸権利および結社の自由に関する決議案」、②「人権および労働組合権の尊重の強化におけるILOの役割に関する決議案」、③「雇用促進における自営および中小企業の役割に関する決議案」、④「環境および雇用に関する決議案」、⑤「労働安全衛生に関する決議案」。

優先順位が第一位のイスラエル占領地域に関する決議案をめぐって審議が紛糾して進まず、このため第二位の「人権・労働組合権の尊重の強化におけるILOの役割に関する決議案」の審議も途中で時間切れになった。決議委員会から総会の本会議にたいして、二週間半にわたり一四回の会合を開いたが本会議に決議案を提出するまでにいたらなかった旨の報告書が提出され、採択された。

2 その他

ILOが八八年に開催したその他のおもな会議およびそのほかのとくにめだった動きについて記す。ここでとりあげた会議の開催地は特記しないかぎりジュネーブである。

■ 第七回アフリカ地域会議

ILOの第七回アフリカ地域会議が、八八年一月二九日から二月七日までジンバブエの首都ハラレで開催された。アフリカ地域

の五〇の加盟国中四一カ国から総計二六三名にのぼる代表団が参加した。このほか中国、フランス、ソ連、米国などからオブザーバーが参加した。なお、南アフリカ共和国は一九六四年にILOを脱退している。

議題は、①事務局長報告、②アフリカの都市および農村における訓練、および③協同組合であった。

■ 第一二回炭鉱委員会

八八年四月一三日から二一日まで開催された。議題は、①一般報告、②技術変化に対応した労働力計画および訓練、および③労働衛生と社会的サービスであった。

■ 第一〇回化学産業委員会

八八年一〇月五日から一三日まで開催された。議題は、①一般報告、②化学産業における交替制、および③新技術が化学産業の安全衛生に与える影響であった。

■ 第一二回金属産業委員会

八八年一二月七日から一五日まで開催された。議題は、①一般報告、②金属産業における生産性、および新しい生産方式とそれが雇用と雇用条件に与える影響、および③金属産業における若年労働者であった。

■ 漁業労働条件委員会

八八年五月四日から一三日まで「漁業における労働条件に関する

委員会」が開催された。議題は、①給与と勤労収入のシステム、②漁業における技術変化への職業的対応、および③小規模漁業者と漁村の社会的・経済的ニーズであった。

■ 第四回公務合同委員会

八八年一月二三日から二月一日まで開催された。議題は、①一般報告、②公務における給与と雇用条件の決定に関する労使協議、交渉および団体交渉、③社会保険（障害・退職・遺族給付に関連した公務員の社会的保護をふくめて）であった。

■ 教員の地位に関する勧告

ILO・ユネスコ合同専門家委員会が、八八年一〇月一八日から二七日まで開催された。

■ 工業国の労働時間に関する三者構成シンポジウム

八八年一〇月一七日から二五日まで開催され、近年工業国で進んでいる労働時間制度の弾力化の問題などが検討された。

■ ILO理事会議長にメンザ氏

第七五回ILO総会の直後に開かれた理事会本会議で、理事会の議長および副議長の選挙がおこなわれ、議長にはペナンのナタエール・G・メンザ労働・社会大臣が就任した。また、使用者側副議長のジャン・ジャック・オクシュラン氏と労働者側副議長のゲルト・ムーア氏が再選された。任期はいずれも一年。

国公労協第13回定期大会
28日 地県評全国連絡会結成総会（京都）
印刷関連労協第6回定期総会
30日 全砥労協第27期定期大会（～31日）
11月5日 航空労協第22回協議委員会（名古屋）
全大蔵労連第13回定期総会
7日 日教組第66回臨時大会
8日 海員第49回定期全国大会（～12日）
13日 全商業第22回定期大会（大津）
15日 全国アロイ労協第11回定期総会
16日 化学エネルギー労協第13回定期総会
24日 港運同盟第2回定期大会

全官公第2回全国大会（～25日）
26日 建労連第9回定期大会
28日 日放労第89回臨時中央大会
30日 たばこ共闘第30回定期総会
12月1日 化労研昭和63年度総会
8日 石炭労協第6回定期総会
9日 車輛労協第17回定期大会
（～10日 塩原）
16日 レジャー・サービス労連結成大会
19日 多国籍企業労組会議第16回総会
26日 IMF・JC第31回協議会

8日 全銀連合第18回定期全国大会
(～9日)
鉄産総連第3回定期大会(～9日)
全運輸第27回定期大会
(～10日 鬼怒川)

9日 民航労連第25回定期大会(～11日)
全港建第4回定期全国大会
(～11日 広島)
全厚生第52回定期大会
(～11日 鬼怒川)

12日 全化同盟第37回定期大会
(～14日 芦原)
ゼンセン同盟第44回定期大会
(～14日)
食品労連第24回定期大会(～13日)
電工労連第6回定期大会
(～13日 広島)
全気象第32回定期中央大会
(～14日 河口湖)

14日 全国ビール第40回定期大会

15日 鉄鋼労連第79回定期大会
(～17日 松山)
全信労第33回定期全国大会
(～17日 箱根)

16日 全トヨタ労連第17回定期大会
(～17日 名古屋)
厚生共闘第10回定期大会

17日 全商社第25回代議員総会
(～18日 熱海)

18日 全銅連第39回定期大会
(～19日 熱海)

19日 光学労協第39回定期大会
全労働第31回定期大会
(～22日 松本)
全法務第43回定期全国大会
(～22日 松山)

20日 全通産第52回定期大会
(～22日 伊東)

21日 損保労連第23回全国大会
交通労連第25回定期大会
(～22日 下関)
全電波第44回定期大会

23日 全開発第61回定期大会
(～25日 札幌)
生協労連第21回定期大会(～25日)

26日 全損保第45回定期全国大会(～27日)
交運労協第3回定期総会

30日 炭職協第38回定期大会(琴平)
自動車労連第20回定期全国大会

(～10月1日)
化学総連第11回定期総会
国会職連第30回定期大会

10月1日 広告労協第13回定期総会
(～2日 名古屋)

2日 CEU第22回定期大会(箱根)

3日 全山労第17回定期全国大会

6日 MIC-UNIONS第27回定期総会

7日 全電力第25回評議員会

8日 全信保労連第28回定期大会
(～9日 大阪)
国税会議第27回定期全国大会
(～9日)

11日 総評民間単産会議第23回総会

12日 自交総連第11回定期大会
(～14日 高知)
税関労連第29回定期大会
(～13日 神戸)

13日 日放労第88回定期中央大会(～15日)
全国港湾第22回定期大会
(～14日 鳥羽)
日林労第30回年次全国大会
(～14日 函館)

14日 出版労連第65回臨時大会
石ス労協第5年度次総会(神戸)

16日 機産協第27回定期大会
(～17日 宝塚)

17日 映演総連第37回定期大会
商サ事務労第15回定期総会(～18日)

18日 全金連合第2回定期総会
全食品同盟第42回定期大会
(～19日 浜松)
全建総連第29回定期大会
(～20日 田辺)
全自交労連第44回定期大会
(～20日 青森)

19日 全国電力検集労連第19回定期大会

20日 機労会議第6回総会(～21日 鳥羽)

21日 航空同盟第15回定期大会(～22日)

22日 電算労第20回定期大会
全海連第51回定期大会(～23日)
国税中国第47回定期大会
(～23日 広島)

23日 金属家具労協第16回定期総会
(24日 水上)
全ミ労第35回定期大会
(愛知県・形原)
電保労連第9回定時大会

25日 新産別第41回(解散)定期全国大会

(～21日 宮崎)
 国際電電第45回定期全国大会
 (～20日 山中)
 全日通第43回定期全国大会
 (～21日 伊東)
 20日 国労第52回定期全国大会 (～22日)
 私鉄総連第54回定期大会
 (～22日 松本)
 全水道第40回定期大会
 (～22日 洞爺湖)
 21日 石油労連第3回定期大会 (～22日)
 出版労連第64回定期大会
 (～23日 京都)
 日本医労連第37回定期大会
 (～23日 鴨川)
 23日 全駐労第43回定期全国大会
 (～24日 沖縄)
 24日 音楽家ユニオン第6回定期大会
 (～25日)
 総評・全日建運輸第5回定期大会
 (～25日 戸隠)
 25日 情報通信労連第28回定期全国大会
 26日 総評第79回定期大会 (～29日)
 印刷労協第6回定期総会
 27日 観光労連第18回定期大会
 (～29日 鬼怒川)
 全司法第44回定期大会
 (～30日 守山)
 全農協労連第55回定期大会
 (～29日 水上)
 29日 民放労連第66回定期大会
 (～31日 札幌)
 31日 総評・全国一般第42回定期大会
 (～8月2日 三沢)
 8月2日 建設一般全日自労第52回定期大会
 (～4日 仙台)
 3日 全国セメント第43回定期大会
 全農林第32回定期大会
 (～5日 鹿児島)
 4日 政労協第61回定期大会 (～6日)
 5日 建設同盟第11回年次大会 (～6日)
 日建協第65回定期大会 (～6日)
 6日 全財務第36回定期大会
 (～8日 筑紫野)
 18日 市銀連第33回大会
 生保労連第20回定期大会 (～19日)
 19日 統一労組懇1988年度年次総会
 (～21日)
 全銀総連第32回総会

20日 電済労第35回定期全国大会
 (～21日 倉敷)
 24日 造船重機労連第19回定期大会
 (～26日 山中)
 全倉運第43回定期大会
 (～25日 伊豆長岡)
 チェーンストア労協第19期定期大会
 (～25日 長野)
 自治労第54回定期大会
 (～27日 伊勢)
 26日 全建労第44回定期全国大会
 (～28日 松島)
 28日 アルミ労協第13回定期大会
 (～29日 伊東)
 全国油労協第27回定期大会 (～29日)
 一般中小労組連絡会第6回総会
 (～29日 湯河原)
 29日 非鉄金属労連第13回定期大会
 (～30日)
 全日塗第28回定期大会 (～30日)
 全林野第41回定期全国大会 (～31日)
 30日 全国金属第62回定期全国大会
 (～9月1日 犬山)
 全金同盟第38回年次大会
 (～31日 熱海)
 全窯連第40年次定期大会
 (～31日 北九州)
 ホテル労連第40回定期大会
 (～31日 神戸)
 全競労第28回定期大会
 (～31日 熱海)
 31日 国公労連第26回定期大会
 (～9月2日)
 9月1日 全印刷第54回定期全国大会 (～3日)
 4日 全造船機械第54回定期大会
 (～6日 湯河原)
 運輸一般第22回定期大会
 (～6日 大津)
 6日 IMF・JC第27回定期大会
 全たばこ第4回定期大会
 (～9日 福島)
 全相銀連第39回定期大会 (～8日)
 7日 自動車総連第17回定期大会 (～9日)
 全日本ゴム労連第24回定期大会
 (～8日 水上)
 電力労連第35回定時大会
 (～8日 札幌)
 全港湾第53回定期全国大会
 (～9日 三沢)

組合大会日誌

(1988年1月～12月、組合員2000名以下の組合は除く)

1月28日 新聞労連第71回臨時大会(～30日)
 29日 友愛会議第2回総会
 31日 民放労連第65回臨時大会
 (～2月1日 熱海)
 2月1日 日教組第64回定期大会
 (～3日 福島)
 4日 総評第78回臨時大会(～5日)
 紙パ労連第81回臨時(解散)大会
 紙パ総連合第18回臨時(解散)大会
 5日 紙パ連合結成大会
 9日 全金連合結成総会
 10日 地公労第28回定期総会
 12日 交運労協第2回臨時大会
 17日 全国金属第61回臨時全国大会
 (～18日 箱根)
 一般同盟第23回定期全国大会
 (～18日 京都)
 21日 繊維労連第50回臨時大会
 (～22日 湯河原)
 23日 全港湾第52回臨時全国大会
 (～24日 湯河原)
 25日 食品同業第14回定期総会
 日高教(麴町)第64回特別大会
 全農協労連第54回臨時大会(～26日)
 26日 出版労連第63回臨時大会
 政労協第60回臨時大会(～27日)
 27日 全造船機械第53回臨時大会(～28日)
 3月3日 鉄鋼労連第78回臨時大会(横浜)
 8日 非鉄金属労連第12回臨時大会
 資源労連第24回定例全国大会
 (～9日)
 日高教(一ツ橋)第68回特別大会
 (～9日)
 10日 自治労第53回臨時大会(～11日)
 11日 日放労第87回臨時大会
 17日 基金労組第26回定期全国大会
 (～18日)
 29日 炭労第117回臨時大会(～30日)
 5月22日 全民労第34回定期大会
 27日 自治労連第19回定期大会
 (～28日 岡山)
 6月2日 全炭鉱第48回定期大会(～3日)
 日高教(麴町)第65回定期大会
 (～3日)
 15日 全郵政第24回定期全国大会

(～18日 長崎)
 21日 商業労連第15回定期大会(～23日)
 22日 日高教第(一ツ橋)69回定期大会
 (～25日 洞爺湖)
 24日 建職組第20回定期大会(～25日)
 26日 全日教連第5回定期大会(熊本)
 28日 鉄道労連第3回全国大会(～29日)
 29日 都労連第43回定期大会
 7月1日 NHK労連結成大会
 5日 全通第42回定期全国大会
 (～8日 岡山)
 6日 電機労連第36回定期大会
 (～8日 仙台)
 漁船同盟第23回定期大会
 (～7日 福岡)
 7日 運輸労連第21回定期大会
 (～8日 松島)
 11日 新化学第38回定期大会
 (～13日 塩原)
 12日 炭労第118回定期大会(～13日)
 紙パ連合第2回定期大会
 (～13日 水上)
 全電通第42回定期全国大会
 (～15日 新潟)
 全医労第42回定期全国大会
 (～15日 神戸)
 14日 都市交第53回定期大会
 (～15日 函館)
 15日 TKU第39回定期大会(～16日)
 16日 全国化学第2回定期大会
 (～17日 新潟)
 17日 全機金第39回定期全国大会
 (～19日 浜松)
 全印総連第37回定期全国大会
 (～19日 伊東)
 18日 全国ガス第44回定期大会
 (～19日 箱根)
 新聞労連第72回定期大会(～20日)
 全国通建第10回定期全国大会
 (～19日)
 日教組第65回定期大会
 (～20日 福岡)
 19日 全電線第42回定期大会
 (～21日 加賀)
 合化労連第75回定期大会

役員(1988年8月21日・1988年度年次総会改選)
常任代表委員 浅沼悟朗(日本医労連) 荒川昌男(国公労連) 石沢賢二(運輸一般) 貝澄昭三(全動労) 金子毅(日高教) 菅頭康夫(自交総連・東京) 岸本直美(運輸一般) 熊谷金道(国公労連) 後藤英雄(全農協労連) 猿橋真(自治体部会) 館博通(日高教) 初田一夫(建設一般全日自労) 引間博愛(運輸一般) 藤岡義昭(教職員部会) 松本道廣(日本医労連) 吉田平(自治体部会), 事務局長 春山明(国公労連)

加盟組合(22組合・2部会)

日本医労協, 国公労連, 自交総連, 全動労, 日高教, 建設一般全日自労, 全農協労連, 地銀連, 運輸一般, 全商業ほか

227 多国籍企業対策労働組合会議

(多国籍労組会議) 公称318万9307

1973年7月16日結成 「ニュース多国籍労組会議」

役員(1988年12月19日・第16回総会改選)

代表幹事 中村卓彦(IMF・JC) 藁科満治(電機労連) 得本輝人(自動車総連) 新沼行(鉄鋼労連) 有村利範(造船重機労連) 藤原巖(全金連合) 前川忠夫(全機金) 瀬戸一郎(IMF・JC) 芦田甚之助(ゼンセン同盟) 佐々木健(合化労連) 本田廣市(全化同盟) 柴田守(商業労連) 椎名成雄(IUF-JCC) 鈴木久夫(全日本ゴム労連), 事務局長 小島正剛(IMF・JC)

加盟組合(9組合)

金属労協, ゼンセン同盟, IUF・JCC, 合化労連, 全化同盟, 日建協, 商業労連, 全日本ゴム労連, 外資系労組連絡会議

228 公益産業民間労働組合連絡会

(公益民労) 公称78万3487

1983年4月21日結成

役員(1988年2月23日・代表者会議改選)

代表幹事 黒川武(私鉄総連) 片山閑(電力総連), 幹事 田井二郎(運輸労連) 山内一雄(交通労連)

加盟組合(11組合)

日放労, 相銀全労, 全電力, 交通労連, 航空同盟, 全国ガス, 運輸労連, 私鉄総連, 電力総連, 全自交労連, 基金労組

229 総評・地県評・地区労運動の継承・発展・強化をめざす全国連絡会

(地県評全国連絡会) 公称200万

1988年10月28日結成

役員(1988年10月28日・結成総会選出)

代表世話人 宮部民夫(都労連) 大江洸(京都地評) 佐藤智治(国労東京地本) 服部信夫(名

古屋市労連) 光盛征司(愛媛・宇和島地区労), 事務局長 山崎道人(都労連)

主要な労働組合の現状

(大阪), 書記長 藤田栄治 (横浜)

214 東京都労働組合連合会 (都労連) 公称20万

1946年6月8日結成 「都労連新聞」半月刊

役員 (1988年6月29日・第43回大会改選)

委員長 宮部民夫 (都職労), 副委員長 鹿山秀佳 (都教組) 松永龍成 (東交) 山崎道人 (東水労) 平岡良久 (都高教), 書記長 木村寛 (都職労)

215 政府関係特殊法人労働組合協議会

(政労協) 5万8953

1960年11月2日結成 「政労協」旬刊, 「政労協調査時報」不定期刊

役員 (1988年10月13日・第61回大会改選)

議長 滝沢幸一 (DS労), 副議長 伊藤進康 (学援労) 三宮隆興 (雇用労) 伊藤正文 (鉄公労), 事務局長 渡辺信久 (雇用労)

加盟組合 (89組合)

道公労, 住都労, 雇用労, 鉄公労, DS労, 水資労, 首高労ほか

216 社会保険診療報酬支払基金労働組合

(基金労組) 5374

1964年5月1日結成 「うずしお」月刊

役員 (1988年3月18日・第26回大会改選)

委員長 大和田博 (茨城), 副委員長 花谷祝夫 (広島), 書記長 水谷弘 (秋田)

217 全駐留軍労働組合 (全駐労) 1万4439

1946年9月1日結成 「全駐労」不定期刊

役員 (1988年7月24日・第43回大会改選)

委員長 入澤省三 (神奈川), 副委員長 神山操 (沖縄) 小野圭司 (神奈川), 書記長 目取真栄文 (沖縄)

218 沖縄国家公務員労働組合

(沖縄国公労) 1398

1972年10月3日結成 「沖縄国公労」旬刊

役員 (1988年10月15日・第22回大会改選)

委員長 喜屋武秀行 (総合), 副委員長 源河朝喜 (法務) 潮平浩俊 (琉球大), 書記長 仲本政宏 (法務)

【その他】

219 総評全国一般労働組合

(全国一般) 11万3048

1955年7月25日結成 「総評全国一般」月刊

役員 (1988年8月2日・第42回大会改選)

委員長 富岡郁夫 (新潟一般), 副委員長 石網和夫 (栃木地本) 白倉基博 (山口地本) 幸宏美 (大分地本), 書記長 松井保彦 (東京一般)

220 全国一般労働組合同盟

(一般同盟) 11万4320

1966年2月27日結成 「月刊一般同盟」月刊

役員 (1988年2月18日・第23回大会改選)

会長 前川一男 (本部), 副会長 椎原国重 (本部) 北尾浩 (愛知) 大木明石 (東京) 熊田慶一 (愛媛), 書記長 佐藤伝 (本部)

221 一般中小労組連絡会 公称3万

1983年8月結成 「一般中小労組連絡会情報」不定期刊

役員 (1988年8月29日・第6回総会選出)

代表委員 梅沢照治 (東京) 小野寺啓一 (宮城) 高野進 (茨城) 高村猛 (埼玉) 池ノ谷忠敏 (千葉) 石井辰三 (東京) 三瀬勝司 (神奈川) 鈴木一 (愛知) 高橋勇 (京都) 岡野修 (大阪) 平百子 (大阪) 松尾幸雄 (広島) 真殿一 (高知), 事務局長 三瀬勝司 (神奈川)

222 全国農業協同組合労働組合連合会

(全農協労連) 8万8616

1956年3月18日結成 「全農協労連」月3回刊,

「月刊労農のなかま」月刊

役員 (1988年7月29日・第55回大会改選)

委員長 後藤英雄 (岩手), 副委員長 小林茂 (北海道) 玉根孝子 (福島), 書記長 中沢善治 (新潟)

223 全国生協労働組合連合会

(生協労連) 3万1096

1968年9月8日結成 「生協のなかま」月刊, 「季刊生協労連」季刊

役員 (1988年9月25日・第21回大会改選)

委員長 北村佳三 (本部), 副委員長 大西憲慈 (灘神戸) 桑田富夫 (本部), 書記長 鈴木彰 (本部)

224 全国山林労働組合 (全山労) 6869

1972年9月2日結成 「全山労」月刊

役員 (1988年10月3日・第17回大会改選)

委員長 谷治嘉瑞 (高知), 副委員長 吉田正信 (奈良), 書記長 漆原進 (北海道)

225 全国競走労働組合 (全競労) 3万8323

1962年10月27日結成 「全競労」季刊

役員 (1987年9月26日・第27回大会改選)

委員長 田畑清子 (京都), 副委員長 岸本シマ子 (関競労) 窪田貞子 (平和島) 佐野延子 (芦屋) 天野嘉子 (静岡) 小池鉄子 (松山), 書記長 多賀名愛子 (神奈川)

【協議会・共闘組織】

226 統一戦線促進労働組合懇談会

(統一労組懇) 公称150万

1972年12月結成 「統一労組懇」半月刊, 「世界労働情報」季刊

市（三建）

199 全気象労働組合（全気象） 4890
1957年10月14日結成 「全気象」旬刊
役員（1988年9月14日・第32回大会改選）
委員長 野沢実（関中），副委員長 音和幸男（関中）小柴厚（東京），書記長 黒田健司（関西）

200 厚生省労働組合共闘会議
（厚生共闘） 公称4万8301
1980年12月1日結成
役員（1988年9月16日・第10回大会改選）
議長 藤井昭雄（全医労），副議長 大倉修二（全厚生）遠山亨（全医労），事務局長 小松孝二（全厚生）

201 全厚生職員組合（全厚生） 3338
1946年4月20日結成 「全厚生」旬刊
役員（1988年9月11日・第52回大会改選）
委員長 大倉修二（本部），副委員長 江指隆年（栄研）尾崎金三郎（愛知県）加藤博志（リハ）小松孝二（愛知県）斎藤桂三（統計），書記長 杉下茂雄（業務課）

202 全電波労働組合（全電波） 2102
1951年3月16日結成 「全電波」旬刊
役員（1988年9月21日・第44回大会改選）
委員長 森茂生（本省），副委員長 松岡紘一（関東）高部政雄（研究所）藤原吉彦（本省），書記長 大谷啓二（九州）

203 文部職員労働組合（文労） 728
1946年10月30日結成 「文労」不定期刊
役員（1987年7月25日・第43回大会改選）
委員長 小島敏行，副委員長 小野敏文，書記長 石毛正子

204 会計検査院職員労働組合（会検労） 1055
1946年4月結成 「会検労」不定期刊
役員（1987年3月改選）
委員長 山崎清（運輸），副委員長 市川啓次郎（上鉄）山本寛二（電通），事務局長 田中潤一郎（電通）

205 人事院職員組合（人職） 290
1948年12月11日結成 「人職ウィークリー」週刊
役員（1987年5月8日・第44回大会改選）
委員長 欠，副委員長 大谷登，森崎三津男，三浦勝明，書記長 野村昌充

206 国会職員組合連合会（国会職連） 公称3200
1959年10月22日結成 「国会職連」不定期刊
役員（1988年9月30日・第30回大会改選）
委員長 矢戸伴久（図職組），副委員長 上村弘美（参職組）木寺信行（衆職組），事務局長 石田嘉彦（参職組）

207 総理府労働組合連合会（総理府労連） 1274
1962年2月28日結成 「総理府労連」不定期刊
役員（1988年9月11日・第29回大会改選）
委員長 滝沢実（航技研），副委員長 掛川節子（恩給）石垣照夫（公取），書記長 小嶋ヤイ（統計）

208 総務庁統計局労働組合（統計労組） 1017
1962年5月21日結成 「統計労組」年2回刊
役員（1988年12月3日・第28回大会改選）
委員長 外谷強，副委員長 小出斐子，大平昭善，書記長 鷺巣貴彦

209 全行政管理庁職員組合（全行管） 774
1968年1月20日結成 「全行管」季刊
役員（1988年7月22日・第24回大会改選）
委員長 小田晟，副委員長 渡辺修，石丸公紀
書記長 川崎仁成

210 地方公務員関係労働組合共闘会議
（地公労） 公称222万5372
1951年10月2日結成 「地公労情報」不定期刊
役員（1988年2月10日・第28回大会改選）
議長 小谷喜寿（日教組），副議長 高橋利男（都市交）河村弘（全水道）館博通（日高教）山崎道人（都労連），事務局長 中西敬（自治労）

加盟組合（6組合）
自治労，日教組，都市交，全水道，日高教一ツ橋，都労連

211 全日本自治団体労働組合
（自治労） 125万7274
1954年1月29日結成 「自治労」旬刊，「自治労通信」半月刊，「自治労賃金資料」不定期刊，「カベシンブン」旬刊
役員（1987年9月1日・第52回大会改選）
委員長 高野俊栄（新潟），副委員長 鈴木恭順（茨城）中西敬（香川）沼田幸彦（佐賀），書記長 兼田和己（大阪）

212 全国自治団体労働組合連合（自治労連） 6998
1970年4月1日結成 「自治労連」月刊
役員（1988年5月28日・第19回大会改選）
委員長 木村康夫（八代市職），副委員長 砂山栄三（釧路市職）鈴木武久（台東区職）船守利幸（玉野市職）白川良一（えびの市職）瀬名波茂貞（那覇市職），書記長 松本光徳（熊本市職）

213 全日本水道労働組合（全水道） 3万6558
1961年3月1日結成 「全水道」（新聞）半月刊，「全水道」（雑誌）不定期刊
役員（1988年7月22日・第40回大会改選）
委員長 斎藤親仁（東京），副委員長 河村弘

主要な労働組合の現状

役員（1988年6月23日・第60回大会改選）

委員長 高木博之（理財），副委員長 阿部稔（主計）米山隆（官房），事務局長 中野伸二（主計）

184 全造幣労働組合（全造幣） 1391

1952年10月17日結成 「全造幣」月刊

役員（1988年10月29日・第37回大会改選）

委員長 亀井勉（大阪），副委員長 中辻功（大阪）北村裕行（東京），書記長 岡田正之（広島）

185 全農林労働組合（全農林） 3万5599

1958年8月22日結成 「農林新聞」週刊，「全農林調査時報」不定期刊，「農村と都市をむすぶ」月刊

役員（1988年8月5日・第32回大会改選）

委員長 藤沼清（関東），副委員長 宮木茂（九州），書記長 志摩龍雄（北海道）

186 全林野労働組合（全林野） 3万3610

1953年2月5日結成 「全林野新聞」週刊，「ぜんりんや」不定期刊

役員（1987年9月2日・第40回大会改選）

委員長 阿部保吉（帯広），副委員長 田村靖（大阪），書記長 小塚茂（秋田）

187 日本林業労働組合（日林労） 6340

1959年12月5日結成 「日林労新聞」半月刊

役員（1987年10月24日・第29回大会改選）

委員長 川本俊彦（函館），副委員長 池上功（本庁），書記長 内山啓一（本部）

188 建設省労働組合総連合会

（建設総連） 公称1万1300

1983年12月10日結成

役員（1986年9月25日・第4回大会選出）

議長 荒川昌男（全建労），事務局長 西田祥文（全建労）

加盟組合（2組合）

全建労，建職労

189 全建設省労働組合（全建労） 1万0270

1949年7月9日結成 「全建労」旬刊

役員（1988年8月28日・第44回大会改選）

委員長 山本守保（東海），副委員長 荒川昌男（東北）国井芳夫（東海）西田祥文（筑波）浜辺友三郎（近畿）小山欣司（関東）池迫祐三（九州）坂内亮（関東），書記長 中山幸男（関東）

190 建設省職員組合（建職組） 公称3400

1970年6月1日結成 「建職組新聞」旬刊

役員（1988年6月24日・第20回大会改選）

委員長 伊藤宣清（東北），副委員長 谷原輝明（近畿）根本賢次（北陸）小池利明（中部）小

原義弘（中国），書記長 加藤順一（東北）

191 建設省労働組合連合会（建労連） 公称3700

1980年8月21日結成

役員（1988年11月26日第9回定期大会改選）

議長 伊藤宣清（建職組），副議長 伊藤正克（建職労）根本賢次（建職組），事務局長 加藤順一（建職組）

192 全労働省労働組合（全労働） 1万9692

1958年7月27日結成 「全労働」旬刊，「資料全労働」不定期刊

役員（1988年9月22日・第31回大会改選）

委員長 原田純郎（本部），副委員長 福田幸雄（本部）島倉昌二（東京基準），書記長 堀口士郎（本部）

193 全通商産業省労働組合（全通産） 8999

1948年7月22日結成 「全通産新聞」旬刊

役員（1988年9月22日・第51回大会改選）

委員長 加藤英二（本省），副委員長 小泉一（本省），書記長 西内誠一（筑波）

194 全司法労働組合（全司法） 1万4719

1947年1月25日結成 「全司法新聞」旬刊

役員（1988年7月30日・第44回大会改選）

委員長 松井憲二（広島），副委員長 江藤裕司（東家裁）黒木紀（福岡），書記長 出田喜一郎（神戸）

195 全法務労働組合（全法務） 1万0735

1947年12月1日結成 「全法務新聞」月刊

役員（1988年9月22日・第43回大会改選）

委員長 山下好和（大阪），副委員長 佐藤公一（横浜）山本幸生（和歌山），書記長 岩波薫（東京）

196 全北海道開発局労働組合（全開発） 9620

1951年8月22日結成 「全開発」旬刊，「月刊全開発」月刊

役員（1988年9月25日・第61回大会改選）

委員長 二本柳幹雄（釧路），副委員長 藤原伸之（室蘭），書記長 三谷直樹（釧路）

197 全運輸省労働組合（全運輸） 1万0781

1962年6月26日結成 「全運輸」半月刊

役員（1988年9月10日・第27回大会改選）

委員長 松井孝治（近畿陸運），副委員長 田中茂富（近畿陸運）藤本博毅（羽田航空）鈴木明雄（航空管制）小林和喜（中部海運），書記長 福田昭生（本省）

198 全運輸省港湾建設労働組合（全港建） 2580

1985年9月9日結成 「全港建」旬刊

役員（1988年9月11日・第4回大会改選）

委員長 高島三郎（本部），副委員長 後藤英輝（二建）斎藤富男（一建），書記長 岡部勘

1975年10月1日結成 「国公労新聞」旬刊,「国公
労調査時報」月刊

役員(1988年9月2日・第27回大会改選)

委員長 荒川昌男(全建労),副委員長 田村守
保(全国税)春山明(全労働)熊谷金道(全通
産)高島三郎(全港建)松井憲二(全司法),書
記長 藤田忠弘(全労働)

加盟組合(17組合,オブザーバー加盟3組合)

全労働,全司法,全商工,全運輸,全法務,全
建労,全気象,全厚生,全港建,全電波,全国
税,総理府労連,文労,全行管,全税関,人
職,全医労

(オブザーバー加盟)

日教組大学部,国共病組,竹橋会館労組

173 日本国家公務員労働組合協議会

(国公労協) 公称5万3226

1976年10月30日結成 「国公労協」月刊

役員(1988年10月25日・第13回大会改選)

議長 藤沼清(全農林),副議長 藤原伸之(全
開発)都築義彦(国税中国)高木博之(大蔵職
組)吉家靖彦(全財務)宮木茂(全農林),事
務局長 志摩龍雄(全農林)

加盟組合(7組合)

全農林,全開発,全財務,国税中国,大蔵職組,
建職労,建関職労

174 全大蔵関係労働組合連絡協議会

(全大蔵労連) 公称7万8268

1976年11月2日結成 「大蔵統一懇」不定期刊

役員(1988年11月5日・第13回大会改選)

会長 高木博之(大蔵職組),副会長 椎名成雄
(全たばこ)星宮文雄(全印刷)小林静次(国
税会議)秋山一郎(税関労連)坊繁夫(国税大
阪),事務局長 佐々木庸雄(国税会議)

加盟組合(3組合)

大蔵連盟,大蔵協議会,国税大阪

175 大蔵労働組合協議会

(大蔵協議会) 公称3万9373

1965年8月16日結成 「大蔵協議会ニュース」不
定期刊

役員(1988年9月22日・第24回幹事会改選)

議長 高木博之(大蔵職組),副議長 椎名成
雄(全たばこ)都築義彦(国税中国)吉家靖彦
(全財務)星宮文雄(全印刷)亀井勉(全造幣),
事務局長 米山隆(大蔵職組)

加盟組合(6組合)

全たばこ,全印刷,全財務,国税中国,大蔵職
組,全造幣

176 大蔵省公務員連盟(大蔵連盟)公称3万3755

1969年10月23日結成 「大蔵連盟」不定期刊

役員(1988年11月5日・第20回評議員会改選)

会長 小林静次(国税会議),副会長 秋山一郎
(税関労連),事務局長 真野慎二(税関労連)

177 全国税労働組合(全国税) 1408

1958年12月25日結成 「全国税」旬刊

役員(1988年8月28日・第46回大会改選)

委員長 金子哲人(新潟),副委員長 吉本貢
(東京南)永沢晃(東京西)井ノ上繁利(東京
東)加々美勝(北大阪)小田川豊作(東京東),
書記長 岡田俊明(東京中)

178 国税労働組合全国会議(国税会議)2万8329

1962年10月29日結成 「国税会議」旬刊

役員(1988年10月9日・第27回大会改選)

議長 小林静次(国税労組),副議長 西牧良
悦(国税労組)佐々木庸雄(東北国税)岡陽三
郎(国税労組)中西正志(道国税)小野寺吉男
(東北国税)豊岡清朗(関信国税)桑原盛一(国
税労組)渡邊賢二(名古屋国税)辻学(北陸国
税)三宅修文(近畿国税)濱田素直(四国国税)
石橋一男(福岡国税)日高貞昭(熊本国税)花
城清和(沖縄国税),事務局長 河口陽一(道
国税)

179 中国国税職員組合(国税中国) 公称2540

1950年11月26日結成 「国税中国」不定期刊

役員(1988年10月22日・第47回大会改選)

委員長 都築義彦(廿日市),副委員長 松田日
出喜(尾道)木村元彦(西大寺),書記長 宮
本俊英(福山)

180 全財務労働組合(全財務) 3684

1954年10月28日結成 「全財務」旬刊

役員(1988年8月8日・第36回大会改選)

委員長 吉家靖彦(関東),副委員長 舟橋勝
(東海),書記長 久本裕三(中国)

181 全国税関労働組合(全税関) 683

1974年11月10日結成 「全税関」旬刊

役員(1988年9月17日・第51回大会改選)

委員長 小泉欣一(横浜),副委員長 伊藤栄二
(東京),書記長 上山興士(東京)

182 税関労働組合全国連絡協議会

(税関労連) 公称5117

1965年9月19日結成 「税関労連」不定期刊

役員(1988年10月13日・第29回大会改選)

議長 秋山一郎(東京),副議長 蔦田一男(函
館)水倉進(東京)石井新一(横浜)鈴木敏生
(名古屋)藤枝俊雄(大阪)加藤辰郎(神戸)
福永晋(門司)原田知義(長崎)比嘉政昭(沖
縄),事務局長 真野慎二(横浜)

183 大蔵省職員組合(大蔵職組) 1540

1945年11月30日結成 「大蔵」月刊

主要な労働組合の現状

(伊勢丹)

- 162 レジャー・サービス関連産業労働組合連絡協議会 (レジャー・サービス労連)
公称5万5000

1988年12月16日結成

役員 (1988年12月16日・結成大会選出)

議長 志村光祥(ホテル労連), 副議長 中島純徳(観光労連) 中川周二(食労協) 沢田浩(ホテル労連), 事務局長 高橋征夫(観光労連)

加盟組合 (3組合)

ホテル労連, 観光労連, 食堂車4労組協議会

- 163 全日本ホテル労働組合連合会
(ホテル労連) 1万2528

1948年3月28日結成 「ホテル労連」月刊

役員 (1987年8月28日・第39回大会改選)

委員長 志村光祥(第一), 副委員長 渡辺哲夫(ニューグランド) 富永光(東京ヒルトン) 京英雄(オリエンタル) 小林康之(全都), 書記長 沢田浩(帝国)

- 164 観光・航空貨物産業労働組合連合会
(観光労連) 3万1779

1966年2月19日結成 「観光労連」月刊, 「観光労連調査資料」不定期刊

役員 (1988年7月29日・第18回大会改選)

委員長 中島純徳(日本交通公社), 副委員長 高橋征夫(近畿日本ツーリスト) 高橋均(読売旅行), 書記長 中西康夫(日本旅行)

- 165 全国商社労働組合連合会 (全商社) 2万5466
1964年8月16日結成 「全商社」旬刊

役員 (1988年9月18日・第25回大会改選)

議長 葛城由章(蝶理), 副議長 佐原隆裕(ユアサ), 事務局長 千田勲(岡谷鋼機)

- 166 全日本商業労働組合 (全商業) 公称3000
1967年7月23日結成 「全商業」月刊

役員 (1988年11月13日・第22回大会改選)

委員長 山本達男(東京), 副委員長 近藤貢平(京都) 中田勝男(大阪) 藤沢和興(愛知) 森岡時男(兵庫), 書記長 野村康三(東京)

- 167 チェーンストア労働組合協議会
(チェーン労協) 4万7654

1970年11月10日結成 「チェーン労協ニュース」月刊

役員 (1988年8月25日・第19回大会改選)

会長 平野俊文(全ユニー), 副会長 家内孝(扇屋ジャスコ) 大西憲慈(灘神戸生協) 筒井隆昭(イズミヤ) 三宅敏雄(ライフ) 佐竹豊(全ピーコック), 事務局長 小林信行(西友)

【公務】

- 168 全日本官公労働組合連合会
(全官公) 公称12万4159

1987年11月27日結成 「全官公」月刊

役員 (1988年11月25日・第2回大会選出)

議長 松田義央(全郵政), 副議長 小林静次(国税会議) 川本俊彦(日林労) 木村康夫(自治労連) 秋山一郎(税関労連) 伊藤宣清(建職組) 外谷強(統計労組) 牧野喜蔵(全郵政), 事務局長 石井洋一(全郵政)

加盟組合 (7組合)

全郵政, 国税会議, 日林労, 自治労連, 税関労連, 建職組, 統計労組

- 169 官公労働組合連絡協議会
(官公労協) 公称260万1040

1987年12月16日結成

役員 (1987年12月16日・結成総会選出)

代表委員 丸山康雄(自治労), 江田虎臣(国公労協) 久保正(都市交) 森原三登(全通) 星宮文雄(全印刷)

加盟組合 (2協議会)

公務員共闘, 公労協

- 170 日本公務員労働組合共闘会議
(公務員共闘) 公称247万5227

1960年2月29日結成 「公務員共闘速報」不定期刊

役員 (1988年9月8日・第37回拡大共闘委員会改選)

議長 高野俊栄(自治労), 副議長 福田忠義(日教組) 久保正(都市交) 斎藤親仁(全水道) 荒川昌男(国公労連) 藤沼清(国公労協), 事務局長 綾部賢(全農林)

加盟組合 (14組合)

国公労連, 国公労協, 会検労, 国会職連, 沖縄国公労, 自治労, 日教組, 都市交, 全水道, 日高教一ツ橋, 日高教麴町, 都労連, 全駐労, 政労協

- 171 国営企業等労働組合協議会
(公労協) 公称20万5813

1953年10月28日結成 「公労協時報」不定期刊

役員 (1988年9月19日・第1回共闘委員会改選)

代表幹事 伊藤基隆(全通), 事務局長 岩村寛司(全林野)

加盟組合 (4組合, オブザーバー加盟1組合)

全通, 全林野, 全印刷, 全造幣
(オブザーバー加盟) 政労協

- 172 日本国家公務員労働組合連合会
(国公労連) 13万8226

151 全日本航空産業労働組合総同盟
(航空同盟) 1万5482

1974年10月16日結成 「航空同盟新聞」月刊

役員(1988年10月22日・第15回大会改選)

会長 歌川勝巳(全日航), 副会長 海野耕平
(日航生協) 親川剛(沖縄エアポートサービス)
亀村明夫(AGS民労) 町田宗清(南西航空),
事務局長 長野博好(全日航)

152 日本民間航空労働組合連合会
(民航労連) 1万9240

1963年3月22日結成 「民航労連」旬刊

役員(1988年9月11日・第25回大会改選)

議長 久米昭(全日空), 副議長 菊池富士夫
(全日空) 丸山伸弥(IAU) 長広尚(日航)
松岡民生(ノースウエスト), 事務局長 津恵
正三(日本エアシステム)

【教 育】

153 日本教職員組合(日教組) 65万5186

1947年6月8日結成 「日教組教育新聞」週刊,
「教育評論」月刊

役員(1988年2月3日・第64回大会改選)

委員長 福田忠義(岡山), 副委員長 畑廣(兵
庫) 小谷喜富(鳥取) 田中周子(三重), 書記
長 大場昭寿(北海道)

154 全日本教職員連盟(全日教連) 3万0484

1984年2月26日結成 「全日教連教育新聞」月刊,
「創造」不定期刊

役員(1988年2月20日・改選)

委員長 楡木定治(栃木), 副委員長 山本豊
(栃木) 中田弘(山口) 野田昭三(宮崎), 事務
局長 永井征男(栃木)

155 日本高等学校教職員組合
(日高教・一ツ橋) 3万0156

1956年5月10日結成 「日高教情報」旬刊, 「高教
組時報」不定期刊

役員(1988年3月9日・第68回大会改選)

委員長 館博通(滋賀), 副委員長 浜島勇(長
野) 池田守男(佐賀), 書記長 中ノ目新治(北
海道)

156 日本高等学校教職員組合
(日高教・麴町) 1万7176

1950年3月10日結成 「日高教ニュース」旬刊

役員(1988年2月25日・第64回大会改選)

委員長 山中宣栄(愛媛), 副委員長 渡辺努
(神奈川県立) 濱岡軍司(香川), 書記長 和氣
紀夫(栃木)

【医 療】

157 日本医療労働組合連合会
(日本医労連) 14万8166

1957年8月31日結成 「医療労働者」旬刊, 「医療
労働」月刊

役員(1988年7月23日・第37回大会改選)

委員長 松本道廣(全医労), 副委員長 堀内義
信(全厚労) 浅沼悟朗(岩手) 仲泰男(東京),
書記長 坂内三夫(東京)

加盟組合(7組合ほか)

全医労, 全厚労, 全日赤, 健保労連, 全労災,
国共病組, 公共労, ほか398組合

158 全日本国立医療労働組合
(全医労) 4万4963

1948年11月20日結成 「全医労新聞」週刊

役員(1988年7月15日・第42回大会改選)

委員長 藤井昭雄(富山), 副委員長 松本道
廣(南岡山) 遠山亨(榊原) 江尻尚子(福岡中
央) 男武次男(出目), 書記長 村岡忠義(本
部)

159 放射線影響研究所労働組合
(放影研労組) 286

1952年7月15日結成 「労組ニュース」不定期刊

役員(1988年4月24日・第47回大会改選)

委員長 上田登(広島), 副委員長 今道昇(長
崎) 西村清登(広島), 書記長 大西寿(広島)

【商 業】

160 全国商業サービス事務職労働組合連絡会議
(商サ事務労) 公称72万4317

1974年10月30日結成 「商サ事務労ニュース」不
定期刊

役員(1988年10月18日・第15回大会改選)

代表幹事 沢田浩(ホテル労連) 菅沢大(生保
労連) 千田勲(全商社), 事務局長 市瀬健治
(観光労連)

加盟組合(18組合)

住宅労協, 全相銀連, 生保労連, 全損保, 全海
連, 全倉運, ホテル労連, 観光労連, 全商社,
全商業, 全国一般商業部会, 全農協労連, 生協
労連, 駅・車販労協, 給食労連, イズミヤ労組,
京王ストア労組, 国労共済協

161 日本商業労働組合連合会
(商業労連) 9万9248

1969年10月25日結成 「商業労連タイムズ」隔月
刊, 「季刊JUC」季刊

役員(1988年6月23日・第15回大会改選)

会長 柴田守(全松坂屋), 事務局長 南雲光男

主要な労働組合の現状

137 全国自動車交通労働組合連合会

(全自交労連) 5万5817

1947年9月14日結成 「全自交しんぶん」半月刊,
「全自交情報」月刊, 「全自交調査時報」不定期刊

役員(1987年10月15日・第43回大会改選)

委員長 鈴木長蔵(東京), 副委員長 三増修
(東京) 小林勉(東京) 伊藤運市(東京) 大塚
良平(大阪) 原田正克(愛知), 書記長 金良
清一(東京)

138 全国自動車交通労働組合総連合会

(自交総連) 3万5398

1978年10月13日結成 「自交労働者」半月刊, 「自
交労働者月報」月刊

役員(1988年10月14日・第11回大会改選)

委員長 福永主計(東京), 副委員長 蒲池雅徳
(福岡) 武内修(大阪) 宇部銀哉(神奈川) 中
山喜一郎(東京), 書記長 今村天次(山口)

139 日本自動車運転士労働組合(自運労) 1672

1958年6月14日結成 「自運労」不定期刊

役員(1988年11月12日・第31回大会改選)

委員長 金井仁(東京), 副委員長 柳田貴雄
(神奈川) 柳生幹雄(大阪), 書記長 春原光雅
(東京)

140 新産別運転者労働組合(新運転) 4393

1959年2月13日結成 「新運転」月刊

役員(1987年9月21日・第6回大会改選)

委員長 篠崎庄平(東京), 副委員長 門間国雄
(東京), 書記長 南都幸夫(関西)

141 全日本海運労働組合連合会(全海連) 6512

1947年1月10日結成 「全海連」月刊

役員(1988年10月23日・第51回大会改選)

委員長 成実信吾(商船三井), 副委員長 小
野平(日本郵船) 松本整二(川崎汽船) 中村雅
彦(昭和海運) 北川雅人(ドッドウエル) 宮井
成彦(新和海運) 小林明(共栄タンカー), 書
記長 喜多哲正(書記局)

142 全日本海員組合(海員) 11万8898

1945年10月5日結成 「船員しんぶん」旬刊, 「海
員」月刊

役員(1988年11月12日・第49回大会改選)

組合長 中西昭士郎, 副組合長 大沢真治, 小
畑哲二

143 船舶通信士労働組合(船通労) 公称418

1972年1月30日結成 「通信士組合ニュース」月
刊, 「無線通信」隔月刊

役員(1987年5月27日・第18回大会改選)

委員長 石坂紀夫, 書記長 牛田宣昭

144 全国漁船労働組合同盟

(漁船同盟)

公称6万

1966年7月28日結成 「漁船同盟」隔月刊

役員(1988年7月7日・第23回大会改選)

会長 土井一清(海員組合), 副会長 横田弘司
(波崎漁民組合) 山村義和(室戸岬漁船船員組
合), 事務局長 和泉司(海員組合)

145 全国港湾労働組合協議会

(全国港湾)

公称5万0003

1972年11月1日結成 「全国港湾」月刊

役員(1988年10月14日・第22回大会改選)

議長 亀崎俊雄(全港湾), 副議長 花田兼夫
(日港労連) 福田進(検数労連) 村上敏章(全
倉運), 事務局長 酢谷俊夫(検定労連)

加盟組合(7組合, オブザーバー加盟1組合)

全海連, 全港湾, 日港労連, 大阪港湾, 全倉運
検数労連, 検定労連

(オブザーバー加盟) 全日通

146 全日本港湾労働組合(全港湾) 2万0193

1946年7月27日結成 「港湾労働」半月刊

役員(1988年9月9日・第53回大会改選)

委員長 亀崎俊雄(関西), 副委員長 坂野哲也
(北海道), 書記長 水上賢治(日本海)

147 全日本港湾運輸労働組合同盟

(港運同盟)

公称1万8300

1987年11月30日結成

役員(1987年11月30日・結成大会選出)

会長 中西昭士郎(海員), 副会長 新屋義信
(一般・全藤原労組) 宇都一政(住井運輸労組),
事務局長 千歳正后(本部)

148 日本港湾労働組合連合会(日港労連) 8967

1956年3月16日結成 「日港労連」旬刊

役員(1987年9月25日・第35回大会改選)

委員長 花田兼夫(浜港労連), 副委員長 増井
正行(神港労連) 出利葉寛(東港労組) 青木宗
祐(全検労協) 本間兼光(浜港労連), 書記長
大田良人(浜港労連)

149 全日本倉庫運輸労働組合同盟

(全倉運)

7231

1947年12月10日結成 「全倉運」半月刊

役員(1988年8月25日・第43回大会改選)

委員長 村上敏章(川西), 副委員長 大橋正義
(住友) 神津昭夫(三菱) 中井博(渋沢) 三宅
修(三井), 書記長 川端順一郎(本部)

150 鉄道弘済会 KIOSK 労働組合

(TKU)

1万0621

1947年9月20日結成 「スクラム」不定期刊

役員(1988年9月16日・第39回大会改選)

委員長 斎藤重雄(東京), 副委員長 西口勇雄
(西日本), 書記長 藤川靖雄(北海道)

1987年10月8日結成

役員(1988年9月26日・第3回大会改選)

議長 土井一清(海員組合), 副議長 高橋利男(都市交) 杉山茂(鉄道労連) 秋田哲也(運輸労連) 山内一雄(交通労連) 歌川勝巳(航空同盟) 金良清一(全自交), 事務局長 菅原兼雄(私鉄総連)

加盟組合(17組合)

鉄産総連, 全自交, 自選労, 海員組合, 都市交, 日通, 観光労連, 運輸労連, 全海連, 私鉄総連, 鉄道労連, 新運転, 鉄公労, 航空同盟, 交通労連, 総評・全日建運輸, 鉄道関労

126 国鉄労働組合(国労) 4万0997

1947年6月5日結成 「国鉄新聞」週刊, 「国労文化」月刊, 「国労法対時報」月刊

役員(1987年9月5日・第51回大会改選)

委員長 稲田芳朗(門司), 副委員長 嶋田俊男(北陸) 相原広志(岡山), 書記長 宮坂要(東京)

127 全日本鉄道労働組合総連合

(鉄道労連) 10万8165

1987年2月2日結成 「鉄道労連新聞」半月刊, 「ろうれん」季刊

役員(1988年6月29日・第3回大会改選)

委員長 杉山茂(東鉄労), 副委員長 高橋弘(四鉄労) 金川哲男(北鉄労) 松崎明(東鉄労) 佐藤政雄(東海労) 大松益生(西鉄労) 宮道義幸(四鉄労) 石津兼久(九鉄労) 城石靖夫(日貨労) 金子清(鉄清労), 書記長 福原福太郎(東鉄労)

128 鉄道産業労働組合総連合

(鉄産総連) 2万8738

1987年2月28日結成 「鉄産総連」半月刊

役員(1987年8月30日・第2回大会改選)

委員長 村吉勇治郎(北海道), 副委員長 田中淳(東日本) 桂川慶瑞(西日本), 書記長 下田恒正(九州)

129 全国鉄動力車労働組合(全動労) 1605

1974年3月31日結成 「全動労」半月刊

役員(1988年10月2日・第16回大会改選)

委員長 貝澄昭三(西日本地本), 副委員長 日下義男(北海道地本), 書記長 高城守人(九州地本)

130 国鉄千葉動力車労働組合

(動労千葉) 公称1000

1979年3月30日結成 「日刊動労千葉」日刊

役員(1987年10月17日・第12回大会改選)

委員長 中野洋(千葉), 副委員長 水野正美(勝浦) 山口敏雄(千葉), 書記長 布施宇一

(千葉)

131 日本私鉄労働組合総連合会

(私鉄総連) 19万3329

1947年1月10日結成 「私鉄新聞」旬刊, 「私鉄総連調査月報」不定期刊, 「私鉄文化」不定期刊

役員(1988年7月22日・第54回大会改選)

会長 黒川武(営団), 委員長 田村誠(南海), 副委員長 菅原兼雄(宮城) 高崎典太(西鉄) 及川了介(京成), 書記長 鈴木完守

132 全国交通運輸労働組合総連合

(交通労連) 10万5307

1964年11月9日結成 「交通労連新聞」月刊

役員(1987年9月24日・第24回大会改選)

委員長 藤原基司(西濃運輸), 副委員長 中野国保(全産交運輸) 葛西豊四郎(弘南バス全) 津野勇二(全新潟タクシー), 書記長 山内一雄(本部)

133 日本都市交通労働組合(都市交) 4万6198

1947年1月26日結成 「都市交」半月刊, 「活動旬報」旬刊

役員(1986年7月23日・第51回大会改選)

委員長 久保正(大阪), 副委員長 高橋利男(仙台), 書記長 折原有朋(東京)

134 全日本運輸産業労働組合連合会

(運輸労連) 12万1518

1968年11月13日結成 「運輸労連」半月刊, 「月刊運輸労連」月刊

役員(1988年7月8日・第21回大会改選)

委員長 秋田哲也(全日通), 副委員長 伊野武幸(ヤマト運輸) 島崎邦雄(新聞輸送) 成沢俊夫(西武運輸) 伊屋迫雅(日本運送) 梅田義夫(全日通) 梅田修秀(全日通), 書記長 尾山清(全日通)

135 全日通労働組合(全日通) 4万1102

1946年4月20日結成 「日通労働」週刊, 「全日通」不定期刊

役員(1987年7月24日・第42回大会改選)

委員長 大西三千雄(小樽), 副委員長 梅田義夫(中津) 鈴木輝夫(東京), 書記長 鈴木一磨(淀川)

136 全日本運輸一般労働組合

(運輸一般) 1万5091

1977年9月20日結成 「うんゆ一般」旬刊, 「月刊TGU」月刊, 「運輸一般情報ファイル」月刊

役員(1987年9月6日・第21回大会改選)

委員長 石沢賢二(本部), 副委員長 平林正樹(本部) 上田正吉(兵庫) 佐藤達雄(北海道) 坂本勇治(東京) 津田和弥(大阪), 書記長 坂田晋作(本部)

主要な労働組合の現状

清志（福岡信金）太田龍一（福知山信金）田村敏雄（岩手信組）大塚暢昭（同栄信金），書記長 笹本幸男（芝信金）

115 全国信用保証協会労働組合連合会

（全信保労連） 公称3450

1961年11月4日結成

役員（1988年10月9日・第28回大会改選）

委員長 香川善康（大阪府），副委員長 黒田幸夫（東京）小野春夫（兵庫）今井信廣（京都）結城清隆（神奈川）加藤光浩（北海道），事務局長 村田芳裕（大阪府）

116 全国生命保険労働組合連合会

（生保労連） 39万9360

1969年10月17日「生保労連」月刊

役員（1988年8月19日・第20回大会改選）

委員長 山野辺四郎（第一），副委員長 山崎嘉信（住友労）室伏睦夫（千代田）菅沢大（明治）秋山俊彦（三井内），書記長 棚瀬裕明（日本）

117 全日本損害保険労働組合

（全損保） 3万5791

1949年11月5日結成「全損保」週刊，「損保調査時報」月刊

役員（1988年9月27日・第45回大会改選）

委員長 金山幸晴（日産），副委員長 佐藤肇孝（日動外勤）張間恵樹（日火）鈴木恵治（大正），書記長 中埜章朗（大東京）

118 損害保険労働組合連合会

（損保労連） 2万6011

1967年2月15日結成「損保労連」半月刊

役員（1988年9月21日・第23回大会改選）

委員長 井上修一（東海），副委員長 安孝一（同和）高橋篤（興亜）久保田光一（住友）田島幸男（東亜）野崎拓志（東海）山内一昌（安田），書記長 松澤淳（興亜）

119 全国証券労働組合協議会

（全証労協） 公称1800

1955年2月20日結成「全証労協」月刊

役員（1988年8月28日・第35回大会改選）

議長 山本正毅（東証），副議長 井上巖（大証），書記長 池田有三（野村）

【電気産業】

120 全日本電力労働組合協議会（全電力） 2373

1965年10月27日結成「全電力」不定期刊

役員（1988年10月7日・第25回評議員会改選）

議長 前田利輔（全九電），副議長 鳴海治一郎（全北電）浜崎忠晃（電産）生駒勝司（九電検集労）白崎仁（四国電工），事務局長 前田博

治（全九電）

加盟組合（5組合）

全九電，九電検集労，電産中国，全北電，四国電工

121 全国電力関連産業労働組合総連合

（電力総連） 21万8450

1981年3月26日結成

役員（1987年11月5日・第7回大会改選）

会長 片山閑（電力労連），副会長 片岩勘之丞（電力労連）大河原鎮雄（電工労連）伊藤登章（検集労連）住吉高之進（電保労連），事務局長 福田裕次（電力労連）

加盟組合（4組合，10地方組織）

電力労連，全国電力検集労連，電工労連，電保労連，北海道電力総連，東北電力総連，関東電力総連，中部電力総連，北陸電力総連，関西電力総連，中国電力総連，四国電力総連，九州電力総連，沖縄電力総連

122 全国電力労働組合連合会

（電力労連） 13万1544

1954年5月27日結成「電力労連」旬刊，「電力労連月報」月刊

役員（1988年9月8日・第35回大会改選）

会長 片山閑（東京），会長代理 片岩勘之丞（中部），副会長 高松実（北海道）土田正和（東北）長谷川清（関東）水野洋通（中部）広瀬俊造（北陸）足立良平（関西）佐藤博之（中国）森井功（四国）隈崎利秋（九州）納村健治（原電）蔭地勤（電発）伊佐順光（沖縄）中西耕之（原燃サービス），書記長 福田裕次（関西）

123 全国電力検針集金労働組合連絡協議会

（全国電力検集労連） 1万4340

1970年10月3日結成

役員（1988年10月19日・第19回大会改選）

議長 岩田鉄夫（東京），副議長 高橋幸志（東北）国貞典明（中国），事務局長 山田艶子（東京）

124 全国電気保安協会労働組合連合会

（電保労連） 9576

1979年9月17日結成

役員（1988年9月23日・第9回大会改選）

会長 筒井敏男（中部），副会長 中本類太郎（四国）梅原和男（北海道）山田隆文（関西），書記長 小林真一（関東）

【交通運輸業】

125 全日本交通運輸産業労働組合協議会

（交運労協） 公称85万0727

役員(1988年8月4日・第52回大会改選)
委員長 初田一夫(福島), 副委員長 国崎茂之(福岡) 大村優(福岡), 書記長 酒井謙弥(書記局)

102 全国民主自由労働組合(全民労) 3005
1955年10月22日結成
役員(1988年5月22日・第34回大会改選)
委員長 新田仁臣(福岡), 副委員長 佐藤光明(福島) 小柳文男(神奈川), 書記長 馬場大静(東京)

103 全国自由労働組合連合会
(全国自労連) 1567
1966年9月24日結成 「全国自労」旬刊
役員(1988年5月21日・第23回大会改選)
委員長 中村一(鹿児島), 副委員長 杉島健市(熊本), 事務局長 鈴岡教廣(広島)

104 全国自由労働組合
(全国自労・《佐賀》) 1956
1966年9月24日結成
役員(1988年9月27日・第21回大会改選)
委員長 大門忠夫(飯塚), 副委員長 三上文一(小樽), 事務局長 中口実(松阪)

105 住宅産業労働組合連絡協議会
(住宅労協) 公称2500
1969年10月1日結成
役員(1988年1月・63年度総会改選)
議長 川崎哲司(日本電建), 副議長 大場将弘(殖産住宅) 坂下憲幸(三和建物), 事務局長 渡辺州広(日本電建)

【金融業】

106 全国金融労働組合共闘会議
(金融共闘) 公称7万2797
1961年11月10日結成 「金融のなかま」旬刊
役員(1988年9月30日・第14回幹事会改選)
議長 金山幸晴(全損保), 副議長 高山隆(全相銀連), 事務局長 下山元(全証労協)

加盟組合(9組合)
地銀連, 外銀連, 全相銀連, 全信労, 全信保労連, 全損保, 全証労協, 全労金, 日本信託労組

107 全国銀行従業員組合総連合
(全銀総連) 公称16万8524
1957年5月25日結成
役員(1988年8月19日・第32回総会改選)
議長 旗崎孝文(市銀連), 副議長 原田基光(全信連), 事務局長 二子石謙輔(市銀連)

加盟組合(4組合)
市銀連, 地銀連, 外銀連, 全信連

108 市中銀行従業員組合連合会

(市銀連) 14万8815
1956年7月28日結成 「市銀連ニュース」月刊
役員(1988年8月18日・第33回大会改選)
委員長 旗崎孝文(第一勧銀), 副委員長 二子石謙輔(三和) 田村弘昭(三菱), 事務局長 大川良(東海)

109 全国地方銀行従業員組合連合会
(地銀連) 公称610
1956年7月27日結成 「ちぎん」半月刊
役員(1988年10月14日・第43回大会改選)
委員長 石杜則一(岩手), 副委員長 山崎治彦(四国) 御嶽友一(本部), 書記長 竹下史朗(青森)

110 外国銀行従業員組合連合会
(外銀連) 公称1000
1956年8月31日結成 「外銀連ニュース」不定期刊
役員(1988年2月19日・第40回大会改選)
委員長 斎藤護郎(チェースマンハッタン), 副委員長 吉田實(オランダ) 西野靖男(アメリカ) 松下浩二(オランダ), 書記長 矢島一雄(コンチネンタル)

111 全国相互銀行従業員組合連合会
(全相銀連) 6198
1953年8月8日結成 「相銀のなかま」半月刊
役員(1988年9月8日・第39回大会改選)
委員長 水島幸夫(神奈川), 副委員長 谷口俊政(富山) 大塚秀一(肥後), 書記長 高山隆(秋田)

112 全国銀行員組合連合会
(全銀連合) 2万7714
1972年2月16日結成 「ぜんろう」不定期刊
役員(1988年9月9日・第18回大会改選)
議長 島田勝年(関西), 副議長 小檜山良一(福島) 樋下田昇(東和) 金児佳孝(第三) 伊藤東洋夫(近畿) 東覚博人(愛媛) 緒方満喜人(豊和), 事務局長 川口俊三(福徳)

113 全国信託銀行従業員組合連合会
(全信連) 1万8099
1957年12月21日結成 「信託のなかま」不定期刊
役員(1988年8月24日・中央委員会改選)
議長 原田基光(住友), 副議長 西井正昭(三井) 蛭川欽也(安田) 山田清貴(三菱), 書記長 木下正一(住友)

114 全国信用金庫信用組合労働組合連合会
(全信労) 1万3848
1954年11月20日結成 「全信労」旬刊
役員(1988年9月17日・第33回大会改選)
委員長 播磨力雄(東武信金), 副委員長 田中

主要な労働組合の現状

記長 森川正紀（全国通建）

加盟組合（5組合ほか）

全電通，国際電電労組，電済労，全国通建，全電印，その他

89 全国電気通信労働組合（全電通） 26万5230

1950年9月29日結成 「全電通」週刊，「あけぼの」月刊，「ZENDENTSU MONTHLY TOPICS」月刊（日本語版，英語版）

役員（1988年7月15日・第42回大会改選）

委員長 山岸章（大阪中央），副委員長 園木久治（徳島），書記長 小森正夫（横浜）

90 国際電信電話労働組合（国際電電労組）5695

1953年4月1日結成 「国際電電」月刊

役員（1988年7月20日・第45回大会改選）

委員長 松尾修治，副委員長 石川繁，高田三郎（近畿駐在），書記長 松下正治（東京電信）

91 全国電気通信共済会労働組合

（電済労） 1万1078

1954年6月26日結成 「電済労」月刊

役員（1988年8月21日・第35回大会改選）

委員長 岡本義夫（東海），副委員長 樽本訓佳（四国），書記長 高屋友一（近畿）

92 全国通信建設労働組合（全国通建）1万7499

1979年10月3日結成

役員（1988年7月19日・第10回大会改選）

委員長 福田武志（中通地本），副委員長 園田勝義（東京地本），書記長 五十嵐哲雄（中通地本）

93 電算機関連労働組合協議会

（電算労） 公称4000

1972年5月1日結成 「こんぴゅうた」月刊

役員（1988年10月22日・第20回大会改選）

議長 梶田茂（大興），副議長 石村健一（NCS）室井清（PUC）佐藤廣志（CCOM）松本泰（JBA），事務局長 林丘（本部）

【建設業】

94 全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会（建設労連） 公称65万5915

1971年6月3日結成

役員

代表幹事 加藤忠由（全建総連）酒井松雄（国労建協）初田一夫（建設一般全日自労）

加盟組合（18組合）

全建総連，全国一般，建設一般全日自労，全国セメント，建設関連労，総評・全日建運輸，全国自労，住都労，総評・全日建，国労建協，住宅労協，水資労，首高労，農開発，全水道，全開発，全建労，全港建

95 全国建設労働組合総連合

（全建総連） 38万5472

1960年11月24日結成 「全建総連」旬刊

役員（1988年10月20日・第29回大会改選）

委員長 加藤忠由（東京），副委員長 後藤重吉（青森）矢部正（東京）唐沢平治（長野）宮原富治（三重）後藤薫（大阪）川崎美澄（広島）赤松茂敏（高知）平川二男（福岡），書記長 矢田忠昭（東京）

96 建設産業労働組合同盟（建設同盟）1万1558

1978年10月28日結成

役員（1987年8月1日・第10回大会改選）

委員長 鈴木芳雄（不動建設），副委員長 伊藤清（不動建設）深田和彦（東亜建設）西村正信（東亜道路）島崎文治（東海興業）山田史朗（大末建設），書記長 牛田光（東亜建設）

97 総評・全日本建設運輸連帯労働組合

（総評・全日建運輸） 5419

1984年11月18日結成 「連帯」月刊

役員（1988年7月25日・第5回大会選出）

委員長 長谷川武久（建設），副委員長 前島登（静岡生コン），書記長 谷岡洋（関西生コン）

98 総評・全日本建設産業労働組合

（総評・全日建） 3472

1971年4月18日結成

役員（1987年11月22日・第17回大会改選）

委員長 藤島栄（竹中工務店），副委員長 橋本宗樹（三信建設工業），書記長 金子敏夫（フジタ工業）

99 日本建設産業職員労働組合協議会

（日建協） 6万3220

1954年12月12日結成 「COMPASS」月刊，「日建協調査時報」不定期刊，「季刊日建協」不定期刊

役員（1988年8月6日・第65回大会改選）

議長 宗長久（戸田），副議長 尾立守通（フジタ）飾磨良一（鴻池），事務局長 入江雅幸（三井）

100 電工労連 3万6725

1983年9月22日結成 「電工労連」月刊

役員（1987年9月17日・第5回大会改選）

会長 大河原鎮雄（関電工），会長代理 森山泰正（東海），副会長 石塚祐治（北海）ほか11名，書記長 石飛善明（九州）

101 全日自労建設一般労働組合

（建設一般全日自労） 5万1108

1947年6月30日結成 「じかたび」週刊，「学習」不定期刊

委員長 鴨川孝司(共同印刷), 副委員長 徳山重次(高速オフ), 書記長 白戸由郎(印書館)

77 全日本印刷産業労働組合協議会

(印刷労協) 公称 2万2877

1983年12月10日結成 「印刷労協ニュース」月刊

役員(1988年7月26日・第6回大会改選)

議長 加藤勇(凸版印刷), 副議長 石塚康夫(共同印刷) 小谷野浩三(三浦印刷) 高野常夫(東京印書館新) 古畑芳明(東京書籍印刷) 梶瀬耕二(細川活版所新), 事務局長 船木信雄(共同印刷)

78 全国印刷関連労働組合協議会

(印刷関連労協) 公称 1万4653

1984年2月26日結成

役員(1988年10月28日・第6回大会改選)

議長 加藤弘紀(大日本印刷), 副議長 横沢章七(光村原色版) 八木保男(日本写真印刷) 加藤勇(東海大日本印刷), 高橋盛雄(第一印刷) 加藤典夫(東北大日本印刷), 事務局長 関口章男(図書印刷)

79 日本出版労働組合連合会

(出版労連) 1万0254

1958年3月15日結成 「出版労連」旬刊, 「出版レポート」不定期刊

役員(1988年7月23日・第64回大会改選)

委員長 折田直昭(岩波書店), 副委員長 今井一雄(主婦と生活社) 竹川正訓(新興出版社啓林館) 渡辺起造(東京出版合同), 書記長 間島弘(小学館)

80 日本新聞労働組合連合(新聞労連) 4万0863

1950年6月30日結成 「新聞労連」半月刊

役員(1988年7月20日・第72回大会改選)

委員長(空席), 委員長代行 窪添秀郎, 副委員長(共同) 植上孝志(全徳島) 川原勇(在阪), 書記長 斉藤哲成(日経)

81 NHK 関連労働組合連合会

(NHK労連) 公称 1万3000

1988年7月1日結成

役員(1988年7月1日・結成大会選出)

議長 須藤安三(日放労), 副議長 春日清文(N学教組) 二階堂彰(全日テレ労組) 平下国盛(N集労) 奥田良胤(日放労), 事務局長 新田豊作(日放労)

82 日本放送労働組合(日放労) 1万2258

1948年3月2日結成 「日放労」月3回刊

役員(1988年10月15日・第88回大会改選)

委員長 奥田良胤(放送系列), 副委員長 新田豊作(関西支部) 中西義明(技術系列), 書記長 年田嗣郎(管理地域系列)

83 日本民間放送労働組合連合会

(民放労連) 9958

1953年7月12日結成 「民放労連」月刊, 「放送レポート」隔月刊

役員(1988年7月31日・第64回大会改選)

委員長 鈴木孝夫(東京放送), 副委員長 池谷明彦(ラジオ日本) 田比良敏夫(近畿地区) 中川満(日本テレビ) 萩原啓司(フジテレビ), 書記長 磯崎弘幸(南海放送)

84 日本音楽家ユニオン

(音楽ユニオン) 公称 6000

1983年10月30日結成 「音楽ユニオン」月刊, 「季刊オーケストラ」季刊

役員(1988年7月25日・第6回大会選出)

代表運営委員 松本伸二(本部), 事務局長 安並克磨(城西)

85 全国広告関連労働組合協議会

(広告労協) 公称 7500

1976年1月21日結成

役員(1988年10月2日・第13回大会改選)

議長 荒川恒行(電通), 副議長 和田哲郎(アイアンドエス) 中谷賢二(大広) 西村恒彦(萬年社) 山竹広志(西広), 事務局長 大島秀五(萬年社)

【通 信 業】

86 全通信労働組合(全通) 16万4689

1946年5月31日結成 「全通新聞」週刊, 「全通調査時報」不定期刊, 「全通文学」不定期刊

役員(1988年7月8日・第42回大会補選)

委員長 河須崎暁(東京中部), 副委員長 木村実(秋田) 中西英雄(岡山), 書記長 伊藤基隆(群馬)

87 全日本郵政労働組合(全郵政) 6万6705

1965年10月17日結成 「全郵政新聞」週刊, 「全郵政ジャーナル」月刊

役員(1988年6月18日・第24回大会改選)

委員長 松田義央(東京), 副委員長 牧野喜蔵(東海) 森蔭八郎(近畿), 書記長 蜂須兼次(東京)

88 電気通信情報産業労働組合連合

(情報通信労連) 30万9498

1962年10月8日結成 「情報通信労連」半月刊, 「情報通信労連レポート」月刊

役員(1988年7月25日・第28回大会改選)

委員長 山岸章(全電通), 副委員長 戸崎義弘(全電通) 松尾修治(国際電電) 岡本義夫(電済労) 福田武志(全国通建) 田村誠造(全電印) 高井進作(都築電気) 植木勝美(全統一), 書

主要な労働組合の現状

報」不定期刊

役員(1987年9月24日・第49回大会改選)

委員長 中島道治(本部), 副委員長 酒井勝吉
(長野), 書記長 渡辺輝男(本部)

【食品産業】

65 たばこ産業労働組合共闘会議

(たばこ共闘) 2万8475

1974年11月15日結成

役員(1988年11月30日・第30回大会改選)

議長 椎名成雄(全たばこ), 副議長 紺野豊
(ATS) 松浦篤義(全フィルター), 事務局長
諸星富夫(全たばこ)

加盟組合(3組合)

全たばこ, ATS, 全フィルター

66 全日本たばこ産業労働組合

(全たばこ) 2万4905

1985年4月1日結成 「全たばこ新聞」週刊, 「オ
ルグ手帳」不定期刊

役員(1988年9月9日・第4回大会改選)

委員長 椎名成雄(東京), 副委員長 林与一
(関西), 書記長 次六弘(札幌)

67 アルコール専売労働組合(アル専) 433

1952年12月19日結成 「アル専週報」週刊

役員(1988年10月13日・第37回大会改選)

委員長 荻谷孝一(東京), 副委員長 中村一昭
(九州) 梶原弘臣(東京), 書記長 新貝隆(岩
田)

68 全国食品産業労働組合同盟

(全食品同盟) 4万2172

1947年10月6日結成 「全食品同盟」月刊, 「調査
資料食品労働」不定期刊

役員(1988年10月19日・第42回大会改選)

委員長 今井鐘七(数島製パン), 副委員長
北林英二(宝酒造) 河本志郎(木村屋) 中村好
秀(ヤマサ醤油) 黒田典明(伊藤ハム) 東慎哉
(本部), 書記長 串畑平(本部)

69 全日本食品労働組合連合会

(食品労連) 6万4351

1965年9月29日結成 「食品労連」半月刊, 「食品
労連時報」不定期刊

役員(1988年9月13日・第24回大会改選)

委員長 田村憲一(雪印乳業), 副委員長 増田
滋(サッポロビール) 姫野耕(明治製菓) 吉川
光太郎(日本水産) 大園道雄(全森永) 八木橋
辰雄(キッコーマン), 書記長 高田英治(不二
家)

70 全国麦酒労働組合連合会

(全国ビール) 1万3103

1949年5月19日結成 「全国ビール」月刊

役員(1988年9月14日・第40回大会改選)

委員長 増田滋(サッポロ), 副委員長 向正和
(アサヒ) 板垣俊一(キリン), 書記長 丸山高
見(アサヒ)

71 食品同業労組連絡会議(SDR) 公称5890

1974年8月29日結成 「食品同業タイムス」年刊

役員(1988年2月25日・第14回大会改選)

議長 阿部芳紀(アートコーヒー), 副議長 塩
田次郎(コロンパン), 事務局長 嶋田隆(日
本橋文明堂)

【文化産業】

72 日本マスコミ文化情報労組会議

(MIC-UNIONS) 公称10万7113

1963年11月9日結成 「マスコミ・文化情報」月
刊

役員(1988年10月6日・第27回総会改選)

議長 鈴木孝夫(民放), 副議長 植山孝志(新
聞) 鴨川孝司(全印) 奥田良胤(日放労) 折田
直昭(出版) 堀江毅(映演) 安並克麿(音楽),
事務局長 荒川恒行(広告)

加盟組合(9組合)

映演共闘, 全印総連, 出版労連, 新聞労連, 日
放労, 民放労連, 音楽ユニオン, 広告労協, 電
算労

73 全国映画演劇労働組合(全映演) 765

1947年5月7日結成 「教宣ニュース」不定期刊

役員(1987年10月22日・第44回大会改選)

委員長 山田健一(東宝), 副委員長 曾田修司
(東宝) 表進(東宝) 犬飼審司(東宝) 田中進
(東宝) 岩谷圭祐(東宝) 相沢博(九州興行),
事務局長 米井誠一(東宝)

74 映画演劇労働組合総連合(映演総連) 2443

1952年3月25日結成 「総連ニュース」不定期刊

役員(1988年10月17日・第37回大会改選)

議長 堀江毅(全東映), 副議長 杉崎光俊(松
竹) 小林義明(全東映) 久保田久吉(舞芸) 田
村稔(大映), 事務局長 原田由一(共同映画)

75 全印刷局労働組合(全印刷) 6123

1947年4月1日結成 「全印刷」旬刊

役員(1988年9月3日・第54回大会改選)

委員長 星宮文雄(本局), 副委員長 橋田和夫
(虎ノ門), 書記長 片倉利夫(滝野川)

76 全国印刷出版産業労働組合総連合会

(全印総連) 1万2409

1953年4月25日結成 「印総出版労働者」半月刊,
「印刷出版フォーラム」不定期刊

役員(1988年7月19日・第37回大会改選)

(関ペ) 伊藤康博(日ペ) 松永博(大日本) 永井一徳(水谷ペ), 書記長 山下嘉昭(本部)

51 日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会
(紙パ連合) 公称 5万0607

1988年2月5日結成

役員(1988年7月13日・第2回大会改選)

委員長 細川英香(王子製紙), 副委員長 武田秀美(十條製紙) 角五泰弘(王子製紙) 高木幸一(本州製紙) 鈴木登(大昭和製紙) 八田宏(山陽国策パルプ), 書記長 土居有臣(十條製紙)

52 日本紙パルプ労働組合協議会
(紙パ労協) 公称 5万8206

1984年10月15日結成

1988年2月4日解散

加盟組合(6組合)

紙パ労連, 紙パ総連合, 山陽国策パルプ労組, 與人労組, 日本加工製紙労組, 三島製紙労組

53 全国紙パルプ産業労働組合連合会
(紙パ労連) 2万5368

1947年4月6日結成

1988年2月4日解散

54 全日本紙パルプ・紙加工産業労働組合総連合
(紙パ総連合) 2万4684

1972年11月7日結成

1988年2月4日解散

55 化学産業労組調査研究会(化労研) 4万2746
1970年7月30日結成

役員(1988年12月1日・昭和63年度総会改選)

常任幹事 小林一夫(ブリジストン), 事務局長 藤原勝(武田薬品)

56 全国石油産業労働組合連合会
(石油労連) 公称 2万7500

1986年10月24日結成

役員(1988年7月22日・第3回大会改選)

委員長 持丸博史(日石), 副委員長 諏訪稔(コスモ) 細井富蔵(全昭シェル) 堀内達夫(東燃) 小泉中成(共石), 書記長 上村章三(共石)

57 全国ガス労働組合連合会
(全国ガス) 2万5865

1946年7月2日結成 「全国ガス労働」旬刊

役員(1988年7月19日・第44回大会改選)

委員長 高橋武夫(東京), 副委員長 小西勝実(北海道) 桜井重夫(東京) 丹羽満(東邦) 田中文明(広島) 前田健治(西部) 川岸久男(東京), 書記長 浜渦昭男(東京)

58 全国セメント労働組合連合会
(全国セメント) 1万7253

1946年7月25日結成 「全国セメント」旬刊, 「月刊全国セメント」不定期刊

役員(1987年8月5日・第42回大会改選)

委員長 伊東晃一(日本セ), 副委員長 水野新太郎(住友セ) 小野勝(大同コン), 書記長 海老塚彰(大阪セ)

59 全国窯業労働組合連合会(全窯連) 2万2413
1949年4月27日結成 「ぜんようれん」月刊

役員(1988年8月31日・第40回大会改選)

委員長 大島新司(日本ガイシ), 副委員長 石川敏男(鳴海製陶) 山本嘉成(黒崎窯業) 大竹研至(INAX), 書記長 間瀬裕(本部)

60 全国砥石産業労働組合連絡協議会
(全砥労協) 公称 2970

1962年10月13日結成 「全砥労協ニュース」不定期刊

役員(1988年10月31日・第27期大会改選)

議長 沖本光朗(クレノートン), 副議長 井上慶一(東邦窯業) 木村敏雄(瑞穂研磨), 事務局長 大矢昌弘(ノリタケカンパニー)

61 全国皮革産業労働組合連合会
(全皮労連) 公称 1800

1962年10月6日結成 「全皮労連」旬刊

役員(1987年9月25日・第27回大会改選)

委員長 山本政雄(山陽), 副委員長 石田定三(ニッタ) 松村善也(明治), 事務局長 浅見弘夫(ニッピ)

62 全国石綿スレート労働組合協議会
(石ス労協) 公称 2400

1984年10月1日結成

役員(1988年10月14日・5年度次総会改選)

議長 瀬川勇(浅野労組), 副議長 山田吉雄(アスク労組), 事務局長 田中勉(ノザワ労組)

【繊維産業】

63 ゼンセン同盟 49万9942
1946年7月31日結成 「ゼンセン新聞」週刊, 「月刊ゼンセン」月刊, 「友愛」月刊, 「ゼンセン・ニュースレター」不定期刊

役員(1988年9月14日・第44回大会改選)

会長 芦田甚之助(本部), 副会長 岩崎幸男(本部) 太田喜明(イトーヨーカドー) 島田安親(日本毛織) 住森通禮(全東レ) 中村弘(本部) 野付利之(本部) 花崎堇(東洋紡) 船野英男(本部), 書記長 高木剛(旭化成労連)

64 日本繊維産業労働組合連合会
(繊維労連) 7206

1947年2月12日結成 「繊維労連」月刊, 「調査時

主要な労働組合の現状

(全国化労協) 不祥
1953年9月20日結成 「化学のなかま」不定期刊
役員(1987年10月・幹事会改選)
代表幹事 南利和(合化労連), 幹事 丹下洋一
(食品労連) 田中昭夫(全国ガス) 小田早苗(紙
パ労連) 海老塚彰(全国セメント) 竹田立一(新
化学) 松永博(全日塗) 小林繁(総評)
加盟組合(7組合)
合化労連, 新化学, 全日塗, 紙パ労連, 全国ガ
ス, 全国セメント, 食品労連
40 日本化学エネルギー労働組合協議会
(化学エネルギー労協) 61万7208
1977年9月21日結成 「ニュース・化学エネルギ
ー労協」月刊
役員(1988年11月16日・第13回総会選出)
議長 本田廣市(全化同盟), 副議長 片山閑
(電力労連) 住森通禮(ゼンセン同盟) 佐々木
健(合化労連) 森田正利(化学総連), 事務局
長 鈴木治(電力労連)
加盟組合(11組合)
合化労連, 全化同盟, 化学総連, 新化学, 全日
本ゴム労連, 紙パ連合, 石油労連, 全国ガス,
化労研, ゼンセン同盟, 電力労連
41 化学単産連絡協議会
(化学連協) 公称32万8900
1982年2月12日結成
役員
議長 宮内留吉(合化労連), 副議長 中田英二
(新化学), 事務局長 上野嘉一(全化同盟)
加盟組合(5組合)
全化同盟, 合化労連, 化学総連, 化労研, 新化
学
42 合成化学産業労働組合連合
(合化労連) 9万5522
1950年12月8日結成 「合成化学」半月刊, 「合化
労連資料」不定期刊
役員(1988年7月21日・第75回大会改選)
委員長 佐々木健(藤沢薬品), 副委員長 佐野
猛(日本カーボン), 書記長 南利和(富士フィ
ルム)
43 全国化学一般労働組合同盟
(全化同盟) 10万1630
1951年11月18日結成 「全化同盟」旬刊
役員(1988年9月14日・第37回大会改選)
会長 本田廣市(大阪ガス), 副会長・会長代理
黒部正也(薬粧), 副会長 大山隆二(関東労
組) 山本克二(一般化学) 近藤攻(コニカ), 書
記長 上野嘉一(本部)
44 全国化学労働組合総連合

(化学総連) 7万8258
1978年9月30日結成 「化学総連」不定期刊
役員(1988年9月30日・第11回総会改選)
会長 森田正利(昭和電工), 会長代理 高部正
彦(ダイセル化学), 副会長 香月二郎(三菱化
成) 三浦義男(旭硝子) 北川雅一(積水化学)
瀬末明夫(大日本インキ), 事務局長 和志田
直(旭硝子)
45 全国化学労働組合協議会
(全国化学) 公称2万7000
1987年10月20日結成 「全国化学」月刊
役員(1987年10月20日・結成大会選出)
議長 石川二郎(日研化学), 副議長 高原和雄
(保土谷化学) 吉田安博(三菱瓦斯化学), 事務
局長 井出征男(住友スリーエム)
46 全国フェロアロイ産業労働組合協議会
(全国アロイ労協) 5324
1978年10月31日結成
役員(1988年11月15日・第11回総会改選)
議長 窪田松雄(日本重化学), 副議長 柳森哲
雄(日本電工) 岡田清(中央電気), 事務局長
伊藤茂雄(日本重化学)
47 新産別全化学産業労働組合連合
(新化学) 1万0773
1950年9月29日結成 「新化学」年3回刊
役員(1988年7月13日・第38回大会改選)
委員長 山美寿美(呉羽化学), 副委員長 渡
部綱雄(東芝セラミックス) 安井久士(徳山曹
達), 書記長 竹田立一(本部)
48 全日本ゴム産業労働組合総連合
(全日本ゴム労連) 4万7306
1974年1月30日結成 「全日本ゴム労連」月刊,
「ゴム労働情報」不定期刊
役員(1988年9月8日・第24回大会改選)
委員長 鈴木久夫(横浜ゴム), 副委員長 伊藤
澄世(バンドー化学) 石引晃(横浜ゴム) 緒方
正和(アサヒ) 和田時典(三ツ星ベルト), 書
記長 松谷栄(東洋ゴム)
49 全国油脂産業労働組合協議会
(全国油労協) 1万1105
1962年8月1日結成 「油労協通信」旬刊
役員(1988年8月29日・第27回大会改選)
議長 渡辺正美(日本油脂), 副議長 榊原繁
(第一工業) 宮沢博(日清製油), 事務局長 近
藤昇(旭電化)
50 全日本塗料労働組合協議会(全日塗) 9729
1956年1月23日結成 「全日塗」月刊
役員(1988年8月30日・第28回大会改選)
委員長 中本賢(日油), 副委員長 魚座征一郎

(松労協)丸山清(全東芝労協), 事務局長 木下功(電機労連)
加盟組合(18組合)
電機労連, 全日立労連, 松労協, 全富士通労連, 全東芝労連, 日電系労協, 菱関労連, 三労協, 全松下電工労連, 富士系労協, 沖労連, シャープ関連, 立石関連労懇, パイオニア系労協, 全日無, 安川関連労連, 明電関連協, 岩通関連協

28 全日本電線工業労働組合(全電線) 4万1472
1946年7月2日結成 「全電線」月刊
役員(1988年7月21日・第42回大会改選)
委員長 大友龍紀(日立), 副委員長 中野敏一(古河) 藤崎昭次(住友), 書記長 横山勝(藤倉)

29 全日本造船機械労働組合
(全造船機械) 4638
1946年9月1日結成 「全造船機械」旬刊
役員(1988年9月6日・第54回大会改選)
委員長 船津義海(三菱長船), 副委員長 副島一男(本部書記局), 書記長 木谷正(函館室蘭)

30 全国造船重機械労働組合連合会
(造船重機労連) 12万7404
1972年2月2日結成 「造船重機」(新聞)半月刊, 「造船重機」(雑誌)隔月刊, 「調査季報」年2回刊
役員(1988年8月26日・第19回大会改選)
委員長 有村利範(三菱), 副委員長 小島昭男(川重), 書記長 伊藤祐禎(住重)

31 全日本自動車産業労働組合総連合
(自動車総連) 69万6871
1972年10月3日結成 「自動車総連」月刊, 「自動車総連調査季報」不定期刊
役員(1988年9月9日・第17回大会改選)
会長 得本輝人(全トヨタ労連), 副会長 清水春樹(自動車労連) 片桐清高(全トヨタ労連) 榎原功(全本田労連) 西田大作(全国マツダ労連) 笠井晃(三菱自動車労連) 安部尚道(ダイハツ労連) 寺崎昭久(自動車労連), 事務局長 草野忠義(自動車労連)

32 日本自動車産業労働組合連合会
(自動車労連) 21万5043
1955年1月23日結成 「自動車労連」旬刊, 「JAW」月刊
役員(1988年10月1日・第20回大会改選)
会長 清水春樹(日産), 副会長 高坂弘巳(日産) 石川忠男(販労) 寺崎昭久(日産), 事務局長 秋田捷成(日産)

33 全トヨタ労働組合連合会
(全トヨタ労連) 公称22万
1972年9月11日結成 「全トヨタ労連」月刊
役員(1988年9月17日・第17回大会改選)
委員長 片桐清高(トヨタ自動車), 副委員長 仲村幸造(アイシン) 河村松茂(日本電装) 小田桐勝巳(トヨタ自動車) 近藤宣昭(愛知トヨタ), 事務局長 植本俊一(トヨタ自動車)

34 全国機械産業労働組合協議会
(機産協) 公称3万6869
1951年10月結成 「機産協」年1回刊
役員(1988年10月17日・第27回大会改選)
議長 小宮捷博(日立精機), 事務局長 有泉彰(東芝機械)

35 車輛産業労働組合協議会
(車輛労協) 1万0041
1972年12月20日結成 「車輛労協」不定期刊
役員(1987年12月12日・第16回大会改選)
議長 竹之越秀弘(日車名古屋), 副議長 友井川紘一(川崎重工) 米田治(近畿車輛) 清水昭夫(東急車輛), 事務局長 中下恵司(日本エヤーブレーキ)

36 航空機産業労働組合協議会
(航空労協) 4万0550
1967年10月25日結成 「航空労協ニュース」不定期刊
役員(1988年11月5日・第22回協議委員会改選)
議長 井高康博(三菱重工), 副議長 羽太雅(富士重工) 藤田信一郎(石播重工) 柳井文人(全日航), 事務局長 高橋正(川崎重工)

37 全国金属家具産業労働組合協議会
(金属家具労協) 8769
1973年10月20日結成 「金属家具労協ニュース」年2回刊
役員(1988年10月24日・第16回大会改選)
議長 桜井武(岡村), 副議長 北村政幸(全内田洋行) 田島正一(イトーキ) 元木一晶(全プラス) 笈田治夫(コクヨ), 事務局長 金子雅彦(全内田洋行)

38 全国ミシン労働組合協議会
(全ミ労) 公称1万5000
1952年3月結成 「全ミ労情報」不定期刊
役員(1988年10月23日・第35回大会改選)
議長 魚谷昇一(ペガサスミシン), 副議長 松藤邦武(シンガー日鋼) 小林勝広(広瀬製作所), 事務局長 佐藤啓造(蛇の目ミシン)

【化学産業】

39 全国化学産業労働組合協議会

主要な労働組合の現状

1983年10月21日結成 「機労会議」年3回刊

役員(1988年10月21日・第6回総会選出)

議長 北裏昌興(東洋ベアリング), 副議長 三田十三雄(精工舎) 吉川雪夫(ダイキン工業), 事務局長 平井孝之(日本精工)

16 全日本エンジニアリング産業労働組合協議会 (CEU) 公称1万

1968年1月20日結成 「エン労協」不定期刊

役員(1988年10月2日・第22回大会改選)

会長 上野高志(東洋エンジニアリング), 副会長 加藤享(千代田化工建設), 事務局長 多田倫幸(月島機械)

17 全国金属労働組合(全国金属) 15万1484

1950年10月8日結成 「全国金属」旬刊, 「金属労働資料」月刊

役員(1988年9月1日・第62回大会改選)

委員長 橋村良夫(東京), 副委員長 鈴木公市(東京) 宮城秀夫(神奈川) 屋敷英雄(愛知) 小林清吉(大阪) 竹内徹(愛媛), 書記長 嶋田一夫(書記局)

18 全日本金属産業労働組合連合

(全金連合) 33万

1988年2月9日結成

役員(1988年10月18日・第2回大会改選)

会長 藤原巖(全金同盟), 副会長 宮崎昇(全金同盟) 江口享(全金同盟) 藤森辰之(小松製作所労組) 勝又白俊(全矢崎労組), 事務局長 中條蔵実(全金同盟)

加盟組合(4組合, 1協議会)

全金同盟, 全矢崎労組, 小松製作所労組, 村田機械労組, 部品中立労協

19 全国金属産業労働組合同盟

(全金同盟) 28万8560

1951年3月18日結成 「全金同盟」旬刊, 「全金同盟調査時報」不定期刊

役員(1987年8月28日・第37回大会改選)

組合長 藤原巖(本部), 副組合長 坂本勝(ダイキン工業) 中津清次(セイコー電子工業) 野崎満夫(トキコ) 服部光朗(ゲーデル機器) 江口享(久保田鉄工) 宮崎昇(セイコー) 管沼喜久次(日本ビクター), 書記長 今泉昭(本部)

20 全国機械金属労働組合(全機金) 3万2222

1950年2月8日結成 「全機金」月刊

役員(1988年7月19日・第39回大会改選)

委員長 前川忠夫(日本精工), 副委員長 内藤近衛(豊和工業) 新田尊士(日本飛行機) 米田実(不二越), 書記長 金子瀧雄(本部)

21 全日本アルミニウム産業労働組合協議会

(全日本アルミ労協) 公称4万4121

1977年9月19日結成 「全日本アルミニウム」不定期刊

役員(1988年10月28日・幹事会改選)

会長 西川孝一(昭和アルミ), 副会長 伊藤勉(住友軽金属) 岡村敬史(日本軽金属), 事務局長 井上智生(三菱アルミ)

加盟組合(2協議会)

アルミ労協, 軽圧労協

22 全国アルミ産業労働組合協議会

(アルミ労協) 3万2121

1976年11月22日結成 「アルミ労協」旬刊

役員(1988年8月29日・第13回大会改選)

会長 西川孝一(昭和アルミ), 副会長 南信弘(三協アルミ) 吉田守(トーヨーサッシ) 片桐尚治(日本アルミ) 石黒哲夫(立山アルミ), 事務局長 柳沢昭(不二サッシ)

23 軽金属圧延労働組合協議会

(軽圧労協) 公称1万2000

1979年10月15日結成 「軽圧ニュース」不定期刊

役員(1988年10月12日・第10回拡大幹事会改選)

代表幹事 伊藤勉(住友軽金属), 事務局長 井上智生(三菱アルミ)

24 全国伸銅労働組合連合会(全銅連) 5444

1950年9月1日結成 「全銅連」不定期刊

役員(1988年9月19日・第39回大会改選)

会長 秋口稔(三宝伸銅), 副会長 伊藤勉(住友軽金属) 小山昌治(三谷伸銅) 鈴木孝順(日東金属), 書記長 穴見貞夫(日本伸銅)

25 全日本光学工業労働組合協議会

(光学労協) 公称4万3000

1953年7月22日結成 「光学労協」年3回刊

役員(1988年9月19日・第39回大会改選)

議長 小松克男(オリンパス), 副議長 桑村邦男(ミノルタ) 近藤攻(コニカ), 事務局長 太田孝一(キャノン)

26 全日本電機機器労働組合連合会

(電機労連) 66万8984

1953年6月1日結成 「電機労連」半月刊, 「調査時報」不定期刊, 「電機ジャーナル」隔月刊,

「賃金資料」不定期刊, 「政策資料情報」月刊

役員(1988年7月8日・第36回大会改選)

委員長 薬科満治(富士通), 副委員長 藤田三男(日立) 野沢雄三(松下), 書記長 鈴木勝利(東芝)

27 電機産業関連労組連絡会議

(電関連) 公称74万2140

1984年11月27日結成

役員(1988年11月30日・拡大運営委員会)

議長 薬科満治(電機労連), 副議長 前川朋久

般同盟) 今井鐘七(全食品同盟), 事務局長 山口義男(自動車労連)

加盟組合(28組合)

全炭鉱, 資源労連, 全金同盟, 造船重機労連, 自動車労連, 三菱自工労組, 全化同盟, センセン同盟, 全食品同盟, 全映演, 凸版労組, 全郵政, 建設同盟, 全民労, 電力労連, 全国電力検集労連, 鉄労友愛会, 交通労連, 海員, 日本港湾, 航空同盟, 日林労, 国税会議, 統計労組, 自治労連, 基金労組, 一般同盟, 全国農協連合

5 中立労組連絡会(中連) 公称162万7613

1987年10月28日結成

役員(1987年10月28日・発足総会選出)

議長 藁科満治(電機労連), 副議長 山野辺四郎(生保労連) 加藤忠由(全建総連) 田村憲一(食品労連) 大友龍紀(全電線) 高橋武夫(全国ガス) 伊東晃一(全国セメント), 事務局長 横山樹(電機労連)

加盟組合(9組合)

電機労連, 全電線, 全国ガス, 全国セメント, 全窯連, 食品労連, 映演総連, 全建総連, 生保労連

【鉱業】

6 石炭労働組合協議会(石炭労協) 1万6412

1984年11月15日結成

役員(1988年12月8日・第6回大会改選)

会長 藤原福夫(炭労), 副会長 安永嗣(全炭鉱) 野口徹(炭職協), 事務局長 桂敏倫(全炭鉱)

加盟組合(3組合) 炭労, 全炭鉱, 炭職協

7 日本炭鉱労働組合(炭労) 7825

1950年4月23日結成 「炭労新聞」不定期刊

役員(1988年7月13日・第118回大会改選)

委員長 藤原福夫(太平洋), 副委員長 中村勇(南大夕張), 事務局長 高橋由紀雄(赤平)

8 全国石炭鉱業労働組合(全炭鉱) 4128

1954年4月21日結成 「全炭鉱」不定期刊

役員(1987年6月20日・第46回大会改選)

委員長 安永嗣(三池), 副委員長 壇栄康(松島), 書記長 桂敏倫(松島)

9 全国炭鉱職員労働組合協議会(炭職協) 4459

1957年10月25日結成

役員(1988年9月30日・第38回大会改選)

中央議長 野口徹(三井石炭), 地方議長 小林悦郎(三菱鉱業セメント) 奥蘭誠一(三井石炭), 事務局長 藤原徹(三井石炭)

10 日本非鉄金属産業労働組合連合会

(非鉄金属労連) 1万4109

1982年9月29日結成 「非鉄金属労連」半月刊,

「調査報告」不定期刊

役員(1988年8月30日・第13回大会改選)

委員長 姫野庄三(三菱), 事務局長 藤原順孚(住友)

11 全日本資源産業労働組合連合会

(資源労連) 7143

1965年3月5日結成 「資源労連」半月刊

役員(1988年3月9日・第24回大会改選)

委員長 中西敬一郎(倉見), 副委員長 久間木巖(日鉱) 吉田茂(東邦), 書記長 伊藤誠亨(佐賀関)

【金属産業】

12 全日本金属産業労働組合協議会

(IMF・JC) 204万1360

1964年5月16日結成 「IMF・JC金属」(新聞) 月刊, 「IMF・JC金属」(雑誌) 月刊,

「国際労働ニュース」不定期刊

役員(1988年9月6日・第27回大会改選)

議長 中村卓彦(鉄鋼労連), 副議長 藁科満治(電機労連) 得本輝人(自動車総連) 新沼行(鉄鋼労連) 有村利範(造船重機労連) 藤原巖(全金連合) 前川忠夫(全機金) 瀬戸一郎(本部), 事務局長 梅原志朗(電機労連)

加盟組合(14組合)

鉄鋼労連, 全金連合, 電機労連, 造船重機労連, 自動車総連, 全機金, キャノン労組, キャタピラー三菱労組, コニカ労組, 三協労組, 全岡村労連, 日本オーチス 労組, 小松メック 労組, NCR 労組

13 金属共闘全国連絡会議(金属共闘)

公称15万6122

1953年12月21日結成

役員(1988年10月6日・幹事会改選)

議長 嶋田一夫(全国金属), 事務局長 副島一男(全造船機械)

加盟組合(2組合) 全国金属, 全造船機械

14 日本鉄鋼産業労働組合連合会

(鉄鋼労連) 19万9768

1951年3月1日結成 「鉄鋼労連」旬刊, 「調査時報」不定期刊

役員(1988年9月15日・第79回大会改選)

会長 中村卓彦(新日鉄), 委員長 新沼行(新日鉄), 副委員長 斎藤安正(住友金属) 林田賢二(川崎製鉄) 千葉登(日本鋼管), 書記長 鷲尾悦也(新日鉄)

15 機械金属労働組合会議

(機労会議) 公称11万3952

【中央組織】

1 全日本民間労組連合会（連合）公称540万4382
1987年11月20日結成 「WEEKLYれんごう」
週刊、「連合」月刊、「れんごう政策資料」不定期
刊

役員（1987年11月20日・結成大会選出）

会長 堅山利文（電機労連）、会長代理 宇佐美
忠信（ゼンセン同盟）山岸章（情報通信労連）
薬科満治（電機労連）、副会長 得本輝人（自動
車総連）山野辺四郎（生保労連）藤原巖（全金同
盟）片山閑（電力総連）新沼行（鉄鋼労連）田
村誠（私鉄総連）有村利範（造船重機労連）橋
村良夫（全国金属）土井一清（海員組合）田中
良一（全化同盟）鈴木健勝（商業労連）田村憲
一（食品労連）前川忠夫（全機金）、事務局長
山田精吾（ゼンセン同盟）

加盟組合（54組合、オブザーバー加盟2組合）

炭労、全炭鉱、非鉄金属労連、資源労連、鉄鋼
労連、全国金属、全金連合、全機金、電機労
連、全電線、造船重機労連、自動車総連、合化
労連、全化同盟、化学総連、新化学、ゴム労
連、紙パ連合、石油労連、全国ガス、全国セメ
ント、全窯連、ゼンセン同盟、たばこ共闘、全
食品同盟、食品労連、全映画、日放労、凸版労
組、情報通信労連、建設同盟、全国自労、相銀
全労、生保労連、全電力、電力総連、鉄道労
連、鉄産労連、私鉄総連、交通労連、運輸労
連、全日通、全自交労連、新運転、全海連、海
員、港運同盟、航空同盟、商業労連、ホテル労
連、基金労組、一般同盟、全国農協連合、新産
別京滋

（オブザーバー加盟）繊維労連、全造船機械
（友好組織）車輻労協、金属家具労協、化労研、
全国アロイ労協、日建協、チェーン労協

2 日本労働組合総評議会（総評） 407万4774
1950年7月12日結成 「総評新聞」週刊、「月刊
総評」月刊、「総評調査月報」月刊、「季刊労働
者の権利」季刊、「国際労働運動」不定期刊、
「Sohyo News」不定期刊

役員（1988年7月29日・第79回大会改選）

議長 黒川武（私鉄総連）、副議長 福田忠義
（日教組）河須崎暁（全通）久保正（都市交）
斎藤安正（鉄鋼労連）佐々木健（合化労連）園
木久治（情報通信労連）高野俊栄（自治労）橋
村良夫（全国金属）亀崎俊雄（全港湾）、事務
局長 真柄栄吉（自治労）

加盟組合（49組合、オブザーバー加盟1組合）

炭労、非鉄金属労連、鉄鋼労連、全国金属、全

造船機械、合化労連、繊維労連、たばこ共闘、
アルコール専売、全印刷、全印総連、新聞労
連、日放労、全通、情報通信労連、建設一般全
日自労、総評全日建運輸、総評全日建、全電
力、国労、鉄産総連、私鉄総連、都市交、全日
通、全自交労連、運輸一般、自運労、全海連、
全港湾、日教組、日本医労連、放影研労組、ホ
テル労連、国公労連、全財務、大蔵職組、全造
幣、全農林、全林野、全開発、会検労、自治
労、全水道、政労協、全駐労、沖縄国公労、全
国一般、全山労、全競労

（オブザーバー加盟）住宅労協

付 総評民間単産会議 公称180万
1966年12月17日結成 「民間単産会議情報」不定
期刊

役員（1988年10月11日・第23回総会改選）

議長 橋村良夫（総評）、副議長 斎藤安正（鉄
鋼労連）嶋田一夫（全国金属）佐野猛（合化労
連）高崎典太（私鉄総連）梅田義夫（全日通）
坂野哲也（全港湾）須藤安三（日放労）園木久
治（全電通）姫野庄三（非鉄金属労連）富岡郁
夫（全国一般）志村光祥（ホテル労連）椎名成
雄（たばこ共闘）、事務局長 村上寅十（私鉄総
連）

加盟組合（33組合、オブザーバー加盟1組合）

炭労、非鉄金属労連、鉄鋼労連、全国金属、全
造船機械、合化労連、紙パ労連、繊維労連、た
ばこ共闘、全印総連、新聞労連、日放労、建設
一般全日自労、総評・全日建運輸、総評・全日
建、情報通信労連、全電力、国労、鉄産総連、
私鉄総連、全日通、全自交労連、全港湾、運輸
一般、自運労、全海連、日本医労協、放影研労
組、ホテル労連、政労協、全競労、全国一般、
全山労

（オブザーバー加盟）住宅労協

3 全国産業別労働組合連合（新産別）6万6293
1949年12月10日結成

1988年10月25日解散

加盟組合（4組合ほか）

全機金、新化学、新運転、京滋地連、その他

4 友愛会議 公称199万4036
1987年10月22日結成

役員（1987年10月22日・設立総会選出）

議長 宇佐美忠信（ゼンセン同盟）、副議長 田
中良一（全化同盟）土井一清（海員組合）本田
廣市（全化同盟）藤原巖（全金同盟）有村利範
（造船重機労連）清水春樹（自動車労連）松田
義央（全郵政）片山閑（電力労連）瀬藤功（鉄
労友愛会議）藤原基司（交通労連）前川一男（一

主要な労働組合 の現状

(1988年12月末日現在)

労働組合名(略称), 結成年月日, 組合員数(1987年6月
 末現在労働組合基本調査, または公称)「機関紙・誌」
 (刊行頻度)
 役員(改選年月日・改選機関)三役役職員氏名(出身組
 合)
 加盟組合(この項は中央組織, 協議会, 共闘組織のみ)

中央組織

1. 連合
2. 総評
- 付 総評民間単産会議
3. 新産別
4. 友愛会議
5. 中連

鉱業

6. 石炭労協
7. 炭労
8. 全炭鉱
9. 炭職協
10. 非鉄金属労連
11. 資源労連

金属産業

12. IMF・JC
13. 金属共闘
14. 鉄鋼労連
15. 機労会議
16. CEU
17. 全国金属
18. 全金連合
19. 全金同盟
20. 全機金
21. 全日アルミ労協
22. アルミ労協
23. 軽圧労協
24. 全銅連
25. 光学労協
26. 電機労連
27. 電関連
28. 全電線
29. 全造船機械
30. 造船重機労連
31. 自動車総連
32. 自動車労連
33. 全トヨタ労連
34. 機産協
35. 車輜労協
36. 航空労協
37. 金属家具労協
38. 全ミ労

化学産業

39. 全国化労協
40. 化学エネルギー労協
41. 化学連協
42. 合化労連
43. 全化同盟
44. 化学総連
45. 全国化学
46. 全国アロイ労協
47. 新化学
48. 全日本ゴム労連
49. 全国油労協
50. 全日塗
51. 紙パ連合
52. 紙パ労協
53. 紙パ労連
54. 紙パ総連合
55. 化労研
56. 石油労連
57. 全国ガス
58. 全国セメント

59. 全窯連
60. 全砥協
61. 全皮労連
62. 石ス労協

繊維産業

63. ゼンセン同盟
64. 繊維労連

食品産業

65. たばこ共闘
66. 全たばこ
67. アル専
68. 全食品同盟
69. 食品労連
70. 全国ビール
71. 食品同業

文化産業

72. ミック・ユニオン
73. 全映演
74. 映演総連
75. 全印刷
76. 全印総連
77. 印刷労協
78. 印刷関連労協
79. 出版労連
80. 新聞労連
81. NHK労連
82. 日放労
83. 民放労連
84. 音楽ユニオン
85. 広告労協

通信業

86. 全通
87. 全郵政
88. 情報通信労連
89. 全電通
90. 国際電電労組
91. 電済労
92. 全国通建
93. 電算労

建設業

94. 建設労連
95. 全建総連
96. 建設同盟
97. 総評・全日建運輸
98. 総評・全日建
99. 日建協
100. 電工労連
101. 建設一般全日自労
102. 全民労
103. 全国自労連
104. 全国自労・佐賀
105. 住宅労協

金融業

106. 金融共闘
107. 全銀総連
108. 市銀連
109. 地銀連
110. 外銀連
111. 全相銀連
112. 全銀連合
113. 全信連

114. 全信労
115. 全信保労連
116. 生保労連
117. 全損保
118. 損保労連
119. 全証労協

電気産業

120. 全電力
121. 電力総連
122. 電力労連
123. 全国電力検集労連
124. 電保労連

交通運輸産業

125. 交運労協
126. 国労
127. 鉄道労連
128. 鉄産総連
129. 全動労
130. 動労千葉
131. 私鉄総連
132. 交通労連
133. 都市交
134. 運輸労連
135. 全日通
136. 運輸一般
137. 全自交労連
138. 自交総連
139. 自運労
140. 新運転
141. 全海連
142. 海員
143. 船通労
144. 漁船同盟
145. 全国港湾
146. 全港湾
147. 港運同盟
148. 日港労連
149. 全倉運
150. TKU
151. 航空同盟
152. 民航労連

教育

153. 日教組
154. 全日教連
155. 日高教(一ツ橋)
156. 日高教(麴町)

医療

157. 日本医労連
158. 全医労
159. 放影研労組

商業

160. 商サ事務労
161. 商業労連
162. レジャー・サービス
163. ホテル労連
164. 観光労連
165. 全商社
166. 全商業
167. チェーン労協

公務

168. 全官公
169. 官公労協
170. 公務員共闘
171. 公労協
172. 国公労連
173. 国公労協
174. 全大蔵労連
175. 大蔵協議会
176. 大蔵連盟
177. 全国税
178. 国税会議
179. 国税中国
180. 全財務
181. 全税関
182. 税関労連
183. 大蔵職組
184. 全造幣
185. 全農林
186. 全林野
187. 日林労連
188. 建設総連
189. 全建労
190. 建職組
191. 建労連
192. 全労働
193. 全通産
194. 全司法
195. 全法務
196. 全開発
197. 全運輸
198. 全港建
199. 全気象
200. 厚生共闘
201. 全厚生
202. 全電波
203. 文労
204. 会検労
205. 人職
206. 国会職連
207. 総理府労連
208. 統計労組
209. 全行管
210. 地公労
211. 自治労
212. 自治労連
213. 全水道
214. 都労連
215. 政労協
216. 基金労組
217. 全駐労
218. 沖縄国公労

その他

219. 全国一般
220. 一般同盟
221. 一般中小労組連絡会
222. 全農協労連
223. 生協労連
224. 全山労
225. 全競労

協議会・共闘会議

226. 統一労組懇
227. 多国籍労組会議
228. 公益民労
229. 地県評全国連絡会

労働組合名簿

鳥取県労働総同盟
島根県労働総同盟
岡山県労働総同盟
広島県労働総同盟
山口県労働総同盟
徳島県労働総同盟
香川県労働総同盟
愛媛県労働総同盟
高知県労働総同盟
福岡県労働総同盟

佐賀県労働総同盟

長崎県労働総同盟
熊本県労働総同盟
大分県労働総同盟
宮崎県労働総同盟
鹿児島県労働総同盟
沖縄県労働総同盟

鳥取市戎町110 0857-26-2482
松江市御手船場町567労働福祉センター 0852-26-6050
岡山市春日町5-5 0862-24-8227
広島市南区金屋町1-17 082-261-4207
山口市下湯田大橋町 0839-22-3202
徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館 0886-53-4749
高松市番町3-5-15 0878-34-4045
松山市宮田町132 勤労会館 0899-31-7313
高知市本町4-1-32 0888-23-0585
福岡市中央区大手門3-3-3
大手門会館 092-741-8207
佐賀市兵庫町大字藤ノ木
字四本松396-3 0952-24-5738
長崎市元船町10-7 0958-27-4300
熊本市新屋敷1-2-1 096-364-1328
大分市寿町1-3 労働福祉会館 0975-36-2468
宮崎市別府町3-9 労働福祉会館 0985-28-5151
鹿児島市鴨池新町5-7-301 0992-58-7731
那覇市旭町28 0988-61-2272

【在日国際労働組織連絡事務所】

世界労連 (WFTU) 東京事務所
国際自由労連日本加盟組織連絡協議会
(ICFTU-LC)
国際労働組合連合 (WCL) 東京事務所
国際金属労連 (IMF) 東アジア事務所
国際化学エネルギー一般労連 (ICEF)
東京事務所
国際繊維被服皮革労組連盟アジア地域組織
(ITGLWF・ARO-TWARO)
国際食品労連日本加盟労組連絡協議会
(ICF-JCC)
国際郵便電信電話労連 (PTTI) 東京事務所
国際運輸労連 (ITF) 日本事務所
国際商業事務専門職技術労連日本加盟組織
連絡協議会 (FIET-JJC)

北区滝野川3-3-1 ユニオン・コーポ 915-9486
港区新橋2-12-18 及川ビル 508-1351
豊島区目白3-7-4 953-5930
中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル 274-2461
港区三田2-7-15 電力労働会館 454-8521
千代田区富士見2-10-28 フジボウ会館 221-0041
中央区京橋1-15-1 味の素宝町ビル 561-4540
千代田区神田駿河台3-6 全電通会館 251-3371
港区芝浦3-1-35 東交会館 769-4471
渋谷区代々木2-23-1
ニューステートメナー 商業労連内 370-4121

島根県労働組合評議会
岡山県労働組合総評議会
広島県労働組合会議
山口県労働組合評議会
徳島県労働組合評議会
日本労働組合総評議会香川県地方評議会
日本労働組合総評議会愛媛県地方労組評議会
高知県労働組合総評議会
福岡県労働組合評議会

佐賀県労働組合総評議会
長崎県労働組合評議会
熊本県労働組合総評議会
大分県労働組合評議会
宮崎県労働組合評議会
鹿児島県労働組合総評議会
沖縄県労働組合協議会

【友愛会議系地方組織】

北海道労働総同盟
青森労働総同盟
岩手労働総同盟
宮城労働総同盟
秋田県労働総同盟
山形労働総同盟
福島県労働総同盟
茨城県労働総同盟
栃木労働総同盟
群馬県労働総同盟
埼玉労働総同盟
千葉県労働総同盟
東京労働総同盟
神奈川労働総同盟
新潟県労働総同盟
富山労働総同盟
石川労働総同盟
福井労働総同盟
山梨県労働総同盟
長野労働総同盟
岐阜労働総同盟
静岡県労働総同盟
愛知労働総同盟
三重労働総同盟
滋賀労働総同盟
京都労働総同盟
大阪労働総同盟
兵庫労働総同盟
奈良労働総同盟
和歌山労働総同盟

松江市御手船場町549—4 福祉センター 0852—23—3300
岡山市春日町5—5 0862—25—1441
広島市南区金屋町1—17 082—261—9255
山口市駅通り2—5—11 0839—22—1841
徳島市昭和町3—35—1 労働福祉会館 0886—23—2108
高松市丸の内7—18 0878—51—2362
松山市宮田町132 勤労会館 0899—41—4500
高知市本町4—1—32 労働会館 0888—75—7274
福岡市中央区大手門3—3—3
大手門会館 092—712—0525
佐賀市神野東2—6—10 佐賀県労働会館 0952—32—2211
長崎市桜町9—6 地区労会館 0958—23—7281
熊本市九品寺1—17—9 熊本県労働会館 096—371—6226
大分市寿町1—3 労働福祉会館 0975—34—3300
宮崎市別府町3—9 労働福祉会館 0985—29—1212
鹿児島市鴨池新町5—7—601 労働会館 0992—52—8585
那覇市東町1—1 0988—62—3888

札幌市中央区大通り西16—1—19 011—641—4621
青森市本町3—3—11 労働福祉会館 0177—23—1999
盛岡市大沢川原2—2—32 労働福祉会館 0196—24—4310
仙台市上杉1—5—13 労働福祉会館 022—261—4292
秋田市川尻御休町9—33 0188—64—8511
山形市香澄町2—9—40 0236—31—7740
福島市宮町3—14 労働福祉会館 0245—23—4673
水戸市新荘3—5—6 竹内ビル 0292—26—0534
宇都宮市中央3—1—4 産業会館 0286—35—9511
前橋市野中町361—2 0272—61—1121
浦和市常盤9—24—13 労働会館 0488—33—9137
千葉市千葉港4—4 労働者福祉センター 0472—47—5505
東京都渋谷区千駄ヶ谷1—7—4 03—403—0711
横浜市磯子区中原1—1—17 045—774—3011
新潟市花園2—1—7 第2総合生協会館 025—241—2166
富山市奥田新町81 0764—32—9828
金沢市駅西本町2—6—27 0762—23—5468
福井市宝永2—1—24 労働福祉会館 0766—24—4284
甲府市相生2—7—17 労農福祉センター 0552—37—2269
長野市鶴賀2141—3 信光ビル 0262—34—0397
岐阜市曙町4—19 0582—47—8764
静岡市春日2—3—10 0542—54—8345
名古屋市中区大井町6—26 052—322—6111
津市栄町1—147—5 勤労者福祉会館 0592—28—6108
大津市馬場3—13—28 0775—23—2701
京都市中京区壬生仙念町30—2 075—811—3361
大阪市西区土佐堀1—6—3 06—448—0151
神戸市中央区下山手通5—9—3 078—341—1555
奈良市西木辻町93—6 奈良労働会館 0742—23—4851
和歌山市畑屋敷中の丁9—1 0734—31—7546

労働組合名簿

地方組織

【連合系地方組織】

北海道ブロック連絡会
東北ブロック連絡会
関東ブロック連絡会

東海ブロック連絡会
北陸ブロック連絡会
近畿ブロック連絡会
中国ブロック連絡会

四国地方連絡会
九州ブロック連絡会

【総評系地方組織】

全北海道労働組合協議会
青森県労働組合会議
岩手県労働組合総連合
宮城県労働組合評議会
秋田県労働組合会議
山形県労働組合評議会

福島県労働組合協議会
茨城県労働組合連盟
栃木県労働組合会議
群馬県地方労働組合評議会
埼玉県労働組合評議会
千葉県労働組合連合協議会
東京地方労働組合評議会
神奈川県地方労働組合評議会
新潟県労働組合評議会
富山県労働組合協議会
石川県労働組合評議会
福井県労働組合協議会
山梨県労働組合総連合会
長野県労働組合評議会
岐阜県労働組合評議会
静岡県労働組合評議会
愛知県地方労働組合評議会
三重県労働組合協議会

日本労働組合総評議会滋賀地方評議会
日本労働組合総評議会京都地方評議会
日本労働組合総評議会大阪地方評議会
日本労働組合総評議会兵庫県地方評議会
奈良県地方労働組合評議会
和歌山県地方労働組合評議会
鳥取県労働組合総評議会

札幌市中央区大通西16 北海道電力総連 011-613-2255
仙台市立町20-1 東北電労内 022-261-3264
千代田区神田東松下町17 ファーストビル
ゼンセン同盟東京都支部内 252-8316
豊田市トヨタ町2 全トヨタ労連内 0565-28-2411
富山市石金20 全機金不二越支部内 0764-25-2934
守口市橋波東之町3-19 松下労働会館 06-997-0373
広島市南区小磯町1-1
全国マツダ労連内 082-281-6394
高松市多賀町2-12-5 四国電力総連内 0878-61-4726
北九州市八幡東区平野1-11-1
新日鐵八幡労働会館 093-681-5140

札幌市中央区北四条西12丁目 北労ビル 011-231-4157
青森市本町3-3-11 労働福祉会館 0177-75-2401
盛岡市大沢川原2-2-32 労働福祉会館 0196-23-9201
仙台市上杉1-5-13 労働福祉会館 022-222-9181
秋田市中通6-7-36 労働会館 0188-33-8355
山形市香澄町2-9-40
勤労者福祉センター 0236-41-5515
福島市宮町3-14 労働福祉会館 0245-22-6101
水戸市梅香2-1-39 労働福祉会館 0292-21-7178
宇都宮市中戸祭町821 福祉センター 0286-22-0567
前橋市野中町361-2 勤労福祉センター 0272-61-3333
浦和市高砂町4-3-5 0488-63-1561
千葉市千葉港4-4 労働者福祉センター 0472-41-7141
東京都港区芝浦3-18-15 03-452-4611
横浜市磯子区中原1-1-28 045-773-2250
新潟市花園2-1-7 第2総合生協会館 025-241-2227
富山市奥田新町81 0764-31-8756
金沢市昭和町5-23 0762-33-2170
福井市宝永2-1-24 労働福祉会館 0776-21-5321
甲府市相生2-7-17 労農福祉センター 0552-35-3161
長野市県町532-3 労働会館 0262-34-2116
岐阜市西駒爪町14 0582-65-4678
静岡市南町11-22 0542-82-4121
名古屋市昭和区鶴舞3-8-10 052-741-2266
津市栄町1-147-5
三重県勤労福祉会館 0592-27-0154
大津市梅林1-4-15 教育会館 0775-22-4644
京都市中京区壬生仙念町30-2 075-801-2308
大阪市北区天神橋3-9-27 06-358-0281
神戸市中央区琴緒町1-5-9 078-221-7777
奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館 0742-26-3983
和歌山市小松原通り3-1 教育会館 0734-23-1952
鳥取市戎町110 中央労働福祉会館 0857-23-2391

建設省労働組合総連合会（建設総連）	北区堀船1—12—19 現業労協会館 全建労内	919—7901
全建設省労働組合（全建労）	北区堀船1—12—19 現業労協会館	919—7901
建設省職員組合（建職組）	港区芝2—20—12 友愛会館	455—3005
建設省労働組合連合会（建労連）	港区芝2—20—12 友愛会館 建職組内	455—3005
全労働省労働組合（全労働）	千代田区霞ヶ関1—2—2 中央合同庁舎第5号館	593—1211
全通商産業省労働組合（全通産）	千代田区霞ヶ関1—3—1 通産省内	580—5707
全司法労働組合（全司法）	千代田区隼町4—2 最高裁内	264—8111
全法務労働組合（全法務）	千代田区霞ヶ関1—1—2 法務省内	580—0584
全北海道開発局労働組合（全開発）	札幌市中央区北三条西4丁目 合同庁舎	011—261—0443
全運輸省労働組合（全運輸）	千代田区霞ヶ関2—1—3 運輸省内	580—4244
全運輸省港湾建設労働組合（全港建）	千代田区霞ヶ関2—1—3 運輸省内	580—3111
全気象労働組合（全気象）	千代田区大手町1—3—4 気象庁内	212—4008
厚生省労働組合共闘会議（厚生共闘）	千代田区霞ヶ関1—2—2 中央合同庁舎第5号館	580—4782
全厚生職員労働組合（全厚生）	千代田区霞ヶ関1—2—2 中央合同庁舎第5号館	501—4881
全電波労働組合（全電波）	港区麻布台1—6—19 郵政省飯倉分館	585—2777
文部職員労働組合（文労）	千代田区霞ヶ関3—2—2 文部省内	581—4211
会計検査院職員労働組合（会検労）	千代田区霞ヶ関3—2—1 会計検査院内	581—3251
人事院職員組合（人職）	千代田区霞ヶ関2—1—2 人事院内	581—5311
国会職員組合連合会（国会職連）	千代田区永田町1—7—1 衆議院内	581—3111
総理府労働組合連合会（総理府労連）	新宿区若松町19—1 総務庁第2庁舎	202—1111
総務庁統計局労働組合（統計労組）	新宿区若松町19—1 総務庁統計局内	202—1111
全行政管理庁職員組合（全行管）	千代田区霞ヶ関3—1—1 総務庁内	581—6361
地方公務員関係労働組合共闘会議（地公労）	千代田区六番町1 自治労会館	262—1576
全日本自治団体労働組合（自治労）	千代田区六番町1 自治労会館	263—0262
全国自治団体労働組合連合（自治労連）	港区芝2—20—12 友愛会館 全官公内	453—5371
全日本水道労働組合（全水道）	文京区本郷1—4—1 全水道会館	816—4132
東京都労働組合連合会（都労連）	千代田区丸の内3—8—1 都庁内	212—6931
政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	251—6621
社会保険診療報酬支払基金労働組合（基金労組）	港区西新橋1—23—9 河野ビル	501—0323
全駐留軍労働組合（全駐労）	港区芝3—41—8	455—5971
沖縄国家公務員労働組合（沖縄国公労）	那覇市旭町34 官公労共済会館	0988—63—2414
そ の 他		
総評・全国一般労働組合（総評・全国一般）	千代田区三崎町3—5—6 造船会館	230—4071
全国一般労働組合同盟（一般同盟）	港区芝2—20—12 友愛会館	453—5969
一般中小労組連絡会	港区芝浦3—18—15 全国一般東京地本内	451—4141
全国農業協同組合労働組合連合会（全農協労連）	渋谷区代々木2—5—5 新宿農協会館	370—8327
全国生協労働組合連合会（生協労連）	渋谷区千駄ヶ谷4—1—13 生協会館	408—0067
全国山林労働組合（全山労）	文京区大塚3—28—7 全林野会館	945—6385
全国競走労働組合（全競労）	千代田区神田駿河台3—2—11 総評会館	253—9309
協議会・共闘組織		
統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）	北区滝野川3—3—1 ユニオン・コーポ	940—0401
多国籍企業対策労働組合会議（多国籍労組会議）	中央区八重洲2—6—21 三徳八重洲ビル	274—2461
公益産業民間労働組合連絡会（公益民労）	港区三田2—7—15 電力労働会館	454—5478
総評・地県評・地区労運動の継承・発展・強化をめざす全国連絡会	千代田区丸の内3—8—1 都労連内	212—6931

労働組合名簿

鉄道弘済会KIOSK労働組合 (TKU)
全日本航空産業労働組合総同盟 (航空同盟)
日本民間航空労働組合連合会 (民航労連)

千代田区麴町6-1-18 麴町共栄ビル 262-9709
大田区羽田空港1-6-3 日航機装ビル 747-7642
大田区羽田空港1-6-6 全日空労組内 747-5742

教 育

日本教職員組合 (日教組)
全日本教職員連盟 (全日教連)
日本高等学校教職員組合 (日高教・一ツ橋)
日本高等学校教職員組合 (日高教・麴町)

千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 265-2181
千代田区麴町2-7-3 西川ビル 264-3861
千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 230-0284
千代田区九段北1-9-12 谷内ビル 261-0422

医 療

日本医療労働組合連合会 (日本医労連)
全日本国立医療労働組合 (全医労)
放射線影響研究所労働組合 (放影研労組)

台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館 875-5871
新宿区四谷4-10-3 355-0601
広島市南区比治山公園5-2 082-261-1873

商 業

全国商業・サービス・事務職労働組合連絡会議
(商サ事務労)

日本商業労働組合連合会 (商業労連)

レジャー・サービス関連産業労働組合連絡

協議会 (レジャー・サービス労連)

全日本ホテル労働組合連合会 (ホテル労連)

観光・航空貨物産業労働組合連合会 (観光労連)

全国商社労働組合連合会 (全商社)

全日本商業労働組合 (全商業)

チェーンストア労働組合協議会 (チェーン労協)

千代田区三崎町3-5-6 造船会館 230-1721
渋谷区代々木2-23-1 ニューステートメナー370-4121

千代田区三崎町3-5-6 造船会館 230-1724
千代田区三崎町3-5-6 造船会館 230-1381
千代田区三崎町3-5-6 造船会館 230-1721
中央区日本橋茅場町2-14-1 第1井上ビル 668-6083
渋谷区千駄ヶ谷5-12-9 352-4323
豊島区南池袋2-41-12 池袋セントラルマンション203
985-8588

公 務

全日本官公職労協議会 (全官公)

官公労働組合連絡協議会 (官公労協)

日本公務員労働組合共闘会議 (公務員共闘)

国営企業体等労働組合協議会 (公労協)

日本国家公務員労働組合連合会 (国公労連)

日本国家公務員労働組合協議会 (国公労協)

全大蔵労働組合連絡協議会 (全大蔵労連)

大蔵労働組合協議会 (大蔵協議会)

大蔵省公務員連盟 (大蔵連盟)

全国税労働組合 (全国税)

国税労働組合全国会議 (国税会議)

中国国税職員組合 (国税中国)

全財務労働組合 (全財務)

全国税関労働組合 (全税関)

税関労働組合全国連絡協議会 (税関労連)

大蔵省職員組合 (大蔵職組)

全造幣労働組合 (全造幣)

全農林労働組合 (全農林)

全林野労働組合 (全林野)

日本林業労働組合 (日林労)

港区芝2-20-12 友愛会館 451-7963
千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館 251-0311
千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館 251-6263
千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館 251-7471
港区西新橋3-6-2 ツカサビル 436-1261
千代田区霞ヶ関1-2-1 全農林内 508-1395
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵協議会内 593-0300
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵省内 593-1788
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵省内 581-2573
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵省内 581-3678
千代田区霞ヶ関3-1-1 国税庁内 581-2573
広島市中区上八丁堀6-30 広島国税局内 082-221-6381
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵省内 581-4882
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵省内 581-4111
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵省内 593-1788
千代田区霞ヶ関3-1-1 大蔵省内 581-3725
大阪市北区天満1-1-79 造幣局内 06-351-5361
千代田区霞ヶ関1-2-1 農林省内 508-1395
文京区大塚3-28-7 全林野会館 945-6385
千代田区霞ヶ関1-2-1 林野庁内 580-8891

市中銀行従業員組合連合会（市銀連）	中央区八重洲1—3—8 井田ビル	274—5611
全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0441
外国銀行従業員組合連合会（外銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0444
全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—0447
全国銀行員組合連合会（全銀連合）	中央区日本橋小伝馬町16—8 共同ビル	661—4886
全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	中央区日本橋3—3—5 新日東ビル	281—2595
全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）	港区南青山5—3—2 全銀総連会館	409—8512
全国信用保証協会労働組合連合会（全信保労連）	大阪市東区南本町5—16 大阪府中小企業信用保証協会	06—244—7159
全国生命保険労働組合連合会（生保労連）	文京区湯島3—19—5 田中ビル	837—2031
全日本損害保険労働組合（全損保）	中央区京橋2—7—19 守随ビル	535—6491
損害保険労働組合連合会（損保労連）	中央区八重洲2—7—9 相模ビル	273—7874
全国証券労働組合協議会（全証労協）	中央区日本橋茅場町2—1—1 第2証券会館	666—5450

電気産業

全日本電力労働組合協議会（全電力）	練馬区関町北4—4—15 全九電東京会館	929—4197
全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）	港区三田2—7—15 電力労働会館	454—5478
全国電力労働組合連合会（電力労連）	港区三田2—7—15 電力労働会館	454—0231
全国電力検針集金労働組合連絡協議会 （全国電力検集労連）	港区芝浦3—1—43 礎会館	455—5921
全国電気保安協会労働組合連合会（電保労連）	豊島区西池袋3—29—3 梅本ビル	988—2038

交通運輸業

全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）	港区芝浦3—1—35 東交会館	769—6571
国鉄労働組合（国労）	千代田区丸の内1—11—4 国労会館	231—4651
全日本鉄道労働組合総連合会（鉄道労連）	品川区西五反田3—2—13 目黒さつき会館	491—7191
日本鉄道産業労働組合総連合（鉄産総連）	台東区上野7—1—1 JR東日本上野第3総合事務所	842—5711
全国鉄動力車労働組合（全動労）	北区滝野川3—3—1 ユニオンコーポ303	940—2671
国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）	千葉市要町2—8 動力車会館	0472—22—7207
日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	港区高輪4—3—5 私鉄会館	473—0166
全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）	港区芝2—20—12 友愛会館	451—7243
日本都市交通労働組合（都市交）	港区芝浦3—1—35 東交会館	451—5221
全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）	千代田区霞ヶ関3—3—3 全日通霞ヶ関ビル	503—2171
全日通労働組合（全日通）	千代田区霞ヶ関3—3—3 全日通霞ヶ関ビル	581—2261
全日本運輸一般労働組合（運輸一般）	北区滝野川3—3—1	910—1536
全国自動車交通労働組合連合会（全自交労連）	渋谷区千駄ヶ谷3—7—9	408—0875
全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）	台東区根岸2—18—2 永谷マンション201	875—8071
日本自動車運転士労働組合（自運労）	目黒区中目黒2—3—12	711—9387
新産別運転者労働組合（新運転）	新宿区西早稲田3—29—20	202—3501
全日本海運労働組合連合会（全海連）	港区新橋2—20—15 新橋駅前ビル1号館	573—2401
全日本海員組合（海員）	港区六本木7—15—26	403—6251
船舶通信士労働組合（船通労）	港区芝浦1—14—8	451—0464
全国漁船労働組合同盟（漁船同盟）	港区六本木7—15—26	479—1621
全国港湾労働組合協議会（全国港湾）	大田区蒲田5—10—2 日港福会館	733—2561
全日本港湾労働組合（全港湾）	大田区蒲田5—10—2 日港福会館	733—8821
全日本港湾運輸労働組合同盟（港運同盟）	大田区蒲田5—10—2 日港福会館	733—5285
日本港湾労働組合連合会（日港労連）	大田区蒲田5—10—2 日港福会館	732—5504
全日本倉庫運輸労働組合同盟（全倉運）	大田区蒲田5—10—2 日港福会館	732—7651

労働組合名簿

文化産業

日本マスコミ文化情報労組会議

(MIC・UNIONS)

全国映画演劇労働組合(全映演)

映画演劇労働組合総連合(映演総連)

全印刷局労働組合(全印刷)

全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)

全日本印刷産業労働組合協議会(印刷労協)

全国印刷関連労働組合協議会(印刷関連労協)

日本出版労働組合連合会(出版労連)

日本新聞労働組合連合(新聞労連)

NHK関連労働組合連合会(NHK労連)

日本放送労働組合(日放労)

日本民間放送労働組合連合会(民放労連)

日本音楽家ユニオン(音楽ユニオン)

全国広告関連労働組合協議会(広告労協)

新宿区四谷2-8 ワンアンドビル

353-2691

千代田区有楽町1-8-1 日比谷パークビル

201-4476

港区新橋2-10-9 ダイワビル

591-3039

北区西ヶ原3-59-12 全印刷会館

910-7131

文京区駒込4-43-2 フィールドビル

5685-1976

文京区白山2-13-12 米田ビル

812-9100

新宿区納戸町26 納戸町ハイデンス

268-2812

千代田区神田駿河台1-8 お茶の水ビル

294-2478

千代田区三崎町3-5-6 造船会館

265-8641

渋谷区神南2-2-1 放送センター

485-6007

渋谷区神南2-2-1 放送センター

465-1647

新宿区三栄町17 木原ビル

355-0461

渋谷区宇田川町4-8 昭和ビル

464-8027

中央区銀座2-11-6 竹田ビル

545-6279

通信業

全通信労働組合(全通)

文京区後楽1-2-7 全通会館

812-4261

全日本郵政労働組合(全郵政)

渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

478-7101

電気通信情報産業労働組合連合(情報通信労連)

千代田区神田駿河台3-6 全電通労働会館

219-2231

全国電気通信労働組合(全電通)

千代田区神田駿河台3-6 全電通労働会館

219-2111

国際電信電話労働組合(国際電電労組)

新宿区西新宿2-3-2 KDDビル

347-6862

全国電気通信共済会労働組合(電済労)

港区虎ノ門1-23-10 山県ビル

502-0531

全国通信建設労働組合(全国通建)

台東区秋葉原6-7 秋葉原共済ビル

255-2865

電算機関連労働組合協議会(電算労)

千代田区三崎町3-5-6 造船会館

265-0992

建設業

全日本建設・建設資材産業労働組合連絡協議会

(建設労連)

千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館

251-0311

全国建設労働組合総連合(全建総連)

新宿区高田馬場2-7-15

200-6221

建設産業労働組合同盟(建設同盟)

港区芝2-20-12 友愛会館

454-0951

総評・全日本建設運輸連帯労働組合

(総評・全日建運輸)

港区芝大門1-1-9 塚本ビル

431-4680

総評・全日本建設産業労働組合(総評・全日建)

台東区東1-11-2 鈴木ビル

835-7066

日本建設産業職員労働組合協議会(日建協)

渋谷区千駄ヶ谷1-30-8

千駄ヶ谷第7大京ビル

403-7976

電工労連

文京区本郷3-39-5 武内ビル

816-3021

全日自労建設一般労働組合(建設一般全日自労)

新宿区百人町4-7-2

360-8021

全国民主自由労働組合(全民労)

港区海岸通3-2-1

452-0547

全国自由労働組合連合会(全国自労連)

広島市南区旭1-15-2

082-251-6491

全国自由労働組合(全国自労・佐賀)

佐賀市駅前中央3-3-30

0952-31-2220

住宅産業労働組合連絡協議会(住宅労協)

豊島区池袋本町1-34-8 電建ビル

日本電建労組内

988-5420

金融業

全国金融労働組合共闘会議(金融共闘)

港区南青山5-3-2 全銀総連会館

400-4295

全国銀行従業員組合総連合(全銀総連)

中央区八重洲1-3-8 井田ビル

271-6971

車輛産業労働組合協議会（車輛労協）

神戸市中央区脇浜海岸通り1-46

日本エヤーブレーキ労組内 078-231-6278

航空産業労働組合協議会（航空労協）

各務原市川崎町1 川崎重工労組岐阜支部内

0583-82-5711

全国金属家具産業労働組合協議会

横浜市中区弁天通2-25 関内キャピタルビル

（金属家具労協）

045-212-1071

全国ミシン労働組合協議会（全ミ労）

小金井市本町1-14-25 蛇の目ミシン労組内

0423-83-1212

化学産業

全国化学産業労働組合協議会（全国化労協）

港区芝5-26-30 専売ビル

452-5591

日本化学エネルギー労働組合協議会

（化学エネルギー労協）

港区三田2-7-15 電力労働会館

454-8521

化学単産連絡協議会（化学単協）

港区芝2-20-12 友愛会館 全化同盟内

453-3801

合成化学産業労働組合連合（合化労連）

港区芝5-26-30 専売ビル

452-5591

全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）

港区芝2-20-12 友愛会館

453-3801

全国化学労働組合総連合（化学総連）

港区三田1-10-3 電機労連会館

454-2491

全国化学労働組合協議会（全国化学）

千代田区岩本町3-3-2 神田パークビル

865-4313

全国フェロアロイ産業労働組合協議会

（全国アロイ労協）

中央区日本橋小網町8-3 日重化別館

668-5628

全化学産業労働組合連合（新化学）

港区西新橋3-9-7 高橋ビル

433-6486

全日本ゴム産業労働組合総連合

（全日本ゴム労連）

豊島区目白2-3-3 ゴム産業会館

984-5656

全国油脂産業労働組合協議会（全国油労協）

中央区日本橋室町2-3-14 古河ビル

旭電化工業内

241-0392

全日本塗料労働組合協議会（全日塗）

大阪市淀川区西中島4-5-9 浅井ビル

06-304-7756

日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会

（紙パ連合）

港区北青山2-12-4 紙パルプ労働会館

402-7656

化学産業労組調査研究会（化労研）

大阪市西区南堀江1-20-9

06-533-1491

全国石油産業労働組合連合会（石油労連）

港区西新橋2-8-2 NKKビル

578-1315

全国ガス労働組合連合会（全国ガス）

墨田区緑2-13-7

632-1238

全国セメント労働組合連合会（全国セメント）

港区新橋5-29-2

436-3666

全国窯業労働組合連合会（全窯連）

名古屋市瑞穂区平郷町3-11 窯連会館

052-882-4562

全国砥石産業労働組合連絡協議会（全砥労協）

名古屋市西区則武新町3-1-36

052-571-2309

全国皮革産業労働組合連合会（全皮労連）

足立区千住緑町1-1 ニッピ労組内

888-5111

全国石綿スレート労働組合協議会（石ス労協）

神戸市中央区浪花町15 ノザワ労組内

078-391-3340

繊維産業

ゼンセン同盟

千代田区九段南4-8-16 ゼンセン会館

265-7521

日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）

中央区京橋3-1-2 片倉ビル

281-4806

食品産業

たばこ産業労働組合共闘会議（たばこ共闘）

港区芝5-26-30 専売ビル

453-2191

全日本たばこ産業労働組合（全たばこ）

港区芝5-26-30 専売ビル

453-2191

アルコール専売労働組合（アル専）

港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

433-7126

全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）

港区芝2-20-12 友愛会館

451-3486

全日本食品労働組合連合会（食品労連）

渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル

446-2082

全国麦酒労働組合連合会（全国ビール）

港区南青山3-18-4

408-6241

食品同業労組連絡会議（食品同業）

渋谷区笹塚1-47-1111 全中村屋労組内

256-4430

労働組合名簿

〔1988年12月末日現在〕

中央組織

全日本民間労働組合連合会（連合）	港区三田1-10-3	456-3061
日本労働組合総評議会（総評）	千代田区神田駿河台3-2-11	251-0311
友愛会議	港区芝2-20-12 友愛会館	451-8585
中立労組連絡会（中連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6801

鉱業

石炭労働組合協議会（石炭労協）	港区芝2-20-12 友愛会館 全炭鉱内	454-5633
日本炭鉱労働組合（炭労）	中野区中央3-9-2 炭労会館	371-9151
全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	港区芝2-20-12 友愛会館	453-4721
全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）	中央区日本橋室町2-1-1 三井ビル	241-6838
日本非鉄金属産業労働組合連合会 （日本非鉄金属労連）	品川区東五反田5-21-15 全鉱会館	441-7191
全日本資源産業労働組合連合会（資源労連）	港区西麻布1-3-8 六本木アゼリアビル	402-6666

金属産業

全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）	中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル	274-2461
金属共闘全国連絡会議（金属共闘）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-1921
日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）	江東区佐賀1-3-7 永代東急ビル	555-0401
機械金属労働組合会議（機労会議）	品川区大崎1-6-3 日本精工労組内	779-7496
全日本エンジニアリング産業労働組合協議会 （CEU）	新宿区西新宿3-4-7 栗田工業労組内	347-3033
全国金属労働組合（全国金属）	渋谷区桜ヶ丘15-11	463-4231
全日本金属産業労働組合連合（全金連合）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-2141
全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-2141
全国機械金属労働組合（全機金）	港区西新橋3-9-7 高橋ビル	433-3461
全日本アルミニウム産業労働組合協議会 （全日アルミ労協）	静岡県裾野市平松85 三菱アルミ労組内	0559-92-4302
全国アルミ産業労働組合協議会（アルミ労協）	堺市海山町5-200-1 昭和アルミ労働会館	0722-29-2079
軽金属圧延労働組合協議会（軽圧労協）	裾野市平松85 三菱アルミ労組内	0559-92-4302
全国伸銅労働組合連合会（全銅連）	堺市南島町4-12 日本伸銅労組内	0722-29-0343
全日本光学工業労働組合協議会（光学労協）	大田区下丸子3-254 キヤノン労組内	758-3266
全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6911
電機産業関連労組連絡会議（電関連）	港区三田1-10-3 電機労連会館	455-6911
全日本電線工業労働組合（全電線）	品川区旗の台1-11-6	785-2991
全日本造船機械労働組合（全造船機械）	千代田区三崎町3-5-6 造船会館	265-1921
全国造船重機械労働組合連合会（造船重機労連）	港区芝2-20-12 友愛会館	451-6783
全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）	港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル	434-7641
日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）	港区海岸1-4-26	434-4721
全トヨタ労働組合連合会（全トヨタ労連）	豊田市トヨタ町2	0565-28-2411
全国機械産業労働組合協議会（機産協）	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1 大隅労組内	0587-95-6677

	数	
第46表	主要団体別労働組合員数の推移	156
第47表	産業別労働組合員数の主要団体別構成比	158
第48表	適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比	158
第49表	1988年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（労働省）	226
第50表	88春闘の賃上げ状況（労働団体共同集計結果）	226
第51表	統一労組懇単産別賃上げ状況	229
第52表	1988年民間主要企業年末一時金妥結状況	236
第53表	労働金庫会員数	257
第54表	財形貯蓄実施状況	259
第55表	全労済ねんきん共済とりくみ状況	261
第56表	88年度・全国会員生協の総合概況	264
第57表	国会の勢力分野（1988年1月23日現在）	308
第58表	10知事選の政党対決形態	312
第59表	市長選における連合パターン	313
第60表	労働関係主要法案の審議経過（第112回国会）	368
第61表	地域別最低賃金額改定の目安の推移	376
第62表	1988年度地域別最低賃金決定状況	377
第63表	国民医療費の動向	392
第64表	最高裁労働判例一覧（1988年）	402

図 関 係

第1図	1988年度、資格外活動および資格外活動がらみ不法残留者の就労内容	38
第2図	単純労働者の入国	58
第3図	外国人労働者受け入れでの職種別の意識	59
第4図	第6次雇用対策基本計画の概要	355
第5図	特定不況業種雇用安定法の改正	358

項目扉の図表

第1部		
I	完全失業者と失業率の推移	62
II	小売価格の国際比較	77

第2部		
I	日経連40年の歩み	92
II	新たな経営戦略を採用している企業の割合	104
III	争議行為をともなう争議の件数、行為参加人員および労働損失日数の推移	120
IV	海運業界のグループ別地図（上場会社に限る）	134
第3部		
I	85年と比較した産業別組合員数の変化別構成比	148
II	企業規模別にみた労働組合員数の割合（1988年）	171
III	男子労働者の年齢階級別企業規模間賃金格差（大企業100）	215
IV	原因別にみた重大災害発生状況（1987年）	238
V	共済事業の種類別労働組合の割合	255
VI	国際自由労連、世界労連、国際労連の組織現勢（1986年）	272
第4部		
I	地域別高齢者数と後期高齢者の割合の推移	284
II	記帳者の推移（宮内庁発表）	292
III	竹下内閣支持率の推移	306
第5部		
I	フルタイム労働者の年間労働時間の推移	348
II	週休2日制実施の推移	374
III	社会保障給付費等の年次推移	383
IV	最高裁労働判例件数の推移	400
V	国別一人当たり国民所得（上位10カ国、1986年）	412

統計図・表索引

表 関 係

第1表	就職・稼働が認められている 在留資格別外国人の新規入国 者数・在留者数の推移	34	第26表	勤労者世帯の家計所得動向 (1世帯当たり年平均1ヵ月)	83
第2表	不法就労外国人の国籍別・性 別の推移	36	第27表	可処分所得・非消費支出の実 収入に占める割合および対前 年増加率の推移	84
第3表	資格外活動者および資格外が らみ不法残留者の稼働内容	37	第28表	勤労者世帯の家計消費動向 (1世帯当たり年平均1ヵ月)	85
第4表	法務省「入管法改正要綱案」 の「新しい在留資格(案)」	45	第29表	勤労者世帯の家計黒字の動向	86
第5表	単純労働者の入国問題に関す るおもな意見	49	第30表	費目別・世帯人員別標準生計 費(1988年4月)	90
第6表	一般職業紹介状況	64	第31表	産業・組合員数規模・企業規 模別にみた団体交渉の有無、 交渉形態別労働組合の割合 (過去3年間)	125
第7表	産業別常用雇用指数	66	第32表	事項・話し合いの有無・話し 合いの場別にみた労働組合の 割合(過去3年間)	126
第8表	労働力状態	66	第33表	種類別労働争議の件数および 参加人員の推移	128
第9表	雇用保険業務取扱状況	67	第34表	産業別争議行為をともなう争 議の件数・行為参加人員およ び労働損失日数	130
第10表	第1次・第2次・第3次産業 別就業者数	69	第35表	企業規模別争議行為をともな う争議の企業数・行為参加人 員および労働損失日数(民営 企業のみ)	130
第11表	非農林業従事者の従業上の地 位別構成	70	第36表	労働争議の主要要求事項別件 数	131
第12表	雇用者の産業別推移	71	第37表	産業・組合員数規模・争議行為 の際の紛争事項別にみた争議 行為があった労働組合の割合	132
第13表	名目賃金および実質賃金指数 の推移	71	第38表	争議行為がなかった理由別に みた労働組合の割合	133
第14表	産業別平均月間現金給与支給 額	71	第39表	電機製品輸入浸透度の事例	142
第15表	製造業規模別賃金格差	72	第40表	労働組合数・組合員数および 推定組織率の推移	150
第16表	都道府県別賃金指数	73	第41表	産業別労働組合員数	151
第17表	常用労働者の種類別・給与内 訳別1人平均1ヵ月現金給与 額	74	第42表	企業規模別民営企業の労働組 合員数	152
第18表	常用労働者の性別1ヵ月平均 現金給与額	74	第43表	新設・解散労働組合数および 組合員数	153
第19表	企業規模別にみた年齢別賃金 格差(製造業、男子労働者)	74	第44表	産業別にみた実質的新設・解 散労働組合員数	154
第20表	労働時間の推移	75	第45表	民営企業における企業規模別 実質的新設・解散労働組合員	154
第21表	製造業規模別にみた月平均労 働時間数と格差	75			
第22表	全国消費者物価指数の推移	80			
第23表	消費者物価の費目別対前年上 昇率	80			
第24表	小売価格の国際比較	81			
第25表	OECDによるGDP購買力 平価・為替レート・物価水準 の推移	82			

連合時短推進集会	235	所定外——	76
連合、官公労の統一協議	27	労働時間制度の現状	116
連合加盟組織の国際産業別組織（ITS）への加盟状況	186	労働時間短縮施策（企業の）	116
連合加盟単産の新型間接税導入容認論	180	労働時間短縮推進計画	360
連合春闘の評価	94	労働時間短縮政策	360
連合総合生活開発研究所	181	労働時間短縮闘争	248
連合・総評の日経連「労働問題研究委員会報告批判」	222	金属労協の——	251
連合組織内議員懇談会	322	自治労の——	252
連合と総評・官公労の協議	181	自動車総連の——	252
連合・日経連「土地住宅問題共同シンポジウム」	237	全金同盟の——	251
連合反対（批判）勢力	28, 165	造船重機労連の——	253
労研センター	165, 214	総評の——	248
労使協議	123	電機労連の——	252
労働組合と青年労働者に関するアジア・太平洋労組会議	282	連合の——	250
労働安全衛生法の改正	364, 369	労働時間短縮への提言（日経連）	95
労働委員会命令	410	労働時間短縮要求	221
労働運動の動向	27	労働市場政策	356
労働関係法案（第112国会）	368	労働者共済運動	260
労働協約の効力をめぐる判決	406	労働者災害補償保険法の改定問題	291
労働金庫	256	労働者住宅運動	267
労働組合		労働者の家計	82
——主要連合体の都道府県別組織状況	159	労働者の資産形成に関する援助制度	119
——主要連合体の産業別組織状況	157	労働省「外国人労働者問題研究会」	41
——主要連合体の組織状況	155	労働省「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会」	48
——主要連合体の適用法規別組織状況	157	労働省予算	351
——企業規模別組織状況	151	労働政策の動向	25
——国際比較	150	労働生産性	72
——産業別組織状況	151	労働戦線統一問題	160, 181, 193, 205
——組織水準	149	——と野党	20
——都道府県別組織状況	159	——と平和運動組織の再編	305
産業別——組織の動向	167	労働争議	127
労働組合員数	149	——の解決状況	129
——増減の要因	153	——件数	127
——の企業規模別構成	152	——参加人員	127
企業規模別——	152	——の特徴	131
企業規模別実質的新設・解散——	155	企業規模別——	129
産業別——	151	産業別——	129
労働組合組織率	30, 149	労働団体別——	129
産業別——	151	労働大臣の所信表明	350
労働組合法の改正	368	『労働白書』	352
労働災害防止計画	362	労働判例	400
労働時間	24	労働分配率	72
規模別——	76	労働力需給	63
		労働力人口	67
		労務管理	106

事項索引

標準生計費（人事院）	89
ビラ配付・貼付に関する判決	407
ビルマ政変	13
福岡中央郵便局事件判決	403
福祉ビジョン	384
福祉保育労組	289
不当労働行為に関する判決	408
フランス	10
米ソ関係の進展	8
平和運動	302
ペレストロイカ	8
ポーランド	10

ま 行

三宅島NLP基地反対運動	302
民社党	332
——88年度重点政策	336
——運動方針	336
——機関紙誌	333
——財政	333
——新農業政策	337
——第33回全国大会	334
——塚本委員長辞任	332
——定期刊行物	333
——党員数	333
——と社会主義インター	338
——と税制改革問題	332
——と同盟系組合・総評系組合との 協議拡大	338
——とリクルート事件	332
——の国際活動	338
——の労働運動に関する方針	337
——の労働組合との関係	337
民社党・同盟合同ブロック会議	338
民社党と語る会	338
民放労連	213
メーデー（第59回）	293
明電工事件	324

や 行

野党間委員長会談	311
野党間協議	310
野党間共同政策提言	310
ユーゴスラビア	10
友愛会議	204
——運動目標	205
——加盟組織	204
——と政党との関係	207
——の官公労対策	205

——の機構	204
——の政策活動	205
——の地方組織対策	205
——の民社党との支持協力関係	207
——のリクルート問題と民社党に関 する確認	207
——の労働戦線統一問題への対応	205
——の役員	204
——と連合の協議	206
友引会	311
横須賀へのトマホーク艦の入港母港化 反対運動	303
予算案修正をめぐる四野党共同	310
四野党共同「土地基本法案要綱」	311

ら 行

リクルート事件	18, 207, 309, 323, 332
レジャーサービス労連	169
連合	
——加盟組織	174
——機関紙誌	176
——国会対策室	185
——財政	176
——の賃上げガイドゾーン	177, 217
——春闘総括	230
——組織機構	173
——賃金白書	218
——と公明党との会談・懇談	330
——と政党との会談	186
——と政党との関係	184
——と政府との関係	176
——と日経連の懇談	100, 222
——の運動方針	177
——の外国人労働者問題にたいする 態度	54
——の各委員会	175
——の経営者団体との会談	176
——の国際活動	186
——の国際組織・外国労組との交流	187
——の社会党との協議	322
——の社会・平和運動	181
——の小選挙区制導入支持論	185
——の税制改革へのとりくみ	179
——の制度・政策要求と提言	234, 240
——の地方組織確立方針	162
——の婦人政策	180
——部門連絡会	175
——役員と出身単産	174
——労働時間短縮闘争	178, 250

行動綱領(案), 規約(素案)	201
——加盟組織	199
——機関紙誌	200
——各種機関会議の構成と権限	198
——財政	200
——春闘総括	232
——政党との関係	202
——と選挙	202
——の国際連帯活動	202
——の参加資格	199
——の秋季年末闘争方針	234
——の性格	199
——の事業目的	199
——の役員	199
——要求・課題	200
——の連絡会組織	199
統一労組懇傘下組織の国際組織加盟状況	203
統一労組懇自治体部会	210
東京集中と勤労者生活に関する研究会報告	367
東京商工会議所	52, 97, 98
東京電力塩山営業所事件判決	401
同盟の組織状況	156
特定技能検定	360
特定不況業種雇用安定法	357, 372
土曜日閉庁	380, 382

な 行

21世紀経済基盤開発国民会議	53
日韓ニット製品貿易問題	145
日教組	170, 211
日経連	52, 98
——AFL・CIO幹部懇談	103
——外国人労働者問題研究会	96
——雇田保険4事業見直し反対	99
——産業別最低賃金にたいする方針	95
——社会保障対策	101
——物価・地価問題で連合と共同行動	100
——連合との懇談	100
——老人保健制度の適正化・見直しの主張	101
——労働時間短縮への提言	95
——労働時間問題専門委員会報告	116
——「労働問題研究委員会報告」	93, 106, 221
日本共産党	339
——機関紙誌	341
——財政	342

——政策・声明・論文	344
——全国労働組合部長会議	345
——第2回中央委員会総会	342
——第3回中央委員会総会	343
——朝鮮半島政策	339
——党員数	341
——と昭和天皇の戦争責任問題	340
——とソ連共産党との協議	339
——にたいする公安調査庁のビデオ盗み取り事件	340
——の国際活動	346
——の新大型間接税反対運動	343
——の統一労組懇総会への挨拶	345
——の労働運動にたいする方針	344
——のリクルート疑惑追及	339
日本社会党→社会党	
入・離職率	65
入国管理法改正案(法務省)	45, 51
年金改定にたいするとりくみ	286
年金支給開始年齢	102
年金者組合	290
年金制度審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」	390
年次雇用計画	356
年次有給休暇をめぐる判決	408
年末一時金	237
能力開発	122

は 行

パートタイムにたいする雇用保険の適用拡大	366
パートタイム労働者対策	25, 366
パートタイム労働法構想	98
パートタイム労働問題専門家会議中間報告	366
配転・出向をめぐる判決	409
発展途上国累積債務問題	16
パレスチナ問題	13
反核1000人委員会	302
反核運動	298
反核集会	301
ハンガリー	10
PSI・PTTI労働組合権シンポジウム	280
PTTI第10回アジア太平洋地域会議	279
非核自治体運動	301
非核の政府を求める会	302
非核平和国際公務員会議	280
被爆43周年原水爆禁止世界大会	300

事項索引

全日自労建設一般	289
全労協の組織状況	157
全労協結成をめざす懇談会	214
全労済	260
総合的雇用情報システム	359
総合土地対策要綱	269
造船重機労連	246, 253
——の外国人労働者問題にたいする 態度	56
造船不況	143
総評	188
——89年秋の組織解体方針	188
——安全衛生、災害補償方針	240
——運動の基調	192
——加盟組合	189
——機関紙誌	190
——財政	190
——時間短縮闘争	248
——全的統一への態度	193
——組織機構	188
——第79回大会	161, 192
——と政党との関係	194
——と選挙	194
——の外国人労働者問題にたいする 態度	54
——の合理化対処方針	240
——の国際活動	195
——の雇用保障方針	240
——の事業および活動	189
——の社会党との定期協議	321
——の秋季年末闘争方針	234
——の春闘総括	231
——の組織状況	156
——の地方組織をめぐる方針	162
——の役員と出身単産	189
——の労働戦線問題への対応	193
——傘下組織の国際労働組合組織へ の加盟状況	195
——選出の政府関係審議会委員	191
——反主流派 4 単産機関会議不参加	190
総評・官公労と連合の協議	160, 181
総評系官公労の動向	29
総評全日建の「労災110番」	253
ソウル・オリンピック	11

た 行

対米乗用車輸出自主規制	139
竹下政権	19, 312
WF TU→世界労連	

男女雇用機会均等法施行規則改正	365
団体交渉	123
——の手続き	126
地域別最低賃金（1988年度）	375
チェコスロバキア	11
地価高騰	268
地県評連絡会	166, 212
地評・県評の総評解散問題への対応	190
地方連合準備会	175
地方労働委員会の重要命令	411
TUAC	275
——第80回総会	282
——第81回総会	282
——第50回運営委員会	282
中央最低賃金審議会目安	375
中央労働委員会	
——と国営企業労働委員会の統合	26
——の命令	411
中国	11
中小企業勤労者福祉推進事業	367
中立労連の組織状況	157
駐留軍関係離職者等臨時措置法の期間 延長	373
長寿社会対策推進会議	386
朝鮮半島情勢	11
賃金	24
実質——	72
退職前——	115
名目——	70
賃金格差	
企業別——	73
規模別——	73
産業別——	72
男女別——	76
地域別——	73
年齢別——	76
労働者種類別——	74
賃金白書	218
定年制	114
定年前後のサービス	115
鉄鋼労連	210
鉄道共済年金問題懇談会	287, 391
天皇の死	20
天皇の戦争責任	296
天皇問題の過熱報道	296
土井・ゴルバチョフ会談	314
統一労組懇	28, 165, 198, 218
——「国民春闘白書」	219
——新しいナショナル・センターの	

社会党を支持し強める会	321	人材システムに関する専門委員会報告	
社会保険診療報酬等の改定	394	（労働省）	108
社会保障	383	新産別	
社会保障財政	398	——の解散	197
砂利船収賄事件	323	——の組織状況	157
秋季年末闘争（1988年）	234	人事院	
就業形態の多様化に関する実態調査		——の標準生計費	89
（労働省）	112	週休2日制・勤務時間制度に関する	
就業構造	67	——勧告	380
就業者の従業上の地位別構成	68	——給与勧告	379
就業人口	68	人事・労務管理研究会報告（労働省）	108
就職協定協議会	99	新設住宅着工戸数	267
16メガビット半導体	142	じん肺の根絶と被害の早期救済を求め	
春季賃上げ額と率	72	る6.21全国集会	253
春季闘争	29, 217	新聞労連	211
——妥結状況	225	生活協同組合	263
——規模別妥結状況	225	生協法施行40周年	266
——におけるJR10社への回答	224	生活保護基準	89
——における金属大手への一斉回答	223	政権構想研究会	314
——における国営企業の結果	224	精神障害者の社会復帰施設	397
——における中小組合のとりくみ	224	税制改革問題	17, 309, 332
——における労働争議	128	——にたいする四野党共同対応	311
——の大衆行動	223	製品輸入急増	141
——の賃上げ要求	220	西武流通グループ	33
——の本格的展開	222	政労協	169, 214
——の労働時間短縮要求	221	世界経済	14
——ヤマ場論議	222	世界人権宣言40周年	287
——総括	230	世界労連	275
春闘懇談会	166, 212	——第41回総評議会	281
——春闘総括	232	——第39回執行局会議	281
春闘相場	30	繊維製品の輸入増大	145
障全協	287	全印総連	168, 209
消費者物価		選挙	312
——の国際比較	79	市長——	312
——の動向	78	知事——	312
消費税	17	全金連合	209
消費税導入反対闘争	295	全建総連	213
消費税粉砕9.18国民大集会	235	——の外国人労働者問題にたいする	
常用雇用指数	65	態度	56
昭和の終焉	20	全港湾	213
職業能力開発政策	359	全国一般	167, 208
職務・職能給の増大	117	全国金属	168, 209, 245
女子労働基準規則改正	365	全国労務管理者大会	106
女子労働政策	365	全住連	270
女性の家HELP	57	先進国労組指導者会議	275
シルバーサービス	396	全生連	288
新規学卒者需給状況	65	ゼンセン同盟	241, 331
新規事業（鉄鋼業）	136	全造船	213, 244
新元号・代替り儀式批判	297	全通	241, 331

事項索引

日産労連の——	248
高齢化等の下での人事制度に関する専門委員会報告（労働省）	109
高齢者運動	290
港湾労働法の改正	371
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法	373
国際経済会議	14
国際経済の動向	14
国際産業別組織→ITS	
国際自由労連	274
——アジア太平洋地域組織	278
——第14回世界大会	277
国際政治の動向	8
国際労働組合組織	273
——への日本の労働組合の加盟状況	274
国鉄・JR関係判決・命令	405, 410
国内経済	21
国内政治の動向	17
国民医療費	392
国民医療を守る全国キャラバン	290
国民健康保険制度の改正	393
国民健康保険法等の改定をめぐるたたかい	285
国民春闘連絡会	217
——の「国民春闘白書」	219
『国民生活白書』	87
「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見書」	287
国立医療を守る中央連絡会議	290
国連軍縮週間（第11回）	301
国連軍縮特別会議（SSDⅢ）	298
国労	211, 242
小里機材事件判決	404
国会	
第112通常——	308
第112通常——で成立した法律	308
第112通常——における労働関係法案	368
第113臨時——	309
第113臨時——で成立した法律	310
小松基地包囲大行動（8.7）	305
雇用・失業の動向	23
雇用管理調査	106, 114
雇用管理の動向	110
雇用許可制度	47
雇用構造	67
雇用者の産業別構成	70
雇用対策基本計画（第6次）	25, 354
雇用保険受給実人員	67

さ 行

最高裁判所労働判例	401
再雇用	114
最低賃金	
1988年度地域別——	375
1988年度産業別——	378
参議院議員大阪補欠選挙	340
産業・地域・高齢者雇用プロジェクト	356
産業別最低賃金	378
——にたいする日経連の方針	95
——電気機械関係業種の新制度への移行	378
産業別組織の動向	28, 168
産業用エレクトロニクス	140
産業労働事情調査（労働省）	110
三次産業共闘	224
——の春闘総括	233
自・公・民路線	18
JR関係の不当労働行為救済命令	410
資格制度	118
歯科診療報酬の改定	395
自治労	169, 210, 244, 252
自動車産業の企業間提携	138
社会主義インター	338
社会主義協会	314
社会政策の動向	25
社会党	313
——運動方針	319
——機関紙	316
——財政	316
——大会	317
——大韓航空機誤報事件	315
——中央委員会	318
——定期刊行物	316
——党員数	315
——党組織改革	314
——と天皇の病気	315
——とリクルート事件	313
——の国際活動	322
——の消費税反対闘争	314
——の政策・方針	319
——の税制改革案	319
——の総評との定期協議	321
——の対韓政策の見直し	320
——の連合組織内議員懇談会参加	322
——の連合との定期協議	322
——労働運動にたいする方針	320
——労働戦線対策特別委員会	321

「外国人労働者問題研究会」報告書	42
下級審重要判例	405
家計調査（総務庁統計局）	82
紙パ協議会	169, 212
紙パ連合	169, 212
カラバオの会	57
過労死110番	254
関西経営者協会	97
関西経済同友会	53
完全失業者	67
官民統一協議	27, 160, 181
——への参加資格要件問題	163
企業年金	102
基地反対運動	302
技能労働者需給状況	64
牛肉・オレンジ自由化	21
勤住協	270
金属連絡会	168, 209
金属労協	
——時間短縮闘争	251
——春闘方針	220
——春闘総括	233
勤務延長制度	114
勤労者財産形成促進法改正	367
勤労者福祉政策	366
経営課題実態調査（日本能率協会）	107
経営者団体	92
景気拡大	22
経済運営5カ年計画	353
経済構造の変化	23
経済同友会	52, 96
健康増進施設	397
健康対策（企業の）	118
健康保持増進のための指針	364
原水爆禁止88年世界大会	300
原発反対運動	297
広域人事管理	113
厚生省予算	398
厚生年金基金制度の改定	286, 389
『厚生白書』	387
公的年金改革	26
高年齢層の労務管理	114
公務員インター第8回大会	281
公務員共闘	224
公務員の4週6休制	380
公明党	323
——機関紙誌	325, 326
——財政	325
——社公協力見直し示唆	327

——第26回全国大会	327
——第59回中央委員会	326
——第60回中央委員会	326
——第61回中央委員会	326
——党員数	324
——と砂利船収賄事件	323
——とゼンセン同盟との会談	331
——と公通との会談	331
——と総評	331
——土地基本法（案）要綱	329
——とリクルート事件	323
——と連合との会談・懇談	330
——の活動方針	328
——の国際活動	331
——の税制改革案	329
——のパート全国調査	330
——の予算修正要求	329
——の労働運動にたいする方針	330
——役員	328
——矢野委員長の明電工事件疑惑	324
——労働局・組織対策委員会合同会 議	330
——労働組合大会への出席	331
公明党・創価学会定期連絡協議会 合理化	324
家電部門の——	140
自動車産業の——	137
石炭産業の——	145
石油化学の——	144
船員の——	146
造船業の——	143
鉄鋼業の——	135
電機・電子産業の——	140
合理化への対応	
海員組合の——	243
国労の——	242
自治労の——	244
私鉄総連の——	245
自動車総連の——	247
主要労組の——	241
全金同盟の——	247
全国金属の——	245
全国競走労組の——	245
ゼンセン同盟の——	241
全造船の——	244
全通の——	241
全電通の——	242
造船重機労連の——	246
電算労の——	246

事 項 索 引

あ 行

I L O	
——第75回総会	413
——1988～89年度予算	415
——アパルトヘイト宣言の更新	418
——漁業労働条件委員会	421
——原住民・種族民条約の改正	417
——建設業における安全衛生（第2次討議）	417
——工業国の労働時間に関する三者構成シンポジウム	421
——雇用促進と社会保障（第2次討議）	416
——条約・勧告の適用	419
——第10回化学産業委員会	421
——第12回金属産業委員会	421
——第12回炭鉱委員会	421
——第4回公務合同委員会	421
——第75回総会でのアキノ大統領とゴンサレス首相の講演	419
——第7回アフリカ会議	420
——中期計画	418
——農村雇用促進（一般討議）	418
——ブランシャール事務局長報告	414
——メンザ理事会議長	421
I L O・ユネスコ合同専門家会議	421
I S E T U—F I E T第7回大会	280
I F J第19回大会	281
I F B W W技術会議	281
I M F	
——ゼネラル・エレクトリック(GE)世界会議	278
——ホワイトカラー労働者世界会議	278
——松下世界協議会	278
I C E F世界大会	279
I G F第14回大会	280
I C F T U→国際自由労連	
I T S 1988年度総会	278
I T G L W F第5回世界大会	278
I B M・富士通著作権紛争	142
アジア系不法就労外国人労働者	35, 38, 40
アジア人労働者問題懇談会	57
アジア太平洋地域経営者サミット	102
アジアN I E S	16

厚木基地包囲大行動(7.24)	305
アフガニスタン問題	12
A P R O—F I E T銀行部会	280
アメリカ経済	15
アメリカ大統領選挙	9
E C統合	15
イギリス	10
池上通信機事件判決	404
池子米軍住宅建設反対運動	303
池田創価学会名誉会長批判	323
イタリア	10
一般職業紹介状況	64
一般中小連絡会	208
イラン・イラク戦争	12
医労連	290
宇佐国際自由労連副会長	186
英国製日産車問題	139
えびのV L F通信基地建設反対運動	305
F I E T	276
O E C D「社会保障担当大臣会議」	388
大曲市農協事件判決	404
沖縄の基地・軍事演習反対運動	304

か 行

海員組合	243
——の外国人労働者問題にたいする態度	56
海運集約	146
海運造船合理化審議会意見書	144
海外技術協力	136
海外進出	136, 138
海外生産ネットワーク	141
外国人労働者	
——にたいする国民意識	57
——の受け入れ問題	41, 47
60年代～70年代の——	33
80年代の——	33
外国人労働者問題	25, 96
——にたいする自治体の提言	58
——にたいする使用者団体の動向	51
——にたいする政府の対応策	41
——にたいする労働組合の動向	54
——の推移	33
外国人労働者支援団体	56

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
媛・伊方町, 300人。298 10. 一 井上清・丸木位里・丸木俊ら文化人64人の呼びかけで, 天皇の政治利用に反対する全国署名始まる。 11. 5 核兵器廃絶運動連帯主催〈日・米・ソ国際フォーラム〉(～11.6, 長崎)。 11. 7 〈水俣病国際フォーラム〉(～11.8)。熊本・230人。 11. 7 〈森林と人間の共生を求めて〉をテーマに日本縦断森林フォーラム(～11.8)。東京・千代田, 400人。 11.12 社会党・総評など消費税法案強行採決抗議国民集会。2万5000人。 11.17 消費税強行採決に抗議して, 全国消費者市民決起集会。日比谷公園, 3000人。 11.22 全国消団連・税制国民会議・各界連・中小企業連絡会など6団体, 消費税法案撤回などを求めて全国代表者会議。6000人。 11.22 過労死110番全国連絡会議主催の〈過労死を考える集い〉。200人。全国各地で15人の遺族が過労死の労災集団申請。254 11.22 青森県農協青年部など農業4団体, 核燃サイクル施設反対集会, 1900人。 11.23 女性グループの実行委員会主催, 〈このままでいいの? 天皇の問題—主権在民の視点から〉。東京・山手教会, 1100人。 12. 2 全日農大会で社会党支持に反対する18県連代表, 〈新しい全国センターの設立〉の声明発表。事実上分裂。 12.11 日本キリスト教協議会・反外登法運動関東連協など〈外登法全面拒否実行大集会〉。東京, 250人。 12.17 9都道府県の給食調理員60余人, 〈指曲がり症〉で公務災害認定を申立て。 12.24 川崎公害訴訟, 第4次提訴。 12.26 尼崎大気汚染患者ら483人, 汚染物質の排出停止と賠償要求を提訴。 12.27 女性弁護士414人, 人権侵害の拘禁二法反対のアピール。	12. 5 JR中央線, 東中野駅で追突, 脱線。死者2, 負傷者102。 12. 7 本島等長崎市長, 〈天皇に戦争責任あり〉と発言。自民県連, 撤回要請。右翼脅迫。296 12. 初 浄土宗本願寺派, 天皇問題で〈神道国教化〉の危険性を指摘した声明を公表。 12. 8 最高裁, 別居10年余の妻との離婚を求めた訴訟で初めて有責夫の請求認める。 12.19 西名阪自動車道の超低周波訴訟, 8年2ヵ月ぶりに和解。 12.19 東京高裁, 時事通信社記者の〈夏休み訴訟〉で代替要員確保は会社側の責任として原告勝訴の逆転判決。 12.20 農水省, 穀物自給率30%に下落と公表。 12. 一 《日本プロレタリア文学集》(全41巻, 新日本出版社84年5月刊行開始) 完結。 〈この年〉 *天皇の戦争責任を問う発言に, 右翼の脅迫状あいつぐ。 *リゾートマンション供給急増(1万戸突破) *アグネスチャンの子連れ出勤をめぐって育児論争。 〈この年の学会〉 労使関係研究会議(3.17～18, 神田学士会館)〈新たな労使関係システムを求めて〉。日本労働法学会(10.5, 青山学院大学)〈日本的雇用慣行と労働契約論〉。社会政策学会(5.21～22, 国学院大学)〈「産業空洞化」と雇用問題〉(10.22～23, 立命館大学)〈転換期に立つ労働運動〉。日本労務学会(5.20～21, 慶応大学)〈実質生活の改善と日本の企業社会〉。	内閣総辞職。10.11 後任にアダメツツ・チェコ共和国首相。 10.17 ユーゴ共産主義者同盟中央委総会(～10.19), 経済危機・民族紛争問題を集中討議。政治・経済改革推進のための憲法改正を承認。 10.25 韓国, ハンガリーに常設代表部を設置。 11. 8 米大統領選挙で共和党のブッシュ候補, 民主党のデュカキス候補を破り当選。 11.15 パレスチナ民族評議会(PNC), 〈パレスチナ独立国家〉の樹立を宣言。 11.17 パキスタン国民議会選挙で野党人民党圧勝。12.4 ブット内閣成立。イスラム教国初の女性首相。 11.21 カナダ総選挙で与党進歩保守党, 過半数獲得。米加自由貿易協定批准へ。 11.23 韓国の全斗煥前大統領, 在任中の事件・不正問題についての謝罪声明を発表。引退生活に。 11.26 韓国の盧泰愚大統領, 全斗煥前大統領の不正問題で特別談話を発表。全前大統領の赦免を訴え, 6項目の民主化措置を約束。 12. 1 ソ連最高会議臨時会議, 憲法改正案などを採択。バルト3共和国代議員, 反対・棄権。 12. 1 中ソ外相会談(～12.3, モスクワ), 31年ぶり。 12.7 ソ連アルメニア共和国北部で大地震。死者約2万5000人。 12.20 ハンガリー政府, 集会・結社の自由を認める2法案を国会へ提出。複数政党制に道を開く。

1988（昭和63）年

政 治 ・ 法 律	経 済 ・ 経 営	労 働 運 動
契約企業は三菱重工。 11.29 公明党第26回大会，矢野委員長，審議拒否しない旨を党是とすると表明。327 11.29 竹下首相，全市町村一律1億円配分を表明。 12.1 新行革審，公的規制の緩和について答申。 12.5 外国公館等周辺地域の静穏保持法成立。310 12.6 参院税特委，リクルート疑惑で式場NTT取締役・江副リクルート前会長を証人喚問。12.7長谷川元NTT取締役を証人喚問。 12.9 宮沢蔵相，コスモス株譲渡をめぐる発言訂正で辞任。後任は竹下首相が兼任。 12.21村山達雄蔵相就任。 12.9 土曜閉庁関連法，個人情報保護法成立。310,362 12.12 矢野公明党委員長，明電工への2億円融資を自宅で仲介したことを認める。324 12.21 自民党，参院税特委で税制改革6法案強行採決。 12.23 衆院で内閣不信任決議案提出。自民党の反対で否決。参院本会議で社・共両党，首相・蔵相問責決議案など5本を提出。〈牛歩戦術〉で抵抗。310 12.24 参院本会議，税制改革6法案を自民党の賛成多数で可決・成立。310 12.24 竹下首相，賢人会議の設置など政治改革にとりくむ意向を表明。 12.27 第1次竹下改造内閣発足。労相には丹羽兵助衆院議員（河本派）就任。19,312 12.30 長谷川新法相，リクルート社献金問題で辞任。309	場，米社含む企業体落札。 11.28 JR西日本，大阪地労委から〈採用拒否は不当〉との命令を受ける。全国17地労委への申立てで初めての国労組合員採用差別救済命令。410 11.29 日米，FSX共同開発取り決めに調印。主契約者三菱重工。 11.29 IBMと富士通とのソフトウェア著作権紛争で米国際商事仲裁協会が最終裁定を発表。IBMが10年間情報提供し，富士通が総額約1000億円の和解金支払いなど。 11.30 公取委研究会，自由競争促進へ12業種の規制緩和の提言まとめる。 12.5 三菱重工，株式を新規上場。東証終値1440円に。 12.7 通産省，コム違反でダイキンを告発。 12.9 労働省の外国人労働者問題調査会（圓城寺座長），最終報告書。専門・技術職の拡大を提起，12.16労働省，当面の対応策まとめる。48 12.13 〈21世紀経済基盤開発国民会議〉外国人単純労働者の積極受入れを提言。53 12.23 ジラインと山下新日本汽船，対等合併に調印。 12.23 労働省職安審雇用保険部会，パートへの雇用保険の適用拡大を提起。366 〈この年〉〈日銀〉消費者物価0.7%上昇，3年連続1%割る。完全失業率2.5%，失業者数155万人。残業8.1%増で月平均総実労働時間0.3%増の175.9時間。67,76	守らせる全国集会〉，5000人。 11.19 日本マスコミ文化情報労組会議，天皇の代替わり儀式批判声明。297 11.22 東京春闘懇・首都労組連主催の消費税粉碎などかかげ〈全都労働者大集会〉，3000人。 11.23 ヤクルト選手会，プロ野球労組への復帰を全員一致で確認。 11.24 全官公第2回大会（11.25），連合に対し新統一体へ参加する組合の〈資格審査委員会〉設置を要請。 12.7 連合と総評・官公労第8回首脳会談，新統一体への官公労組の資格要件について〈3重要事項を基本に対処〉で合意。183 12.8 自治労第89回中央委員会（～12.9），89年3月の官民統一作業委員会への積極的参加を決定。京都など反主流派7地本欠席。210 12.15 連合第15回中央委員会，〈全国中央組織の基本方針〉決定。全造船の正式加盟も承認。164,178,184 12.16 ホテル労連・観光労連など3単産，〈レジャー・サービス関連産業労組協議会〉結成，5万5000人。169 12.16 連合の初の地方組織，〈大阪連合〉正式発足。175 12.17 自治労京都府本部の大江委員長ら27氏，連合不参加の新産業別組織〈自治体労働組合全国連絡協議会〉結成を呼びかけ。28,170,211 12.18 統一労組懇の〈階級的ナショナルセンター確立総決起集会〉に1万人。〈行動綱領案〉を確認。201 12.20 〈連合への吸収・合体に反対する大都市職労連絡会（大都市連絡会）〉発足。20万人。170 12.26 反連合の左派組合を結集させる〈全労協結成をめざす懇談会〉（代表宮部民夫都労連委員長）設置。214 12.28 池貝鉄工争議，〈指名解雇撤回，38人全員職場復帰〉で和解。 〈この年〉労働組合組織率，26.8%。春闘の賃上げ額加重平均1万0573円，4.43%。72,149,225

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
9. 1 三宅島でNLP基地建設に反対する全島大会。1270人。302 9. 3 世界人権宣言40周年記念シンポ〈いま考えよう、日本の人権状況〉。47団体・87人。 9.18 各界連など主催、消費税粉碎国民大集会。代々木公園・17万人。9.16 沖縄・4000人。9.21大阪・7万2000人、愛知・4500人など。235 9.18 〈横須賀を核トマホークの発射台にするな！ 全国集会〉。社会党・総評など。横須賀、7200人。303 9.22 原水禁全国委員会、総評解散後の新方針を決定。労組中心からの脱却などを宣言。301 9.23 日本聖公会、天皇に関する行事・儀式への不参加を呼びかけ。 10. 3 北海道電力泊原発の可否を問う道民投票条例制定の直接請求署名102万人分、道選管に提出。12.3道議会、自民・民政クラブの反対で否決。 10. 7 〈北方領土返還要求シンポジウム〉。北海道・根室市。10.8〈第1回連合納沙布全国集会〉。連合が北方領土問題で初の取り組み。 10. 8 反原発市民グループや原水禁のよびかけで〈核燃いらね！ 六ヶ所村10月大行動〉(～10.9)。600人。298 10. 8 第1回過労死弁護団全国連絡会開催。 10.14 青森・六ヶ所村でのウラン濃縮工場着工に反対連絡会議などが抗議行動。10.17 原水禁・市民団体など北電本社前で抗議行動。 10.14 総評・有権者同盟などで構成する〈リクルート疑惑徹底究明各界連絡会議〉がシンポジウム。200人。 10.23 全日本商店街連合会、消費税粉碎決起大会。東京・板橋、2000人。 10.23 〈原発とめよう東京行動〉。東京・上野公園、3500人。〈脱原発法〉制定へ、100万人の署名運動提起。 10.25 原水禁など国連軍縮週間行動。4500人。301 10.30 〈原発とめよう伊方集会〉。愛	10. 一 天皇の戦争責任に関する英国紙批判で、政府が天皇を元首としたことをめぐって論争。397 11. 2 天皇病気で見舞の記帳者、これまで419万人。 11. 2 経企庁、〈63年度国民生活選好度調査〉結果公表。下層意識2割こす。〈総中流〉にかけり。 11.12 東京湾、伊勢湾の魚・底土からダイオキシン検出、14海域で類似物質検出。 11.15 文部省、今春の大卒女子の就職率、過去最高の75%と発表。 11.15 原太郎(民族歌舞団わらび座)没、84歳。 11.16 共産党、党本部をビデオで隠し撮りしたとして公安調査庁職員を告訴。340 11.17 川鉄公害訴訟で千葉地裁、大気汚染は企業責任として健康被害を認める判決。 11.23 労働省、〈就業形態の多様化に関する実態調査〉、過半数の事業所にパート、非正規労働者は全労働者の16%。 11.28 国立図書館情報大の女性教授、職場での旧姓使用求めて、国と大学相手に訴訟。 11.28 三越、ピカソの絵を47億円で落札。 11.30 登校拒否、中学で激増(文部省、87年度〈児童生徒の問題行動実態調査〉)。 11.30 東京地裁、東京地検が〈贈賄〉ビデオを押収した問題で、日本テレビ側の準抗告を棄却。 11.下 鈴木自工、中国・東南アジアから〈研修生〉と称し低賃金労働をさせていたことが判明。	時退陣、暫定政権樹立を要求。 9. 5 英、TUC、EETPUの除名処分を決定。 9.14 全米精米業者協会、日本のコメ市場開放を要求し米通商代表部に通商301条の発動を提訴。10.28通商代表部、却下を発表。12月期限で日本に〈進展〉を要求。 9.17 韓国のソウルで第24回オリンピック大会(～10.2)。160ヵ国・地域が参加。 9.18 ビルマ、ソウ・マウン国防相兼参謀長、実権掌握。国家法秩序回復評議会議長就任。複数政党による総選挙実施を表明。9.20軍事政権の新内閣発足。 9.18 スウェーデン総選挙で社会民主労働党、政権を維持。緑の党、初の議会進出。 9.19 ポーランドのメスネル内閣(閣僚評議会)総辞職。経済政策で引責。9.26後任にラコフスキ党政治局員。 9.27 ビルマの反政府統一戦線組織〈全国民主統一連盟〉、新指導部を選出。議長にアウン・ジー元准将、書記長にスー・チャー女子。〈民主連盟〉と改称。 10. 1 ソ連の臨時最高会議、グロムイコ最高会議幹部会議長の後任にゴルバチョフ党書記長を選出。 10. 5 チリ、ピノチェト大統領の再選可否を問う国民投票。反対多数で大統領敗北。10.21内相ら更迭、新内閣発足。 10. 5 ハンガリー、新会社法成立。企業活動の自由化をめざす。 10.10 チェコスロヴァキアのシュトロウガル首相辞任。

政 治 ・ 法 律	経 済 ・ 経 営	労 働 運 動
10.27 田中慶秋民社党代議士へのコスモス株譲渡判明。 10.27 自民党, 衆院税制特別委で公聴会日程を単独強行採決。10.28 衆院議運 委でも野党欠席のまま強行可決。 11. 2 池田公明党代議士の弟, 上田社会党代議士の元秘書へのコスモス株譲渡判明。 11.4 上田議員辞職。313 11. 3 高石前文部次官へのコスモス株譲渡判明。 11.10 自民党, 衆院税制特別委で税制改革6法案を1部修正のうえ単独強行採決。 11.10 建設省, 外国人労働者雇用防止通達を出す。 11.14 三木武夫元首相, 急性心不全で死去, 81歳。 11.15 自・公・民3党, リクルート問題証人喚問と株譲渡先リストの公表で合意。衆院に〈リクルート問題調査特別委〉を設置。 11.16 自・公・民3党, 消費税導入後半年の弾力的運用で合意。自民党, 衆院本会議で税制改革6法案可決。公民は修正部分に賛成。社・共は欠席。310 11.21 議院証言法改正案成立。衆院リクルート特別委, 江副リクルート前会長・高石前文部次官・加藤前労働次官を証人喚問。 11.24 衆院, 34日間の会期再延長を議決。自民賛成, 公・民反対, 社・共欠席。309 11.25 自治省, 全国の有権者数を発表。1票の格差は衆院で3.08倍, 参院で6.17倍に拡大していることが判明。 11.29 日米両政府, 次期支援戦闘機(FSX)共同開発の交換公文と覚書を締結。主	提言。 9. 1 三菱重工, 造船部門1900人削減の合理化案提案。 9. 1 東商, 外国人労働者問題で中間意見。単純労働者受入れ困難と表明。52, 97 9. 1 通産省, 初の《産業技術白書》。基礎研究の強化求める。 9. 5 金指造船, 更生法申請, 倒産。負債356億円。 9.27 澄田日銀総裁, IMF・世銀総会で累積債務対策〈宮沢構想〉発表。 9.30 英国で生産の日産ブルーバード, 欧州大陸へ輸出開始。 10. 1 石播と住重, ディーゼルエンジン部門統合し, 新会社〈ディーゼルユナイテッド〉設立。 10.21 日本ニット工業組合連合会, 韓国製ニット製品のダンピングを提訴。145 10.26 アジア・太平洋地域経営者サミット開催。102 10.一 旭化成, FA推進で繊維部門の人員20%削減の合理化計画決定。 11. 4 三菱重工グループと川重など日本企業9社, 米国の西太平洋防衛構想の研究計画を受注。日本企業としてSDI初参加。 11. 7 日立製作所, 生産現場除く全部門4万2000人対象にフレックスタイム制実施と発表。 11.10 三菱自とクライスラー折半出資工場, 米で開所式。 11.18 経企庁《国民生活白書》〈多様化する生活と国民意識〉地価高騰による資産格差拡大, 不公平感増大指摘。 11.24 横浜MM21国際会議	は10月23日に開幕(〜10.22)。 10. 9 新左翼労働組合活動家の〈明日の労働運動を担う全国労働者討論集会(10月集会)〉(〜10.10)。1000人。 10.12 89春闘懇結成総会。24組織4オブザーバー, 40万人。213 10.12 政労協続開大会(〜10.13), 新統一体加盟論議開始を辛うじて決定。169, 214 10.23 統一労組懇自治体部会, 〈連合不参加自治体労働組合全国代表者会議・総決起集会〉(〜10.24)開催。〈自治体労働組合全国連絡協議会〉結成の方針を確認。170, 210 10.25 新産別第41回定期全国大会, 解散決定。39年の歴史に幕。27, 197 10.28 〈総評・地県評・地区労働の継承・発展・強化をめざす全国連絡会(地県評全国連絡会)〉結成総会。ついで全国集会開催, 7000人。167, 212 10.28 純中立労組懇, 中労委労働者委員の連合推薦独占問題で任命取消しを再提訴。 11. 2 民放労連, 東京地検による日本テレビのビデオテープ押収に抗議の声明。 11. 2 連合, 〈時短推進集会〉を開催。9200人。179, 235, 250 11. 4 連合総研第1回フォーラム「生活の質向上をめざして」開催。181 11. 7 日教組第66回臨時大会, 労戦問題で〈総評方向支持〉を再確認。 11. 9 89国民春闘連絡会発足。78単産参加。 11.10 国民春闘再構築東京懇談会など消費税法案強行採決に抗議, 〈首都大行動〉。3万5000人。 11.17 統一労組懇, 消費税反対・リクルート疑惑究明などで全国統一行動, スト・職場集会に54万人。 11.17 市川敏元全印総連委員長ら年金者組合準備会の代表11名, 全国組織結成の呼びかけ発表。 11.19 国労主催〈国鉄清算事業団の首切りを許さず, JRに地労委命令を

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
会、全国商店街連合会も。 6.24 社会党・総評・護憲連合と各地の基地反対運動組織、〈反基地運動全国連絡センター〉結成。 6.26 神奈川県大和市で〈横須賀の原子力空母母港化撤回・米軍機の爆音なくせ県民大集会〉。4000人。 7.5 いのちの祭り実行委主催、〈食料・農業を考えるシンポジウム〉。4000人。 7.12 大型間接税反対のための中央連絡会主催、〈消費税反対中央集会〉。9500人。 7.14 横須賀・住友重機の造船工場の元従業員8人、石綿訴訟提起。 7.18 石綿対策全国連絡会、アスベストの追放を求める集会とデモ。 7.20 沖縄基地での軍事演習激化と基地強化に反対し、県民総決起大会。5000人。社・共・公・民・社大の5党が、1日共闘。304 7.21 北海道電力泊原発への初の核燃料搬入に抗議行動展開さる。 7.22 点字の反核署名1万人突破。 7.24 〈厚木基地を人間の輪で包囲する7.24大行動〉。社会党・総評などの実行委員会主催で、2万8000人が〈人間の輪〉で包囲。305 8.1 核禁会議全国集会。広島市、600人。300 8.2 原水協主催、原水爆禁止世界大会国際会議（～8.3、広島）。8.6広島大会（～8.7）。8.9長崎大会。300 8.2 原水禁主催、被爆42周年原水爆禁止世界大会国際会議（～8.3、広島）。8.4広島大会（～8.6）。8.7長崎大会（～8.9）。300 8.6 日本被団協、〈被爆者遺族と国民のつどい〉。広島、500人。 8.16 神奈川県と厚木基地周辺の7市、NLP訓練による騒音問題の解決のために〈対策協議会〉発足。303 8.30 トマホーク積載の米艦バンカーヒル、ファイフ横須賀入港に総評など抗議行動。8.31平和委など集会。303	〈国旗、国歌〉教育の義務化を明示した新学習指導要領骨子を公表。 8.10 清水幾太郎没、81歳。 8.17 大学生男子人気企業ランキングでNTTが文科系で3年連続トップ、理科系でも1位に（リクルートリサーチ調査）。 9.1 茨城・東海村の動力炉、核燃料開発事業団の再処理工場で作業員ら7人被爆。 9.7 千葉・君津でIC工場の地下水汚染判明。県と市、1年半公表せず、問題化。（ハイテク汚染）。 9.23 天皇の容体悪化でイベントなど自粛。マスコミ過剰報道、9.24NHK、24時間容体放送開始。下血・輸血の報道。296 9.25 業者婦人の4人に1人が1日10時間労働、有病率上昇（全商連婦人協調査）。 10.14 大阪地裁、箕面市遺族会補助金訴訟で遺族会は宗教団体に当たらないと認定。遺族会に対する公金支出を合憲とする初の司法判断。 10.16 労働省、企業の4割で59歳以下定年制と発表。 10.17 北海道初の泊原発、試運転開始。 10.19 リクルート疑惑をめぐり東京地検がリクルート本社などを一斉搜索。 10.30 労働省、《婦人労働白書》を発表。働く女性は1年間で31万人増え、労働者の36.5%を占める。 10.30 返子市長選投票。米軍住宅建設反対派の富野候補3選。303 10.一 外務省、海外日本人50万人突破と公表。	イン・ルイン議長を大統領選出。 8.1 ソ連、INF全廃条約の規定に従いINFミサイルの廃棄を開始。 8.3 米上院で包括貿易法案を可決。8.23レーガン大統領、署名。法案成立。 8.8 ビルマ全土で一斉に反政府行動。首都ラングーンで5万人以上のデモ。8.9政府軍の発砲で多数死傷。8.12セイン・ルイン社会主義計画党議長兼大統領、両職の辞任を発表。 8.15 ポーランド、リプコウィ炭鉱労働者、大幅賃上げと〈連帯〉の合法化を要求しスト。南部12炭鉱、北部シュチェチン、グダンスクに拡大。8.31ワレサ〈連帯〉議長、キンチャク内相と会談。9.1スト中止。 8.17 パキスタンのハク大統領搭乗機爆発。米大使、軍首脳を含む30人全員死亡。大統領代行にカーン上院議長。 8.18カーン大統領代行、全土に非常事態を宣言。緊急評議会設置を発表。 8.19 ビルマ社会主義計画党中央委員会総会と人民議会、マウン・マウン司法長官を議長・大統領に選出。 8.20 イラン・イラク停戦。7年11ヵ月の戦闘に終止符。 8.24 ビルマのマウン・マウン社会主義計画党議長兼大統領、反対勢力の要求する複数政党制導入の検討を宣言。 8.29 ビルマ、反政府勢力により新党〈民主平和連盟〉結成。議長にウ・ヌー元首相。 9.1反政府勢力によるゼネスト。マウン・マウン政権の即

1988 (昭和63) 年

政 治 ・ 法 律	経 済 ・ 経 営	労 働 運 動
旗》記者の入国査証を発給。共産党員の正式訪韓は初。 9. 5 檜崎社民連代議士、リクルートコスモス社の贈賄工作を公表。関係者3人を贈賄罪で告発。309 9. 8 共産党、韓国の盧泰愚政権を認める新見解を発表。339 9. 9 衆院で、税制問題等調査特別委を設置。委員長には金丸信・前副総理が内定。10.7参院でも設置。309 9.14 自民党員、88年499万9000人で過去最高と発表。 9.19 天皇、吐血。9.20政府、新元号制定の準備作業開始。9.22国事行為を皇太子に全面委任。 9.26 自民党、113臨時国会の59日間延長を議決。野党欠席、民社党のみ出席。 10. 1 改正労組法施行。中労委に国営企業労働委員会を統合。26, 368 10.11 共産党、コスモス株を譲渡された宮沢蔵相ら9人のリストを公表。339 10.12 衆院税制特別委、入院中の江副前リクルート会長に対し病床質問。 10.12 石橋前社会党委員長、韓国訪問。315 10.14 衆院税制特別委、リクルート疑惑の集中審議。宮沢蔵相、本人名義での株譲渡を認める。 10.21 最高裁、86年衆院選をめぐる定数は正訴訟で1票の格差2.92倍は合憲と判決。 10.25 政府、衆院税制特別委に厚生年金の支払開始年齢を65歳からとする社会保障ビジョンと行財政中期計画を提出。385	輸入自由化で最終合意。 6.21 日産、定款に兵器の製造・販売を明記へ。 6.28 総合土地対策要綱閣議決定。首都機能の体系的移転うたう。 7. 6 政府・自民党、生産者米価4.6%引き下げ。新米価算入方式導入は89年度からで合意。7.8米審、4.6%引き下げ答申。新算定方式の先送りに不満明記。 7. 6 株を譲渡されていた森田康日本経済新聞社社長辞任。江副リクルート会長、リクルートコスモス株譲渡問題で辞任。12.9NTT式場取締役解職。12.14真藤NTT会長辞任。牛尾治朗、諸井虔両経済同友会副代表幹事、一切の公職を辞任。 7.19 新日鉄、本社部門人員30%削減等発表。 7.29 新日鉄、三協精機に資本参加、筆頭株主に。136 7.29 6月の有効求人倍率1.05と74年8月以来の高水準。64 8. 4 土光敏夫経団連名誉会長、死去、91歳。 8. 5 《経済白書》〈内需型成長の持続と国際社会への貢献〉発表。 8.23 全銀協、金融機関の完全週休2日制移行を決定。 8.24 日経連、経営トップセミナー、マネーゲーム自戒、企業倫理確立を提言。 8.25 新日鉄斉藤社長、社員の三協精機株インサイダー取引問題で、陳謝。 8.25 社会経済国民会議〈職種転換とソフト技術者養成〉造船・鉄鋼の余剰中高年者のソフト技術者への再訓練	対、地県評解体阻止、地域労働運動の継承・発展・強化をめざす全国集会〉、8000人。166 7.31 全国一般第42回定期大会 (～8.2)、連合加盟を決定。167, 208 8.18 連合第8回中央委員会、繊維労連の正式加盟と全国自労・日本港湾の脱退を承認。175 8.19 統一労組懇年次総会(～8.21)〈来年の総評解体前後に階級的ナショナルセンター結成〉の方針決定。165, 200 8.24 自治労第54回定期大会 (～8.27)、〈統一ナショナルセンター〉結成を〈不退転の決意〉で推進する方針を決定。3修正案を否決。170, 210 8.28 一般中小労組連絡会第6回総会、89年秋の新産業別組織結成の方針を決定。168, 208 8.30 全国金属第62回定期大会 (～9.1)、機械金属労組の統一と国際路線の変更へむけた方針を決定。168, 209 9. 4 全造船第54回定期大会 (～9.6)、連合への正式加盟を決定。214 9. 7 得本自動車総連会長、第17回定期大会 (～9.9) で〈小選挙区制の採用〉を提起。9.12宇佐美ゼンセン同盟会長も、小選挙区制の具体的検討を支持(ゼンセン同盟大会で)。9.14堅山連合会長、小選挙区制は検討しなければならない課題と発言(連合中央委員会で)。185 9.20 全国金属・全機金・新産別京滋地連など〈機械金属産業労働組合〉結成準備会を発足。 9.28 リクルート疑惑究明・消費税反対などかけ〈総評東日本ブロック集会〉。1万5000人。 10. 2 金属連絡会第11回総会(～10.3)、反連合の新産業別組織を89年2月に結成する方針を決定。168, 209 10. 5 総評拡大評議員会、運輸一般など反主流派4単産不参加。 10. 9 延期されていた日教組教育研究集会の前半を開催 (～10.12)。後半

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
4.19 全国保団連・全生連など10団体、国保改悪反対署名3万人余を国会に提出。 4.23 日本納税者連合、200人で結成大会。新型間接税反対を宣言。 4.24 〈原発とめよう！ 1万人集会〉、2万人。全国から反原発グループ結集。298 4.30 フィリピン問題資料センター(RCPC)主催、〈《ジャパゆきさん》に関する全国会議〉(～5.1)。埼玉・国立婦人教育会館。 4.一 社会主義協会(旧太田派)機関誌《社会主義》、436号から《進歩と改革》に改題。 5.10 民主教育をすすめる国民連合、教育6法阻止中央総決起集会、2万5000人、明治公園。 5.11 日弁連、〈拘禁二法を裁く市民集会〉、2300人。 5.14 核軍縮を求める22人委員会、〈長崎平和シンポジウム〉を開催。 5.17 国民運動大実行委主催、教育6法案阻止・教育要求実現中央大集会、1万3000人。 5.21 岡山の学校給食調理員、指曲がり症の労災認定求め初の請求。 5.23 日弁連など法律家6団体と51氏の呼びかけで〈拘禁二法に反対し、代用監獄の廃止を求める市民センター〉発足。全国の法学者ら320人、〈拘禁二法〉に反対声明発表。 5.28 〈非核自治体学校〉(校長・西田勝法政大教授)開校。301 6.7 全国150の公害被害者団体が〈総行動デー〉。 6.9 原水協など第2の〈平和の波〉行動(～6.13)。国内3258ヵ所で30万人参加。299 6.12 原水禁などの〈SSDⅢにむけて行動する会〉主催、〈東京＝ニューヨーク同時行動〉。東京・代々木公園、2万人。300 6.14 税制国民会議、〈《新消費税》に反対する緊急決議〉、日本百貨店協	手団、法務省による歓迎会の出席不許可に抗議して、試合を放棄、21日帰国。 5.31 島根・鳥取両県知事、中海・宍道湖淡水化事業の凍結を表明。 6.6 クロロキン薬害訴訟、12年半ぶりに70億円支払いで和解。 6.10 明電工の中瀬古功、25億円の所得隠し発覚。6.27 東京国税局、地検に告発。中瀬古元相談役ら5人逮捕。 6.11 木村京太郎(部落解放運動家)没、85歳。 6.15 新潟地裁長岡支部、信濃川河川敷訴訟で原告農民に敗訴判決。 6.27 労働省、中小企業中心に技能労働者104万人不足と発表。 6.28 大友よふ(全国地婦連前会長)没、83歳。 6.30 つくば市の理化学研究所、日本で初のP4実験開始。 7.3 和歌山・日置川町長選で、原発反対派の三倉重夫候補当選。 7.3 広島・日新製鋼呉製鉄所で火入れ直後、高炉爆発、死者4、重軽傷30。 7.11 法務省と全国入管、日本語学校274校に一斉立ち入り調査開始。 7.13 総務庁、〈昭和62年就業構造調査報告〉公表。転職、最高の265万人、自発的理由増。ホワイトカラー、ブルーカラーを上回る。 7.23 横須賀港沖で海自潜水艦なだしお、釣り船に衝突。釣り船沈没、死者30人。8.24 防衛庁長官辞任。 7.26 文部省、小学生から	選で投票率56%。戦後社会主義政権史上最低を記録。 6.25 ECとコメコン、共同宣言に署名。公式な関係樹立をうたう。 6.28 ソ連共産党第19回全連邦協議会、47年ぶりに開催(～7.1)。〈人民代議員大会〉創設、党指導部への任期制導入などの改革を提案。 7.3 ペルシャ湾上空で米海軍艦艇のミサイルによりイラン航空機撃墜。乗員乗客290人全員死亡。 7.6 メキシコ大統領選。 7.13 与党PRIのサリナス候補当選。上下院選で野党大幅進出。 7.6 OECD社会保障担当相会議(社会保障サミット、～7.7、パリ)。〈社会保障の将来を採択。388 7.7 韓国盧泰愚大統領、南北朝鮮統一問題に関する特別宣言を発表。朝鮮民主主義人民共和国との対決姿勢を転換。 7.8 台湾国民党第13回代表大会で李登輝主席選出。 7.14 ソ連・ポーランド共同宣言で〈独自の社会主義建設〉への取り組みを確認。 7.18 イラン、国連停戦決議受諾を表明。イラン・イラク戦争8年ぶり停戦へ。 7.23 ビルマ社会主義計画党臨時党大会(～7.25)。ネ・ウィン議長ら党指導部、辞任を表明。経済開放政策を採択。 7.26 後任議長にセイン・ルイン議長。 7.24 タイ総選挙でプレム首相の連立与党圧勝。7.27 プレム首相退陣表明。 7.27 ビルマ人民議会、セ

政 治 ・ 法 律	経 済 ・ 経 営	労 働 運 動
リクルート社関連株を買い1億円の利益を得ていたことが判明(リクルート事件)。309 7. 5 リクルート事件で、中曽根前首相・安倍自民党幹事長・宮沢蔵相の各秘書への未公開株譲渡が判明。309 7. 6 リクルートの江副浩正会長、リクルートコスモス株譲渡問題で辞任。竹下首相元秘書への譲渡も判明。309 7.12 塚本民社党委員長、リクルート事件への秘書の関与を認め、陳謝。332 7.15 《労働白書》閣議で了解。成長成果の時短振り向けを主張。352 7.15 政府、89年度予算の概算要求基準を閣議決定。一般歳出の伸び2.67%。防衛費6.13%、ODA9.4%。 7.19 第113臨時国会召集。会期を9月21日までの70日間とすることを決定。309 7.19 政府、閣議で政府機関79, 自衛隊11部隊の計90機関の地方移転を決定。 7.20 最高裁、殖産住宅事件で〈上場後値上がり確実な株譲渡は賄賂〉と判断。 7.27 与野党、88年分の減税を1兆3000億円とすることで合意。国会正常化。 7.29 88年分所得減税法、成立。 7.29 政府、閣議で税制改革関連6法案を決定。国会提出。309 8. 4 人事院、国家公務員給与の2.35%引き上げを勧告。379 8.15 野党4党政審会長・政策委員長、北海道で2回目の合宿勉強会(〜8.17)。311 8.22 韓国、五輪取材の《赤	4.19 NTT の ISDN 《INS ネット64》サービス開始。 4.21 KDDの中期経営計画、5年で1000人削減。 4.28 三井石炭鉱業、三池、芦別で1100人削減の合理化案提示。 5. 1 東急百貨店、〈フリータイム社員制度〉開始。百貨店にパートの波。 5.11 ジライン、全社員に解雇予告。146 5.20 日本郵船と大阪商船三井、系列会社の整理・統合方針を明らかにする。146 5.23 経済審、新経済5ヶ年計画〈世界とともに生きる日本一経済運営5ヶ年計画〉答申。〈豊かさを実感できる国民生活〉の実現めざす。353 5.24 87年末の対外資産、1兆ドル突破。3年連続純資産世界一。 5.25 日米建設交渉、書簡交換し最終決着。 5.26 三井石炭鉱業、希望退職募集で労使合意。 5.27 経団連総会、花村仁八郎事務総長退任。後任に三好正也専務理事。 5.30 JRグループの初決算。7社で1558億円の黒字。 6. 7 通商白書〈不均衡調整過程における産業・貿易構造の変化とわが国の役割〉アジア経済発展への貢献強調。 6. 8 社会経済国民会議、白書〈転機にたつ日本型労使関係〉窓際管理職の労組結成を提起。 6.16 1—3月期のGNP成長率年率11.3%と11年ぶりの2ケタ成長。 6.20 日米牛肉・オレンジ	人、春闘要求で統一時限スト。224 4.15 自動車総連中央執行委員会、〈「広く・薄く・公平な負担」を原則とした間接税を導入〉と主張。180 4.18 鉄産総連、JRの組合脱退強要の撤回求め、初の地労委申立て。 4.19 連合、春季生活改善闘争解決促進集会。 4.25 日産労組、日産厚木争議団の7名に対し79年10月の除名処分撤回を通知。 5. 1 第59回メーデー。中央35万人、全国365万人。メイン・スローガンから〈団結〉消える。293 5.12 国労・全港湾・日本医労連など〈労働委員会の変質をねらう労組法改悪反対集会〉、2500人。 5.13 純中立労組懇、中労委労働者委員推薦者全員を排除したのは不公平と行政訴訟提起。 5.15 電力労連、〈クリーン・ジャパン〉青年統一行動。全国で3万人の青年婦人部員参加。 6. 3 労研センター全国幹事会(〜6.4)、〈全国労働組合連絡協議会(全労協)〉の結成呼びかけと骨子提起。214 6. 8 連合、自民党と初の首脳会談。 6.10 全印総連第109回中央委員会、連合指向29組合の脱退を承認。209 6.16 連合第7回中央委員会、春闘のまとめと〈労働界全体の統一に関するまとめ〉発表。230 6.19 全造船など主催の〈全員解雇・地域経済破壊を許さない下田ドック闘争支援全国集会〉。4200人。244 7. 1 日放労・日本放送協会集金労組など4組合、〈NHK関連労組連合会〉結成。 7.19 消費税反対などで東京春闘懇と首都労組連主催の〈緊急全都大決起集会〉。4000人。 7.26 総評第79回定期大会(〜7.29)89年秋の解散を決定。162, 192 7.26 宮部都労連委員長・大江京都地評議長らの呼びかけで〈総評解体反

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
2.23 原水禁, 反核千人委など〈S S DⅢに向けて行動する会〉結成。300 2.28 社会主義協会第21回総会。〈新宣言〉採択以降の変質に反対, 党の基本政策を守り抜く等の方針決定。314 3. 1 非核自治体運動を推進するための通信連絡網〈非核ネットワーク〉発足。301 3. 3 水俣病の全面解決を迫る全国大集会。2000人, 日比谷公園。 3. 4 〈平和と民主主義のための研究団体連絡会議(平民研連)〉設立総会。 3. 6 宮崎・熊本・鹿児島県評などの反V L F通信基地建設反対集会。宮崎県えびの市で1万5000人。305 3. 6 原水禁・トマホーク配備を許すな! 全国運動などの主催で〈北西太平洋反核国際シンポジウム〉。100人。302 3. 8 全中など牛肉・オレンジ輸入自由化阻止の決起大会。 3.16 国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議, 政府の個人情報保護法案に反対し対案を発表。 3.17 作家のなだいなだ氏らが呼びかけ人となって〈土曜日を社会の休日とする推進会議〉発足。 3.18 草の根平和運動グループによる〈三宅島アクションボート'88〉(〜3.21)。500人。302 3.23 社会党・総評などの〈国民の食料を守り農業を再建する行動委員会〉と全日農などが共催して, 農産物自由化反対集会。3300人。 3.24 国立病院・療養所を守ろうと, 労組・医療・民主団体が中央連絡会を結成。 3.26 反核医師の会がコンサート, 1400人, 名古屋。 4. 6 日本共産党緒方国際部長宅電話盗聴事件で〈警察による電話盗聴事件を究明する会〉発足。 4.17 各界連など主催, 新大型間接税粹碎国民大集会, 12万人, 代々木公園。224, 296	3.11 東京地裁, クロロキン薬害1期訴訟控訴審で製薬6社に過失を認定, 国の責任を認めず。 3.12 朝日新聞静岡支局にピース缶爆弾。時限装置が動かず爆破未遂。東京の通信社に〈赤報隊〉名で犯行声明文。 3.15 〈赤報隊〉名で中曽根前首相に脅迫状。 3.24 中国上海で列車衝突。日本人高校生26人死亡。47人負傷。 3.31 戦後生まれ6割こす。 4.12 労働省, 〈育児休業制度の実態調査〉発表。制度導入事業所は全体の15%, 女子社員の約半数が制度利用。 4.21 日本キリスト教婦人矯風会(長野栄子会頭代行)〈じゃばゆきさん〉の人権保護・救済を日弁連に申立て。 4.26 東京高裁, 〈宮本・共産党議長宅盗聴事件〉で創価学会の組織犯罪と判定。 4.27 東京第一検察審査会, 86年11月発覚の共産党幹部宅盗聴事件で〈3警官の不起訴不当〉と議決。 5. 2 社会経済国民会議, 〈政治臨調〉の設置などを提案。 5. 6 米海軍横須賀基地司令部, 日本人従業員にウソ発見器使用を決定。 5.初 NHK, 世論調査の〈間接税導入反対48%〉を放送しなかったことが判明。 5.15 文部省の小学校学習指導要領案で社会科に東郷元帥を必ず教えるべき人物にあげていることが判明。 5.16 大阪地裁, 出稼ぎ労働での過労死を労災と認定。 5.20 北朝鮮アジア卓球選	のレーニン造船所へ波及。 4.26 韓国総選挙で与党民正党, 過半数に達せず。野党平民党, 共和党躍進。 4.29 TUAC総会。275 5. 5 ポーランド政府, スト中のレーニン製鉄所に治安部隊を導入。多数の指導者を逮捕。 5. 8 仏大統領選挙で社会党のミッテラン候補再選。5.12ロカール内閣成立。 5.10 デンマーク, 非核政策強化の是非を問う総選挙。左派, 過半数獲得。 5.15 アフガニスタン駐留のソ連軍, 撤退開始。5.25戦死者1万3000人(79年12月以来)と発表。 5.20 ハンガリー社会主義労働者党全国協議会(〜5.22)。カーダール書記長解任とグロース首相の書記長兼任を決定。32年のカーダール体制に幕。 5.29 米ソ首脳会議(〜6.1)。共同声明で対話路線の定着を強調。INF全廃条約の批准書を交換。条約発効。 5.29 パキスタンのハク大統領, 国民議会を解散。全閣僚を解任。 5.31 レイバー・サミット(〜6.1, オタワ)。275 6. 1 I L O第75回総会(〜6.22)。413 6.17 ソ連アゼルバイジャン共和国最高会議, ナゴルノ・カラバフ自治州帰属問題でアルメニア共和国編入を却下。 6.19 第14回先進国首脳会議(トロント・サミット, 6.21)。 6.19 ポーランド統一地方

1988 (昭和63) 年

政治・法律	経済・経営	労働運動
見直し〉着手を発表。45 4. 1 与野党協議, 88年度減税をめぐる決裂。4. 5 暫定予算案, 可決・成立。 4. 2 自治省, 86年の地方分の政治資金収支報告を発表。中央分と合わせて総額は3000億円を突破し過去最高。 4. 21 民社党第33回定期大会(〜4. 22), 執行部の信任投票の企て不発。334 4. 22 奥野国土庁長官, 〈鄧小平氏に振り回されている〉と発言。4. 23新華社通信, 奥野発言批判。5. 13奥野長官更迭。308 5. 4 訪ソ中の不破共産党副議長, ゴルバチョフ書記長と会談。5. 6 訪ソ中の土井社会党委員長も会談。314, 339 5. 10 大橋公明党代議士, 池田創価学会名誉会長批判の論文を発表。6. 6 公明党, 大橋議員を政治献金疑惑を理由に除名処分。323 5. 24 社会党機関紙, 大韓機事件が国際詐欺との金韓国前首相の〈良心宣言〉を掲載。後に誤報と判明。5. 26編集長更迭, 全文取消し。315 5. 31 閣議, 89年1月から国の行政機関の第2, 4土曜日閉庁方針を決定。381 6. 1 最高裁, 自衛官合祀訴訟で宗教上の人格権を否定。国の関与も合憲と判決。 6. 8 労働省, 1992年度中に週40時間, 年間1800時間達成目標の時短計画作成。360 6. 15 新行革審, 土地対策に関する答申提出。 6. 16 社会党の武藤山治議員, 明電工巨額脱税事件疑惑で代議士会長辞任。 6. 18 川崎市の小松助役,	3. 中 川崎重工と日本鋼管造船部門の受注窓口一本化で合意。造船大手初の提携。143 3. 17 ブリジストン, 米3位のタイヤメーカー, ファイアストーン社買収発表。 3. 17 日商, 新型間接税容認方針表明。財界4団体の足並みそろろう。 3. 18 マツダとUAW, 初の労働協約締結。スト禁止条項盛り込む。 3. 23 米国ホンダ, 人種・性差別に対し600万ドルの補償金支払いで合意。 3. 29 日米建設協議決着。民間事業の米国参入への開放対象に。 3. 29 三菱重工, 今治造船, 幸陽船渠と提携。造船業界, 8グループに集約。 3. 一 新日鉄, 宣伝部門縮小で, 異色広報誌〈スチールデザイン〉廃刊。 4. 1 改正労基法施行。360 4. 1 公示地価, 東京住宅地68. 6%で過去最高の上昇。全国平均は21. 7%で73年前後の狂乱地価に次ぐ。 4. 1 少額貯蓄非課税制度(マル優)原則廃止。 4. 5 警視庁, ココム違反で, 極東商会, 新生交易の2商社摘発。中国へ電子測定器輸出。 4. 7 金属大手などに賃上げ集中回答。電機16社4. 6%, トヨタ4. 43%, 鉄鋼5社1. 79%, NTT5. 73%。30, 223 4. 8 経済審国民生活部会, 生活向上へ年間1800労働時間を提言。 4. 18 NTTが7月1日にデータ通信事業部を分離し子会社を発足させると発表。	ート。3. 4国労〈全国キャラバン〉集結集会, 3500人。 2. 18 連合第3回中央委員会, 春季生活闘争のヤマ場を〈4月第2週半ばに想定〉とする方針決定。223 3. 3 国民春闘再構築東京懇談会と88国民春闘共同行動実行委員会, 〈円高・産業空洞化反対, 新大型間接税導入反対, くらしを守る首都大行動〉, 5000人。 3. 3 新沼鉄鋼労連委員長, 新型間接税導入に理解の発言。180 3. 6 国労拡大中央委員会, 交運労協加盟の方針承認。7. 29交運労協, 国労の加盟を承認。 3. 8 連合, 経団連と初の首脳会談。3. 9経済同友会とも会談。176 3. 17 総評提唱の〈完全週休2日制・土曜日を社会の休日にする推進会議〉結成。248 3. 18 公務員共闘, 〈中央総決起集会〉開催, 2万5000人。官公労協も〈中央総決起集会〉, 3万5000人。 3. 23 総評〈ノー残業デー〉全国統一行動。223, 249 3. 23 日本鋼管勤務の共産党員34人の差別紛争, 会社側と和解。 3. 24 日教組第117回中央委員会, 労戦問題で, 〈総評の方向支持〉を決議。 3. 24 連合, 〈88春季生活闘争決起集会〉開催。1000人。 3. 26 連合・総評共催の〈賃上げ・時短・減税要求貫徹総決起集会〉。2万5000人。223 3. 27 東京統一労組懇・首都労組連など主催の〈88国民春闘勝利大会集会〉。8万人。223 3. 30 88春闘懇談会, 総決起集会開催, 1500人。223 4. 1 国労賃上げと本務復帰を要求し1時限の第1波指名スト。950人。4. 9第2波指名スト。 4. 12 私鉄総連加盟の中小82組合, スト突入。224 4. 15 統一労組懇の2549単組・23万

社 会 運 動	社 会 ・ 文 化	国 際
1. 8 沖縄のパイナップル農民ら1万3000人、農産物自由化反対集会、那覇。北海道、宮崎などでも自由化反対集会。 1. 8 日本酪農政治連盟、乳製品と牛肉の輸入自由化阻止を求め米大使館へデモ、4000人。 1. 9 農民運動全国懇、〈国民の食糧と健康をまもる全国総決起集会〉。65団体1235人。3月19日にも1500人。 1.11 農産物の輸入自由化に反対する全国農林漁業者・消費者代表合同総決起大会。2300人。 1.16 反核考古学研究者の会、核廃絶を求める1315人の署名を発表。 1.19 南アANC（アフリカ民族会議）東京事務所開設のための〈アパルトヘイト廃止をめざす南ア人民支援連帯基金〉設立。 1.22 〈《安全な食糧は日本の大地から》国民運動推進会議〉結成。28団体。 1.25 〈反差別国際運動〉結成。理事長・上杉佐一郎部落解放同盟委員長。海外7ヵ国の反差別活動家と北海道ウタリ協会・全国障害者解放運動連絡会議などが参加。 2.10 学者・知識人・元社会党幹部など、〈護憲〉〈非武装中立〉の《基本理念》堅持を求め集会。2300人。 2.12 四国電力の愛媛・伊方原発、反対のなかで出力調整試験実施。高松で社会党・総評など3000人抗議行動。 2.29東京でも集会。 2.14 第3回国連軍縮特別総会にむけ〈SSDⅢに核兵器のすみやかな廃絶を要請する日本連絡会〉結成の集い。原水協など103団体と152人の個人。 2.16 新大型間接税阻止・産業空洞化反対全国中小企業者総決起大会（～2.17）。2320人。 2.20 中海・宍道湖淡水化反対島根県民総決起集会。中国5県評・漁協・市民会議など1万人、松江市。21日には米子市で5000人。 2.21 新潟・柏崎原発反対連絡会議、出力変動運転反対の市民集会。	1. 3 総理府、〈原子力に関する世論調査〉結果発表。原発に不安をもつ者増加（86％）。 1.11 秋田地検、〈大潟村ヤミ米〉不起訴。流通している実態を追認。 1.24 矢島せい子（障全協会長）没、84歳。 1.28 高知・窪川町長、原発誘致を断念。 1.31 第1回日本語教育能力検定試験実施。約4800人受験。 1.一 長時間労働と長距離通勤でホテル利用のサラリーマン（〈討ち死に族〉）増加。 2. 1 労働省、労働時間3年ぶり増加、1か月175.9時間（87年）と公表。 2.10 三宅島村議選、11対3でNLP反対運動派現状維持。302 2.16 最高裁、氏名呼称に人格権ありと初判断。 2.17 東京弁護士会人権擁護委員会、石川島播磨重工業に人員削減で〈人権侵害〉と警告・勧告。 2.19 中公審、フロンガス規制で答申。 2.19 厚生省エイズサーベイランス委員会、エイズ感染者1000人突破と公表。 3. 1 水俣病刑事事件、32年ぶりに決着、チッソ元社長ら有罪確定。 3. 1 大気汚染指定地域解除（全国41ヵ所）、新規の公害患者認定打切り。全国公害患者の会連絡会、抗議声明。 3. 7 東京地裁、86年の共産党幹部宅盗聴事件で付審判請求を棄却、警官の不起訴処分を支持。	1. 1 ソ連、国家企業法発効。国有企業が完全独立採算制・自己資金調達制を柱とする新たな経済運営へ移行。 1.13 台湾の蔣経国総統（国民党主席）死去。 1.30 ポーランド政府、2月からの消費者物価・サービス料金引き上げを発表。各地で値上げ反対・反政府のデモとスト発生。 2. 4 ソ連最高裁、ブハーリン元政治局員らに対する死刑判決を取消し。ブハーリンら、法的に完全名誉回復。6.13ジノービエフ、カーメネフらの名誉回復を決定。 2. 8 ゴルバチョフ・ソ連共産党書記長、アフガニスタン駐留ソ連軍の5月15日撤退開始・10ヵ月での完了を発表。 2.13 EC首脳会議、財政改革問題で合意。92年の市場統合へ一歩前進。 2.18 ソ連共産党中央委総会、エリツィン政治局員候補解任などを決定。 2.25 西独金属産業労組、3つの労働協約地区の協約改定で週36.5時間労働制の合意を獲得。 3.14 国際自由労連第14回世界大会（～3.18、メルボルン）。186、277 3.15 ソ連とユーゴスラヴィア、〈新ベオグラード宣言〉（政治宣言）に調印。独自の道の尊重など。3.18公表。 4. 1 韓国政府、80年5月の光州事件について初めて公式に謝罪。被害者補償のための機構設置を決定。 4.25 ポーランド、賃上げを要求するバス・トラック運転手のスト。5.2グダンスク

政 治 ・ 法 律	経 済 ・ 経 営	労 働 運 動
1. 5 林田法相, 外国人労働者の受入れ緩和を表明。 1.18 田代公明 党 参 院 議員, 受託収賄容疑で取調べ。 1.25議員辞職。1.30起訴。323 1.22 政府, 1省庁1機関の地方移転方針を閣議決定。 1.25 第112通常国会再開。竹下首相, 初の施政方針演説で税制改革意欲を表明。308 1.26 政府, 大韓航空機事件に関し朝鮮民主主義人民共和国への制裁措置を発表。9.16解除。 2. 5 自民党の相沢英之衆院法務委員長, 株売買益の申告もれで引責辞任。308 2. 6 浜田衆院 予 算 委員長, 共産党委員の質問をさえぎり, 議場混乱。2.8国会審議全面ストップ。2.12浜田委員長辞任。308 2.11 社会党第53回定期大会(〜2.13), 協力黨員制度創設などの党改革案を採択。314, 317 2.16 閣議, 国家公務員の4週6休制の4月17日実施決定。381 2.16 公明党, 連合首脳と初の懇談会。186, 330 2.26 社・公・民・社連4党, 総額2兆9400億円の減税など予算共同修正案を発表。310 2.28 参院大阪選挙区補選で共産党吉井候補当選。340 3. 2 予算案の野党修正要求をめぐって国会審議空転。 3.8大型減税で合意, 正常化。 3.10予算案, 衆院通過。 3.10 竹下首相, 大型間接税に関する〈6つの懸念〉解消の努力を表明。 3.24 法 務 省, 〈在留資格	1. 4 同友会年頭見解〈行動原理の革新を求める〉発表。日本的経営の終焉, 経営の大転換を主張。 1.16 大蔵省, 証券取引法改正案に〈インサイダー取引の禁止〉条項を盛りこむ方針決定。 1.20 日経連〈労問研報告〉定昇のみの賃上げ, 春闘方式の見直しを提案。93, 106, 221 1.23 新日鉄と住金, 内需好調・生産量急増で合理化の一部延期表明。 2. 1 同友会, 企業白書〈個性主義による戦略的人事システム〉発表。 2. 5 新日鉄八幡戸畑4号炉休止を延期。12.25休止。 2. 9 日総リース和議申請。事実上倒産。負債総額1000億円。 2.12 労働省, 外国人労働者の不法雇用をやめるよう経済団体に要請。 2.16 JR東日本, 都労委から, 国労つぶしの降格不当との救済命令を受ける。全国地労委・167件の救済申立てで初の救済命令。242, 410 2.17 日経連, 〈外国人労働者問題研究会〉新設。52, 96 2.18 〈経済協力白書〉資本供給国の自覚を強調。 2.19 宇宙開発事業団, 通信衛星さくら3a打ち上げ。初の自主技術実用衛星。 2.28 87年《海外労働白書》外国人単純労働者の受入れに慎重な検討を強調。 3.13 世界最長の青函トンネル開業。連絡船, 80年の歴史に幕。 3.16 三井造船, 新たに人員削減750人を労組に提示。	1.12 反連合の左派単産で結成する〈88春闘懇談会〉, 国労など9単産を世話人組合に決める。218 1.14 連合第2回中央委員会, 地方組織の準備会を3月1日までに発足させ, 地方連合会を89年秋までに結成する方針決定。162, 178, 218 1.25 連合, 日経連と初の懇談, 物価・地価対策など共同歩調で一致。176, 222 1.25 運輸一般・自交総連・全動労・検数労連・全運輸が〈統一労組懇交通労組連絡会〉(6万7000人)を結成。 1.29 三次産業共闘結成(前年につき2度目)。29単産・218万人。 1.29 友愛会議第2回総会, 官民統一は〈進路と役割〉〈基本構想〉を前提とし, 統一時期を89年と強調。160 2. 1 日教組, 2年7か月ぶりに第64回定期大会(〜2.3), 労働戦線問題での総評支持を承認, 福田委員長ら新執行部選出。29, 170, 211 2. 2 造船重機労連, 税制で間接税等を〈検討すべき〉とする見解発表。 2. 3 総評・官公労と連合, 労働戦線統一に関する第1回会談。統一ナショナル・センターの結成を89年秋に早める努力をすることで合意。160, 181 2. 4 総評第78回臨時大会(〜2.5)で黒川議長, 〈全的統一〉の時期を89年秋としたい旨を正式表明。 2. 5 連合と友愛会議・全官公, 官民統一に関する第1回会談。以後年内8回会談。164, 206 2. 5 紙パ労連・紙パ総連合(両組織とも前日に解散)が, 〈日本紙パルプ産業労働組合連合会(紙パ連合)〉結成。28, 169, 212 2. 6 旧紙パ労連系左派の14組合・1ブロック1300人, 〈全国紙パルプ産業労組協議会〉を結成。169, 212 2. 9 全金同盟と3単組・1協議会, 〈全金連合〉を結成。209 2.16 国労, 〈国鉄清算事業団の完全雇用をめざす全国キャラバン〉スタ

社会・労働運動年表

1988. 1. 1 ～1988. 12. 31

* 〈政治・法律〉〈経済・経営〉〈労働運動〉〈社会運動〉〈社会・文化〉〈国際〉の6欄からなっている。

*各項目の末尾に付してある数字は本文の掲載頁を示す。

例： 2.5 紙パ労連・紙パ総連合（両組織とも前日に解散）が、〈日本紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ連合）〉結成。28,169,212

は紙パ連合に関する記述が、本文の28頁，169頁，212頁にあることを示す。当該項目についてさらに詳しく知りたいときは，本文を参照されたい。

第59集執筆者名一覧（50音順）

浅野富美枝	浅見和彦	五十嵐	仁
伊藤和久	今井邦明	大曾根	寛
金子和夫	上林千恵子	木下武男	
後藤光祥	佐伯哲朗	庄司博一	
高田一夫	高橋友雄	谷口朗子	
手島繁一	中村和夫	西尾賢一	
二村一夫	橋元秀一	長谷川義和	
早川征一郎	平井陽一	松崎	義
嶺学	森廣正	由井	格
吉田健二			

検印省略

日本労働年鑑 第59集／1989年版

発行	1989年 6 月26日
編著	法政 大原社会問題研究所 大学
発行者	柳 沢 明 朗
発行所	労 働 旬 報 社 東京都文京区目白台2-14-13 電話 (03) 943-9911 振替 東京 0-1 8 0 3 7 4
印刷所	真 珠 社

—Contents—

Introductory: Political and Economic Trends: Focus of the Labor Problem/7

Special Topic: The Foreign Workers in Japan/31

Part 1 Labor Economy and Worker Livelihood

I *Labor Economy/62*

II *Worker Livelihood/77*

Part 2 Labor Management and Labor Relations

I *Management Organizations/92*

II *Labor Management/104*

III *Collective Bargaining and Labor Disputes/120*

IV *The Condition and "Rationalization" of Industry/134*

Part 3 Trade Unions and the Labor Movement

I *Trade Union Organizations/148*

II *Nationwide Trade Union Organizations/171*

III *Wage Demands and Disputes/215*

IV *The Trade Union Response to "Rationalization"/238*

V *Movement for Workers' Welfare/255*

VI *Japan in the International Trade Union Movement/272*

Part 4 Trade Unions and the Social and Political Movements

I *Social Security Issues/284*

II *Social Movements/292*

III *Political Parties/306*

Part 5 Labor Policy and Social Welfare Policy

I *Labor Policy/348*

II *Wage Policy/374*

III *Social Security Policy/383*

IV *Labor Relations Commission and Labor Precedents/400*

V *I. L. O./412*

Appendix (a) Diary of Trade Union Conferences/425

(b) List of Trade Unions/446

(c) Directory of Trade Unions/455

(d) List of Statistical Tables/457

(e) Index/465

Labor Diary January-December 1988/478